

は し が き

法務総合研究所研究部報告第43号は、飲酒の問題を抱える犯罪者の処遇の検討に資するため、「飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合的研究」と題し、研究部が平成20年に受刑者及び保護観察対象者について実施した二つの調査研究の結果と問題飲酒者に対する処遇の実情等について取りまとめて刊行するものである。

飲酒は、直接・間接に犯罪の促進要因になるとともに、更生を阻む要因ともなっていると考えられることから、飲酒の問題を抱えた犯罪者の再犯防止・社会復帰を図るためには、その実態を明らかにし、これに応じた処遇を行いつつ、問題解決のための総合的な施策を実施していく必要がある。それゆえ、平成20年12月の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」では、アルコール依存者を例に挙げて、刑事施設において受刑者の問題に応じた科学的・体系的な処遇プログラムの開発・実施を行い、処遇効果を検証して、改善指導の内容の充実及び指導機会の拡充を図るべきものとされており、更生保護の分野でも、平成18年6月の「更生保護のあり方を考える有識者会議報告書」において、特に問題飲酒を例に挙げて、保護観察対象者の問題性に即した処遇プログラムの開発・実施の必要性が指摘されているところである。

しかしながら、我が国においては、一般人の飲酒行動に関しては幾つかの全国規模の調査が実施されているものの、犯罪者の飲酒問題の実態やその処遇に焦点を当てた全国規模の研究はほとんどなかった。そこで、法務総合研究所では、受刑者及び「問題飲酒対象者」に類型認定されている保護観察対象者を対象に、その飲酒状況や飲酒による問題行動等についての全国的な調査を実施し、その結果を分析・検討することにより、我が国における飲酒の問題を抱えた犯罪者の実態を明らかにし、これらの者に効果的な処遇を実施するための基礎的資料としたいと考えた。さらに、本報告では、飲酒の問題を抱える受刑者及び保護観察対象者に対する我が国の処遇の実情を調査するとともに、飲酒問題について先進的な施策を講じているオーストラリアにおける現地調査等を行った結果を紹介した上、最後にこれらを踏まえた今後の課題について付言した。

本報告が、飲酒の問題を有する犯罪者の実態の解明の一助となり、その再犯防止・社会復帰に向けた効果的な処遇を検討・実施するための資料としての役割をいささかでも果たすことができれば幸いである。

最後に、今回の調査を実施する上で、多大な御理解と御協力を賜った刑事施設、保護観察所を始めとする法務省関係機関及び各種の団体、関係各位に対して心から謝意を表する次第である。

平成23年3月

法務総合研究所長 清水 治

要 旨 紹 介

1 はじめに（研究の目的）

アルコールは、広く社会で飲用されている嗜好品であるが、常用・多用することで強い精神的・身体的依存を生じさせ、過度の摂取により様々な問題を引き起こすことが指摘されている。古くから飲酒が引き起こす社会問題として、アルコールは心理的抑制を弱め、攻撃性等の衝動を増強・解放させるなどして、暴力等の反社会的行為を誘発することが指摘されており、時には犯罪行為にまで至ることもある。

飲酒と犯罪との関連は多面的であり、飲酒が直接又は間接に犯罪を促進する要因となることがあるとともに、更生を阻害する要因にもなることがあると考えられる。飲酒の問題を抱えた犯罪者の効果的な再犯防止・社会復帰を図るためには、その実態を明らかにし、問題性を的確に把握して、これに応じた処遇を行いつつ、問題解決のための総合的な施策を実施していく必要があるというべきであるが、この問題についての研究は、未だ十分に進んでいないというのが現状である。そこで、本研究では、受刑者及び保護観察対象者を対象とした全国的な調査を実施して、我が国における飲酒の問題を抱えた犯罪者の実態を明らかにするよう努め、次に、我が国及び飲酒問題について先進的な施策を講じているオーストラリアにおける飲酒の問題を抱えた犯罪者の処遇の現状等を紹介し、今後の課題を明らかにすることにより、これらの者に効果的な処遇を実施するのに必要な基礎的資料を提供したいと考えた。

2 飲酒の問題を有する受刑者の実態と分析

（1）調査の実施概要

平成20年8月1日から同月31日までに刑事施設に刑確定により入所した日本国籍を有する成人男子受刑者のすべてを対象とした質問紙調査（刑事施設職員が記入のもの及び調査対象者である受刑者本人が記入のもの）を実施した。

調査対象施設は61施設、調査対象者数は1,478人であるが、分析対象者は、調査対象者本人が記入する調査票による調査に応じた受刑者1,440人（97.4%）である。

（2）調査結果

ア 飲酒行動の実態

- 分析対象者の飲酒率は一般成人男子と大差はなく、また、飲酒頻度についても、一般成人男子より高くはなく、受刑者には、飲酒の有無や頻度において、特段の問題があるとはいえない。しかしながら、飲酒経験受刑者（1年に1回程度以上飲酒する受刑者）では、ふだんの飲酒量や刑事施設収容前の1年間の最大飲酒量が多い者の構成比が一般成人男子と比べて顕著に高く、さらに、飲酒の量と頻度から飲酒

パターンを分類（Q F 分類）すると、分析対象受刑者のうち、ほぼ毎日6単位（日本酒換算で3合）以上を飲酒する「多量飲酒者」の構成比は23.3%であり、一般成人男子（5.8%）と比べて顕著に高く、受刑者には、十分な抑制が利かずに限度を超えて飲酒する者が多いという実態がうかがわれた。

- 年齢層別に見ても、分析対象者は、どの年齢層でも、一般成人男子と比べて多量飲酒者の構成比が高いが、50歳代が最も高かった。他方、20歳代の受刑者は、他の年齢層の受刑者と比べ、多量飲酒者の構成比は低いが、同年代の一般成人男子と比較すると顕著に高いなど、若年の受刑者の飲酒行動も軽視できない。
- 若年受刑者（入所時年齢が20～24歳の者）は、飲酒開始年齢が15歳以下の者の構成比（飲酒経験受刑者に占める比率）が39.4%と、他の年齢層の者と比べて高い。近年、飲酒開始年齢が下がる傾向が一般に見られるところであり、今後、早期の飲酒開始による問題飲酒者の増加も懸念される。

イ 多量飲酒と犯罪との関連

- Q F 分類による飲酒パターン別に、飲酒関連の問題行動等の経験率を見ると、飲酒量や頻度が増えるにつれて、飲酒に関わる様々な問題が頻繁に生じており、多量飲酒が直接又は間接に犯罪の要因となっていることが示唆される。
- 本件犯行が危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷等又は道路交通法違反である「交通事犯者」は、全般的に、受刑者全体と比べ、犯罪性向は進んでおらず、生活の崩れが生ずるまでに飲酒の問題を抱えている者も多くはないが、本件犯行時に飲酒していた「飲酒交通事犯者」では、多量飲酒者が4割近くを占め、飲酒関連の交通事犯を繰り返しやすい傾向が認められた。
- 本件犯行が殺人、傷害、暴行、脅迫、暴力行為等処罰法違反又は公務執行妨害である「粗暴事犯者」も、全般的に、受刑者全体と比べ、生活の崩れが生ずるまでに飲酒の問題を抱えている者は多くないが、刑事施設入所前の1年間に20単位（10合）以上の大量飲酒をしたことがある者が過半数を占めるなど、飲酒行動に抑制が利きにくい者が多い傾向が見られる。また、本件犯行時に飲酒していた「飲酒粗暴事犯者」では、多量飲酒者が4割を超え、粗暴事犯を繰り返しやすい傾向が認められた。
- 問題飲酒による生活困窮があって窃盗等（窃盗又は詐欺）の犯行に及んだと認められる「生活困窮窃盗等事犯者」では、多量飲酒者が5割近くを占め、最近1年間に20単位（10合）以上の大量飲酒を経験したことがある者が過半数を占めるなど、飲酒行動に抑制が利きにくい者が多く、窃盗等以外の犯罪の経験率は高くないが、窃盗等を繰り返す傾向が「窃盗等事犯者」全体と比べてより強い。

3 飲酒の問題を有する保護観察対象者の実態と分析

(1) 調査の実施概要

平成20年8月1日現在係属中の保護観察対象者のうち、「問題飲酒対象者」に該当する日本国籍を有する成人男子から無作為抽出した489人（仮釈放者179人，保護観察付執行猶予者310人）を分析対象者として質問紙調査（保護観察官が記入のものと分析対象者である保護観察対象者本人が記入のもの）を実施した。分析対象者のうち，本人記入のアンケートに回答があった者は435人（89.0％）であった。

(2) 調査結果

ア 保護観察になった事件当時の飲酒傾向等

- ・ 保護観察になった事件の犯行（本件）当時の飲酒傾向を見ると，多量飲酒者が約4割と多く，ふだんの飲酒量が多い大量飲酒者も多かった。
- ・ 本件当時のふだんの飲酒量が特に多い者では，自己抑制の喪失・判断力の低下や粗暴的傾向を示すエピソードを持つ者の比率が高く，大量飲酒が問題行動の要因となることが確認された。

イ 飲酒開始年齢が低い保護観察対象者が有する問題

- ・ 飲酒開始年齢が18歳以下であるか19歳以上であるかに分けて比較すると，飲酒開始年齢が低い群は，本件当時飲酒量が顕著に多く，飲酒のコントロールが利かない，飲酒時に感情が不安定になる，判断力が低下するなど，犯罪行為を助長しかねない内容の経験を持つ者の比率も顕著に高かった。

ウ 犯罪傾向

- ・ 分析対象者は，保護観察対象者全体と比較して，3号観察，4号観察共に「暴力事犯（殺人，傷害，暴行，逮捕・監禁，強盗並びに暴力行為等処罰法及び組織的犯罪処罰法の各違反）」の占める構成比が高く，問題飲酒と犯罪との関連性が大きいことを示唆していた。
- ・ 分析対象者の「問題飲酒」類型の認定理由を見ると，「暴力事犯」では85.5％，「交通事犯（危険運転致死傷，自動車運転過失致死傷等並びに道路交通法，保管場所法，道路運送法，道路運送車両法及び自動車損害賠償保障法の各違反）」では92.5％が，「本件犯行が飲酒を原因とする」ことを含んでいた。他方，「窃盗等事犯（窃盗及び詐欺）」では，その比率は67.4％と「暴力事犯」や「交通事犯」と比べて低い一方で，「現に飲酒による生活の破たんや問題行動が明らかである」ことを認定理由に含んでいる者が30.4％を占めており，罪種により異なる傾向が見られた。

エ 保護観察の状況

- ・ 分析対象者の保護観察の成績を見ると，「暴力事犯」と「窃盗等事犯」では，良好な者の構成比は低く，特に，「おおむね不良で推移」，「成績下降」，「成績が上昇

したり下降したりした」といった保護観察の状況が懸念される者が1割を超えていた。

- ・ 分析対象者のうち、保護観察期間中に犯罪・問題行動等があった者は18.8%であり、その多くは、アルコールに関連したものであった。

オ 断酒の取組

- ・ アンケート回答者について、保護観察期間中の問題飲酒への取組状況を見ると、約4割が断酒、約5割が節酒していたが、その一方で、断酒・節酒の意志が揺れ動く者も少なくなかった。

カ 「問題飲酒」以外の問題

- ・ 3号観察（一般）では、「無職等」と「ギャンブル等依存」の各類型にも認定されていた者の比率が2割前後と突出して高く、過去の薬物使用経験についても2割以上の者に該当が認められ、4号観察（一般）では、「無職等」、「性犯罪等」、「精神障害等」の各類型にも該当する者の比率が1割前後あるなど、「問題飲酒」以外の問題を抱える者が少なからず認められた。

4 問題飲酒者の処遇の現状

平成21年4月現在における我が国の刑事施設及び保護観察所で実施されている飲酒の問題を有する犯罪者の処遇の実情及びアルコール医療の現状等を調査した。

（１）刑事施設における酒害教育の概要

刑事施設においては、一般改善指導の一つとして酒害教育が実施されている。また、特別改善指導の一つである交通安全指導の中で、飲酒運転に焦点を当て、その危険性や防止策について考えさせる指導が行われている。なお、本報告では、犯罪性向の進んでいない者を収容している福井刑務所、犯罪性向の進んでいる者を収容している府中刑務所、交通事犯者を中心に収容している加古川刑務所の例を紹介している。

（２）保護観察処遇の現状

保護観察においては、飲酒の問題を有する対象者については、「問題飲酒対象者」に認定した上、その特性に応じた指導が行われている。通常、飲酒関連の特別遵守事項を定めるなどして、これを遵守させることを中心に様々な指導を行っている。暴力犯罪の累行傾向が高く、かつ、問題飲酒対象者等の類型にも該当する者については、「特定暴力対象者」に認定し、保護観察官の関与を強化するなどしている。

さらに、保護観察対象者等が自立更生に向けて共同生活する場である更生保護施設においても、「酒害・薬害教育プログラム」に沿った酒害教育等が実施されている。

（３）アルコール医療の現状等

昭和38年、国立医療機関として初めて国立療養所久里浜病院（現在は独立行政法人国立病院機構久里浜アルコール症センター）にアルコール専門病棟が開設された。現在では、多くのアルコール専門病棟・専門病院・専門診療所が開設され、それぞれに特徴あるアルコール医療を展開している。他方、アルコール依存症等の治療に関しては、古くから患者自身が断酒活動を相互に支援し合う自助グループが組織され、活発な活動を行っており、特に、良好な予後、断酒の継続のためには、自助グループへの参加がほとんど不可欠とされている。

５ オーストラリアにおける飲酒の問題を有する犯罪者の処遇の現状

飲酒の問題を抱える犯罪者に対し先進的な試みを行っているオーストラリアにおける処遇の現状を調査した。

オーストラリアでは、「全国アルコール戦略」という行動計画を通じ、多くの関係機関が連携して飲酒問題へ対応している。ニューサウスウェールズ州における少年薬物アルコール裁判所プログラムは、アルコール又は薬物の問題を有する少年犯罪者に対し、判決前に集中的な処遇プログラムを実施するものである。同州のソーバー・ドライバー・プログラムは、過去5年間に2回以上の飲酒運転で有罪判決を受けたことのある18歳以上の再犯者に対する強制参加型のプログラムであり、飲酒運転の再犯減少に効果的であることが実証されている。同州のゲッティング・スマート・プログラムは、スマート・リカバリ・プログラム（アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル依存症等のあらゆる「し癖行動」からの回復を目指すプログラム）の概念や技法について、矯正施設内の受刑者の理解を容易にする目的で開発されたプログラムであり、現在では、州内のすべての矯正施設のほか、多くの保護観察所においても実施されている。

６ おわりに（今後の課題）

（１）犯罪者の飲酒に係る問題性に応じた処遇プログラムの開発

飲酒と犯罪との関連は多面的で、犯罪者が抱える飲酒の問題も様々であるが、こうした多様な飲酒の問題を有する犯罪者に対し、その問題性に即した効果的な処遇プログラムを開発・実施していく必要がある。医学的にアルコール依存者と診断されている者やその疑いがある者はもとより、犯罪者の抱える飲酒問題やその飲酒傾向を的確に把握し、多量飲酒者等の問題飲酒者にまで範囲を広げた処遇プログラムの開発が望まれるところである。

さらに、問題飲酒に係る処遇の在り方に関しては、対象者をいかに選別し、各対象者にその特性に応じいかなる指導を施すのが適切であるのかについての検討や、プログラムその他の処遇の効果検証等も必要である。

（２）断酒指導を中心とした処遇

飲酒の問題を有する犯罪者の多くが、飲酒量を適切に自己コントロールできていないと推測され、こうした者に対しては、節酒指導により飲酒量を適切にコントロールしようとしても、結局、それができずに失敗する可能性が高いと考えられることから、問題飲酒行動が相当に高じていてその弊害が大きい者に対しては、断酒指導を中心とした処遇がより有効であろうと考えられる。

断酒指導に当たっては、継続的でねばり強い指導・支援が肝要であるし、かつ、矯正・更生保護における強制的な処遇を行い得る期間を超えて、断酒の継続を成功させることが必要である。そのためには、本人にとって飲酒問題の解決が再犯の防止に直結することを理解させ、再び事件を起こしたくないといった気持ちを喚起させる指導が必要であろう。また、継続的な断酒の成功のためには、自助グループとも密接な連携を取り合うことが必要であろう。本人ばかりでなく、その家族も断酒の取組に参加するように仕向けることも効果的な手法と考えられる。

（３）犯罪類型別の問題飲酒者に対する処遇の留意点

ア 交通事故犯

犯行時に飲酒していた飲酒交通事故犯者には、飲酒関連の交通事故犯を繰り返しやすい傾向が認められる。したがって、アルコール依存症が認められる者など飲酒の問題が大きい場合には断酒を中心とした本格的な処遇が必要であることはもちろんであるが、飲酒問題がそれほど深刻でなくても、早期に節酒指導を含む効果的な処遇を行うことで、問題飲酒行動の進行に歯止めを掛けることが有効と思われる。

イ 粗暴（暴力）事犯

粗暴（暴力）事犯者は、大量飲酒をする傾向があり、飲酒に対する抑制が利きにくい者が多い傾向がある。特に、犯行時に飲酒していた飲酒粗暴（暴力）事犯者には、粗暴（暴力）事犯を繰り返す傾向があり、問題飲酒行動が犯罪と強く結び付いていることがうかがわれることから、飲酒の問題性を犯罪とのつながりにおいて十分に自覚させて断酒意欲を持たせ、断酒に向けた努力を続けさせるような、継続的な処遇が必要であろう。

ウ 飲酒による生活困窮があるなどの問題性蓄積型

継続的な問題飲酒が生活の破たんや人間関係の崩壊等を招いて犯罪に結び付くといった間接的・蓄積的な問題性を有している問題性蓄積型の犯罪者については、問題の把握・解決共に難しいことが多く、飲酒問題に関する情報を的確に把握し、適正妥当な処遇選択を行う必要がある。飲酒の問題性が大きい者については、断酒指導を中心とした本格的な処遇を行うべきはもちろんであるが、生活基盤の破たんが更生の障害となっている者が多いと考えられ、特に、生活面での細やかな指導・支援等が重要と思われる。

（４）若年の問題飲酒者に対する処遇

多量飲酒者には飲酒開始年齢が低い傾向が認められるが、飲酒開始年齢の低い者には、飲酒に対する抑制が利かない者が多い傾向があり、断酒意欲も相対的に乏しいなど多様な問題を有していることがうかがわれた。したがって、非行少年や若年犯罪者については、飲酒の問題が比較的深刻でなくても、早期に節酒指導を含む効果的な処遇を行うことで、問題飲酒行動の進行に歯止めを掛けることが有効と思われる。

研究部長 山下隆志

— 飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の

処遇に関する総合的研究 —

	研 究 官	作 原 大 成
	研 究 官	水 上 太 平
京都保護観察所長（前 研 究 官）		寺 戸 亮 二
川越少年刑務所首席矯正処遇官（前 研 究 官）		川 島 ゆ か
さいたま保護観察所統括保護観察官（前 研 究 官）		西 元 雅 夫
宮城刑務所上席統括矯正処遇官（前研究官補）		大 北 晋 也
千葉少年鑑別所専門官（前研究官補）		神 藤 彩 子
矯正研修所東京支所教官（前研究官補）		小 林 美智子
さいたま保護観察所保護観察官（前研究官補）		瀬 川 明 子

目 次

第1章	はじめに	1
第1節	飲酒をめぐる諸問題と本研究の目的	1
第2節	我が国の飲酒傾向	5
第3節	飲酒と犯罪	9
第2章	飲酒の問題を有する受刑者の実態と分析	13
第1節	調査の実施概要	13
1	調査の目的	13
2	調査実施方法	13
第2節	調査結果	14
1	分析対象者の基本属性	14
2	飲酒行動	19
3	飲酒関連の否定的経験等	35
4	飲酒経験受刑者の犯罪傾向	51
5	飲酒に関する罪種別分析	58
6	小括	86
第3章	飲酒の問題を有する保護観察対象者の実態と分析	89
第1節	調査の実施概要	89
1	調査の背景と目的	89
2	調査実施方法	90
第2節	調査結果	91
1	分析の対象	91
2	分析対象者の概観	91
3	アンケート回答者の概観（問題飲酒の状況）	123
4	小括	148
第4章	問題飲酒者の処遇の現状	151
第1節	刑事施設における酒害教育の概要	151
1	刑事施設における酒害教育	151
2	刑事施設における酒害教育実施例	152
第2節	保護観察処遇の現状	156
1	保護観察処遇と問題飲酒対象者の処遇	156
2	更生保護施設における処遇の状況	159
第3節	アルコール医療の現状等	162

第5章 オーストラリアにおける飲酒の問題を有する犯罪者の処遇の現状	163
第1節 オーストラリアにおける飲酒をめぐる状況	163
1 オーストラリアにおける飲酒傾向	163
2 オーストラリアにおける基本的アルコール政策	168
第2節 ニューサウスウェールズ州少年薬物アルコール裁判所プログラム	173
1 少年薬物アルコール裁判所プログラム設立の経緯	173
2 少年薬物アルコール裁判所プログラムの内容	174
第3節 ニューサウスウェールズ州ソーバー・ドライバー・プログラム	177
1 ソーバー・ドライバー・プログラム設立の経緯	177
2 ソーバー・ドライバー・プログラムの内容	177
3 ソーバー・ドライバー・プログラムの再犯減少効果	181
第4節 オーストラリアの矯正施設における問題飲酒者処遇プログラム	182
1 スマート・リカバリ・プログラム	182
2 ゲッティング・スマート・プログラム	183
第6章 おわりに	192
1 犯罪者の飲酒に係る問題性に応じた処遇プログラムの開発	192
2 断酒指導を中心とした処遇	193
3 犯罪類型別の問題飲酒者に対する処遇の留意点	194
4 若年の問題飲酒者に対する処遇	195
参考・引用文献一覧	196

※ 本文中の右下に付した数字は、参考文献の番号を示す（算用数字は邦語文献，ローマ数字は英語文献である。）。

巻末資料

- 1 飲酒に関する調査票（刑事施設職員記入用）
- 2 飲酒に関するアンケート用紙（受刑者記入用）
- 3 単純集計表（飲酒に関する調査票（刑事施設職員記入用））
- 4 単純集計表（飲酒に関するアンケート用紙（受刑者記入用））
- 5 飲酒に関する調査票（保護観察所職員記入用）
- 6 お酒に関するアンケート（調査対象者記入用）
- 7 単純集計表（飲酒に関する調査票（保護観察所職員記入用））
- 8 単純集計表（お酒に関するアンケート（調査対象者記入用））
- 9 罪名等の定義

第1章 はじめに

第1節 飲酒をめぐる諸問題と本研究の目的

1 飲酒がもたらす諸問題

アルコールは、広く社会で飲用されている嗜好品であるが、常用・多用することで強い精神的・身体的依存を生じさせ、過度の摂取により重篤な身体疾患を招く可能性があるなど、様々な問題を引き起こすことが指摘されている。また、社会には、時間、場所、機会に応じ、一般に受け入れられる飲み方や酔い方があるが、これから大きく逸脱した飲酒行動やその繰返しに対しては、周囲から非難が生じ、時には刑事処罰等の制裁を受けることとなる^{34, 36}。

なお、日本人は、他の人種と比べ、アルコールの代謝に重要な役割を果たす酵素の活性が低い（酒に弱い）体質の者の割合が多いにもかかわらず、文化的には、飲酒に対して親和的であり、成人のほとんどが飲酒経験を有し、飲酒が親睦の手段としても重要な位置を占め、人間関係の円滑・活性化、疲労感の軽減やストレスの解消等に一定の役割を果たし、一般的には、飲酒酩酊下での「はめを外した行動」に対しても比較的寛容な傾向があるとされている。

他方、過度の飲酒がもたらす健康問題は深刻であり、樋口進らによる「成人の飲酒実態と関連問題の予防に関する研究」における全国調査（平成15年）によると、WHOが定めた国際疾病分類第10版（ICD-10）の診断基準に基づくアルコール依存症者は、我が国で約82万人と推計されている²⁴。また、厚生労働省による人口動態調査（平成20年）によれば、同年において、アルコール性肝疾患による死亡者数は4,155人、飲酒による精神及び行動の障害による死亡者数は325人に及ぶ¹⁵。

こうした健康問題のほか、古くから飲酒が引き起こす社会問題として、アルコールは心理的抑制を弱め、攻撃性等の衝動を増強・解放させるなどして、暴力等の反社会的行為を誘発することが指摘されており、時には犯罪行為にまで至ることもある。前記の樋口らによる調査（平成15年）の結果に基づく推計では、我が国において何らかの飲酒にまつわる問題行動の被害を受けたことがある成人は、およそ3,040万人に上るとされている²⁴。

2 飲酒と犯罪との関連

飲酒と犯罪との関連は多面的である。まず、加害者が飲酒・酩酊した状態で犯罪に及ぶ場合がある。これには、①飲酒による酩酊状態等が犯罪構成要件の一部であったり、飲酒行為が犯罪と直接的に結び付いているもの（酒気帯び・酒酔い運転、飲酒による人身事故等）、②飲酒による薬理効果が規範意識や判断力を弛緩・低下させて犯罪を誘発・促進したと考えられるもの（酔余の粗暴犯や性犯罪等）などが挙げられる。また、犯行時には必ずしも飲酒を伴わないものの、加害者の飲酒と犯罪の発生に関連が認められる場合として、③飲酒への欲求が犯罪動機となっているもの（無銭飲酒、酒類の万引、酒を飲む金員を得るための窃盗・詐欺等）、④犯罪を引き起こす背景事情に飲酒問題を抱え、あるいはそうした背景事情が更生を阻害する要因となっているもの（アルコール依存症・アルコール精神病による問題行動やその他飲酒による問題行動が家庭崩壊や社会的孤立を生み犯罪に至る事例等）が挙げられる。さらに、ここに挙げた複数の要素が相互に関連して犯罪に結び付くこともあろう。

これらのほか、アルコールの提供が犯罪となる場合（未成年者に対する酒類の提供、飲酒運転をするおそれのある者に対する酒類の提供等）、アルコールを犯罪の道具として利用した犯罪（準強姦等）、その他被害者が酩酊している場合なども、広い意味でアルコールと関連する犯罪といえる。

3 本研究の目的

以上のとおり、飲酒は、直接又は間接に犯罪を促進する要因となることがあるとともに、更生を阻害する要因にもなることがあると考えられるが、飲酒の問題を抱えた犯罪者の効果的な再犯防止・社会復帰を図るためには、その実態を明らかにし、問題性を的確に把握して、これに応じた処遇を行いつつ、問題解決のための総合的な施策を実施していく必要があるというべきである。

しかしながら、我が国においては、飲酒の問題を抱えた犯罪者の問題解決のための本格的な取組は、始まったばかりであり、この問題についての研究は、未だ十分に進んでいないというのが現状である。一般人の飲酒行動に関しては幾つかの全国規模の調査が実施されているが、犯罪者の飲酒問題の実態に関する全国規模の調査・統計は極めて少なく、飲酒運転に関するものや検挙者中のアルコール中毒者の比率といった限定的な項目についてのもの、特定の刑事施設における酒害教育対象者を対象に行われた小規模の報告等にとどまっている。さらに、これらの調査・報告では、飲酒量のとり方がそれぞれに違っているなどして、相互の比較が困難なものが多い。

そこで、本研究では、受刑者及び保護観察対象者を対象とした全国的な調査を実施し、その結果を統計的に分析することにより、従来の研究では十分に明らかでなかった我が国における飲酒の問題を抱えた犯罪者の実態を明らかにするよう努め、次に、我が国及び飲酒問題について先進的な施策を講じているオーストラリアにおける飲酒の問題を抱えた犯罪者の処遇の現状を紹介し、今後の課題を明らかにすることにより、これらの者に効果的な処遇を実施するのに必要な基礎的資料を提供したいと考えた。

なお、本研究においては、「飲酒の問題を有する犯罪者」を、酩酊下で犯罪に及んだ者やアルコール依存症等の確定した診断のある犯罪者に限定することなく、飲酒行動が直接又は間接に犯罪の原因となっている犯罪者を広く取り上げることとした。犯行時の酩酊状態は、一部を除き、測定そのものが困難であるし、アルコール依存症・アルコール精神病患者との確定した診断のある者は、飲酒問題を抱えた犯罪者のうちのごく一部にすぎず、それのみを扱うのでは、飲酒に関連する犯罪者のうちの極めて限定された範囲でしかその実態を捉えることができない上、何より飲酒の問題を抱える犯罪者の効果的な処遇を模索していくためには、飲酒行動が直接又は間接に犯罪の原因となっている犯罪者を広く考察の対象とする必要があると考えられるからである。

ところで、一般人の飲酒行動の実態について、全国規模で調査が行われているものとして、清水新二らによる「全国代表標本による日本人の飲酒実態とアルコール関連問題」における全国調査（平成13年）がある。一般にアルコールを多量に摂取する問題性の高い飲み方をしていると考えられる飲酒者、すなわち「多量飲酒者」をどのように定義するかについては、様々な考え方があるところ、同調査においては、国際的水準に則って飲酒量の

測定を行った上、通常は1日の飲酒量を基に定義される「多量飲酒者」について、飲酒量と飲酒頻度をかけ合わせたQ F法（quantity and frequency method）による操作的定義を試み、飲酒パターンを1－1－3－1図のとおり「多量飲酒者」、「常習飲酒者」、「社会的飲酒者」、「機会飲酒者」、「非飲酒者」の5つに分類し、これに従って、一般人の飲酒行動の実態と飲酒に影響された犯罪その他の問題行動等との関連を社会的見地から詳細かつ緻密に分析しており³⁸、この分類は、本研究において一般人と犯罪者との飲酒行動等を比較・検討するのにも有用であろうと考えられる。そこで、本研究においても、飲酒の問題を有する犯罪者の実態を分析するに当たり、必要に応じこのQ F法に基づいた飲酒パターンの分類（以下「Q F分類」という。）に従って分析を行った。

1－1－3－1図 Q F法による飲酒パターン分類

飲酒頻度 \ 飲酒単位	10以上	9 ～ 6	5 ～ 2	2 未満
ほ ぼ 毎 日	多量飲酒者（Hard Drinker）			
週 3 ・ 4 回 週 1 ・ 2 回	常習飲酒者（Regular Drinker）			
月 1 ～ 3 回	社会的飲酒者（Social Drinker）			
そ れ 以 下	機会飲酒者（Occasional Drinker）			
全 く 飲 ま ない	非飲酒者（Non-Drinker）			

注 「全国代表標本による日本人の飲酒実態とアルコール関連問題－健康日本21の実効性を目指して－」による。

なお、飲酒量の測定に当たっては、酒の種類が同じであっても、個々の酒によりアルコール濃度に差異がある上、回答者の記憶による大まかな飲酒量を基にせざるを得ないことから、これを概括的な基準を用いて純アルコール量に換算せざるを得ない。換算の割合についても、例えば、WHOの共同研究の成果であるAUDITでは純アルコール9～12gを、厚生労働省が壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的に進めている「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」では同10g²²を、前記の清水らによる調査では同12g³⁸をそれぞれ1単位とするなど、若干の幅が見られる。本研究においては、前記の清水らによる調査と比較する目的もあることから、これと同じく、1単位を純アルコール12gとする基準を採用し、この基準に照らした概算によって飲酒単位に換算することとした（ビール500mlを1.5単位、日本酒1合を2単位、焼酎100mlを2単位、ウイスキー30mlを1単位、ワイン100mlを1単位として換算した。）。

第2節 我が国の飲酒傾向

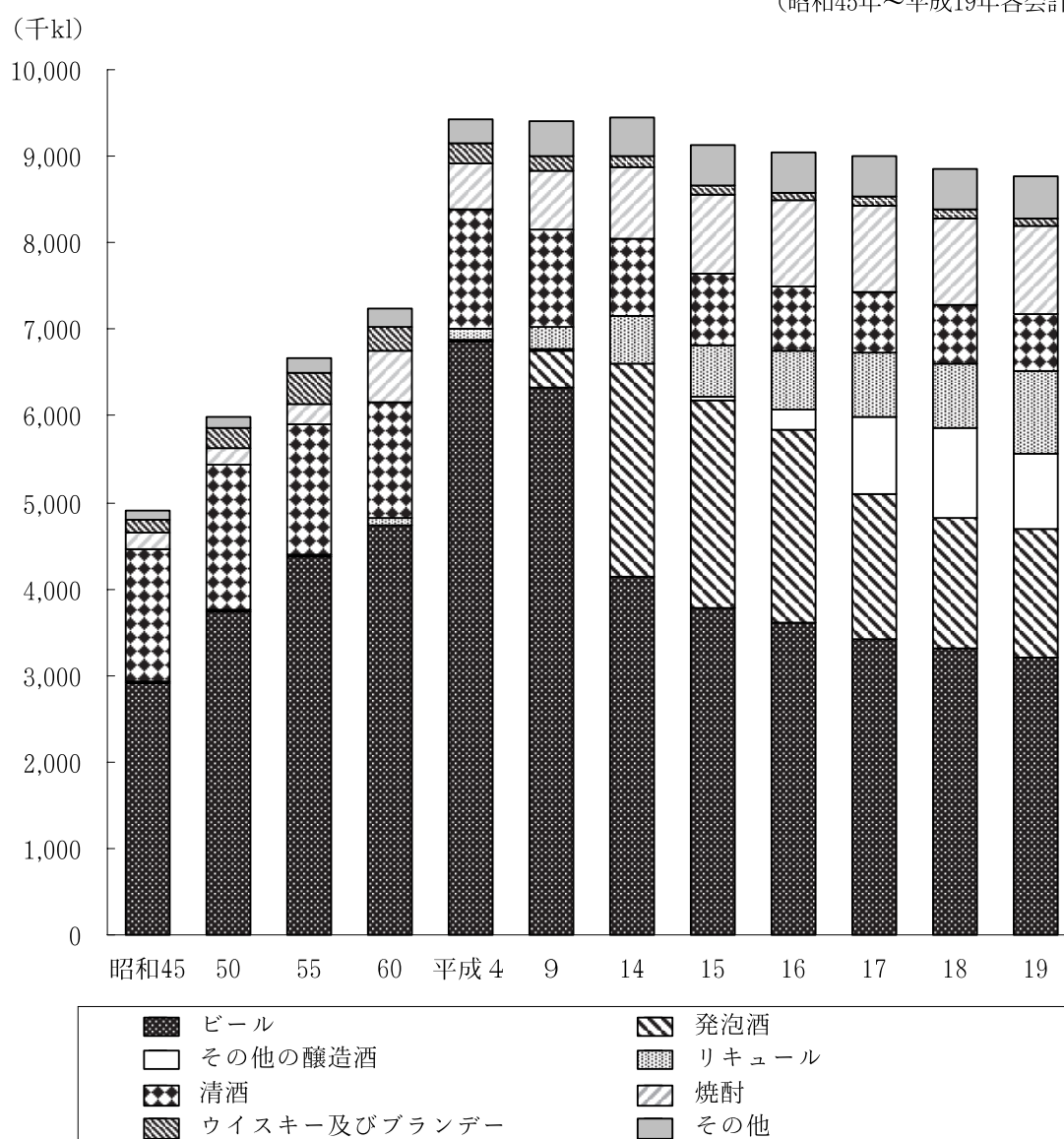
最初に、我が国の飲酒傾向を概観する。

1-2-1図は、国税庁課税部酒税課による酒類の課税数量合計に基づき、国全体の酒類販売（消費）数量の推移を見たものである。

その数量は、長く右肩上がりで増加する傾向にあったが、最近はやや減少傾向にある。酒の種類別に見ると、焼酎やリキュール等が増加する一方、発泡酒を含むビール系飲料、清酒、ウイスキー類が減少するなど、酒類の嗜好に変化が見られる。

1-2-1図 酒類販売（消費）数量の推移

（昭和45年～平成19年各会計年度）



注 1 国税庁課税部酒税課の「酒のしおり」（平成21年3月）による。

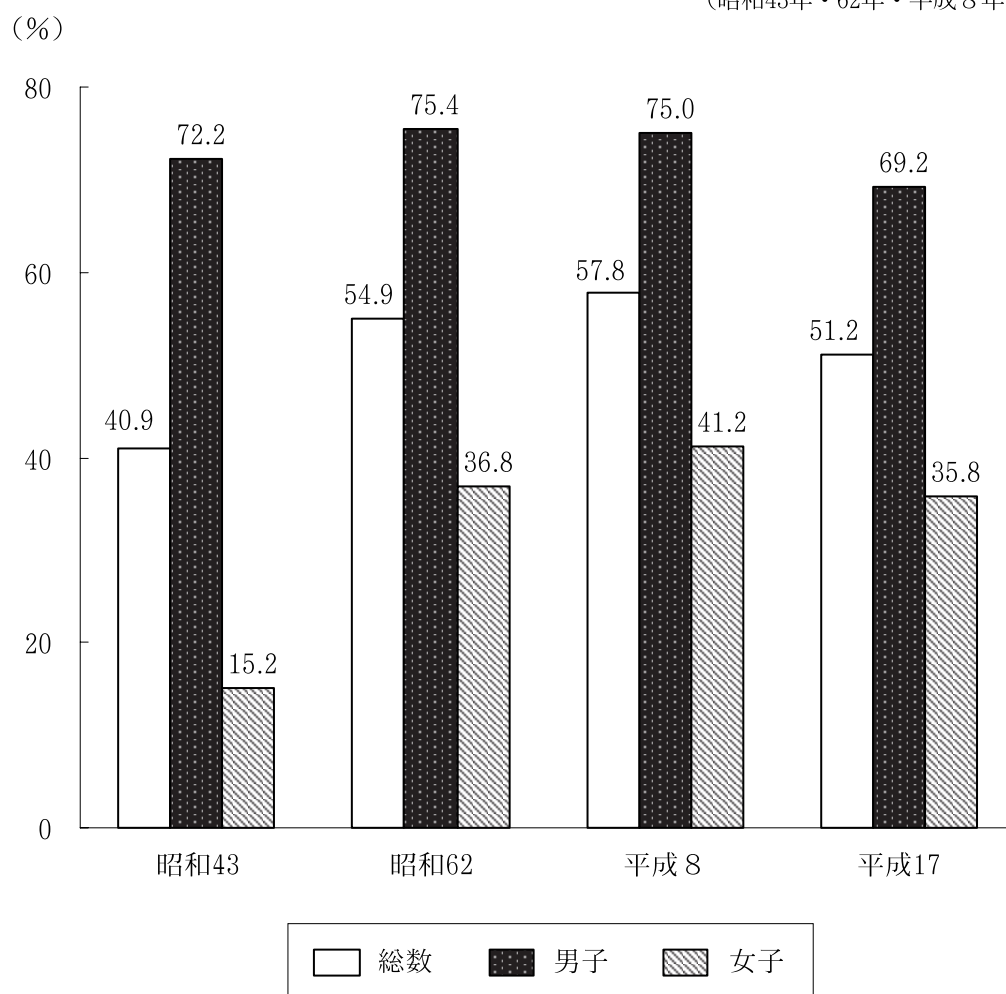
2 「その他」は、合成清酒、みりん、スピリッツ等、果実酒及び甘味果実酒の合計である。

1-2-2図は、総理府による酒類に関する世論調査（昭和43年、62年）、健康・体力づくり事業財団による健康づくりに関する意識調査（平成8年）及び厚生労働省による国民健康・栄養調査等の全国調査（平成17年）に基づき、男女別に成人中の飲酒者（月に1回以上飲酒している者）の比率の推移を見たものである^{1,2,12,16}。

昭和43年に40.9%であった成人中の飲酒者の比率は、63年には54.9%、平成8年には57.8%まで上昇したが（この間、特に、女性の飲酒者の比率の上昇が目立っている。）、17年は、51.2%とやや減少している。

1-2-2図 男女別成人中の飲酒者の比率の推移

（昭和43年・62年・平成8年・17年）

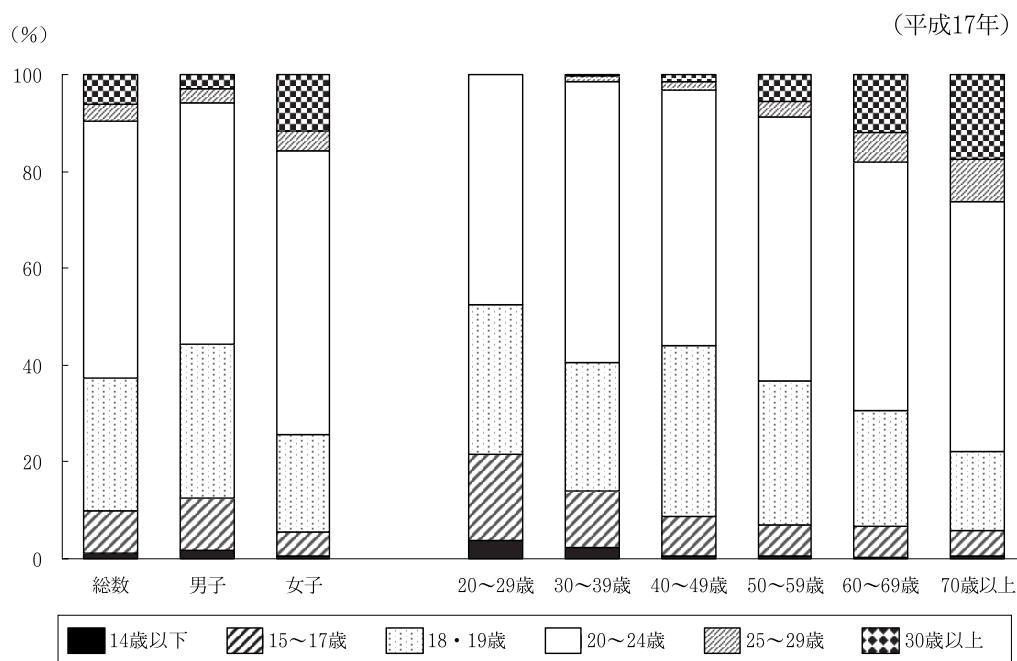


- 注 1 昭和43年及び62年は、総理府の「酒類に関する世論調査」による。なお、飲酒者全体から飲酒頻度が月1回以下の者を除いた推計値である。
- 2 平成8年は、健康・体力づくり事業財団の「健康づくりに関する意識調査報告書」による。
- 3 平成17年は、厚生労働省の「平成17年国民健康・栄養調査報告」による。

1-2-3図は、厚生労働省による国民健康・栄養調査等の全国調査（平成17年）に基づき、男女別・年齢層別に成人飲酒者（現在又は過去に月に1回以上の飲酒がある者）の飲酒開始年齢を見たものである¹²。

成人飲酒者中の男子の44.2%，同女子の25.7%が20歳未満で飲酒を開始している。20～29歳の層では14歳以下で飲酒を開始した者の比率が3.8%を占めている。

1-2-3図 男女別・年齢層別成人飲酒者の初回飲酒年齢



注 厚生労働省の「平成17年国民健康・栄養調査報告」による。

さらに、厚生労働省による国民健康・栄養調査等の全国調査（平成18年）に基づき、男女別に飲酒の頻度を見たのが次頁の1-2-4表①，同じく1日当たりの飲酒量を見たのが同表②である¹³。

毎日飲酒する者が，成人男子の33.3%，同女子の6.1%を占めている。また，飲酒者（月に1回以上飲酒する者）のうち，1日当たり5合以上という大量の飲酒をしている者が，成人男子の3.2%，同女子の1.3%いる。

1-2-4 表 男女別飲酒の頻度・1日当たりの飲酒量

(平成18年)

① 飲酒の頻度		総 数		男 子		女 子	
		人員 (構成比)		人員 (構成比)		人員 (構成比)	
総	数	7,751	(100.0)	3,556	(100.0)	4,195	(100.0)
毎	日	1,441	(18.6)	1,185	(33.3)	256	(6.1)
週	5 ～ 6 回	492	(6.3)	340	(9.6)	152	(3.6)
週	3 ～ 4 回	426	(5.5)	253	(7.1)	173	(4.1)
週	1 ～ 2 回	624	(8.1)	298	(8.4)	326	(7.8)
月	1 ～ 3 回	763	(9.8)	292	(8.2)	471	(11.2)
や	め た	160	(2.1)	101	(2.8)	59	(1.4)
ほとんど	飲まない	3,845	(49.6)	1,087	(30.6)	2,758	(65.7)

② 1日当たりの飲酒量		総 数		男 子		女 子	
		人員 (構成比)		人員 (構成比)		人員 (構成比)	
総	数	3,741	(100.0)	2,365	(100.0)	1,376	(100.0)
1 合 未 満		1,508	(40.3)	754	(31.9)	754	(54.8)
1 ～ 2 合 未 満		1,229	(32.9)	831	(35.1)	398	(28.9)
2 ～ 3 合 未 満		624	(16.7)	482	(20.4)	142	(10.3)
3 ～ 4 合 未 満		214	(5.7)	173	(7.3)	41	(3.0)
4 ～ 5 合 未 満		73	(2.0)	50	(2.1)	23	(1.7)
5 合 以 上		93	(2.5)	75	(3.2)	18	(1.3)

注 厚生労働省の「平成18年国民健康・栄養調査報告」による。

先に述べたように、「多量飲酒者」をどのように定義するかは様々な考え方がある。

「健康日本21」においては、「1日平均3合（純アルコールで約60g）以上飲酒する者」を多量飲酒者と定義している²²が、その目標策定時の基準値として用いられた平成8年の健康・体力づくり事業財団による意識調査では、この定義による多量飲酒者の割合は、成人男子4.1%、同女子0.3%であったところ¹⁶、目標達成度の中間評価に用いられた16年の国民健康・栄養調査等の全国調査による中間実績値は、成人男子5.4%、同女子0.7%と増加している^{11,23}。また、多量飲酒者の定義がやや異なるが、前記の清水らによる調査（平成13年）では、「ほとんど毎日3合以上を飲酒する者」を多量飲酒者と定義し、同調査では、成人男子の5.8%、同女子の0.5%がこの定義による多量飲酒者に該当した³⁸。さらに、前記の樋口らによる調査（平成15年）及び同人らによる「成人の飲酒と生活習慣に関する実態調査研究」における全国調査（平成20年）では、「ふだん飲酒するときの1日飲酒量が純アルコール60g以上を飲酒する者」を多量飲酒者と定義しているが、これらの調査では、平成15年は成人男子の12.7%、同女子の3.4%が、20年は成人男子の12.0%、同女子の3.1%が、この定義による多量飲酒者に該当した^{24,25}。

第3節 飲酒と犯罪

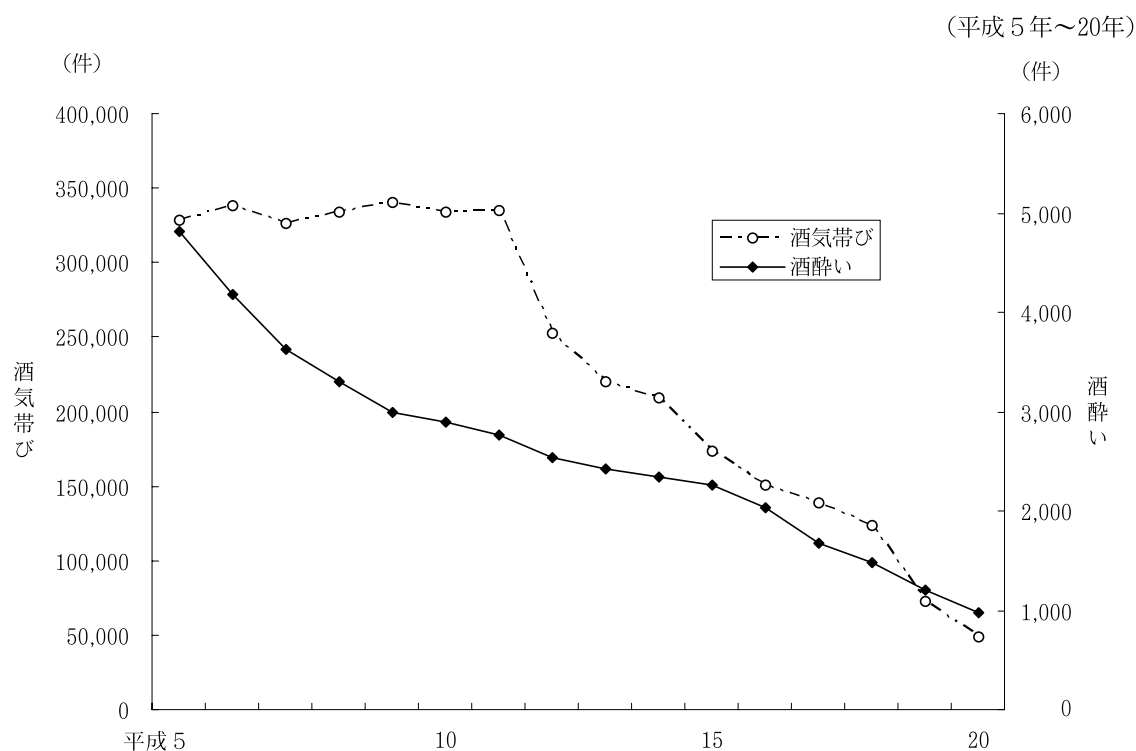
先に述べたように、飲酒と犯罪との間には広範かつ多様な関連が考えられるところであるが、我が国においては、犯罪者の飲酒問題の実態に関する全国規模の調査・統計は極めて少なく、わずかに飲酒運転に関するものや検挙者中のアルコール中毒者の比率といった限定的なものがあるにすぎない。

以下、これら若干の既存の調査・統計を紹介する。

1-3-1 図は、違反態様別飲酒関連道路交通法違反送致件数の推移（平成5年以降）を見たものである。

酒気帯び・酒酔い運転ともに、減少傾向が見られる。平成14年6月、飲酒運転に対する罰則が強化されるとともに、酒気帯び運転となる飲酒レベルを呼気中アルコール濃度0.25mg以上から0.15mg以上に広げる改正道路交通法が施行されているが、その後も減少を続けている。

1-3-1 図 違反態様別飲酒関連道路交通法違反送致件数の推移



注 1 警察庁交通局の統計による。

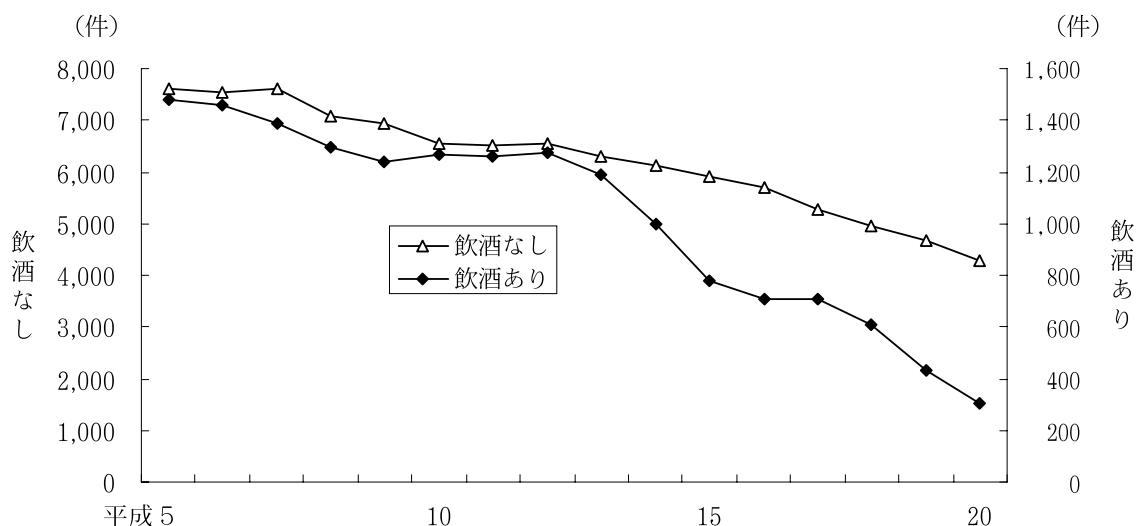
2 「送致件数」は、非反則事件として直接送致手続をとった件数である。

1-3-2図は、交通事故の第1当事者の飲酒の有無別死亡事故件数の推移（平成5年以降）を見たものである。

第1当事者が飲酒していた死亡事故は、平成5年には1,480件だったものが、21年には292件にまで減少している。

1-3-2図 第1当事者の飲酒の有無別死亡事故件数の推移

（平成5年～20年）



- 注 1 警察庁交通局の統計による。
 2 軽車両及び自転車を除く。
 3 「第1当事者」は、最初に交通事故に関与した車両等（列車を含む。）の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいう。

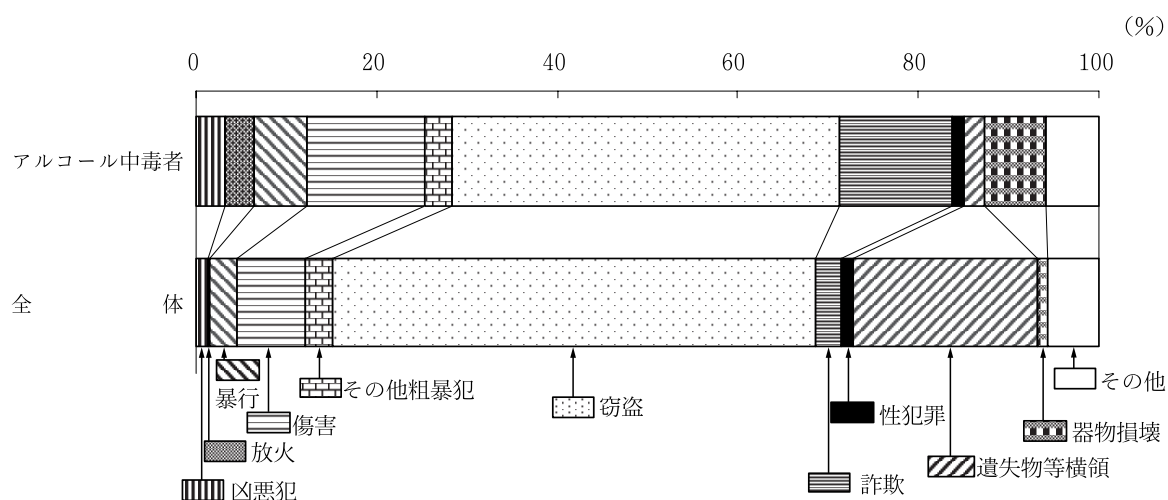
前記の樋口らによる調査（平成20年）によると、我が国における飲酒運転の生涯経験率は、男性30.1%、女性8.0%にも上っている²⁵。近時、こうした飲酒運転のまん延を背景に、飲酒酩酊者の危険な運転による悲惨な事故が社会の耳目を集め、危険運転致死傷罪の新設や道路交通法の罰則強化といった立法につながり、平成19年4月には、内閣府、法務省、警察庁、国土交通省、経済産業省及び厚生労働省による「常習飲酒運転者対策推進会議」が立ち上げられ、様々な対策や今後の取組への方針がまとめられている。

1-3-3図は、アルコール中毒者の一般刑法犯検挙人員（平成元年から21年までの21年間の累計）の罪名別構成比を、一般刑法犯検挙人員全体の構成比と比較して見たものである。

アルコール中毒者の検挙人員は、窃盗（42.8%）、傷害（13.0%）、詐欺（12.5%）の順で数が多いが、全体の構成比と比較すると、凶悪犯、放火、暴行、傷害、器物損壊、詐欺等の比率が高く、窃盗、遺失物等横領等の比率は低い。

1-3-3図 主要罪名別アルコール中毒者の一般刑法犯検挙人員の構成比

（平成元年～20年の累計）



注 1 警察庁の統計による。

2 「アルコール中毒者」は、慢性アルコール中毒症状（アルコールの影響による手の震え、言語障害等の身体的症状及びアルコールの影響による抑制力、理解力、判断力が減退し、被害もう想的な幻聴が起こるなどの精神的状況）を有し、酒に依存しなければならない状態にある者をいう。

3 「凶悪犯」は、殺人及び強盗をいい、「その他粗暴犯」は、凶器準備集合、脅迫及び恐喝をいい、「性犯罪」は、強姦、強制わいせつ及び公然わいせつをいう。

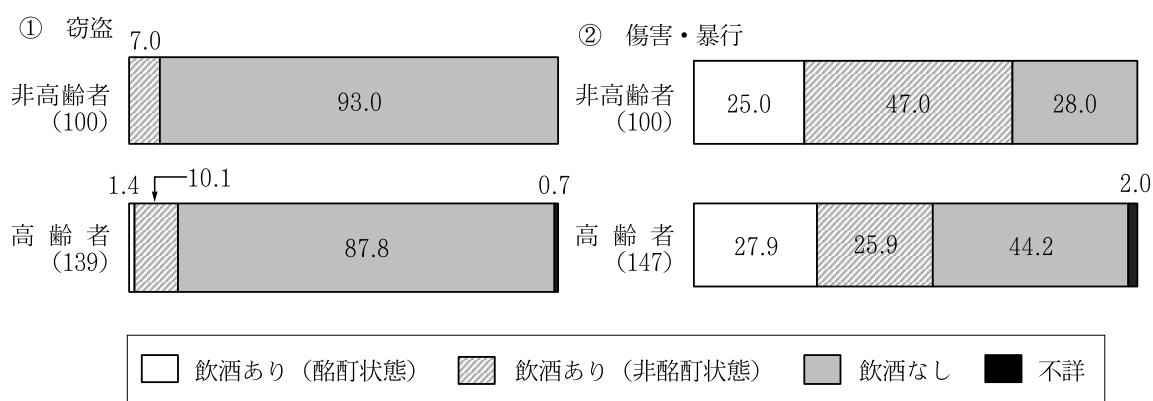
4 危険運転致死傷を除く。

法務総合研究所でも、飲酒と犯罪の関係に着目した調査を幾つか実施している。

1-3-4図は、平成20年版犯罪白書において、高齢犯罪者についての特別調査を実施した際、主に19年中に東京地方検察庁及び東京区検察庁において受理された者を対象として、窃盗及び傷害・暴行事犯者の犯行時の飲酒の影響を調査したものである⁷。

犯行時に飲酒していた者の比率は、窃盗では、非高齢者が7.0%、高齢者が11.5%にすぎなかったが、傷害・暴行では、非高齢者が25.0%、高齢者が27.9%と高かった。

1-3-4図 窃盗及び傷害・暴行の犯行時の飲酒の影響



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「非高齢者」は、事件受理時に65歳未満の者をいう。
 3 「高齢者」は、事件受理時に65歳以上の者をいう。
 4 「酩酊状態」は、犯行時に飲酒のある者のうち、当該事件の確定記録上、酔って記憶がないなど酩酊状態をうかがわせる甚だしい供述等がある場合を指し、「非酩酊状態」は、それ以外の場合を指す。
 5 () 内は、実人員である。
 6 調査の対象範囲については、法務総合研究所編「平成20年版犯罪白書」270ページ参照。

また、平成19年版犯罪白書において、殺人再犯者（平成19年5月1日現在、殺人（強盗殺人を含む。）により受刑中であって、過去にも殺人により受刑したことがあり、そのうち1回以上は既遂事案である者）のうち、殺人の犯行前に飲酒していた者について調査したところ、初度（過去の殺人事犯）・再度（現に受刑中の殺人事犯）別の犯行動機・原因ごとに、犯行前に飲酒していた者の比率を見ると、犯行動機・原因が「性的動機」の者が、初度で8人中4人の50.0%、再度で6人中4人の66.7%と最も高く、次いで、「憤まん・激情」の者が、初度で37人中18人の48.6%、再度で32人中21人の65.6%と高かった⁶。

第2章 飲酒の問題を有する受刑者の実態と分析

第1節 調査の実施概要

1 調査の目的

本調査は、受刑者の飲酒量、飲酒頻度、飲酒歴及び飲酒に伴う否定的経験等（飲酒運転等の犯罪行為、飲酒時の暴力等の問題行動、飲酒問題がもとで家族と別れた経験など）並びにこれら相互の関連等について、全国規模で総合的、体系的にデータを収集し、受刑者と一般人との比較、飲酒の問題を有する受刑者と有しない受刑者との比較を行うなどして分析することにより、受刑者の飲酒行動と飲酒に関連した犯罪を含む問題行動の実態をとらえ、その問題性に即した効果的な処遇を講ずるのに必要な基礎資料を提供することを目的とする。

なお、女子受刑者についても、飲酒の問題を有する者が存在し、しかも、男子とは異なる問題を有していると考えられるが、統計分析を可能とするに十分なデータを得ることが困難であったため、今回の調査では対象外とした。

2 調査実施方法

（1）調査対象者

調査対象者は、平成20年8月1日から同月31日の間に刑事施設（医療刑務所及び拘置所を除く。）に刑確定により入所した日本国籍を有する成人男子受刑者のすべてである。

（2）調査方法及び調査項目

調査は、①刑事施設職員が刑事記録・処遇記録等を基に調査対象者の属性について記入する調査票（巻末資料1参照）と、②調査対象者である受刑者本人が記入する調査票（巻末資料2参照）からなる。

②の調査票については、個別方式又は集団一斉方式で、調査対象者に任意・無記名での記入を求め、①の調査票については、②で調査に応じた者全員を対象として記入を求めた。

調査項目は、①が25項目、②が21項目であり、その内容は巻末資料のとおりである。

（3）分析対象者

調査対象施設は61施設、調査対象者数は1,478人であるが、分析対象者は、②の調査票による調査に応じた受刑者1,440人（97.4%）である。

第2節 調査結果

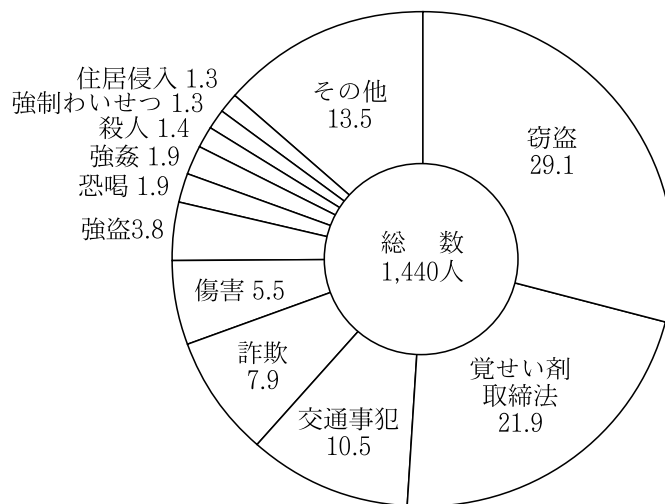
1 分析対象者の基本属性

(1) 本件罪名

刑事施設への入所に係る犯行（以下この章において「本件犯行」という。）（巻末資料9参照）の罪名別に構成比を見たのが、2-2-1-1図である。

窃盗が29.1%（419人）、覚せい剤取締法違反が21.9%（316人）の順に構成比が高く、「交通事犯」（危険運転致死傷，自動車運転過失致死傷等及び道路交通法違反をいう。以下この章において同じ。）は，10.5%（151人）であった。

2-2-1-1図 本件罪名別構成比



注 1 「交通事犯」は，危険運転致死傷，自動車運転過失致死傷等及び道路交通法違反である。

2 「その他」には，罪名不詳の者2人を含む。

(2) 年齢等

分析対象者の刑事施設への入所時年齢については，2-2-1-2表，本件犯行時年齢については，2-2-1-3表のとおりである。

それぞれについて，年代別には，30歳代及び40歳代が占める構成比が高く，合わせて約5割を占めた。入所時年齢の平均は42.3歳，最高齢は84歳であり，本件犯行時年齢の平均は41.3歳，最高齢は83歳であった。

入所時年齢層別に入所度数を見たのが，2-2-1-4表である。

2-2-1-2表 入所時年齢層別人員

入 所 時 年 齢	人 員
総 数	1,440 (100.0)
20 ～ 24 歳	116 (8.1)
25 ～ 29 歳	172 (11.9)
30 ～ 39 歳	386 (26.8)
40 ～ 49 歳	328 (22.8)
50 ～ 59 歳	255 (17.7)
60 ～ 64 歳	99 (6.9)
65 歳 以 上	84 (5.8)

注 () 内は、構成比である。

2-2-1-3表 本件犯行時年齢層別人員

犯 行 時 年 齢	人 員
総 数	1,439 (99.9)
19 歳 以 下	10 (0.7)
20 ～ 24 歳	156 (10.8)
25 ～ 29 歳	170 (11.8)
30 ～ 39 歳	371 (25.8)
40 ～ 49 歳	315 (21.9)
50 ～ 59 歳	259 (18.0)
60 ～ 64 歳	87 (6.0)
65 歳 以 上	71 (4.9)

注 1 不詳の者1人を除く。

2 () 内は、構成比である。

2-2-1-4表 入所時年齢層別・入所度数別人員

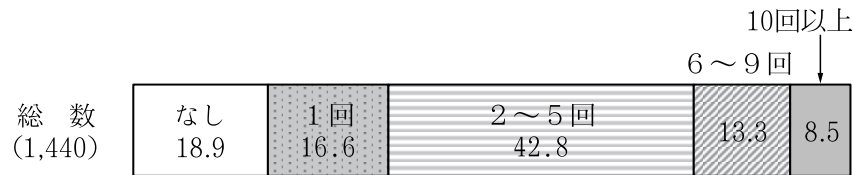
入 所 時 年 齢	入 所 度 数					
	総数	1 回	2 回	3 回	4 ～ 9 回	10回以上
総 数	1,440 (100.0)	605 (100.0)	299 (100.0)	158 (100.0)	316 (100.0)	62 (100.0)
20 ～ 24 歳	116 (8.1)	114 (18.8)	2 (0.7)	-	-	-
25 ～ 29 歳	172 (11.9)	109 (18.0)	50 (16.7)	10 (6.3)	3 (0.9)	-
30 ～ 39 歳	386 (26.8)	166 (27.4)	106 (35.5)	62 (39.2)	52 (16.5)	-
40 ～ 49 歳	328 (22.8)	104 (17.2)	70 (23.4)	42 (26.6)	108 (34.2)	4 (6.5)
50 ～ 59 歳	255 (17.7)	73 (12.1)	43 (14.4)	30 (19.0)	89 (28.2)	20 (32.3)
60 ～ 64 歳	99 (6.9)	18 (3.0)	13 (4.3)	9 (5.7)	42 (13.3)	17 (27.4)
65 歳 以 上	84 (5.8)	21 (3.5)	15 (5.0)	5 (3.2)	22 (7.0)	21 (33.9)

注 () 内は、構成比である。

(3) 前科等

前科総数別に構成比を見たのが、2-2-1-5図である。

2-2-1-5図 前科総数別構成比



注 () 内は、実人員である。

本件犯行時に暴力団関係者（暴力団対策法に規定する指定暴力団等の構成員及びこれに準ずる者をいう。以下この章において同じ。）であった者の構成比を見たのが、2-2-1-6図である。

暴力団関係者は、15.3%（221人）であった。

2-2-1-6図 暴力団関係の有無別構成比



注 1 「あり」は、入所受刑者が本件犯行時において暴力団対策法に規定する指定暴力団等の構成員及びこれに準ずる者であったことをいう。

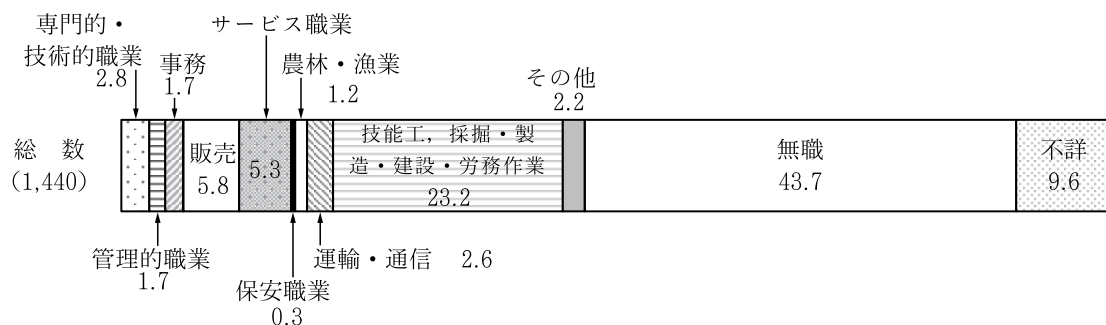
2 () 内は、実人員である。

(4) 職業

本件犯行時の職業について構成比を見たのが、2-2-1-7図である。

学生・生徒、家事従事者等を除いた無職者は、43.7%（629人）であった。

2-2-1-7図 本件犯行時の職業別構成比



注 1 「その他」は、学生・生徒、家事従事者等である。

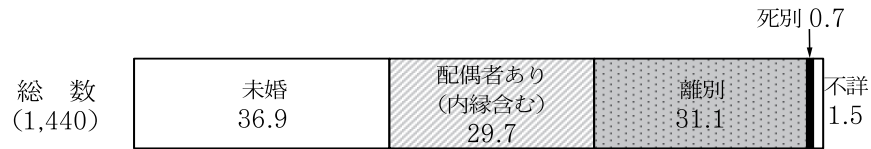
2 () 内は、実人員である。

(5) 婚姻、居住状況、同居家族

本件犯行時の婚姻状況について構成比を見たのが、2-2-1-8図である。

未婚の者が36.9%（532人）、配偶者を有している者（内縁関係を含む。）が29.7%（428人）、婚姻後、離別・死別した者が31.8%（458人）であった。

2-2-1-8図 婚姻状況別構成比



注 () 内は、実人員である。

本件犯行時の居住状況について構成比を見たのが、2-2-1-9図である。

住居不定者は、23.4%（337人）であった。

2-2-1-9図 居住状況別構成比

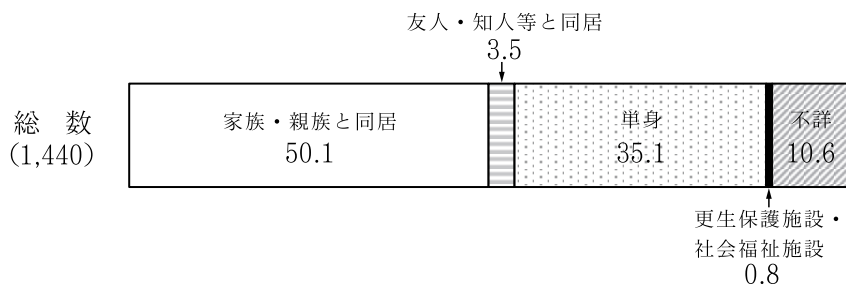


注 () 内は、実人員である。

本件犯行時の同居者について構成比を見たのが、2-2-1-10図である。

単身であった者は、35.1%（506人）であった。

2-2-1-10図 同居者別構成比



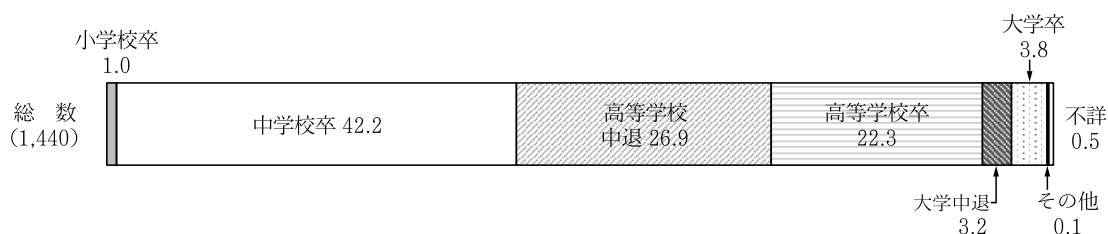
注 1 「家族・親族と同居」には、家族・親族と共に友人・知人等とも同居している者を含む。

2 () 内は、実人員である。

（６）学歴

最終学歴別に構成比を見たのが、２－２－１－11図である。

２－２－１－11図 学歴別構成比



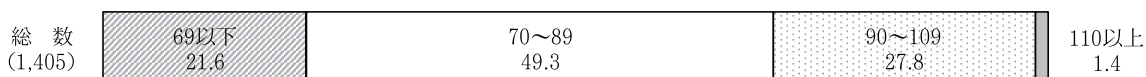
注 1 「小学校卒」には小学校中退を含み、「中学校卒」には中学校中退を含み、「大学卒」には大学院卒を含み、「その他」には不就学を含む。

2 () 内は、実人員である。

（７）知能

知能段階別に構成比を見たのが、２－２－１－12図である。なお、知能段階の区分は、刑事施設で使用している心理測定検査（CAPAS能力検査）により算出したIQ相当値に基づいている。

２－２－１－12図 知能段階別構成比



注 1 知能段階は、刑事施設で使用している心理測定検査（CAPAS能力検査）により算出したIQ相当値に基づく。

2 調査不能又は不詳の者を除く。

3 () 内は、実人員である。

以上、分析対象者の罪名、年齢層、入所度数等は、入所受刑者全体（平成19年）と特段の差異は認められず、分析対象者は、特段偏りのないサンプルと考えることができる⁴。

2 飲酒行動

(1) 飲酒率及び飲酒頻度 (Q4)

2-2-2-1表は、刑事施設に収容される前に、ふだんどのくらいの頻度で飲酒していたかという問いに対する回答の結果を見たものである。なお、「Q」の番号は、巻末資料2の調査票の質問項目の番号を指す（以下この章において同じ。）。

受刑者のうち「まったく飲まない」と回答した者（以下この章において「非飲酒経験受刑者」という。）は、16.4%（236人）であった。他方、「1年に1回程度」以上飲酒する者（以下この章において「飲酒経験受刑者」という。）は、1,204人であり、受刑者のうち、飲酒経験受刑者が占める比率（以下この章において「受刑者飲酒率」という。）は、83.6%である。

2-2-2-1表 ふだんの飲酒頻度別人員

飲 酒 頻 度	人 員
総 数	1,440 (100.0)
ほ と ん ど 毎 日	427 (29.7)
週 に 3 ～ 4 回	241 (16.7)
週 に 1 ～ 2 回	239 (16.6)
1 か 月 に 1 ～ 3 回	142 (9.9)
数 か 月 に 1 回 程 度	114 (7.9)
1 年 に 1 回 程 度	41 (2.8)
ま っ た く 飲 ま ない	236 (16.4)

注 () 内は、構成比である。

ここで、本調査結果と一般成人男子のデータとの比較を試みるが、参考にしたのは、①厚生省による「保健衛生基礎調査（昭和54年）」¹⁰、②総理府による「酒類に関する世論調査（昭和62年）」²、③健康・体力づくり事業財団による「平成8年度健康づくりに関する意識調査（平成9年）」¹⁶、④清水新二らによる「全国代表標本による日本人の飲酒実態とアルコール関連問題（平成13年）」³⁸、⑤樋口進らによる「成人の飲酒実態と関連問題の予防に関する研究（平成15年）」²⁴、⑥厚生労働省による「国民健康・栄養調査等の全国調査（平成17年）」¹²、⑦同「国民健康・栄養調査等の全国調査（平成18年）」¹³、⑧樋口進らによる「成人の飲酒と生活習慣に関する実態調査研究（平成20年）」²⁵である（括弧内は調査年）。

調査ごとに飲酒率の定義や質問の仕方が異なるので、厳密に言えば正確な比較はできないものの、受刑者飲酒率にほぼ該当すると考えられる数値を引用、又は、それらを基に推定値を算出したものが、次頁の2-2-2-2表である。

2-2-2-2表 我が国の成人男子の飲酒率

番号	調 査 名	調査年	飲酒率	毎日飲酒する者の調査対象者に占める比率	備 考
①	厚生省「保健衛生基礎調査」	昭和54年	83.2	37.2	飲酒率は、「全く飲まない」及び「不詳」を除いた者を基に算出している。
②	総理府「酒類に関する世論調査」	昭和62年	78.3	44.5	飲酒率は、酒類を飲むと回答した者を基に算出している。
③	健康・体力づくり事業財団「平成8年度健康づくりに関する意識調査」	平成9年	75.0	35.0	飲酒率は、飲酒頻度が「月1～3日」以上の者を基に算出している。
④	清水ら「全国代表標本による日本人の飲酒実態とアルコール関連問題」	平成13年	90.8	37.5	飲酒率は、調査に先立つ1年間の飲酒経験者を基に算出している。
⑤	樋口ら「成人の飲酒実態と関連問題の予防に関する研究」	平成15年	84.2	36.2	飲酒率は、調査前1年間に飲酒した者を基に算出している。
⑥	厚生労働省「国民健康・栄養調査」	平成17年	69.2	33.7	飲酒率は、飲酒頻度が「月1～3日」以上の者を基に算出している。
⑦	厚生労働省「国民健康・栄養調査」	平成18年	66.6	33.3	飲酒率は、飲酒頻度が「月1～3日」以上の者を基に算出している。
⑧	樋口ら「成人の飲酒と生活習慣に関する実態調査研究」	平成20年	83.1	—	飲酒率は、調査前1年間に飲酒した者（現在飲酒者）を基に算出している。
⑨	本調査（成人男子受刑者対象）	平成20年	83.6	29.7	刑事施設に収容される前の飲酒状況を基に算出している。

注 数値は、公表されている各調査資料を基に、法務総合研究所で再計算した推定値を含む。

①の83.2%、②の78.3%、⑤の84.2%、⑧の83.1%は、受刑者飲酒率と近似した比率であり、④の90.8%は、受刑者飲酒率を上回っている。

一方、③の75.0%、⑥の69.2%、⑦の66.6%は、受刑者飲酒率よりも下回っているが、受刑者飲酒率は、「数か月に1回程度」及び「1年に1回程度」の者を含んでいるので、③、⑥、⑦より高いのは当然であると考えられる。ちなみに、分析対象の受刑者のうち、「月1～3回以上」飲酒する者を飲酒者とみなし、受刑者飲酒率を計算すると72.8%であり、これらの数値と近似してくる。

したがって、受刑者飲酒率は、一般成人男子と大きな違いはないと考えられる。

参考までに、入所受刑者（昭和40年）（男子）の飲酒嗜好を、「大いに好む」、「好む」、「やや好む」、「好まない」、「不詳」に分けて質問した調査があるが、これによると「好まない」、「不詳」を除いた数は、74.7%であった（法務省大臣官房司法法制調査部の資料³による。）。

次に、飲酒頻度についてであるが、受刑者のうち「ほとんど毎日」飲むと回答した者は、29.7%（427人）であり、飲酒経験受刑者のうちでは、35.5%であった。

これを一般成人男子のデータと比較すると、「ほとんど毎日」飲むと回答した者の比率は、受刑者が一般成人男子を下回っている。

(2) ふだんの飲酒量 (Q8)

2-2-2-3表は、刑事施設に収容される前に、ふだん1回にどのくらいの飲酒量であったかという問いに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、ふだん20単位（日本酒に換算して1升）以上の飲酒をする者が15.9%（191人）、10単位以上20単位未満（5合以上1升未満）が23.9%（288人）、6単位以上10単位未満（3合以上5合未満）が21.7%（261人）を占めており、これらを合わせると、ふだん6単位（3合）以上飲酒する者が、61.5%に上っている。また、飲酒経験受刑者のうち、「ほとんど毎日」飲酒する者でふだん1回の飲酒量が10単位（5合）以上であるとした者は、19.8%（238人）を占めた。

2-2-2-3表 ふだんの飲酒頻度別・飲酒量別人員

飲 酒 頻 度	飲 酒 量					
	総 数	20単位以上	10単位以上 20単位未満	6単位以上 10単位未満	2単位以上 6単位未満	0単位を超え 2単位未満
総 数	1,204 (100.0)	191 (15.9)	288 (23.9)	261 (21.7)	0.0	158 (13.1)
ほ と ん ど 毎 日	427 (100.0)	112 (26.2)	126 (29.5)	98 (23.0)	76 (17.8)	15 (3.5)
週 に 3 ～ 4 回	241 (100.0)	38 (15.8)	70 (29.0)	59 (24.5)	49 (20.3)	25 (10.4)
週 に 1 ～ 2 回	239 (100.0)	20 (8.4)	51 (21.3)	61 (25.5)	75 (31.4)	32 (13.4)
1 か 月 に 1 ～ 3 回	142 (100.0)	9 (6.3)	27 (19.0)	22 (15.5)	50 (35.2)	34 (23.9)
数 か 月 に 1 回 程 度	114 (100.0)	9 (7.9)	12 (10.5)	19 (16.7)	43 (37.7)	31 (27.2)
1 年 に 1 回 程 度	41 (100.0)	3 (7.3)	2 (4.9)	2 (4.9)	13 (31.7)	21 (51.2)

注 1 飲酒経験受刑者に限る。

2 () 内は、構成比である。

次に、一般成人男子について、本調査同様に飲酒単位を用いて調査した前記④、⑤のデータと比べてみる。

2-2-2-4表 成人男子の飲酒量 (④の調査)

区 分	総 数	20単位 以 上	10～19 単 位	6～9 単 位	3～5 単 位	1～2 単 位	それ以下	無回答
構成比	100.0	0.4	1.5	9.2	23.9	51.4	13.0	0.6

注 1 「全国代表標本による日本人の飲酒実態とアルコール関連問題—健康日本21の実効性を目指して—」による。

2 調査に先立つ1年間に飲酒経験のある成人男子1,013人の回答結果である。

2-2-2-5表 成人男子の飲酒量（⑤の調査）

区 分	総 数	6 単位 以上	4～6 単位 未満	2～4 単位 未満	0～2 単位 未満	無回答
人 員	997 (100.0)	150 (15.0)	192 (19.3)	336 (33.7)	312 (31.3)	7 (0.7)

- 注 1 「成人の飲酒実態と関連問題の予防に関する研究」による。
 2 調査前1年間に、少なくとも1回以上飲酒した成人男子997人の回答結果である。
 3 ()内は、構成比である。

④の調査（純アルコール12gを1単位で換算）では、一般成人男子飲酒者のうち、ふだんの飲酒量が20単位以上の者が0.4%、10～19単位の者が1.5%、合わせて10単位以上の者が1.9%（推定値）であり、6～9単位の者が9.2%であった。

⑤の調査（純アルコール10gを1単位で換算）では、ふだんの飲酒量が6単位以上の者は、一般成人男子飲酒者のうち15.0%であった。

なお、飲酒単位を用いたものではないが、前記⑦の調査は、酒を飲む日1日当たりの飲酒量について清酒（合）に換算した回答を求めて飲酒量を出しており、この数値を基に推定値を算出すると、この調査では、一般成人男子飲酒者のうち3合以上の飲酒量の者は、12.6%であった。

以上からすると、飲酒経験受刑者は、飲酒の有無や頻度については、(1)に記載のとおり、一般成人男子と大差がない（少なくとも上回ることはない。）と思われるのに、ふだん飲酒する量が多い者（6単位以上の者（61.5%）及び10単位以上の者（39.8%））の構成比が一般成人男子と比べて顕著に高い。したがって、受刑者は、飲み出したら止まらないといった飲酒行動のコントロールに問題がある者が多いのではないかと考えられる。

飲酒経験受刑者が、飲酒量を誇張して回答した可能性も検討しなければならないが、飲酒頻度については、一般成人男子よりもむしろ低い数値であり、自らの飲酒行動を誇張する様子はいかがわれない上、刑事施設内の調査では、職員の評価を意識し、実際よりも控えめに回答した可能性が大きいと思われ、受刑者の飲酒量が多い傾向については、実態を反映していると考えられる。

なお、飲酒経験受刑者が飲酒する酒の種類としては、ビールが81.4%で最も多く、次いで、焼酎59.2%、日本酒24.3%の順であった（複数回答）。

(3) 収容される前の1年間の最大飲酒量及び頻度 (Q9, Q10)

2-2-2-6表は、刑事施設に収容される前の1年間における1回の最大飲酒量と最大飲酒量を飲む頻度について聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

最大飲酒量として、20単位（1升）以上飲酒したことがある者は、受刑者1,440人のうち544人と、37.8%を占めた。飲酒経験受刑者に限れば、そのうち5割近く（45.2%）が、1升以上の大量飲酒をしたことがあることとなる。また、「1か月に1回」以上1升以上飲酒していた者は、341人と、飲酒経験受刑者の3割近く（28.3%）に上った。

前記④の調査と対比すると、一般成人男子の飲酒者のうち最近1年間の最大飲酒量が20単位（1升）以上の者は6.0%であるから、これと比べ、飲酒経験受刑者の同構成比は顕著に高い。

ここからも、飲酒経験受刑者は、飲酒量のコントロールについて問題を抱えている場合が少なくないと考えられる。

2-2-2-6表 最大飲酒量別・過去1年間の頻度別人員

最大飲酒量の 飲酒頻度	最大飲酒量					
	総数	20単位以上	10単位以上 20単位未満	6単位以上 10単位未満	2単位以上 6単位未満	0単位を超え 2単位未満
総数	1,204 (100.0)	544 (45.2)	306 (25.4)	167 (13.9)	145 (12.0)	42 (3.5)
ほとんど毎日	126 (100.0)	67 (53.2)	36 (28.6)	17 (13.5)	6 (4.8)	-
週に3～4回	151 (100.0)	76 (50.3)	41 (27.2)	22 (14.6)	8 (5.3)	4 (2.6)
週に1～2回	203 (100.0)	91 (44.8)	51 (25.1)	31 (15.3)	27 (13.3)	3 (1.5)
1か月に1～3回	228 (100.0)	107 (46.9)	60 (26.3)	30 (13.2)	26 (11.4)	5 (2.2)
数か月に1回程度	321 (100.0)	135 (42.1)	81 (25.2)	41 (12.8)	47 (14.6)	17 (5.3)
1年に1回程度	156 (100.0)	60 (38.5)	34 (21.8)	22 (14.1)	27 (17.3)	13 (8.3)
無回答	19 (100.0)	8 (42.1)	3 (15.8)	4 (21.1)	4 (21.1)	-

注 1 飲酒経験受刑者に限る。

2 ()内は、構成比である。

2-2-2-7表は、最大飲酒量と年齢の関係を見たものである。

20単位以上の大量飲酒をしたことがある者の構成比は、25～39歳において高く、50歳以上は低く、ピークは20歳代後半に見受けられる。

2-2-2-7表 入所時年齢層別・最大飲酒量別人員

入 所 時 年 齢	最 大 飲 酒 量					
	総 数	20単位以上	10単位以上 20単位未満	6 単位以上 10単位未満	2 単位以上 6 単位未満	0 単位を超え 2 単 位 未 満
総 数	1,204 (100.0)	544 (45.2)	306 (25.4)	167 (13.9)	145 (12.0)	42 (3.5)
20 ～ 24 歳	104 (100.0)	48 (46.2)	28 (26.9)	12 (11.5)	12 (11.5)	4 (3.8)
25 ～ 29 歳	158 (100.0)	88 (55.7)	22 (13.9)	18 (11.4)	23 (14.6)	7 (4.4)
30 ～ 39 歳	328 (100.0)	170 (51.8)	73 (22.3)	40 (12.2)	31 (9.5)	14 (4.3)
40 ～ 49 歳	265 (100.0)	121 (45.7)	74 (27.9)	42 (15.8)	22 (8.3)	6 (2.3)
50 ～ 59 歳	213 (100.0)	77 (36.2)	69 (32.4)	30 (14.1)	30 (14.1)	7 (3.3)
60 ～ 64 歳	75 (100.0)	23 (30.7)	18 (24.0)	16 (21.3)	17 (22.7)	1 (1.3)
65 歳 以 上	61 (100.0)	17 (27.9)	22 (36.1)	9 (14.8)	10 (16.4)	3 (4.9)

【(m) p<.01】

注 1 飲酒経験受刑者に限る。

2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。

3 () 内は、構成比である。

(4) 問題飲酒者とQ F法 (quantity and frequency method) (Q 4, Q 8)

④の調査においては、飲酒頻度と飲酒量の組合せによるQ F法によって、飲酒パターンが分類されている(1-1-3-1図参照)。

このQ F法に基づいて受刑者の飲酒パターンを分類したのが2-2-2-8表であり、これと対比するために、④の調査結果を2-2-2-9表に示す。

2-2-2-8表 入所時年齢層別・Q F 分類別人員

入 所 時 年 齢	Q F 分 類					
	総 数	多量飲酒者	常習飲酒者	社会的飲酒者	機会飲酒者	非飲酒者
総 数	1,440 (100.0)	336 (23.3)	499 (34.7)	214 (14.9)	155 (10.8)	236 (16.4)
20 ～ 24 歳	116 (100.0)	17 (14.7)	36 (31.0)	25 (21.6)	26 (22.4)	12 (10.3)
25 ～ 29 歳	172 (100.0)	40 (23.3)	64 (37.2)	28 (16.3)	26 (15.1)	14 (8.1)
30 ～ 39 歳	386 (100.0)	94 (24.4)	128 (33.2)	64 (16.6)	42 (10.9)	58 (15.0)
40 ～ 49 歳	328 (100.0)	82 (25.0)	116 (35.4)	39 (11.9)	28 (8.5)	63 (19.2)
50 ～ 59 歳	255 (100.0)	72 (28.2)	88 (34.5)	33 (12.9)	20 (7.8)	42 (16.5)
60 ～ 64 歳	99 (100.0)	15 (15.2)	37 (37.4)	18 (18.2)	5 (5.1)	24 (24.2)
65 歳 以 上	84 (100.0)	16 (19.0)	30 (35.7)	7 (8.3)	8 (9.5)	23 (27.4)
平 均 年 齢	42.3	42.5	42.5	40.3	38.2	46.3

【 $\chi^2(24)=67.94, p<.01$ 】

注 () 内は、構成比である。

2-2-2-9表 Q F 分類別構成比 (④の調査)

年 齢	Q F 分 類					
	総 数	多量飲酒者	常習飲酒者	社会的飲酒者	機会飲酒者	非飲酒者
総 数 (1,106)	100.0	5.8	21.0	46.8	21.5	4.9
20 歳 代 (184)	100.0	1.1	12.5	51.6	31.5	3.3
30 歳 代 (207)	100.0	6.3	23.7	44.4	22.2	3.4
40 歳 代 (236)	100.0	7.6	21.2	52.1	16.6	2.5
50 歳 代 (267)	100.0	6.0	25.5	46.4	18.7	3.4
60 歳 代 (212)	100.0	7.1	19.8	39.6	21.2	12.3

注 1 「全国代表標本による日本人の飲酒実態とアルコール関連問題—健康日本21の実効性を目指して—」による。

2 成人男子の調査結果である。

3 () 内は、実人員である。

受刑者では、多量飲酒者は23.3% (336人)、常習飲酒者は34.7% (499人) であり、多量飲酒者と常習飲酒者を合わせると、全体の58.0%を占めている。

一方、一般成人男子のうち多量飲酒者の構成比は5.8%、常習飲酒者は21.0%であり、多量飲酒者と常習飲酒者を合わせた飲酒者は、全体の26.8%を占めている。両者を比較すると、受刑者では、一般成人男子と比べ、多量飲酒者の構成比が顕著に高く、多量飲酒者と常習飲酒者を合わせた比率も高い。

年齢層別に見ても、どの年齢層でも同様の傾向が見られる。なお、受刑者では、多量飲酒者の構成比は、50歳代が高く、20歳代と60歳代が低い傾向、すなわち、中年層が高い傾

向がある。

他方、若年層で受刑者と一般成人男子を比べると、一般成人男子のうち20歳代の多量飲酒者は1.1%であるところ、受刑者では、20歳代後半の多量飲酒者の構成比が23.3%と顕著に高くなっている。また、一般成人男子では、20歳代の常習飲酒者の構成比は12.5%であるのと比べ、受刑者では、20歳代前半・後半ともに、常習飲酒者の構成比が3割を超えて顕著に高くなっている。これら常習飲酒者については、飲酒行動が拡大して、多量飲酒者へと移行していく可能性があり、この点でも、若年層の受刑者の飲酒の問題は軽視できないと思われる。

(5) 朝・昼からの飲酒頻度 (Q11)

2-2-2-10表は、朝・昼から飲酒する頻度について聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、朝・昼から酒を飲むことが「ほとんど毎日」であったのは、5.4% (65人) であったところ、多量飲酒者では、16.1%が「ほとんど毎日」朝・昼から酒を飲むと回答しており、他の飲酒パターンの者と比べて顕著に多かった。

2-2-2-10表 Q F 分類別・朝・昼からの飲酒頻度別人員

Q F 分類	朝・昼からの飲酒頻度							
	総数	ほとんど毎日	週に3～4回	週に1～2回	1か月に1～3回	数か月に1回程度	ほとんどない	無回答
総数	1,204 (100.0)	65 (5.4)	75 (6.2)	166 (13.8)	116 (9.6)	101 (8.4)	667 (55.4)	14 (1.2)
多量飲酒者	336 (100.0)	54 (16.1)	38 (11.3)	87 (25.9)	45 (13.4)	26 (7.7)	83 (24.7)	3 (0.9)
常習飲酒者	499 (100.0)	9 (1.8)	34 (6.8)	66 (13.2)	59 (11.8)	50 (10.0)	275 (55.1)	6 (1.2)
社会的飲酒者	214 (100.0)	2 (0.9)	3 (1.4)	11 (5.1)	10 (4.7)	16 (7.5)	170 (79.4)	2 (0.9)
機会飲酒者	155 (100.0)	-	-	2 (1.3)	2 (1.3)	9 (5.8)	139 (89.7)	3 (1.9)

【(m) p<.01】

注 1 飲酒経験受刑者に限る。

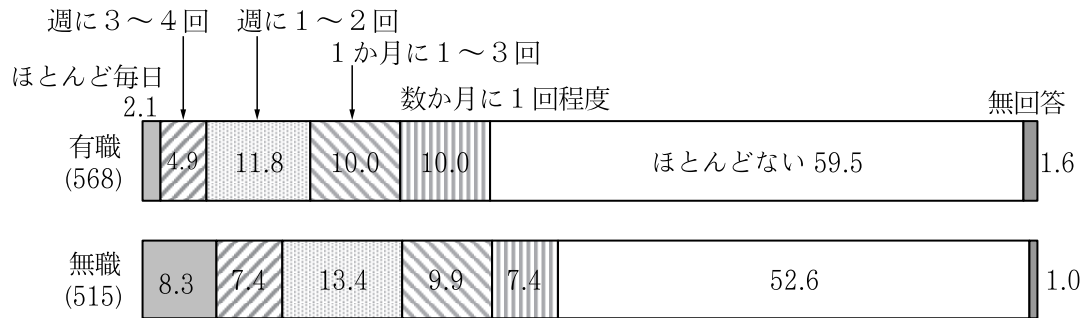
2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。

3 () 内は、構成比である。

2-2-2-11図は、職業の有無別に、朝・昼からの飲酒頻度を見たものである。

無職者のうち、「ほとんど毎日」朝・昼から飲んでいる者は、有職者の2.1%と比べて8.3%と高く、これらの者については、仕事をせずに朝・昼から飲酒していることが常態化している様子がうかがえる。

2-2-2-11図 職業の有無別・朝・昼からの飲酒頻度別構成比



【 $\chi^2(6)=29.14, p<.01$ 】

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 職業不詳の者を除く。
 3 「有職」には、学生・生徒、家事従事者等を含む。
 4 () 内は、実人員である。

(6) 飲酒開始年齢 (Q5)

飲酒（試し飲みは含まない。）の開始年齢について聞いた問いに関する回答の結果は、
2-2-2-12表及び2-2-2-13表のとおりである。

2-2-2-12表 入所時年齢層別・飲酒開始年齢別人員

入所時年齢	飲酒開始年齢							無回答
	総数	15歳以下	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上	
総数	1,204 (100.0)	212 (17.6)	150 (12.5)	84 (7.0)	247 (20.5)	68 (5.6)	393 (32.6)	50 (4.2)
20～24歳	104 (100.0)	41 (39.4)	18 (17.3)	5 (4.8)	22 (21.2)	2 (1.9)	13 (12.5)	3 (2.9)
25～29歳	158 (100.0)	39 (24.7)	19 (12.0)	11 (7.0)	40 (25.3)	11 (7.0)	34 (21.5)	4 (2.5)
30～39歳	328 (100.0)	63 (19.2)	56 (17.1)	34 (10.4)	59 (18.0)	8 (2.4)	97 (29.6)	11 (3.4)
40～49歳	265 (100.0)	39 (14.7)	37 (14.0)	15 (5.7)	62 (23.4)	17 (6.4)	84 (31.7)	11 (4.2)
50～59歳	213 (100.0)	20 (9.4)	10 (4.7)	11 (5.2)	42 (19.7)	19 (8.9)	100 (46.9)	11 (5.2)
60～64歳	75 (100.0)	3 (4.0)	7 (9.3)	3 (4.0)	13 (17.3)	7 (9.3)	37 (49.3)	5 (6.7)
65歳以上	61 (100.0)	7 (11.5)	3 (4.9)	5 (8.2)	9 (14.8)	4 (6.6)	28 (45.9)	5 (8.2)

【(m) p<.01】

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 3 ()内は、構成比である。

2-2-2-13表 QF分類別・飲酒開始年齢別人員

QF分類	飲酒開始年齢							無回答
	総数	15歳以下	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上	
総数	1,204 (100.0)	212 (17.6)	150 (12.5)	84 (7.0)	247 (20.5)	68 (5.6)	393 (32.6)	50 (4.2)
多量飲酒者	336 (100.0)	85 (25.3)	55 (16.4)	29 (8.6)	71 (21.1)	12 (3.6)	75 (22.3)	9 (2.7)
常習飲酒者	499 (100.0)	83 (16.6)	56 (11.2)	34 (6.8)	100 (20.0)	33 (6.6)	174 (34.9)	19 (3.8)
社会的飲酒者	214 (100.0)	19 (8.9)	16 (7.5)	12 (5.6)	46 (21.5)	10 (4.7)	100 (46.7)	11 (5.1)
機会飲酒者	155 (100.0)	25 (16.1)	23 (14.8)	9 (5.8)	30 (19.4)	13 (8.4)	44 (28.4)	11 (7.1)

【 $\chi^2(18)=70.29$, p<.01】

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 ()内は、構成比である。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒開始年齢が15歳以下の者は17.6%（212人）、17歳以下の者は37.0%（446人）である。

これと対比し得る数値としては、前記⑥の調査による一般成人男子の初めて飲酒した年齢（少量の試し飲みは除く。）についてのデータがある（**1-2-3図**参照）が、飲酒経験者中、14歳以下が1.6%、15～17歳が11.0%で、合わせると17歳以下が12.6%（再計算値）となる。また、前記⑤の調査に一般成人男子の「定期的に飲み始めた年齢」のデータがあるが、飲酒経験者中、15歳以下は0.3%、16～18歳が8.4%である。

これらと比較すると、飲酒経験受刑者は、低年齢で飲酒を開始している者の比率が顕著に高い。

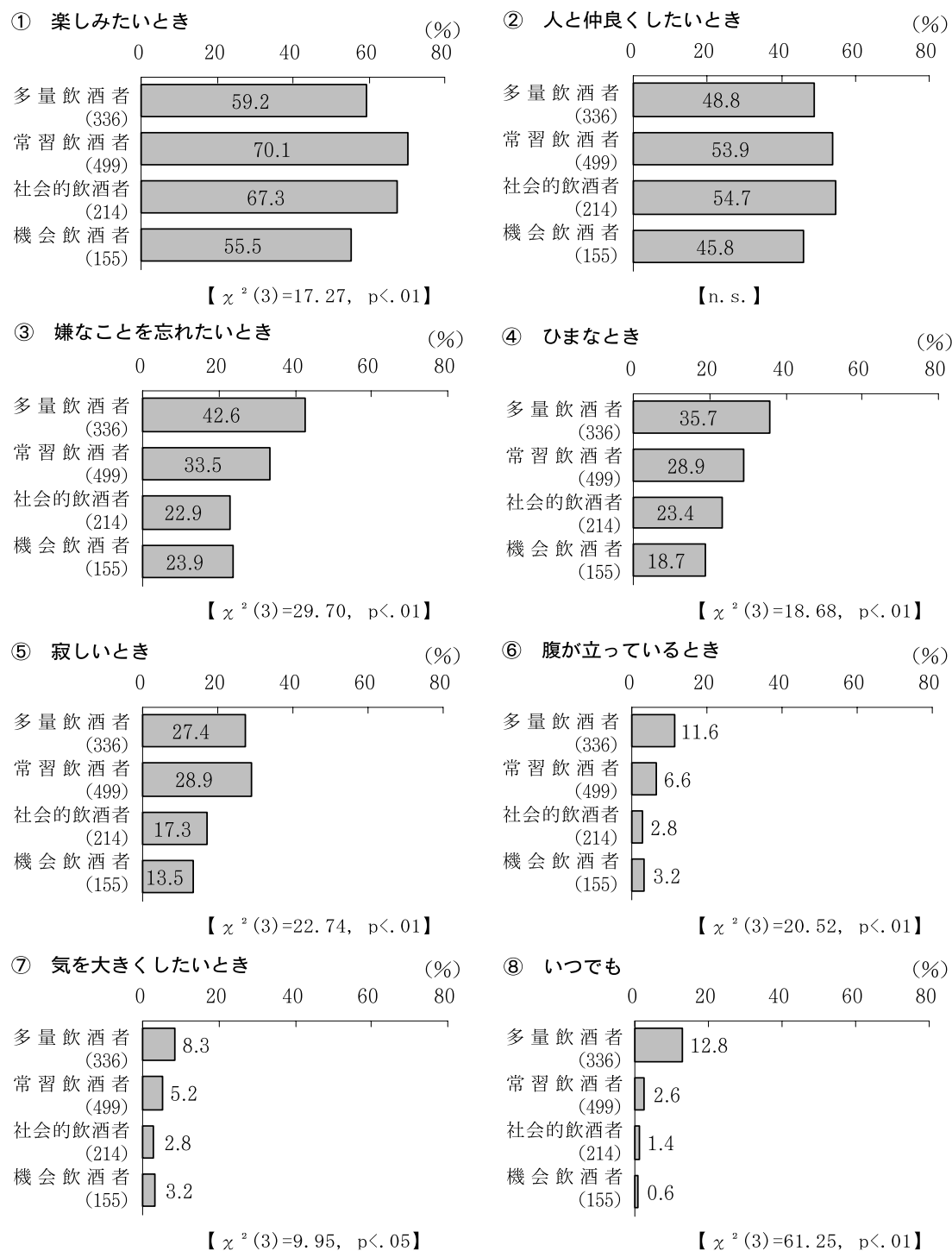
次に、入所時年齢層別に飲酒経験受刑者の飲酒開始年齢を見ると、若年層ほど、飲酒開始年齢が15歳以下の者の構成比が高くなっている。⑥の調査においても、一般成人男子に同様の傾向があり、近年、飲酒開始年齢が下がっている傾向が読み取れる（**1-2-3図**参照）。こうした世代的な影響に加え、20歳代前半に刑事施設に入所した受刑者は、既に少年時から非行を行っていた者の構成比が高く⁶、非行行動の一環として早期の飲酒があったため、若年層に飲酒開始年齢が低い者が多い可能性がある。

飲酒パターン別に見ると、多量飲酒者については、15歳以前の飲酒開始者の構成比が高く、社会的飲酒者については、成人して以降に飲酒を開始した者の構成比が高い。また、多量飲酒者の飲酒開始年齢（mean=17.9, SD=4.8）は、そうでない者（mean=19.0, SD=4.4）と比べて低かった（ $t=-3.7$, $p<0.01$ ）。これは、早期の飲酒開始がその後の問題のある飲酒行動に結び付く傾向を反映しているのではないかと考えられる³⁹。

(7) 酒を飲みたいとき (Q13)

2-2-2-14図は、どんなときに酒を飲みたいと思うかについて聞いた問いに対する回答の結果を見たものである（選択した人員が多い順に掲載）。

2-2-2-14図 QF分類別・飲酒動機の選択率



- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 QF分類の各区分の総数に対する、各項目を選択回答した者の比率である。
 3 主なもの3つまでの複数回答である。
 4 ()内は、実人員である。

どの飲酒パターンの者でも、「楽しみたいとき」、「人と仲良くしたいとき」の順でその比率が高いが、多量飲酒者については、「嫌なことを忘れたいとき」、「腹が立っているとき」、「ひまなとき」、「いつでも」が、他の飲酒パターンの者と比べ、その比率が顕著に高かった。多量飲酒者は、否定的気分の解消に飲酒したり、習慣として飲酒したりしている様子がうかがわれ、飲酒への依存傾向が進んでいる指標とも見られる²⁸⁾。

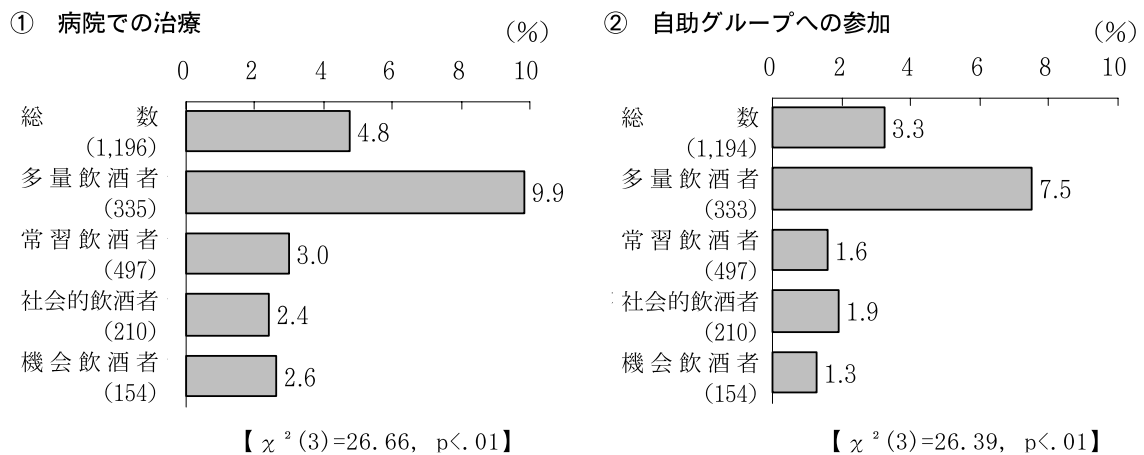
なお、「覚せい剤などの薬物を我慢するため」と答えた者は3.8%（46人）（そのうち71.7%（33人）は、本件犯行が覚せい剤取締法違反である者である。）であったが、そのうちの9割以上の者は、B（犯罪傾向が進んでいる者）の処遇指標を指定されていた。薬物依存が進んだ者の中には、薬物を我慢するという動機で飲酒する者も少なからずいることが分かる。

（8）断酒の取組（Q17、Q18）と問題意識等（Q19）

2-2-2-15図は、病院での治療経験や自助グループ（断酒会・AA（6章参照）・ダルク）への参加経験など、断酒への取組について聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

多量飲酒者には、それぞれ、1割未満とわずかではあるが、断酒の努力をしたことがある者がいる。

2-2-2-15図 QF分類別・断酒の取組の経験率



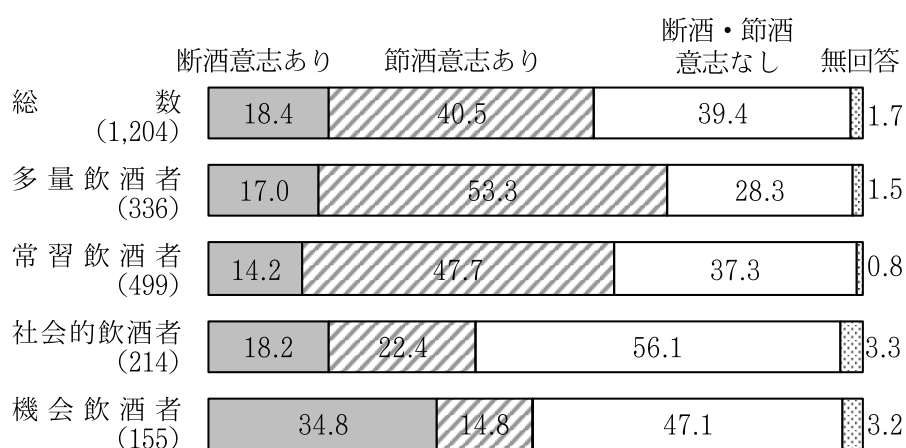
- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 「自助グループ」は、断酒会・AA・ダルク等である。
 3 各区分の総数に対する、「経験あり」と回答した者の比率である。
 4 無回答の者を除く。
 5 ()内は、実人員である。

2-2-2-16図は、今後の断酒・節酒意志について聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、断酒意志がある者が18.4%（221人）、節酒意志がある者が40.5%（488人）であり、合わせて半数以上に上る。

多量飲酒者のうちでは、約7割の者が断酒・節酒意志を持っており、自らの飲酒の状況に問題意識を持っていることがうかがわれる。

2-2-2-16図 QF分類別・断酒・節酒意志の有無



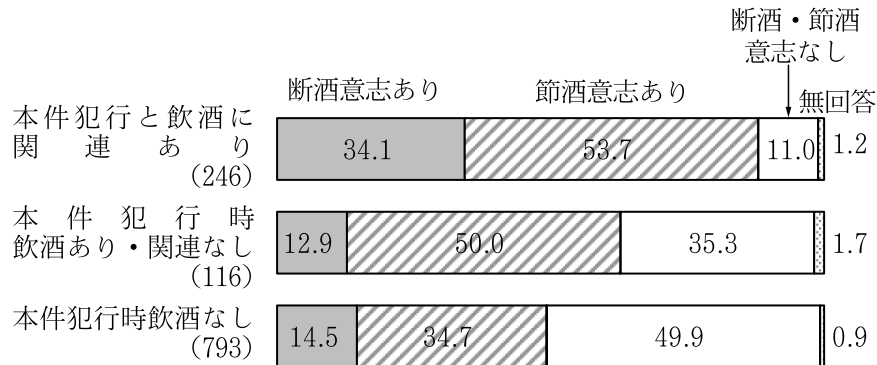
【(m) $p < .01$ 】

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 3 () 内は、実人員である。

2-2-2-17図は、飲酒経験受刑者の本件犯行と飲酒との関連に対する認識（Q20）と断酒・節酒意志の有無について関係を見たものである。

本件犯行と飲酒に「関連あり」と回答した者のうち、約9割が、断酒・節酒意志を示し、断酒意志がある者も約3割に上る。本件犯行の要因に飲酒があることを自覚している者は、飲酒に対する問題意識が高まっている可能性があることが指摘できる。

2-2-2-17図 本件犯行と飲酒との関連に対する認識別・断酒・節酒意志の有無



【(m) $p < .01$ 】

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 本件犯行と飲酒との関連に対する認識を問うた設問についての回答結果であり、本件犯行と飲酒との関連に対する認識が不詳の者及び無回答の者49人を除く。
 3 「本件犯行と飲酒に関連あり」は、「酒を飲んで、車やバイクを運転した。」、「酒が飲みたかったため、事件を起こした。」、「酒で気が大きくなっていた。」、「酒で勢いをつけた。」、「酒を飲んで、よいことと悪いことの区別ができなくなっていた。」等を選択回答した者、「本件犯行時飲酒あり・関連なし」は、「事件のとき、酒を飲んでいたが、事件とは関係ない。」を選択回答した者、「本件犯行時飲酒なし」は、「事件のとき、酒を飲んでいなかった。」を選択回答した者である。
 4 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 5 () 内は、実人員である。

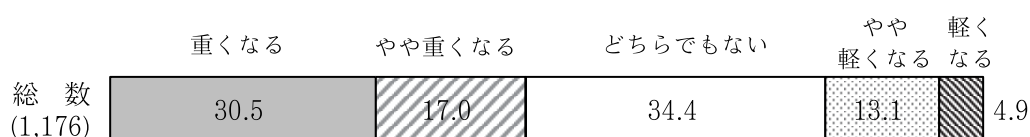
（９）飲酒が量刑に及ぼす影響についての認識（Ｑ21）

２－２－２－18図は、飲酒して判断力が低下し、殺人を犯した場合、飲酒が量刑にどのような影響を及ぼすと思うかを聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

量刑が「重くなる」と認識している者が30.5%（359人）であり、「やや重くなる」と合わせると、47.5%（559人）で約5割を占めた。他方、「軽くなる」と「やや軽くなる」は、合わせて、18.0%（212人）であり、飲酒が量刑に及ぼす影響については、量刑が重くなると認識している者の構成比がかなり高い。

参考までに、一般国民に対する調査結果³³に同様の問いがあるので見てみると、「どちらでもない」が約6割と多数を占めているが、「軽くなる」と「やや軽くなる」は合わせて1割に満たないのに対し、「重くなる」と「やや重くなる」は、合わせて3割を上回り、量刑が重くなると認識している者の構成比が高い。

２－２－２－18図 飲酒が量刑に及ぼす影響についての認識



【n.s.】

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

3 飲酒関連の否定的経験等

飲酒関連の否定的経験等（飲酒運転等の犯罪行為、飲酒時の暴力等の問題行動、飲酒問題がもとで家族と別れた経験など）を、Q F 分類を用いて分析する。

（1）飲酒運転（Q12（ア））

2-2-3-1 図は、飲酒して、車やバイクを運転した経験について聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒運転経験者は、6割を超えており、3回以上飲酒運転を繰り返している者も3割を超えている。前記⑧の調査では、飲酒運転の生涯経験率は、一般成人男子で30.1%とされており、それと比べて顕著に高い。

また、多量飲酒者については、飲酒運転の経験のない者は24.0%（80人）にすぎず、3回以上飲酒運転を繰り返している者が5割を超え、他の飲酒パターンの者と比べて飲酒運転経験率が顕著に高かった。

2-2-3-1 図 Q F 分類別・飲酒運転の経験率

	まったくない	1～2回	3回以上
総 数 (1,199)	38.9	27.5	33.6
多 量 飲 酒 者 (333)	24.0	20.7	55.3
常 習 飲 酒 者 (497)	38.6	30.6	30.8
社会的飲酒者 (214)	50.0	29.4	20.6
機 会 飲 酒 者 (155)	56.1	29.7	14.2

【 $\chi^2(6)=121.25, p<.01$ 】

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(2) 飲酒事故 (Q12 (イ))

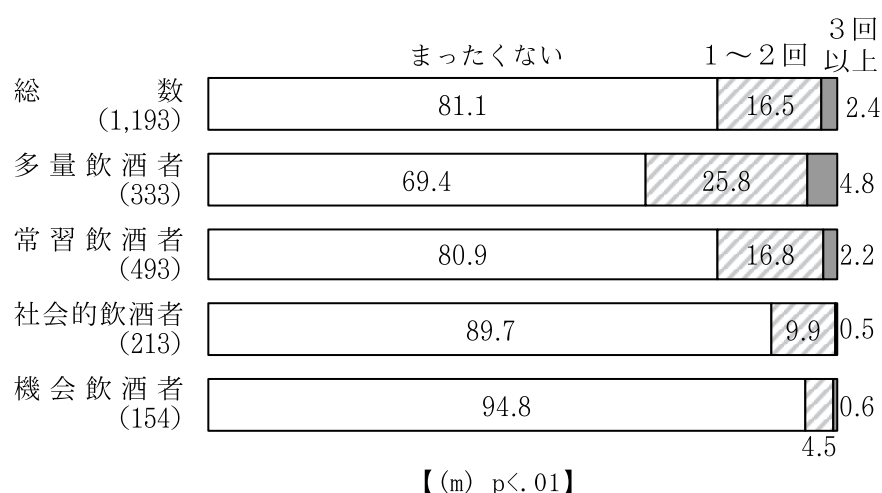
2-2-3-2図は、飲酒して、車やバイクを運転し、事故を起こした経験について聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒事故経験者は18.9% (226人)、3回以上経験した者は2.4% (29人) であった。

前記④の調査によると、一般成人男子では、飲酒者のうち、「飲酒運転で取り締まられた、または、事故を起こした」生涯経験率は10.6%である。飲酒経験受刑者は、取締りは含めず事故経験のみでも、それを約2倍近く上回る比率である。

また、多量飲酒者については、飲酒事故を経験した者は30.6% (102人)、3回以上経験した者が4.8% (16人) であり、他の飲酒パターンの者と比べて経験率が顕著に高かった。

2-2-3-2図 QF分類別・飲酒事故の経験率



- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 4 () 内は、実人員である。

(3) 飲酒による失職（そのおそれも含む。以下同じ。）（Q12（ウ））

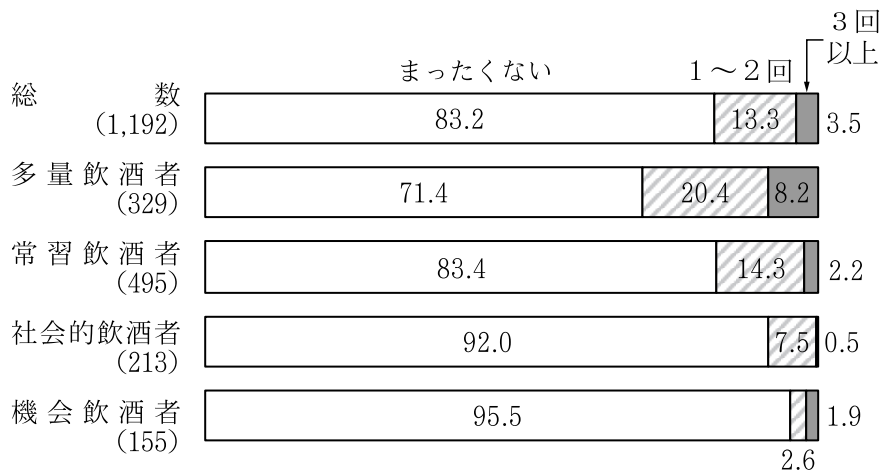
2-2-3-3図は、酒が原因で、仕事を失ったり、もう少しで仕事を失いそうになったりした経験について聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒による失職を経験した者は16.8%（200人）、3回以上経験した者は3.5%（42人）であった。

前記④の調査によると、一般成人男子では、飲酒者のうち「自分の飲酒が原因で、仕事を失ったり、もう少しで仕事を失いそうになったりした」生涯経験率は1.6%であり、これと比較すると、飲酒経験受刑者は極めて高い。

また、多量飲酒者については、飲酒による失職経験を有する者は28.6%（94人）、3回以上経験した者は8.2%（27人）であり、他の飲酒パターンの者と比べて顕著に高かった。

2-2-3-3図 QF分類別・飲酒による失職の経験率



【 $\chi^2(6)=71.50, p<.01$ 】

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

（４）飲酒非難に対する怒り（Ｑ１２（エ））

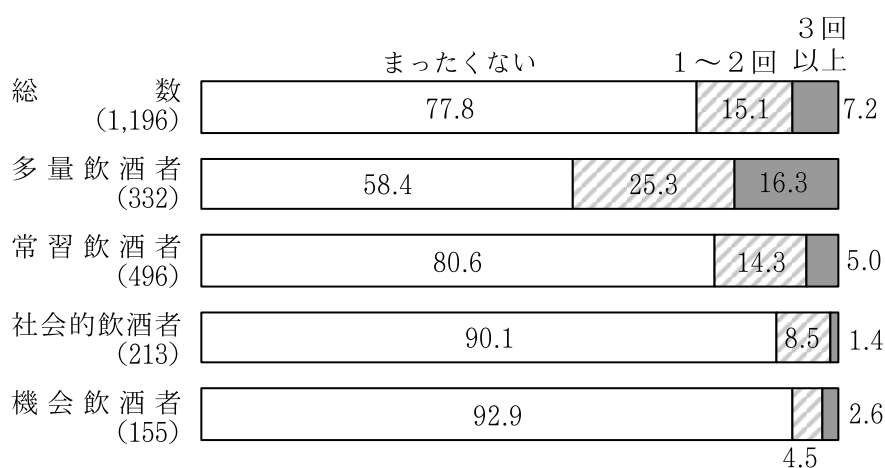
２－２－３－４図は、酒の飲み方について、周りの人から非難・注意され、腹が立った経験を聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒を非難されて腹を立てた経験がある者は22.2%（266人）、3回以上経験した者は7.2%（86人）であった。

前記④の調査によれば、一般成人男子では、飲酒者のうち「周りの人があなたの飲酒を非難し、あなたをいらだたせた」生涯経験率は11.1%であり、これと比較すると、飲酒経験受刑者は、顕著に高い。

また、多量飲酒者については、経験者は41.6%（138人）、3回以上経験した者は16.3%（54人）であり、他の飲酒パターンの者と比べて経験率が顕著に高かった。

２－２－３－４図 ＱＦ分類別・飲酒非難に対する怒りの経験率



【 $\chi^2(6)=121.89, p<.01$ 】

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

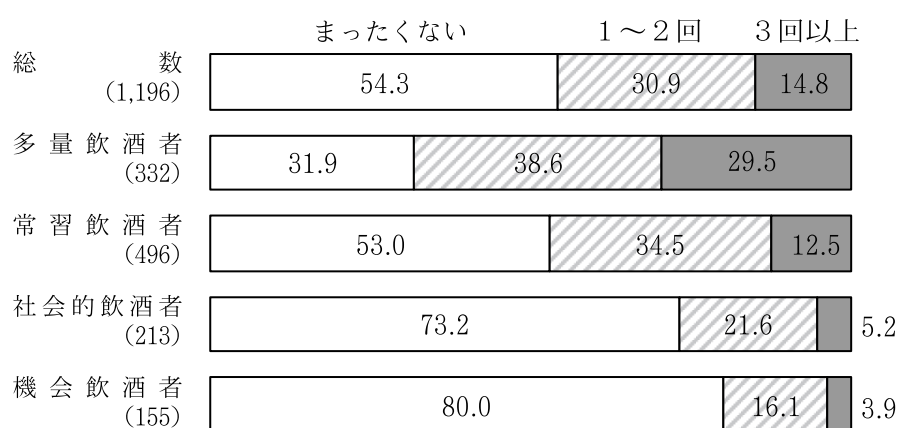
（５）飲酒時の口げんか（Ｑ１２（オ））

２－２－３－５図は、飲酒時に口げんかになった経験について聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒時の口げんか経験があった者は45.7%（547人）、3回以上経験がある者は14.8%（177人）であった。

また、多量飲酒者については、飲酒時の口げんか経験があった者は68.1%（226人）と7割近くであり、3回以上経験した者も29.5%（98人）と、他の飲酒パターンの者と比べて経験率が顕著に高かった。

2-2-3-5図 QF分類別・飲酒時の口げんかの経験率

【 $\chi^2(6)=165.19, p<.01$ 】

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

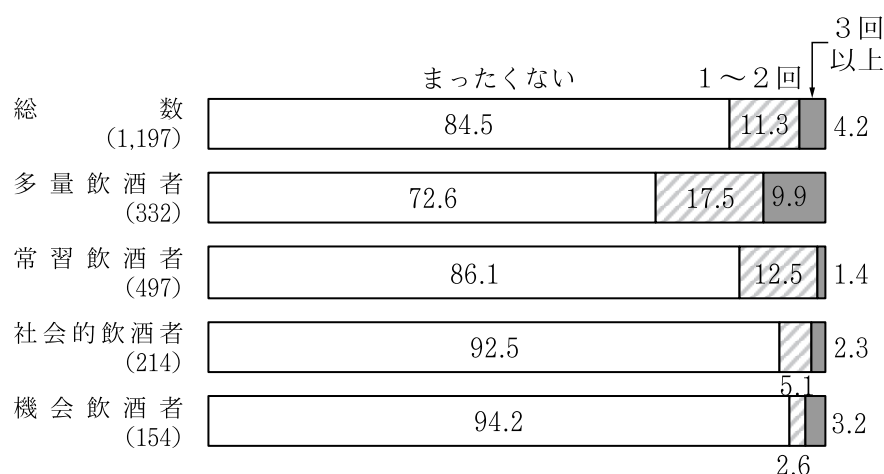
(6) 飲酒時の対家族暴力 (Q12 (力))

2-2-3-6図は、飲酒時に家族（内妻を含む。）に暴力を振るった経験を聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒時に家族に暴力を振るった経験がある者は15.5%（185人）であり、3回以上経験した者は4.2%（50人）であった。

多量飲酒者については、家族に暴力を振るった経験があった者は27.4%（91人）で、3回以上経験した者も9.9%（33人）と顕著に高かった。

2-2-3-6図 QF分類別・飲酒時の対家族暴力の経験率

【 $\chi^2(6)=75.98, p<.01$ 】

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

（７）飲酒時の対家族以外暴力（Ｑ１２（キ））

２－２－３－７図は、飲酒時に家族以外の者に暴力を振るった経験を聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒時に家族以外に暴力を振るった経験があった者は35.0%（420人）、３回以上経験した者は13.8%（166人）であった。

ところで、前記④の調査によると、一般成人男子では、飲酒者のうち「飲酒中に、けんかになった（口げんかを除く）」生涯経験率は11.7%である。飲酒経験受刑者のうち、飲酒時に家族又は家族以外の者に暴力を振るった経験を有する者は38.8%（467人）であり、単純に比較はできないものの、一般成人男子と比べて約３倍の比率で暴力を振るった経験を有していると考えられる。

また、多量飲酒者については、飲酒時に家族以外の者に暴力を振るった経験を有する者は53.2%（177人）と５割以上を占め、３回以上経験した者も24.3%（81人）であり、他の飲酒パターンの者と比べて経験率が顕著に高かった。

２－２－３－７図 ＱＦ分類別・飲酒時の対家族以外暴力の経験率

総 数 (1,199)	経験率 (%)		
	まったくない	１～２回	３回以上
総 数 (1,199)	65.0	21.2	13.8
多 量 飲 酒 者 (333)	46.8	28.8	24.3
常 習 飲 酒 者 (497)	66.0	21.3	12.7
社会的飲酒者 (214)	78.5	15.4	6.1
機 会 飲 酒 者 (155)	81.9	12.3	5.8

【 $\chi^2(6)=91.66, p<.01$ 】

- 注 １ 飲酒経験受刑者に限る。
 ２ 無回答の者を除く。
 ３ （ ）内は、実人員である。

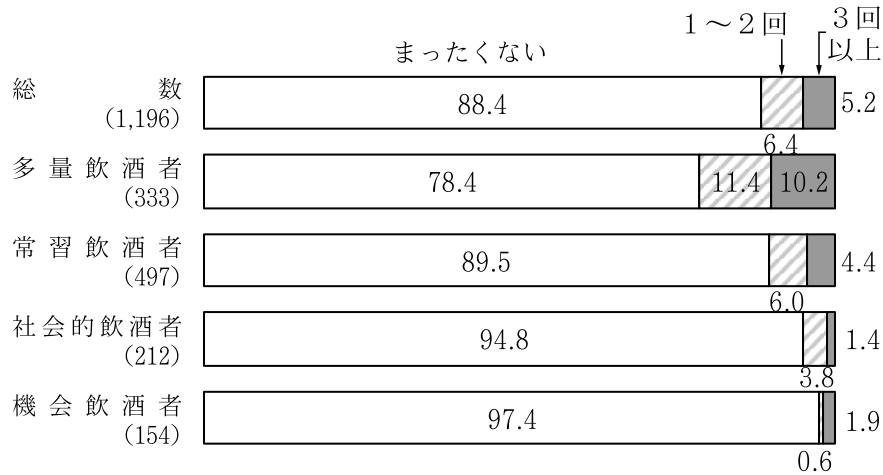
（８）飲酒目的の窃盗・無銭飲食（Ｑ１２（ク））

２－２－３－８図は、飲酒したいがために窃盗や無銭飲食をした経験を聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒目的の窃盗・無銭飲食の経験がある者は11.6%（139人）、３回以上経験した者は5.2%（62人）であった。

多量飲酒者については、飲酒目的の窃盗・無銭飲食の経験がある者は21.6%（72人）を占め、３回以上経験した者も10.2%（34人）であり、他の飲酒パターンの者と比べて顕著に高かった。

2-2-3-8図 QF分類別・飲酒目的の窃盗・無銭飲食の経験率

【 $\chi^2(6)=55.22, p<.01$ 】

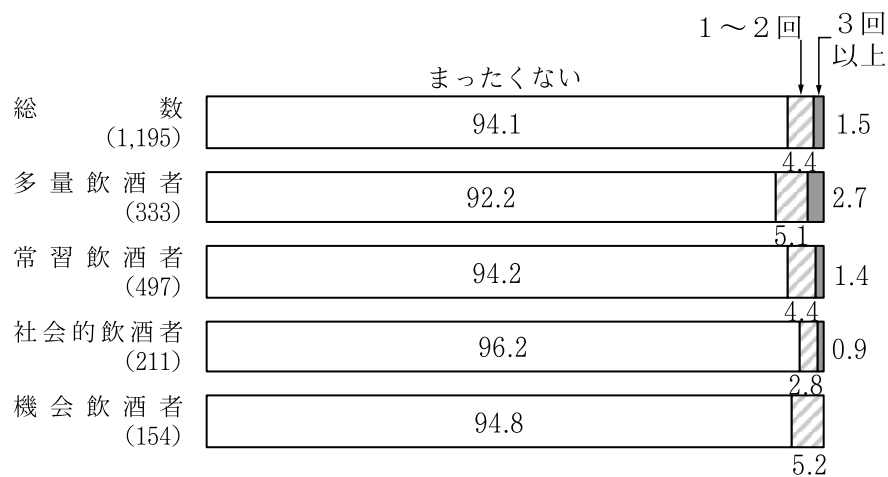
- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(9) 飲酒時のわいせつ行為 (Q12 (ケ))

2-2-3-9図は、飲酒時にセクハラやちかん等のわいせつ行為をした経験を聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒時にわいせつ行為の経験がある者は5.9% (71人)、3回以上経験した者は1.5% (18人) であった。該当者数が少ないこともあるが、飲酒パターンの違いによる特段の傾向は認められなかった。

2-2-3-9図 QF分類別・飲酒時のわいせつ行為の経験率



【n.s.】

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(10) 飲酒時の覚せい剤使用 (Q12 (コ))

2-2-3-10図は、飲酒時に覚せい剤を使用した経験を聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒時に覚せい剤使用の経験がある者は24.4% (291人)、3回以上経験した者は15.4% (183人) であった。

多量飲酒者については、飲酒時に覚せい剤使用の経験がある者は33.9% (112人)、3回以上経験した者は23.9% (79人) であり、他の飲酒パターンの者と比べて経験率が顕著に高かった。

2-2-3-10図 QF分類別・飲酒時の覚せい剤使用の経験率

	総数 (1,192)	3回 以上		
		まったくない	1～2回	3回以上
総数	(1,192)	75.6	9.1	15.4
多量飲酒者	(330)	66.1	10.0	23.9
常習飲酒者	(497)	77.3	8.7	14.1
社会的飲酒者	(211)	81.5	7.1	11.4
機会飲酒者	(154)	82.5	11.0	6.5

【 $\chi^2(6)=34.48, p<.01$ 】

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

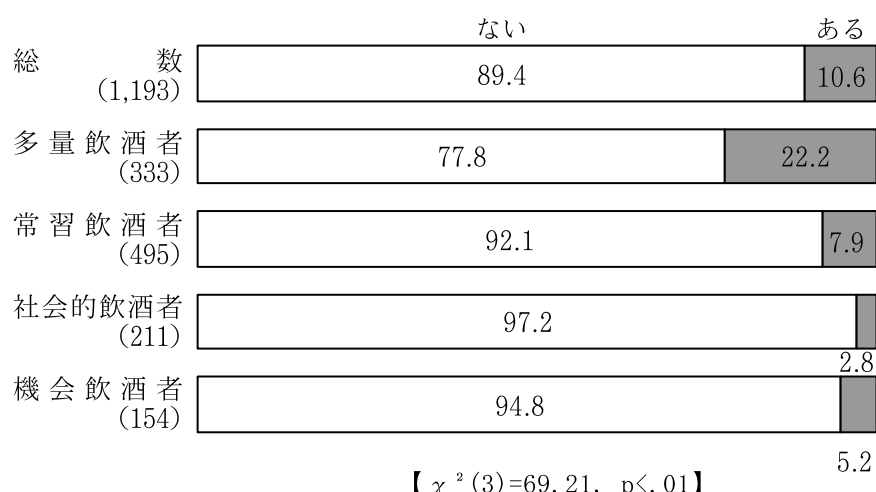
(11) 飲酒による病気 (身体面と精神面を含む。以下この章において同じ。) (Q12 (サ))

2-2-3-11図は、飲酒がもとで病気になり、1週間以上ふだんの生活ができなかった経験を聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒による病気の経験がある者は10.6% (127人) であった。前記④の調査によると、一般成人男子では、飲酒者のうち「1週間以上、飲酒に関連する病気で通常の生活ができなかった」生涯経験率は2.4%であり、これと比較すると、飲酒経験受刑者は経験率が顕著に高い。

多量飲酒者については、飲酒による病気の経験者は22.2% (74人) であり、他の飲酒パターンの者と比べて経験率が顕著に高かった。

2-2-3-11図 QF分類別・飲酒による病気の経験率



- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

ここで、分析対象の受刑者中、アルコール中毒などアルコール誘発性障害又はアルコール乱用・依存症などアルコール使用障害（以下「アルコール関連疾患（精神）」という。）であると医学的診断を受けている者及び身体疾患について医学的診断を受けている者を、QF分類別に見ると、2-2-3-12表のとおりである。

多量飲酒者は、「アルコール関連疾患（精神）」の比率が、顕著に高かった。なお、非飲酒者にアルコール関連疾患が存在しているのは、過去に断酒し、本調査で非飲酒者に分類された者であると考えられる。

一方、身体疾患については、飲酒パターンによって特段の差が認められなかった。

2-2-3-12表 QF分類別・疾病り患者人員

① アルコール関連疾患（精神）			② 身体疾患		
Q F 分類	人	員	Q F 分類	人	員
総数	34	(2.4)	総数	301	(20.9)
多量飲酒者	20	(6.0)	多量飲酒者	79	(23.5)
常習飲酒者	5	(1.0)	常習飲酒者	95	(19.0)
社会的飲酒者	3	(1.4)	社会的飲酒者	40	(18.7)
機会飲酒者	1	(0.6)	機会飲酒者	26	(16.8)
非飲酒者	5	(2.1)	非飲酒者	61	(25.8)

【(m) p<.01】 【n.s.】

- 注 1 「アルコール関連疾患（精神）」は、アルコール誘発性障害又はアルコール乱用・依存症などアルコール使用障害である。
 2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 3 () 内は、QF分類の各区分の総数に占める比率である。

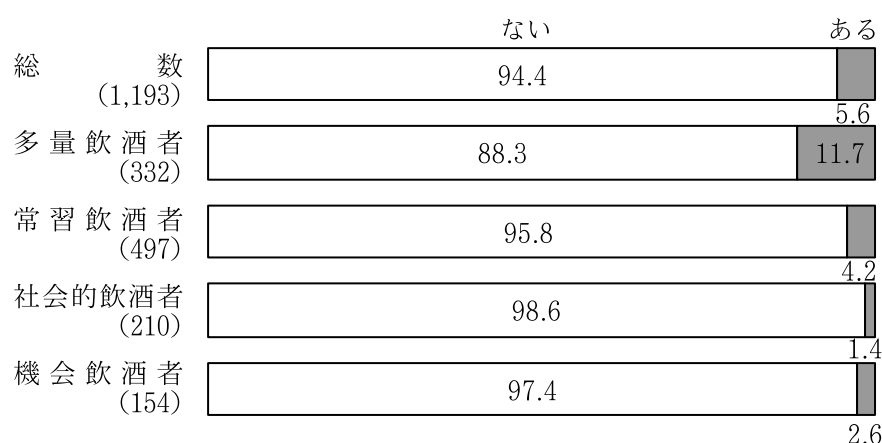
(12) 飲酒による離別（家族）（Q12（シ））

2-2-3-13図は、飲酒がもとで、家族（内妻を含む。）と離別した経験を聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒が原因で家族と離別した経験がある者は5.6%（67人）であった。前記④の調査によると、一般成人男子では、飲酒者のうち「自分の飲酒がもとで、配偶者や一緒に住んでいる方が、別れると言い出したり、実際に去って行ってしまった」生涯経験率は2.8%である。この調査では、「別れると言い出す」ことまで含んでいるが、これと比較しても、飲酒経験受刑者の構成比が上回っている。

また、多量飲酒者については、飲酒により家族と離別した経験がある者は11.7%（39人）であり、他の飲酒パターンの者と比べて経験率が顕著に高かった。

2-2-3-13図 QF分類別・飲酒による離別（家族）の経験率



【 $\chi^2(3)=34.95, p<.01$ 】

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

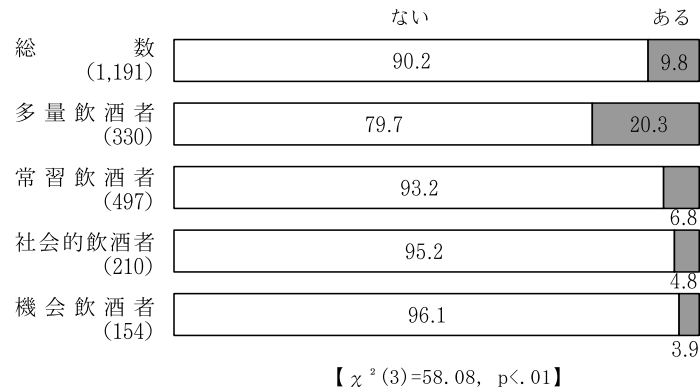
(13) 飲酒による離別（友人）（Q12（ス））

2-2-3-14図は、飲酒がもとで、友人を失った経験を聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒によって友人を失った経験がある者は9.8%（117人）であった。前記④の調査によると、一般成人男子では、飲酒者のうち「自分の飲酒がもとで、友情を失った」生涯経験率は2.2%であり、これと比較すると、飲酒経験受刑者は経験率が顕著に高い。

また、多量飲酒者については、飲酒により友人を失った経験がある者は20.3%（67人）であり、他の飲酒パターンの者と比べて経験率が顕著に高かった。

2-2-3-14図 QF分類別・飲酒による離別（友人）の経験率



- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

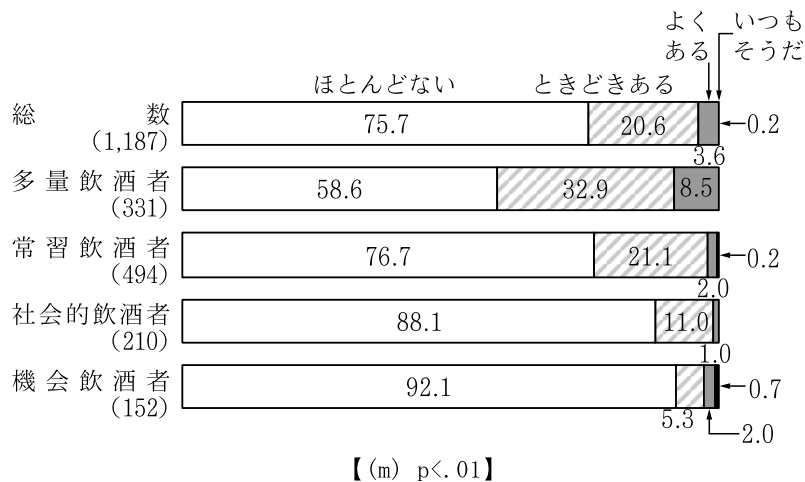
(14) 飲酒による失敗の言い訳 (Q14)

2-2-3-15図は、何らかの失敗をしたとき、酒を言い訳にした経験を聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、失敗を飲酒のせいにした経験がある者は、「ときどきある」、「よくある」、「いつもそうだ」を合わせて24.3%（289人）であった。

多量飲酒者については、41.4%（137人）であり、他の飲酒パターンの者と比べて経験率が顕著に高かった。

2-2-3-15図 QF分類別・飲酒による失敗の言い訳の経験率



- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 4 () 内は、実人員である。

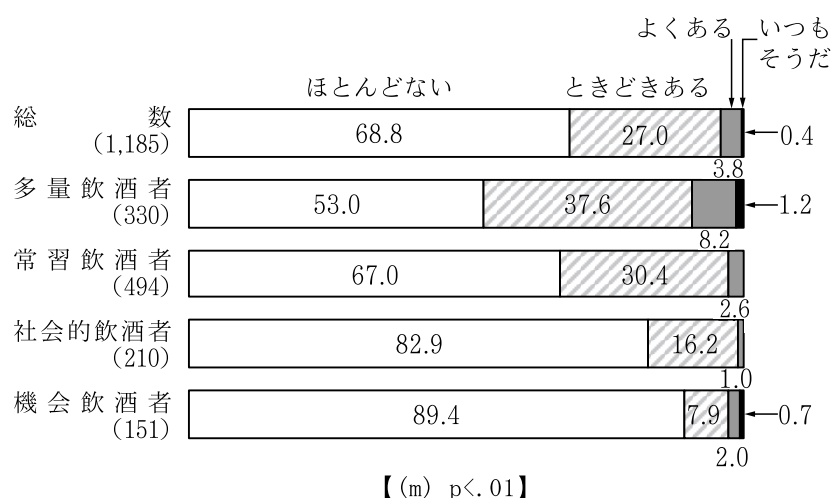
(15) 飲酒時不機嫌 (Q15)

2-2-3-16図は、飲酒時、怒りっぽくなったり不機嫌になったりした経験の頻度について聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒時に不機嫌になった経験がある者は、「ときどきある」、「よくある」、「いつもそうだ」を合わせて31.2% (370人) であった。

また、多量飲酒者については、47.0% (155人) であり、他の飲酒パターンの者と比べて経験率が顕著に高かった。

2-2-3-16図 Q F 分類別・飲酒時不機嫌の経験率



- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 4 () 内は、実人員である。

(16) 飲酒による記憶の喪失 (Q16)

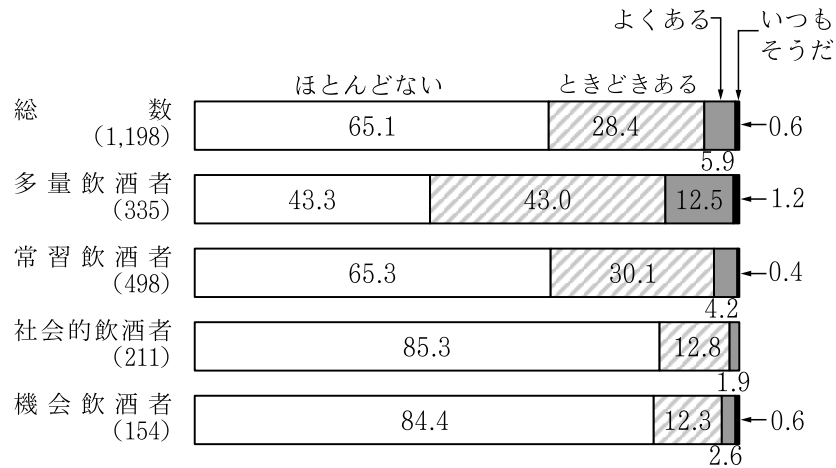
2-2-3-17図は、飲酒により、前夜の出来事を思い出せなかったことがあるかを聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒による記憶の喪失経験がある者は、「ときどきある」、「よくある」、「いつもそうだ」を合わせて34.9% (418人) であった。

また、多量飲酒者については56.7% (190人)であり、他の飲酒パターンの者と比べて、記憶の喪失経験を有する者の構成比が顕著に高かった。

前記④の調査によると、一般成人男子では、飲酒者のうち「この1年間に、飲酒のため、前夜の出来事を思い出せなかったことがあった」のは、「1か月に1回以上」で3.7% (推定値)、「1か月に1回未満」で17.5%、「なし」は77.0%であった。質問の表現が異なるため単純に比較はできないが、受刑者は、飲酒による記憶の喪失経験を有する者の構成比が一般成人男子と比べて高いことがうかがわれる。

2-2-3-17図 QF分類別・飲酒による記憶の喪失の経験率



【(m) p<.01】

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 4 ()内は、実人員である。

(17) 家族の大量飲酒歴 (Q 6)

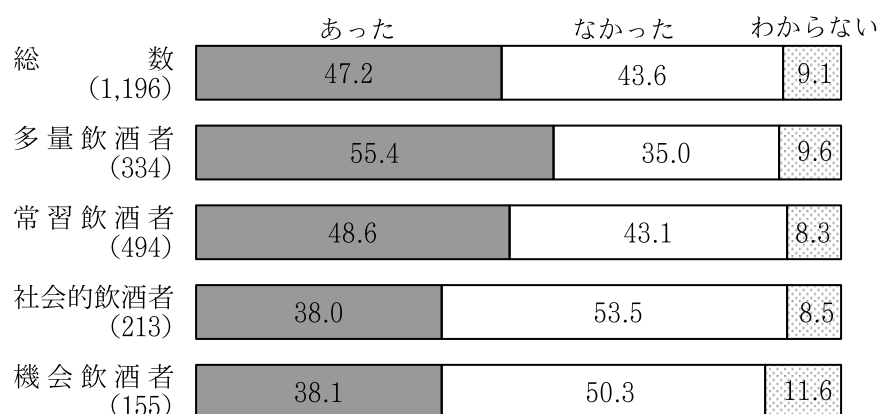
次頁の2-2-3-18図は、父親又は母親が大量に酒を飲むことがあったかを聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、父親又は母親が大量に酒を飲むことがあった者は47.2% (565人)と、約5割に近かった。

多量飲酒者では、55.4% (185人)が父親又は母親が大量に酒を飲むことがあったとしており、その構成比は他の飲酒パターンの者と比べて高く、逆に、社会的飲酒者及び機会飲酒者は、その構成比が低い傾向があった。

アルコール依存症者の保護者はアルコール依存症者が多いと言われるが²⁹、飲酒パターンも体質といった遺伝的要因や家族の文化といった環境的要因等の影響があるものと考えられる。さらに、大量飲酒を要因とする家族の機能不全という養育環境の不安定さが飲酒行動を含めた逸脱行動を助長するといった間接的要因もあると考えられる。

2-2-3-18図 QF分類別・父親又は母親の大量飲酒歴別構成比



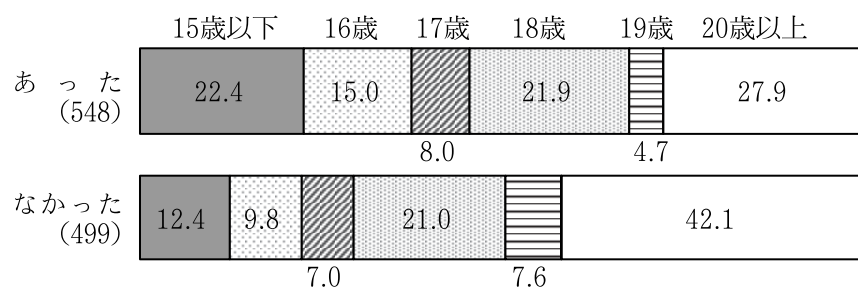
【 $\chi^2(6)=25.13, p<.01$ 】

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

さらに、2-2-2-19図は、父親又は母親の大量飲酒歴と飲酒開始年齢との関係を見たものである。

父親又は母親に大量飲酒歴がある者は、飲酒開始年齢が低い傾向が認められた。

2-2-2-19図 父親又は母親の大量飲酒歴別・飲酒開始年齢別構成比



【 $\chi^2(5)=39.45, p<.01$ 】

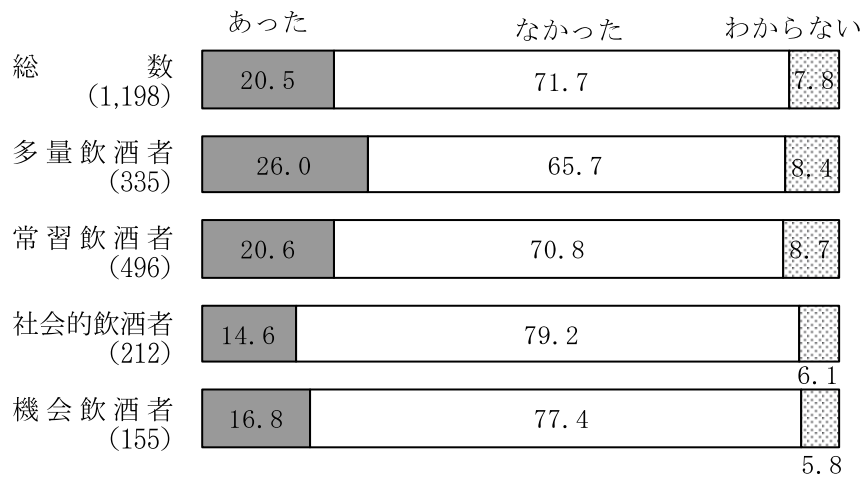
- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 父親又は母親の大量飲酒歴について「わからない」と回答した者及び無回答の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

(18) 家族の飲酒時暴力歴 (Q7)

2-2-3-20図は、父親又は母親が酒に酔って暴力を振るうことがあったかについて聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、父親又は母親が酒に酔って暴力を振るうことがあった者は、20.5% (246人) であった。また、多量飲酒者は、父親又は母親が酒に酔って暴力を振るったとする構成比が26.0%であり、他の飲酒パターンの者と比べて高かった。

2-2-3-20図 QF分類別・父親又は母親の飲酒時暴力歴別構成比



【 $\chi^2(6)=15.81, p<.05$ 】

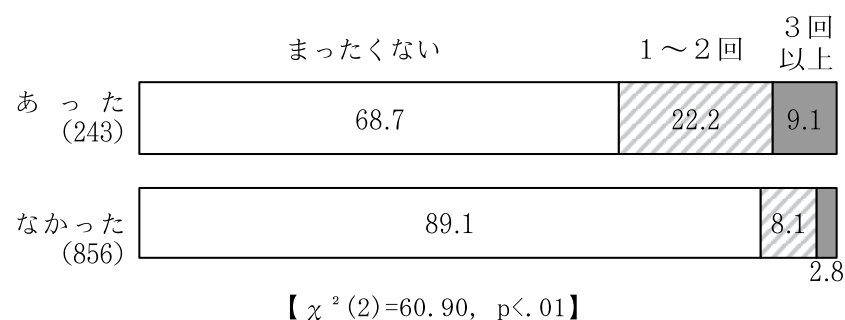
- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

さらに、**2-2-3-21図**は、父親又は母親が酒に酔って暴力を振るった経験の有無別に、飲酒時の本人の家族や家族以外の者に対する暴力経験の有無について見たものである。

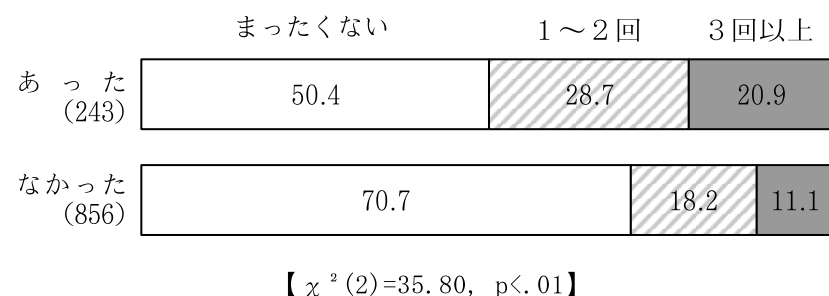
飲酒経験受刑者のうち、自分の父親又は母親が酒に酔って暴力を振るった経験を有している者は、そうでない者と比べ、自分が飲酒時に暴力を振るった経験率が高い傾向が認められた。この結果は、家族による飲酒時の暴力体験と、その後の自己による飲酒時の暴力経験との関連性を示唆するものと考えられる。

2-2-3-21図 父親又は母親の飲酒時暴力歴別・本人の暴力経験率

① 本人の飲酒時の対家族暴力



② 本人の飲酒時の対家族以外暴力



- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 父親又は母親の飲酒時暴力歴について「わからない」と回答した者及び無回答の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

4 飲酒経験受刑者の犯罪傾向

(1) 入所度数等

2-2-4-1表は、Q F 分類別に入所度数を見たものである。

多量飲酒者（mean=3.5, SD=3.3）は、そうでない者（mean=2.8, SD=2.8）と比べて入所度数の平均が多かった（ $t=-3.2$, $P<.01$ ）。また、機会飲酒者は、6割の者が初入者であり、入所度数が2度以上の者（以下この章において「再入者」という。）の構成比が他の飲酒パターンの者と比べて低いのが目を引く。

2-2-4-1表 Q F 分類別・入所度数別人員

Q F 分類	入 所 度 数								平 均	標準偏差
	総 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6～9 回	10回以上		
総 数	1,440 (100.0)	605 (42.0)	299 (20.8)	158 (11.0)	96 (6.7)	76 (5.3)	144 (10.0)	62 (4.3)	3.0	2.9
多 量 飲 酒 者	336 (100.0)	122 (36.3)	71 (21.1)	29 (8.6)	24 (7.1)	23 (6.8)	47 (14.0)	20 (6.0)	3.5	3.3
常 習 飲 酒 者	499 (100.0)	200 (40.1)	110 (22.0)	62 (12.4)	32 (6.4)	23 (4.6)	48 (9.6)	24 (4.8)	3.0	3.0
社会的飲酒者	214 (100.0)	105 (49.1)	42 (19.6)	26 (12.1)	16 (7.5)	3 (1.4)	17 (7.9)	5 (2.3)	2.4	2.3
機 会 飲 酒 者	155 (100.0)	93 (60.0)	22 (14.2)	13 (8.4)	8 (5.2)	6 (3.9)	9 (5.8)	4 (2.6)	2.3	2.4
非 飲 酒 者	236 (100.0)	85 (36.0)	54 (22.9)	28 (11.9)	16 (6.8)	21 (8.9)	23 (9.7)	9 (3.8)	3.1	2.8

【 $\chi^2(24)=57.87$, $p<.01$ 】

注 () 内は、構成比である。

次頁の2-2-4-2表は、Q F 分類別に入所度数の平均を見たものである。

多量飲酒者（mean=4.4, SD=4.6）は、そうでない者（mean=3.4, SD=3.7）と比べて前科総数の平均が多かった（ $t=-3.5$, $P<.01$ ）。

以上から、多量飲酒者は、他の飲酒パターンの者と比べ、入所度数や前科総数が多く、犯罪性向が進んでいる者が多い傾向があるものと考えられる。

2-2-4-2表 QF分類別・前科総数別人員

Q F 分類	前 科 総 数						平 均	標準偏差
	総 数	なし	1 回	2～5 回	6～9 回	10回以上		
総 数	1,440 (100.0)	272 (18.9)	239 (16.6)	616 (42.8)	191 (13.3)	122 (8.5)	3.6	4.0
多量飲酒者	336 (100.0)	52 (15.5)	44 (13.1)	147 (43.8)	54 (16.1)	39 (11.6)	4.4	4.6
常習飲酒者	499 (100.0)	85 (17.0)	89 (17.8)	213 (42.7)	68 (13.6)	44 (8.8)	3.7	4.0
社会的飲酒者	214 (100.0)	49 (22.9)	42 (19.6)	94 (43.9)	19 (8.9)	10 (4.7)	2.8	3.0
機会飲酒者	155 (100.0)	48 (31.0)	31 (20.0)	54 (34.8)	11 (7.1)	11 (7.1)	2.7	3.8
非飲酒者	236 (100.0)	38 (16.1)	33 (14.0)	108 (45.8)	39 (16.5)	18 (7.6)	3.7	3.6

【 $\chi^2(16)=46.49$, $p<.01$ 】

注 () 内は、構成比である。

(2) 保護処分歴

2-2-4-3表は、QF分類別に保護処分歴を見たものである。

多量飲酒者及び常習飲酒者は、保護処分歴を有している者の構成比が、他の飲酒パターンの者と比べて高かった。

2-2-4-3表 QF分類別・保護処分歴の有無別人員

Q F 分類	保 護 処 分 歴			
	総 数	あ り	な し	不 詳
総 数	1,440 (100.0)	452 (31.4)	939 (65.2)	49 (3.4)
多量飲酒者	336 (100.0)	120 (35.7)	200 (59.5)	16 (4.8)
常習飲酒者	499 (100.0)	171 (34.3)	319 (63.9)	9 (1.8)
社会的飲酒者	214 (100.0)	56 (26.2)	152 (71.0)	6 (2.8)
機会飲酒者	155 (100.0)	40 (25.8)	110 (71.0)	5 (3.2)
非飲酒者	236 (100.0)	65 (27.5)	158 (66.9)	13 (5.5)

【 $\chi^2(8)=20.52$, $p<.01$ 】

注 () 内は、構成比である。

(3) 飲酒時に特定しない犯罪経験 (Q3)

2-2-4-4図、次頁の2-2-4-5図は、家族及び家族以外の者に暴力を振るった経験について聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

多量飲酒者は、家族に暴力を振るった経験がある者の構成比が顕著に高い。家庭内暴力に関連して飲酒の問題があることについては多くの指摘があるが^{20,21,35,37}、その指摘を裏付ける結果である。

また、多量飲酒者は、家族以外の者に暴力を振るった経験がある者の構成比も顕著に高く、対家族のみならず対家族以外の暴力、つまり暴力全般と多量飲酒の関連について裏付ける結果であるといえる。

なお、窃盗経験、覚せい剤経験、セクハラやちかん等のわいせつ行為経験については、飲酒パターン別に、特段の差異は認められなかった。

2-2-4-4図 QF分類別・対家族暴力の経験率

		まったくない	1～2回	3回以上
総	数 (1,433)	63.9	24.7	11.4
多量飲酒者	(334)	53.9	29.3	16.8
常習飲酒者	(496)	65.5	25.0	9.5
社会的飲酒者	(213)	66.2	23.5	10.3
機会飲酒者	(154)	66.2	22.1	11.7
非飲酒者	(236)	71.2	20.3	8.5

【 $\chi^2(8)=25.08, p<.01$ 】

注 1 無回答の者を除く。

2 () 内は、実人員である。

2-2-4-5図 QF分類別・対家族以外暴力の経験率

	まったくない	1～2回	3回以上
総数 (1,438)	39.6	28.4	32.1
多量飲酒者 (336)	28.3	30.1	41.7
常習飲酒者 (498)	37.3	27.9	34.7
社会的飲酒者 (214)	47.2	29.4	23.4
機会飲酒者 (154)	37.0	29.9	33.1
非飲酒者 (236)	55.1	25.0	19.9

【 $\chi^2(8)=57.49, p<.01$ 】

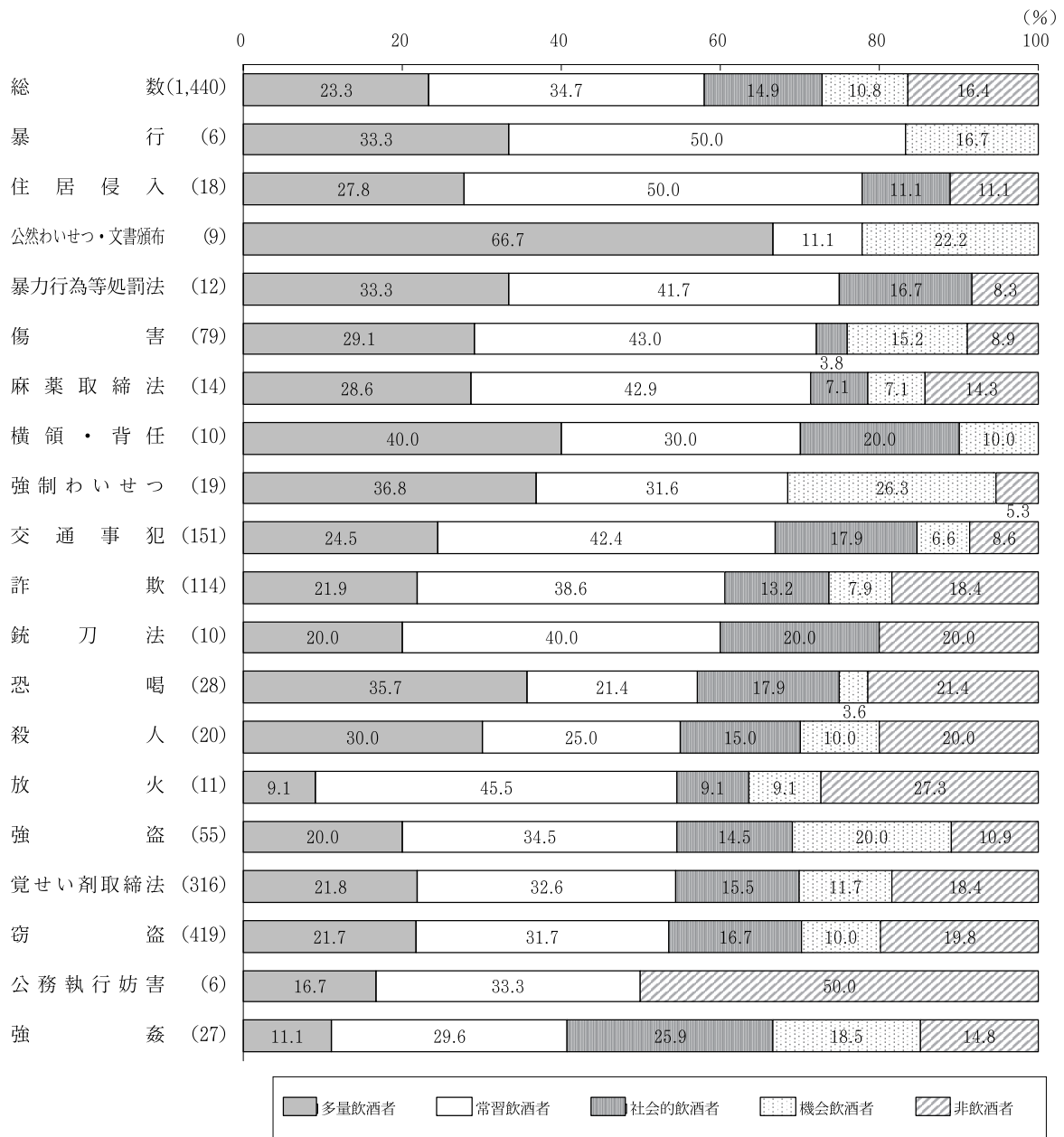
- 注 1 無回答の者を除く。
 2 () 内は、実人員である。

(4) 本件犯行の罪名と飲酒行動

2-2-4-6図は、本件犯行の主な罪名について、QF分類別に構成比を見たものである。

多量飲酒者が3割以上を占める罪名は、暴行、公然わいせつ・わいせつ文書頒布、暴力行為等処罰法、横領・背任、強制わいせつ、恐喝、殺人であった。また、多量飲酒者及び常習飲酒者で7割以上を占める罪名としては、暴行、住居侵入、公然わいせつ・わいせつ文書頒布、暴力行為等処罰法、傷害、麻薬取締法、横領・背任が挙げられる。

2-2-4-6図 本件主要罪名別・QF分類別構成比



注 1 「交通事犯」は、危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷等及び道路交通法違反である。

2 () 内は、実人員である。

(5) 本件犯行の罪名と飲酒状況

2-2-4-7表は、本件犯行時（本件犯行の前・最中をいう。以下この章において同じ。）に酒を飲んでいただか否かを見たものである。

受刑者のうち、本件犯行時に「酒を飲んでいただ」のは17.5%（252人）であった。

本件犯行時の飲酒率が高い罪名は、暴力行為等処罰法、暴行、傷害、交通事犯であり、粗暴犯罪については、飲酒との直接的な関連があることが示唆される。

2-2-4-7表 本件主要罪名別・本件犯行時の飲酒状況別人員

罪 名	総 数	本件犯行時 の飲酒あり	本件犯行時 の飲酒なし	飲 酒 の 有 無 不 詳	飲 酒 率
総 数	1,440	252	1,016	172	17.5
暴力行為等処罰法	12	9	2	1	75.0
暴 行	6	3	2	1	50.0
傷 害	79	33	35	11	41.8
交 通 事 犯	151	55	84	12	36.4
道 路 交 通 法	127	47	69	11	37.0
道 路 交 通 法 を 除 く 交 通 事 犯	24	8	15	1	33.3
公然わいせつ・ わいせつ文書頒布	9	3	5	1	33.3
銃 刀 法	10	3	5	2	30.0
恐 喝	28	6	21	1	21.4
殺 人	20	4	12	4	20.0
横 領 ・ 背 任	10	2	7	1	20.0
強 姦	27	5	20	2	18.5
詐 欺	114	21	81	12	18.4
強 盗	55	10	35	10	18.2
公務執行妨害	6	1	3	2	16.7
住 居 侵 入	18	3	13	2	16.7
強 制 わ い せ つ	19	3	12	4	15.8
麻 薬 取 締 法	14	2	9	3	14.3
窃 盗	419	53	310	56	12.6
放 火	11	1	8	2	9.1
覚 せ い 剤 取 締 法	316	21	261	34	6.6

注 「交通事犯」は、危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷等及び道路交通法違反である。

他方、窃盗や詐欺等の犯行は、犯行時の飲酒率は必ずしも高くはなく、その意味で、飲酒による直接的影響については、それがあつた場合が多いとは言えないものの、多量飲酒が一定期間続いた蓄積的な影響、例えば問題飲酒によって生活状況が崩れ、金銭に困窮したことなどを背景に犯罪に至つた者も想定される。

そこで、刑事施設職員が記入した調査票の回答（巻末資料1参照）において、問題飲酒による生活困窮があつて本件犯行に至つたと思われる者（本件犯行が飲酒したいがための窃盗や無銭飲食である者を含む。以下この章において「飲酒生活困窮者」という。）に該当するとされた者を抽出したところ、2-2-4-8表のとおりである。

分析対象の受刑者のうち、「飲酒生活困窮者」は5.6%（80人）であり、罪名を見ると、窃盗、詐欺の順に多く、罪名別に「飲酒生活困窮者」の占める構成比を見ると、詐欺で15.8%、窃盗で13.1%であつた。

「飲酒生活困窮者」の本件犯行時の飲酒率は55.0%（44人）であつた。（窃盗では47.3%（26人）、詐欺では83.3%（15人））。また、「飲酒生活困窮者」における多量飲酒者の構成比は、47.5%（38人）と5割近くを占めている。

2-2-4-8表 飲酒生活困窮者人員

① 本件罪名別・本件犯行時の飲酒状況別人員						② QF分類別人員	
罪 名	総 数	本件犯行時の飲酒あり	本件犯行時の飲酒なし	飲 酒 の 有 無 不 詳	罪 名 別 人員全体に占める比 率	Q F 分 類	人 員
総 数	80 (100.0)	44 (55.0)	27 (33.8)	9 (11.3)	5.6	総 数	80 (100.0)
窃 盗	55 (100.0)	26 (47.3)	21 (38.2)	8 (14.5)	13.1	多 量 飲 酒 者	38 (47.5)
詐 欺	18 (100.0)	15 (83.3)	3 (16.7)	-	15.8	常 習 飲 酒 者	30 (37.5)
強 盗	3 (100.0)	2 (66.7)	1 (33.3)	-	5.5	社会的飲酒者	8 (10.0)
そ の 他	4 (100.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	0.5	機 会 飲 酒 者	3 (3.8)
						非 飲 酒 者	1 (1.3)

注 1 ①の「その他」は、脅迫、横領・背任、文書偽造、覚せい剤取締法違反である。

2 () 内は、構成比である。

5 飲酒に関する罪種別分析

3項及び4項では、罪名・罪種を問わず、分析対象の受刑者全般について、飲酒行動の実態や、飲酒パターンと犯罪との関係等の分析を行ったが、この項では、幾つかの罪種の犯罪を取り上げて、受刑者の飲酒行動等の特徴を見ていくこととする。

ここで取り上げるのは、まず、交通事犯である。交通事犯には、飲酒運転によるもの（酒酔い運転及び酒気帯び運転のほか、飲酒運転による危険運転致死傷等）が一つの犯罪類型（態様）としてあることから、飲酒運転による交通事犯を犯す者の特徴を探るために、本件犯行が危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷等又は道路交通法違反であり、本件犯行時の飲酒の有無が判明している分析対象者（以下この章において「交通事犯者」という。）のうち、本件犯行時に飲酒していた者（以下この章において「飲酒交通事犯者」という。他方、交通事犯者のうち、本件犯行時に飲酒していなかった者を「非飲酒交通事犯者」という。）の飲酒行動等を見ることとする。また、「飲酒交通事犯者」の特徴を考察するときには、その犯罪性向等が、その者の飲酒行動に影響される一方で、「交通事犯者」の全体的な特徴にも由来すると考えられることも考慮しなければならないため、「非飲酒交通事犯者」と比較するほか、交通事犯者の全体的な特徴とも合わせて分析を行うこととする。

次に取り上げるのは、粗暴事犯である。粗暴事犯は、多量飲酒者の構成比が高い（**2-2-4-6図**参照）ので、飲酒との関連性等を探るために、本件犯行が殺人、傷害、暴行、脅迫、暴力行為等処罰法違反又は公務執行妨害である分析対象者（以下この章において「粗暴事犯者」という。）の飲酒行動等を見ることとする。また、粗暴事犯は、一般的に、飲酒酩酊して抑制が利かなくなり犯行に及ぶというケースが少なくないと想定され、本件犯行時に飲酒していた比率も高い（**2-2-4-7表**参照）ので、粗暴事犯者のうち、本件犯行時に飲酒していた者（以下この章において「飲酒粗暴事犯者」という。他方、粗暴事犯者のうち、本件犯行時に飲酒していなかった者を「非飲酒粗暴事犯者」という。）についても、その飲酒行動等を見ることとする。

ところで、「飲酒粗暴事犯者」の飲酒行動等を分析するのは、前記のとおり、本件犯行が飲酒酩酊による直接的な影響の下に行われるケースが想定されるからであるが、本件犯行時に飲酒していたということが直ちに飲酒が犯行に直接的に影響があったことを意味するものではないことに留意する必要がある。また、「飲酒交通事犯」について述べたと同様に、「飲酒粗暴事犯者」の特徴を考察するときには、「飲酒粗暴事犯者」の犯罪性向等が、その者の飲酒行動に影響される一方で、「粗暴事犯者」の全体的な特徴にも由来すると考えられることも考慮しなければならない。「粗暴事犯者」の飲酒行動等を「粗暴事犯者」以外の分析対象者（以下この章において「粗暴事犯者以外」という。）との比較で見るのは、このためである。

なお、この項では、交通事犯、粗暴事犯とも、本件犯行時の飲酒の有無による比較を行う際には、本件犯行時の飲酒の有無が不詳である者は、分析の対象から除外している。

さらに、この項では、窃盗及び詐欺についても取り上げる。窃盗及び詐欺の事犯では、飲酒酩酊して抑制が利かなくなり犯行に及ぶというケースも想定されるものの、本件犯行時に飲酒していた比率は高くなく（2-2-4-7表参照）、飲酒が犯行に影響がある場合としては、飲酒行動に問題があるために生活に困窮するなど、飲酒の問題が間接的な要因となっているケースが多いと考えられるので、本件犯行が窃盗又は詐欺である分析対象者（以下この章において「窃盗等事犯者」という。）については、前記の「飲酒生活困窮者」（4項（5）参照）に該当する者（以下この章において「生活困窮窃盗等事犯者」という。）の飲酒行動等を見ることとする。

以上のとおり、この項では、交通事犯者、粗暴事犯者等について、飲酒行動等を見ていくが、これに先立ち、交通事犯者及び粗暴事犯者は、本件犯行時の飲酒の有無別に、また、窃盗等事犯者は、「飲酒生活困窮者」に該当するか否かの別に、Q F 分類による構成比を見ると、2-2-5-1表のとおりである。「飲酒交通事犯者」及び「飲酒粗暴事犯者」では、多量飲酒者の構成比が約4割と、「（本件犯行時に）非飲酒」の事犯者及び分析対象者全体と比べて顕著に高かった（もっとも、これは、単に多量飲酒者は他の飲酒パターンの者よりも飲酒の機会が多いため、「（本件犯行時に）飲酒」の事犯者に占める構成比が高くなることにも原因があると考えられる。）。また、「生活困窮窃盗等事犯者」における多量飲酒者の構成比は、5割近くを占めている。

2-2-5-1表 Q F 分類別・犯罪態様別人員

区 分	数	Q F 分 類				
		総数	多量飲酒者	常習飲酒者	社会的飲酒者	機会飲酒者
総		1,440	336	499	214	155
		(100.0)	(23.3)	(34.7)	(14.9)	(10.8)
交 通 事 犯 者	139		34	57	27	9
		(100.0)	(24.5)	(41.0)	(19.4)	(6.5)
飲 酒 交 通 事 犯 者	55		21	25	7	1
		(100.0)	(38.2)	(45.5)	(12.7)	(1.8)
非 飲 酒 交 通 事 犯 者	84		13	32	20	8
		(100.0)	(15.5)	(38.1)	(23.8)	(9.5)
粗 暴 事 犯 者	128		36	50	9	16
		(100.0)	(28.1)	(39.1)	(7.0)	(12.5)
飲 酒 粗 暴 事 犯 者	51		21	21	3	5
		(100.0)	(41.2)	(41.2)	(5.9)	(9.8)
非 飲 酒 粗 暴 事 犯 者	57		12	18	5	8
		(100.0)	(21.1)	(31.6)	(8.8)	(14.0)
それ以外の粗暴事犯者	20		3	11	1	3
		(100.0)	(15.0)	(55.0)	(5.0)	(15.0)
窃 盗 等 事 犯 者	533		116	177	85	51
		(100.0)	(21.8)	(33.2)	(15.9)	(9.6)
生活困窮窃盗等事犯者	73		35	26	8	3
		(100.0)	(47.9)	(35.6)	(11.0)	(4.1)
それ以外の窃盗等事犯者	460		81	151	77	48
		(100.0)	(17.6)	(32.8)	(16.7)	(10.4)
そ の 他	640		150	215	93	79
		(100.0)	(23.4)	(33.6)	(14.5)	(12.3)

注 1 本件犯行が交通事犯である者であって、本件犯行時の飲酒の有無が不詳の者は、「その他」に含む。

2 「それ以外の粗暴事犯者」は、本件犯行時の飲酒の有無が不詳の者をいう。

3 「生活困窮窃盗等事犯者」は、本件犯行が窃盗又は詐欺である者であって、問題飲酒による生活困窮があつて本件犯行に至つたと思われる者に該当するとされた者をいう。

4 () 内は、構成比である。

（１）交通事犯者

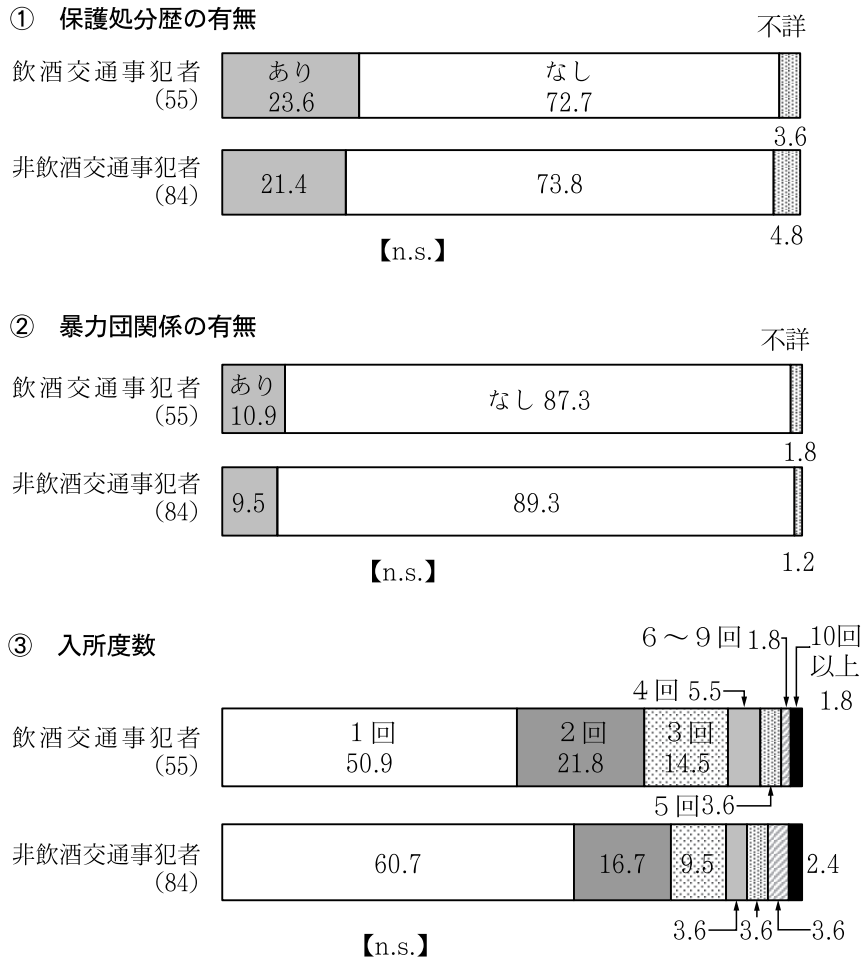
「交通事犯者」139人のうち、「飲酒交通事犯者」は、39.6%（55人）と約４割が該当した（**２－２－５－１表**参照）。なお、「飲酒事犯者」（本件犯行時に飲酒していたと認められた者をいう。以下この章において同じ。）は252人（**２－２－４－７表**参照）であるが、そのうち「飲酒交通事犯者」が約２割を占めている。

ア 犯罪歴等

２－２－５－（１）－１図は、「交通事犯者」の犯罪歴等を見たものである。

交通関係の犯罪を犯す者は、一般的に、他の犯罪と比べて犯罪性向は進んでいないと考えられるが、分析対象の「交通事犯者」についても、そうした傾向の表れとして、分析対象者全体（**２－２－１－６図**，**２－２－４－１表**，**２－２－４－３表**参照）と比べ、保護処分歴を有している者や暴力団関係者が占める構成比は低く、初入者が占める構成比は高い。本件犯行時の飲酒の有無で比較すると、「飲酒交通事犯者」は「非飲酒交通事犯者」と比べ、保護処分歴を有している者や暴力団関係者が占める構成比はやや低く、初入者が占める構成比はやや高いが、両者の間に顕著な差はなかった。

2-2-5-(1)-1 図 交通事犯者の犯罪歴等



注 1 ②の「あり」は、入所受刑者が本件犯行時において暴力団対策法に規定する指定暴力団等の構成員及びこれに準ずる者であったことをいう。

2 () 内は、実人員である。

2-2-5-(1)-2 表は、再犯の傾向を見るために、「交通事犯者」の前回前科を見たものである。

「飲酒交通事犯者」は、前回前科が飲酒と関連する交通事犯であった者が38.2% (21人) と、約4割が飲酒に関連する交通事犯を繰り返しており、顕著に多い。一方、「非飲酒交通事犯者」は、前回前科が交通事犯である者の構成比が52.4% (44人) と高いにもかかわらず、それが飲酒に関連する交通事犯であった者は4.8% (4人) に過ぎなかった。

なお、全分析対象者中の前回前科が飲酒関連の交通事犯である者のうち47.7% (21人) が、本件犯行も飲酒関連の交通事犯であった。

これらによると、「飲酒交通事犯者」は、再犯をする場合には、飲酒関連の交通事犯を繰り返しやすい傾向があると考えられる。

2-2-5-(1)-2表 交通事犯者の前回前科罪種別人員

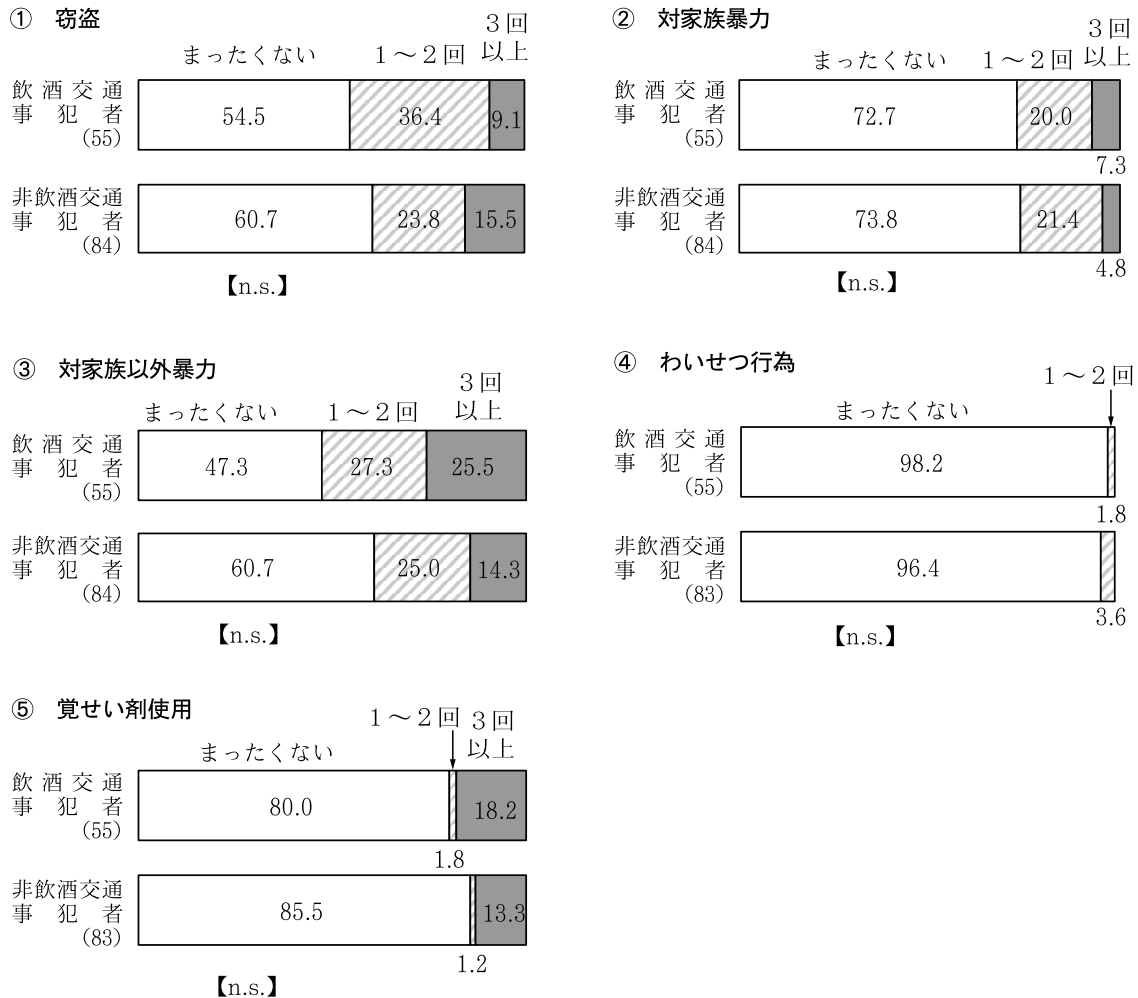
区 分	前 回 前 科 罪 種								
	総 数	交 通 事 犯			粗 暴 事 犯	窃 盗 等 犯	覚 せ い 刑 罰 取 締 法	そ の 他 の 罪 種	前 科 な し
		飲 酒 と 関 連 あ り	飲 酒 と 関 連 な し	飲 酒 と の 関 連 不 詳					
飲 酒 交 通 事 犯 者	55 (100.0)	21 (38.2)	2 (3.6)	3 (5.5)	4 (7.3)	5 (9.1)	5 (9.1)	7 (12.7)	8 (14.5)
非 飲 酒 交 通 事 犯 者	84 (100.0)	4 (4.8)	33 (39.3)	7 (8.3)	4 (4.8)	6 (7.1)	3 (3.6)	9 (10.7)	18 (21.4)

注 () 内は、構成比である。

2-2-5-(1)-3図は、「交通事犯者」について、飲酒関連を問わない他の犯罪経験を聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

「交通事犯者」は、分析対象者全体（巻末資料4，Q3参照）と比べ、犯罪の経験率は低い傾向にあり、「飲酒交通事犯者」に限っても、同様であった。また、「飲酒交通事犯者」は、「非飲酒交通事犯者」と比べ、家族以外の者に暴力を振るった経験がある者の比率が若干高いなど、やや犯罪性向が進んでいることをうかがわせる数値を示しているが、両者の間に顕著な差はなかった。

2-2-5-(1)-3図 交通事犯者の犯罪経験等の有無別構成比



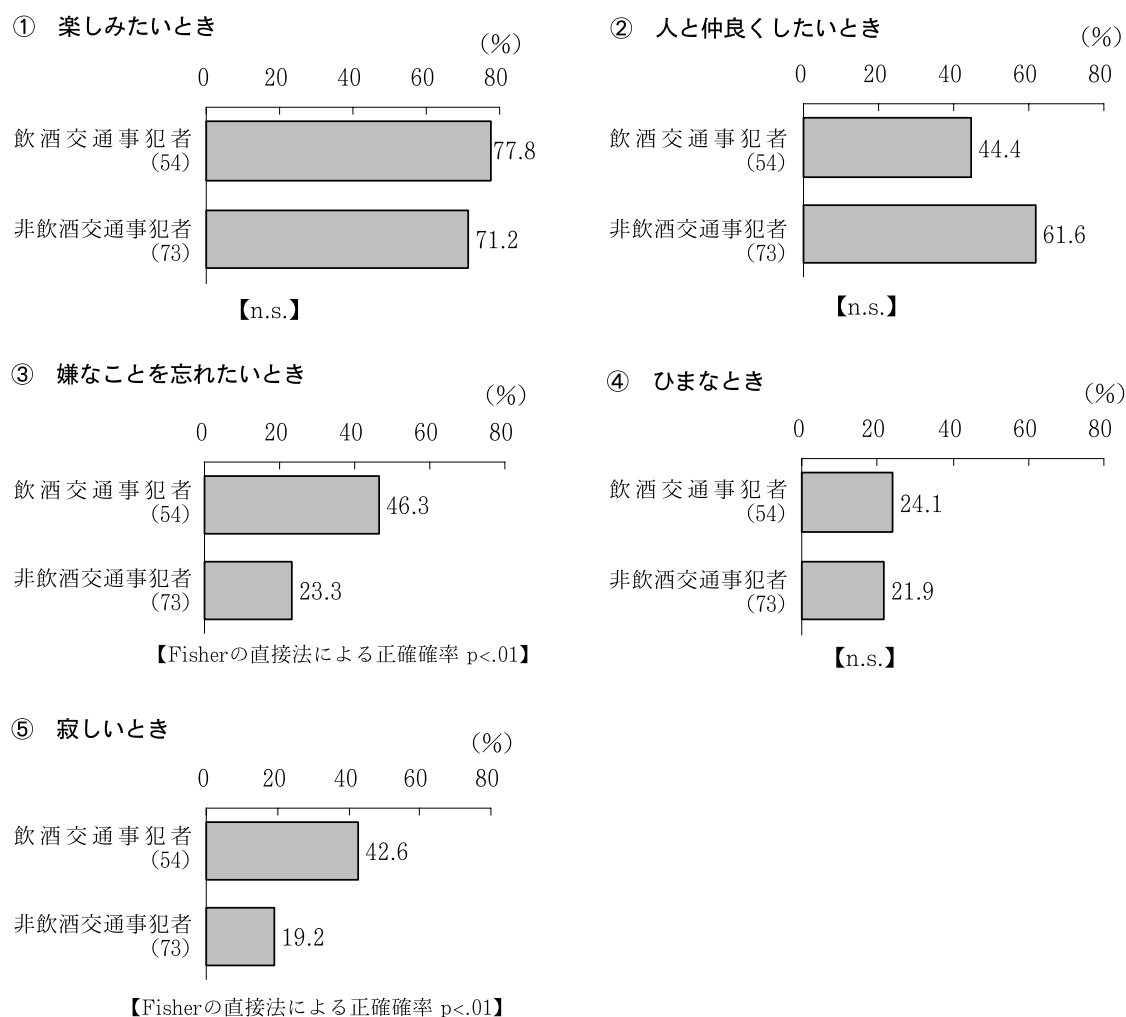
注 1 無回答の者を除く。
2 () 内は、実人員である。

イ 飲酒行動

2-2-5-(1)-4図は、「飲酒経験受刑者」に該当する者に限って、「交通事犯者」にどんな時に酒を飲みたいか（飲酒動機）を聞いた問いに対する回答（複数回答）の結果を見たものである（「飲酒交通事犯者」において10%未満の選択率の項目は除いた。）。

「飲酒交通事犯者」の飲酒動機は、「楽しみたいとき（77.8%）」、「嫌なことを忘れたいとき（46.3%）」、「人と仲良くしたいとき（44.4%）」の順で多かった。このうち「嫌なことを忘れたいとき」については、「非飲酒交通事犯者」の選択率（23.3%）と比べて顕著に高く、「飲酒交通事犯者」は、憂さ晴らしに飲酒を求める傾向が認められる。もっとも、「飲酒事犯者」（「飲酒経験受刑者」に該当する者に限る。）の「嫌なことを忘れたいとき」の選択率（40.4%）と比べると大差はなかった。

2-2-5-(1)-4図 交通事犯者の飲酒動機の選択率



- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 各区分の総数に対する、各項目を選択回答した者の比率である。
 3 主なもの3つまでの複数回答である。
 4 () 内は、実人員である。

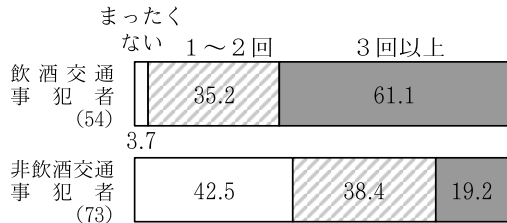
なお、「飲酒経験受刑者」に該当する者に限って「朝・昼からの飲酒頻度」について見ると、「飲酒交通事犯者」のうち「ほとんど毎日」飲酒する者は、3.7%（2人）であり、「飲酒経験受刑者」のうち「ほとんど毎日」飲酒する者が5.4%であるのと比べるとやや低く、「非飲酒交通事犯者」と比べても特段の差がなかった。

ウ 飲酒関連の否定的経験

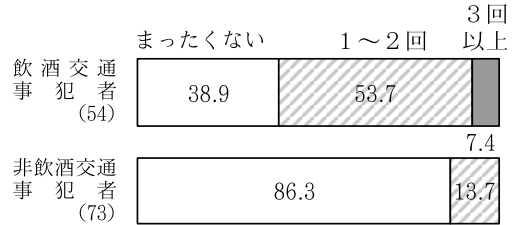
2-2-5-(1)-5図は、「飲酒経験受刑者」に該当する者に限って、「交通事故犯者」に飲酒関連の否定的経験について聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

2-2-5-(1)-5図 交通事故犯者の否定的経験の有無別構成比

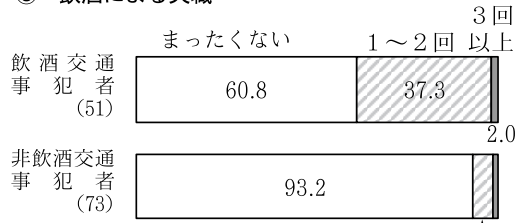
① 飲酒運転

【 $\chi^2(2)=32.78$, $p<.01$ 】

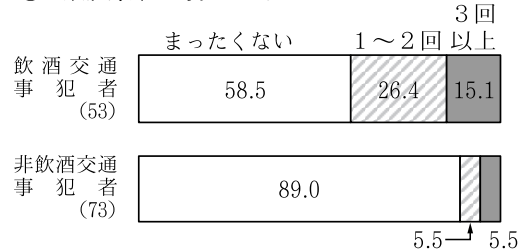
② 飲酒事故

【(m) $p<.01$ 】

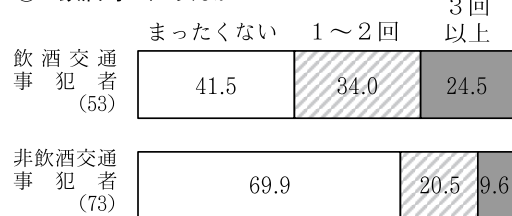
③ 飲酒による失職

【(m) $p<.01$ 】

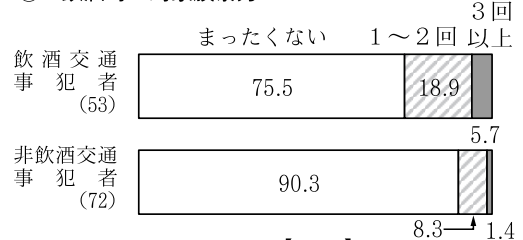
④ 飲酒非難に対する怒り

【 $\chi^2(2)=16.16$, $p<.01$ 】

⑤ 飲酒時の口げんか

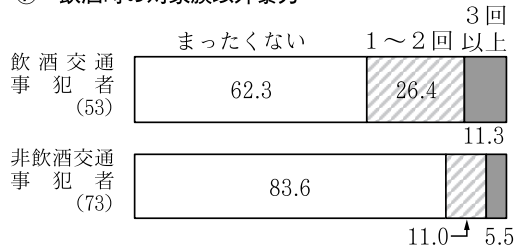
【 $\chi^2(2)=10.69$, $p<.01$ 】

⑥ 飲酒時の対家族暴力

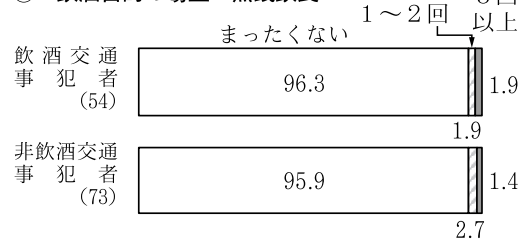


【n. s.】

⑦ 飲酒時の対家族以外暴力

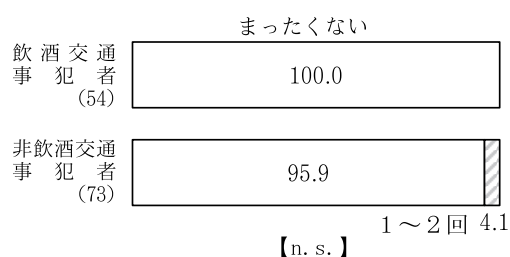
【(m) $p<.05$ 】

⑧ 飲酒目的の窃盗・無銭飲食

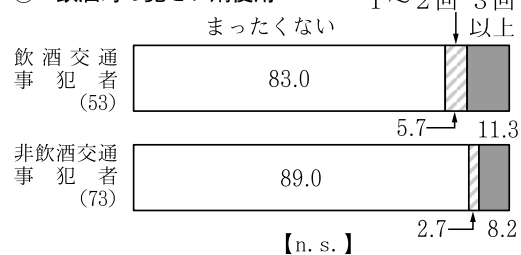


【n. s.】

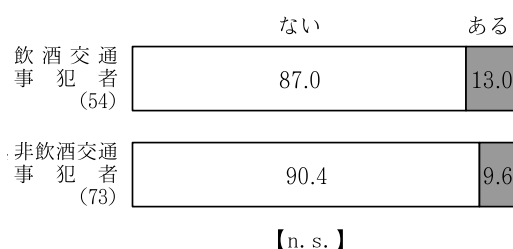
⑨ 飲酒時のわいせつ行為



⑩ 飲酒時の覚せい剤使用



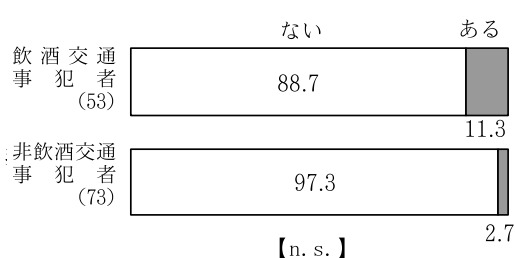
⑪ 飲酒による病気



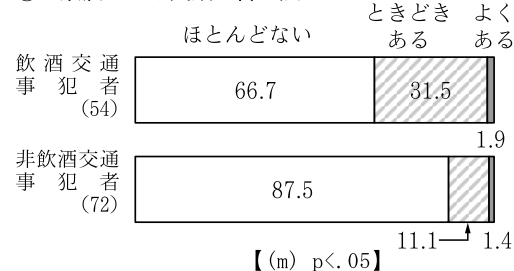
⑫ 飲酒による離別（家族）



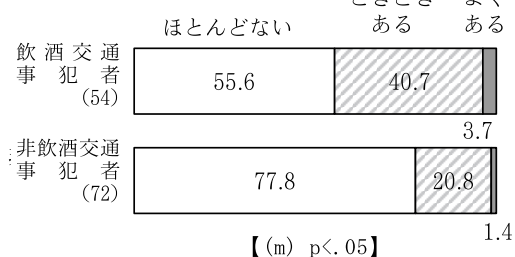
⑬ 飲酒による離別（友人）



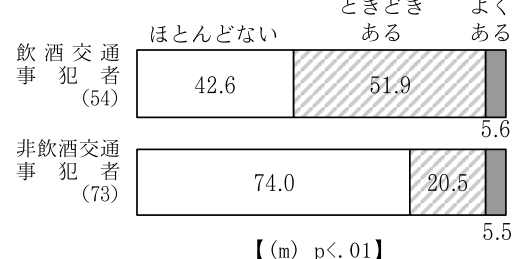
⑭ 飲酒による失敗の言い訳



⑮ 飲酒時不機嫌



⑯ 飲酒による記憶の喪失



- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 4 () 内は、実人員である。

飲酒関連の否定的経験の内容別に「飲酒交通事犯者」の特徴を見ると、まず、「飲酒運転」及び「飲酒事故」の経験率が、「飲酒事犯者」（「飲酒経験受刑者」に該当する者に限る。）の経験率（それぞれ77.1%，38.2%）と比べて当然ながら高く、特に、「飲酒運転」の3回以上の経験率が約6割、「飲酒事故」の3回以上の経験率が7.4%であり、「飲酒交通事犯者」が飲酒運転を繰り返していることが分かる。一方、「飲酒運転」及び

「飲酒事故」以外の否定的経験については、「飲酒交通事犯者」の経験率は、「飲酒事犯者」と比べ、「飲酒時の対家族以外暴力」、「飲酒目的の窃盗・無銭飲食」、「飲酒時のわいせつ行為」及び「飲酒による離別（友人）」において低く、そのほかの否定的経験では大差がなかった。

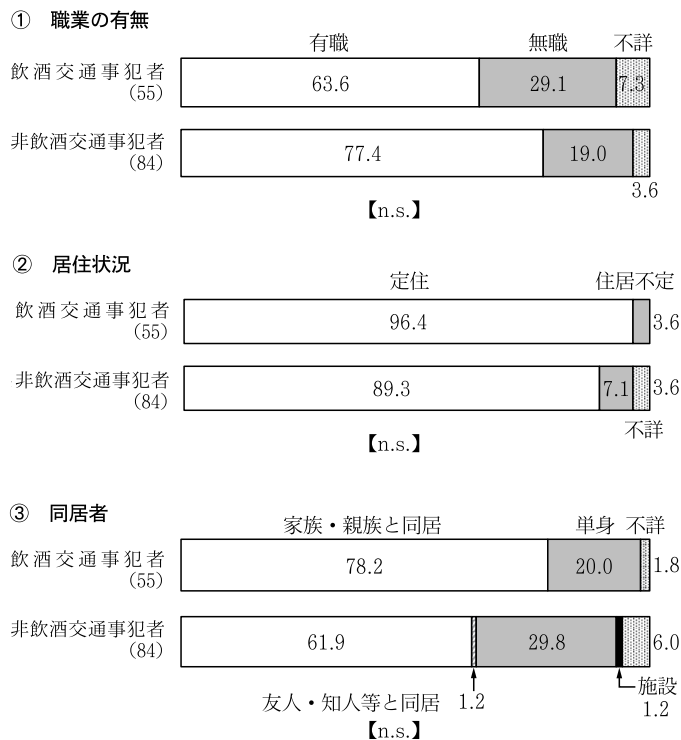
なお、「飲酒交通事犯者」は、「非飲酒交通事犯者」と比べると、「飲酒運転」、「飲酒事故」のほか、「飲酒による失職」、「飲酒非難に対する怒り」、「飲酒時の口げんか」、「飲酒時の対家族以外暴力」、「飲酒による離別（家族）」、「飲酒による失敗の言い訳」、「飲酒時不機嫌」及び「飲酒による記憶の喪失」の経験率が顕著に高く、飲酒行動に問題がある者が多かった。

エ 生活状況

2-2-5-(1)-6図は、「交通事犯者」について、その生活状況を見たものである。

「飲酒交通事犯者」は、「非飲酒交通事犯者」と比べ、無職率は若干高いものの、住居不定者や単身者の構成比はむしろ低めである。「交通事犯者」は、分析対象者全体（2-2-1-7図、2-2-1-9図、2-2-1-10図参照）と比べ、これらの構成比は低く、「飲酒交通事犯者」でも、生活の崩れが生ずるまでに飲酒の問題を抱えている者は少ないことを示唆しているものと考えられる。

2-2-5-(1)-6図 交通事犯者の生活状況



注 1 「③ 同居者」の「施設」は、更生保護施設及び社会福祉施設である。

2 () 内は、実人員である。

オ 断酒の取組

「飲酒交通事犯者」（「飲酒経験受刑者」に該当する者に限る。）は、今後の酒の飲み方について聞いた問いに対して、9割近くが断酒・節酒しようとする意志を示した（「飲酒経験受刑者」全体では約6割である。）。しかしながら、6割以上は節酒の意志であり、断酒の意志を示した者は24.1%（13人）にとどまる（「飲酒経験受刑者」全体では約2割である。）。また、通院や自助グループへの参加など、具体的な断酒等の取組経験を有する者は、「飲酒交通事犯者」のうち1割程度であった。

（2）粗暴事犯者

「粗暴事犯者」128人のうち、「飲酒粗暴事犯者」は、51人（39.8%）と約4割が該当した（2-2-5-1表）。なお、「飲酒事犯者」252人のうち（2-2-4-7表参照）、「飲酒粗暴事犯者」は、その約2割を占めている。

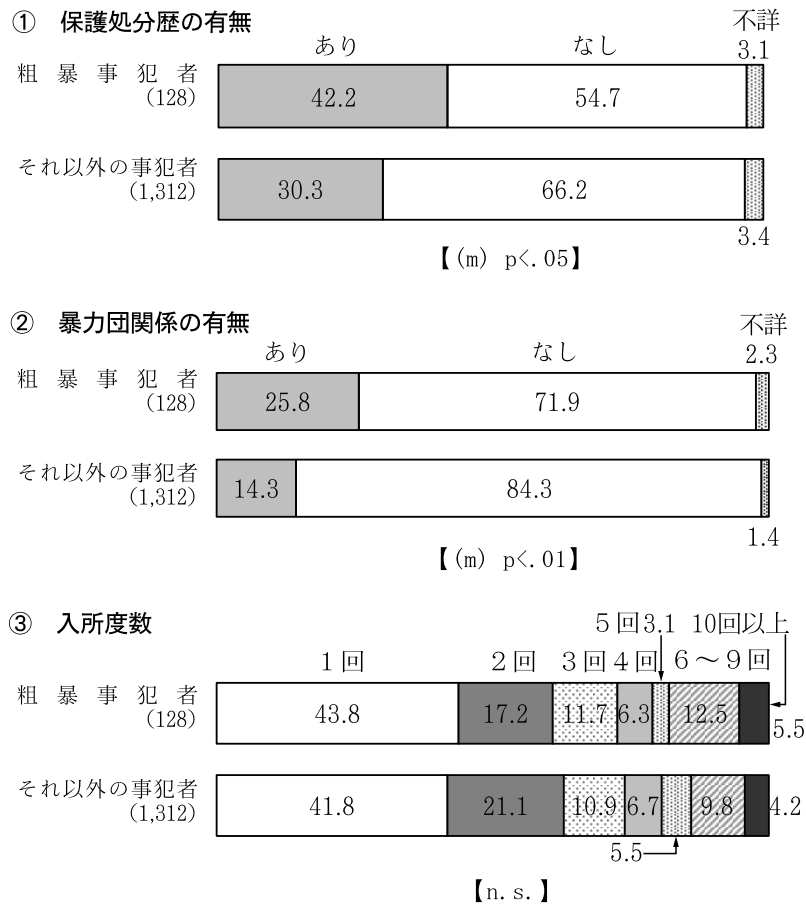
ア 犯罪歴等

2-2-5-(2)-1図は、「粗暴事犯者」の犯罪歴等を見たものである。

この図では表示していないが、「飲酒粗暴事犯者」は、保護処分歴を有する者の構成比が47.1%と高い。しかしながら、この比率は「非飲酒粗暴事犯者」の40.4%と比べて大差があるといえず、また、図の①のとおり、「粗暴事犯者」は、全般的に、保護処分歴を有する者の構成比が「粗暴事犯者以外」と比べて顕著に高いと認められるから、「飲酒粗暴事犯者」の保護処分歴を有する者の構成比が高いのは、「粗暴事犯者」の全体的な特徴を反映しているところが大きいと考えられる。暴力団関係の有無についても同様である（図の②参照）。

次に、入所度数について見る。「粗暴事犯者」は、図の③のとおり、再入者の構成比（56.2%）は「粗暴事犯者以外」（58.2%）と比べて大差はなく、入所度数（mean=3.2, SD=3.4）も「粗暴事犯者以外」（mean=2.9, SD=2.9）と比べて大差がない。このように、「粗暴事犯者」は、入所度数において、「粗暴事犯以外」とさほど異ならないのであるが、「飲酒粗暴事犯者」は、再入者の構成比では、「粗暴事犯者」全体と比べて変わらないものの、入所度数（mean=4.2, SD=4.4）では、「非飲酒粗暴事犯者」（mean=2.5, SD=2.5）と比べて顕著に多かった（ $t=2.5$, $P<0.05$ ）。これは、「飲酒粗暴事犯者」において、入所度数が3回以上の者が52.9%と多く、また、多量飲酒者が多いことによるものと考えられる（「粗暴事犯者」のうち多量飲酒者の入所度数は、mean=3.8, SD=4.6）。

2-2-5-(2)-1 図 粗暴事犯者の犯罪歴等



注 1 ②の「あり」は、入所受刑者が本件犯行時において暴力団対策法に規定する指定暴力団等の構成員及びこれに準ずる者であったことをいう。

2 () 内は、実人員である。

2-2-5-(2)-2表は、再犯の傾向を見るために、「粗暴事犯者」の前回前科を見たものである。

この図では表示していないが、「粗暴事犯者」のうち、27.3%（35人）に粗暴事犯の前回前科があり、「粗暴事犯者以外」（4.7%（62人））と比べて顕著に多く、「粗暴事犯者」は同種の犯行を繰り返しやすいということが分かる。

「飲酒粗暴事犯者」について見ると、この図のとおり、43.1%（22人）に粗暴事犯の前回前科があり、「非飲酒粗暴事犯者」の15.8%（9人）に比べて顕著に多い。「飲酒粗暴事犯者」は、前回前科の粗暴事犯が飲酒関連であるか否かは不明であるものの、粗暴事犯を繰り返しやすい傾向が顕著にうかがわれる。

なお、本件犯行と前回前科のいずれもが粗暴事犯であった35人のうち、62.9%（22人）が本件犯行時に飲酒していた。

2-2-5-(2)-2表 粗暴事犯者の前回前科罪種別人員

区 分	前 回 前 科 罪 種						
	総 数	交通事犯	粗暴事犯	窃盗等 事 犯	覚せい剤 取 締 犯	その他の 罪 種	前科なし
飲 酒 粗 暴 事 犯 者	51 (100.0)	8 (15.7)	22 (43.1)	6 (11.8)	2 (3.9)	5 (9.8)	8 (15.7)
非 飲 酒 粗 暴 事 犯 者	57 (100.0)	2 (3.5)	9 (15.8)	7 (12.3)	8 (14.0)	12 (21.1)	19 (33.3)

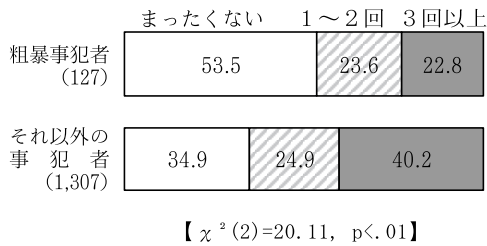
注 （ ）内は、構成比である。

2-2-5-(2)-3図は、「粗暴事犯者」について、飲酒関連を問わないで、犯罪経験を聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

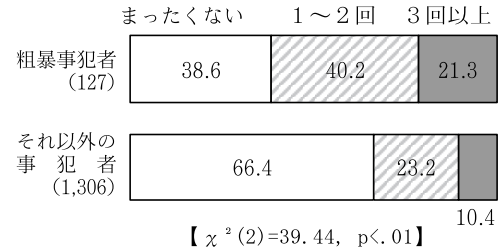
この図では表示していないが、「飲酒粗暴事犯者」は、「対家族暴力」及び「対家族以外暴力」の経験率が、それぞれ66.7%，94.1%であり、「飲酒事犯者」の46.8%，70.7%と比べて顕著に高い。もっとも、「粗暴事犯者」について全般的に見ても、これらの暴力の経験率（それぞれ61.4%，85.9%）は、「粗暴事犯者以外」と比べて顕著に高いことから、「飲酒粗暴事犯者」についてこれらの経験率が高いのは、「飲酒粗暴事犯者」の特徴ではなく「飲酒粗暴事犯者」の特徴であるといえることができる。

2-2-5-(2)-3図 粗暴事犯者の犯罪経験等の有無別構成比

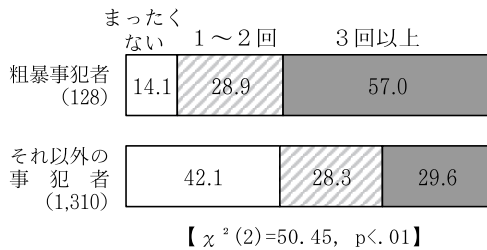
① 窃盗



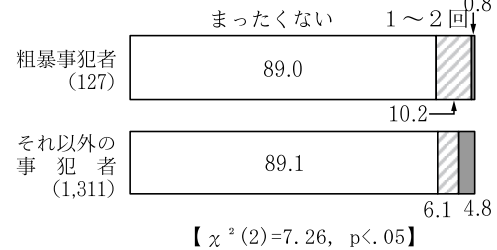
② 対家族暴力



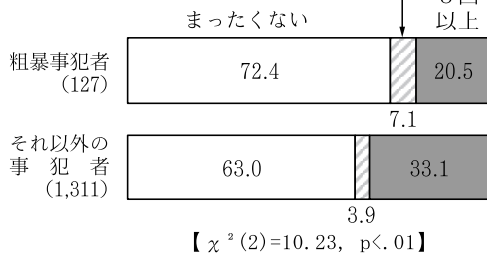
③ 対家族以外暴力



④ わいせつ行為



⑤ 覚せい剤使用



注 1 無回答の者を除く。

2 () 内は、実人員である。

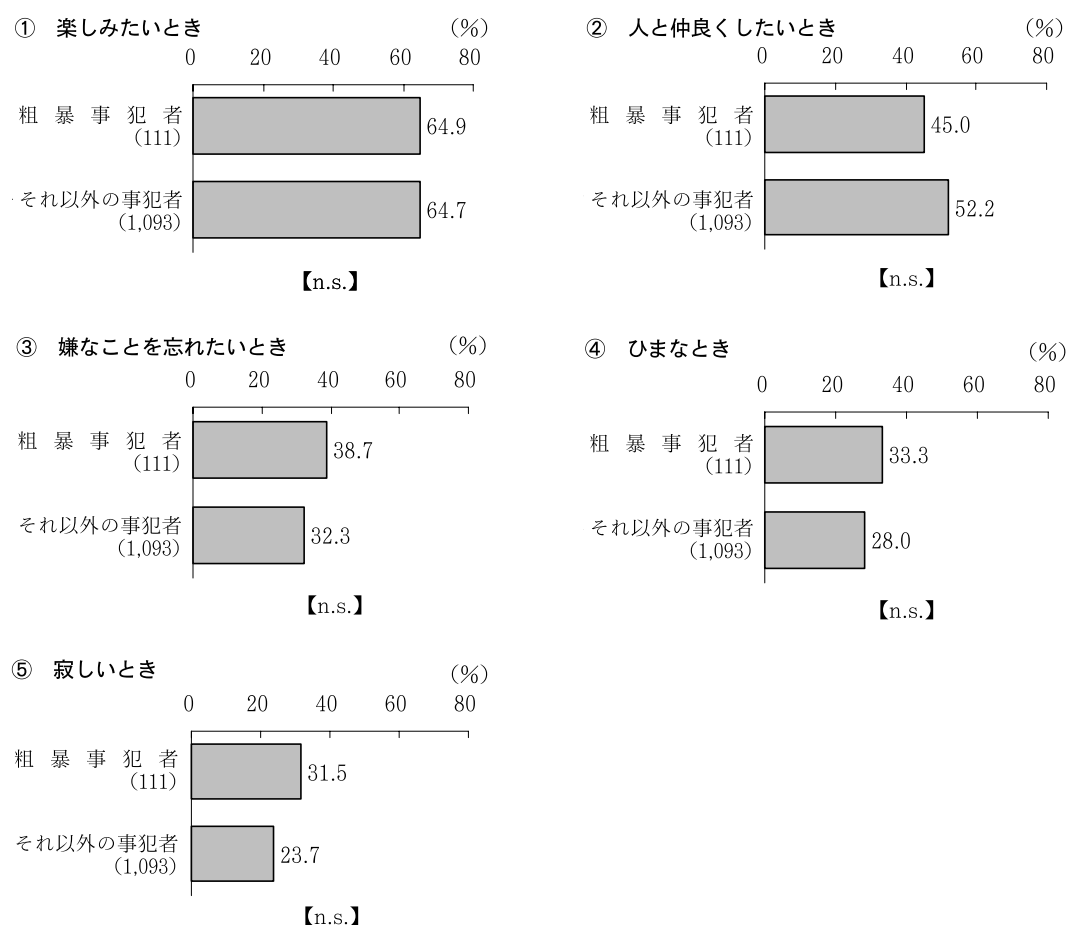
イ 飲酒行動

次頁の2-2-5-(2)-4図は、「飲酒経験受刑者」に該当する者に限って、「粗暴事犯者」に飲酒動機を聞いた問いに対する回答（複数回答）の結果を見たものである（「粗暴事犯者」において10%未満の選択率の項目は除いた。）。

「粗暴事犯者」の飲酒動機は、「楽しみたいとき（64.9%）」、「人と仲良くしたいとき（45.0%）」、「嫌なことを忘れたいとき（38.7%）」の順で多く、「粗暴事犯者以外」と比べて大差がなかった。

この図では表示していないが、「飲酒粗暴事犯者」については、「楽しみたいとき（58.0%）」、「人と仲良くしたいとき（44.0%）」に次いで、「ひまなとき（42.0%）」の選択率が高く、何もすることがないときに飲酒を求める傾向がやや強いが、「飲酒事犯者」（「飲酒経験受刑者」に該当する者に限る。）の飲酒動機が、「楽しみたいとき（58.4%）」、「人と仲良くしたいとき（45.2%）」、「嫌なことを忘れたいとき（40.4%）」、「ひまなとき（39.2%）」の順で多いのと比べると大差はない。

2-2-5-(2)-4図 粗暴事犯者の飲酒動機の選択率



- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 各区分の総数に対する、各項目を選択回答した者の比率である。
 3 主なもの3つまでの複数回答である。
 4 () 内は、実人員である。

「飲酒経験受刑者」に該当する者に限って、「朝・昼からの飲酒頻度」について見ると、「粗暴事犯者」は、「1か月に1回以上」と回答した者が、「粗暴事犯者以外」の34.0% (372人) と比べて45.0% (50人) と多く、「飲酒粗暴事犯者」では50.0% (25人) と更にやや多い。また、「ほとんど毎日」朝・昼から飲酒する者も、「粗暴事犯者」では、「粗暴事犯者以外」の5.0%と比べて9.0%と多く、「飲酒粗暴事犯者」では14.0% (7人) と更に多い。

「飲酒経験受刑者」に該当する者に限って、最近1年間の最大飲酒量が20単位以上である者を見ても、「粗暴事犯者」は、「粗暴事犯者以外」の36.4% (478人) と比べて51.6% (66人) と顕著に多い。「飲酒粗暴事犯者」では、66.7% (34人) と更に多いが、「飲酒事犯者」が60.3% (152人) であるのと比べて大差はない。

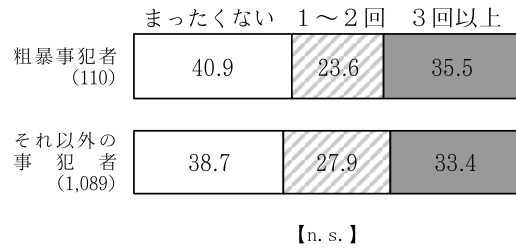
以上から、「粗暴事犯者」の飲酒行動の特徴として、飲酒機会や量において、飲酒行動に抑制が利きにくい者が多い傾向があることが分かる。

ウ 飲酒関連の否定的経験

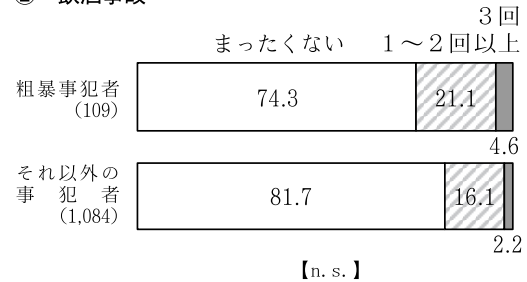
2-2-5-(2)-5図は、「飲酒経験受刑者」に該当する者に限って、「粗暴事犯者」に飲酒関連の否定的経験について聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

2-2-5-(2)-5図 粗暴事犯者の否定的経験の有無別構成比

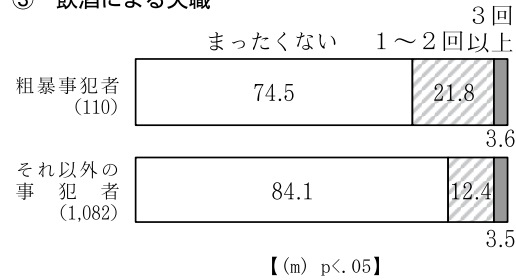
① 飲酒運転



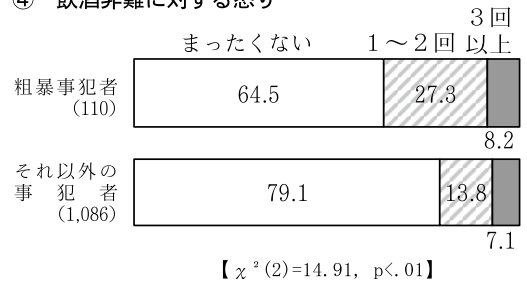
② 飲酒事故



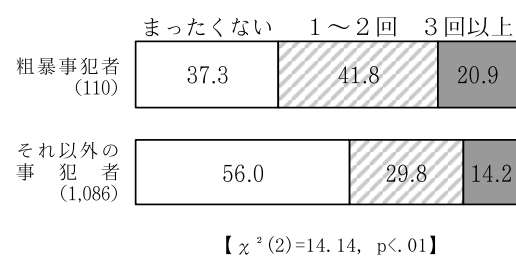
③ 飲酒による失職



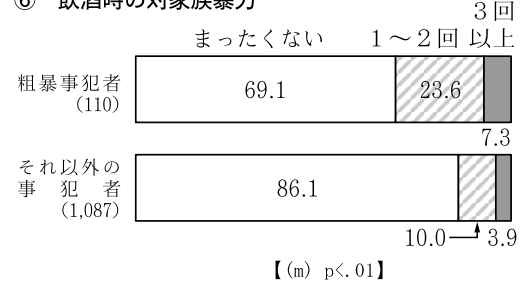
④ 飲酒非難に対する怒り



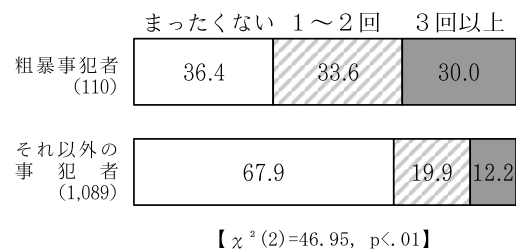
⑤ 飲酒時の口げんか



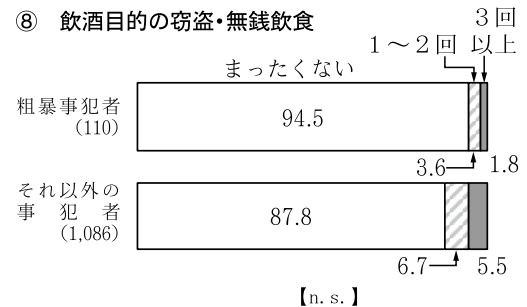
⑥ 飲酒時の対家族暴力



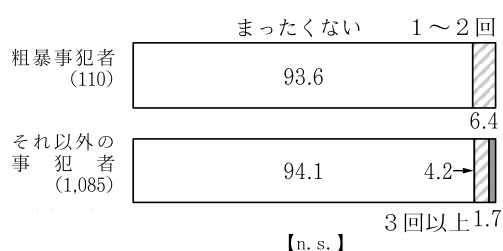
⑦ 飲酒時の対家族以外暴力



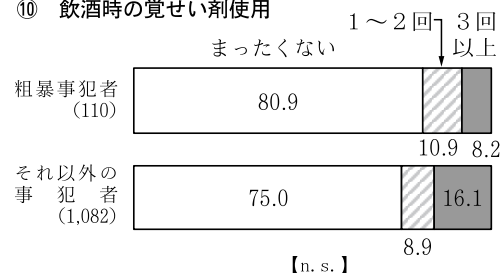
⑧ 飲酒目的の窃盗・無銭飲食



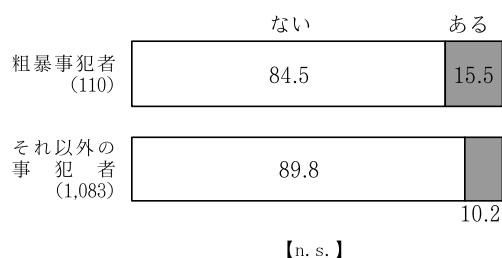
⑨ 飲酒時のわいせつ行為



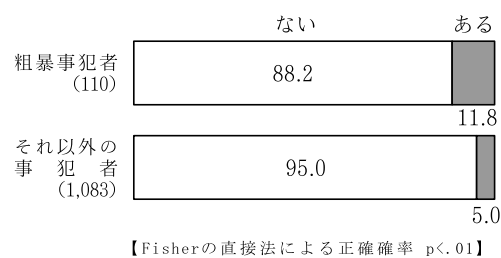
⑩ 飲酒時の覚せい剤使用



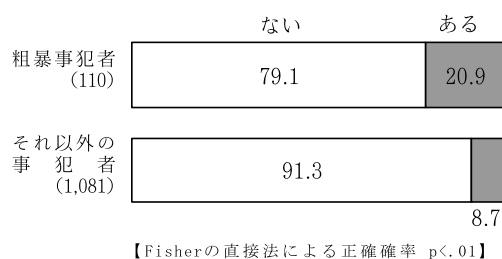
⑪ 飲酒による病気



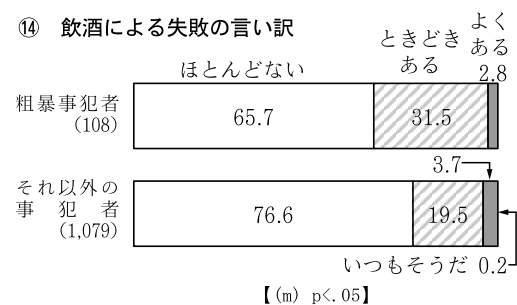
⑫ 飲酒による離別 (家族)



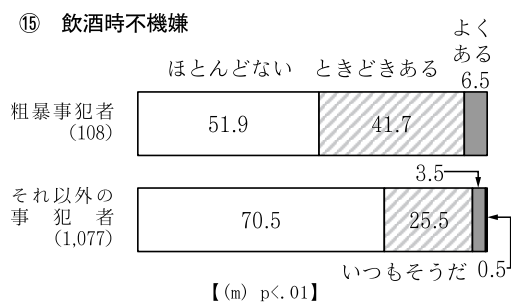
⑬ 飲酒による離別 (友人)



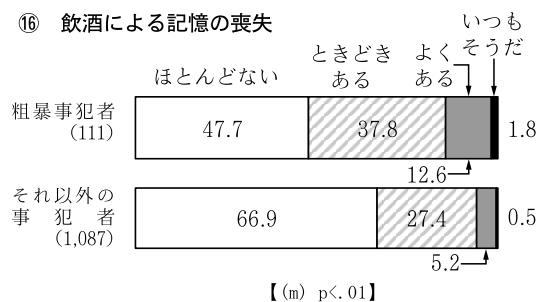
⑭ 飲酒による失敗の言い訳



⑮ 飲酒時不機嫌



⑯ 飲酒による記憶の喪失



- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 4 () 内は、実人員である。

飲酒関連の否定的経験の内容別に見ると、「粗暴事犯者」は、「粗暴事犯者以外」(「飲酒経験受刑者」に該当する者に限る。)と比べ、「飲酒による失職」,「飲酒非難に対する怒り」,「飲酒時の口げんか」,「飲酒時の対家族暴力」,「飲酒時の対家族以外暴力」,「飲酒による離別 (家族)」,「飲酒による離別 (友人)」,「飲酒による失敗の言い訳」,「飲酒時不機嫌」及び「飲酒による記憶の喪失」において、経験率が明白に高かった。「飲酒

非難に対する怒り」,「飲酒時の口げんか」,「飲酒時の対家族暴力」,「飲酒時の対家族以外暴力」及び「飲酒時不機嫌」の経験率の高さについては,粗暴事犯者である以上,当然の結果であると考えられるが,「飲酒による失職」,「飲酒による離別(家族)」及び「飲酒による離別(友人)」の経験率も明白に高いのは,「粗暴事犯者」に問題飲酒者が多いことをうかがわせる。

なお,「粗暴事犯者」のうち,「飲酒粗暴事犯者」は,「非飲酒粗暴事犯者」と比べ,「飲酒時の口げんか」,「飲酒時の対家族暴力」,「飲酒時の家族以外暴力」及び「飲酒による離別(友人)」において,経験率が明白に高かったが,これら以外の否定的経験については大差はなかった。

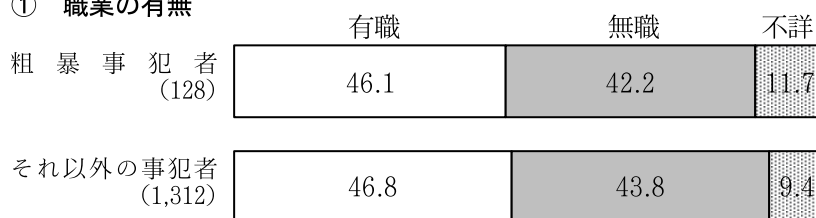
エ 生活状況

次頁の2-2-5-(2)-6図は,「粗暴事犯者」について,その生活状況を見たものである。

「粗暴事犯者」の無職者の構成比は,「粗暴事犯者以外」と比べて大差がなく,住居不定者及び単身者の構成比についてはむしろ低く,「飲酒粗暴事犯者」についても,無職者,住居不定者及び単身者の構成比は,それぞれ,39.2%,17.6%,29.4%と,「粗暴事犯者以外」と比べて低い傾向がある。

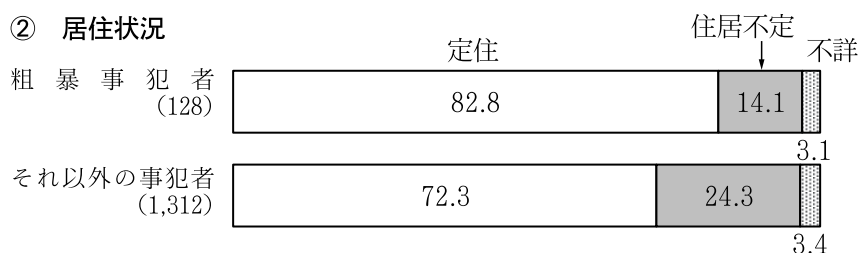
2-2-5-(2)-6図 粗暴事犯者の生活状況

① 職業の有無



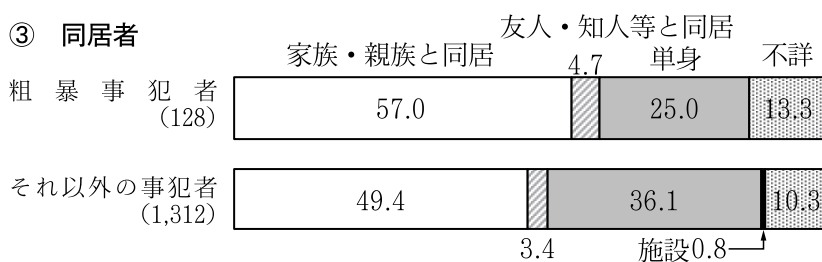
【n. s.】

② 居住状況



【(m) $p < .05$ 】

③ 同居者



【n. s.】

注 1 「③ 同居者」の「施設」は、更生保護施設及び社会福祉施設である。

2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。

3 () 内は、実人員である。

オ 断酒の取組

「粗暴事犯者」(「飲酒経験受刑者」に該当する者に限る。)は、今後の酒の飲み方について聞いた問いに対して、8割近くが断酒・節酒しようとする意志を示し(「飲酒経験受刑者」全体では約6割である。)、断酒の意志を示す者も約3割いた(「飲酒経験受刑者」全体では約2割である。。「飲酒粗暴事犯者」では、9割近くが断酒・節酒しようとする意志を示し、断酒の意志を示す者も半数近くいた。しかしながら、具体的な断酒等の取組経験を有する者は、「粗暴事犯者」のうち約7%であり、「飲酒粗暴事犯者」のうちでは約16%であった。

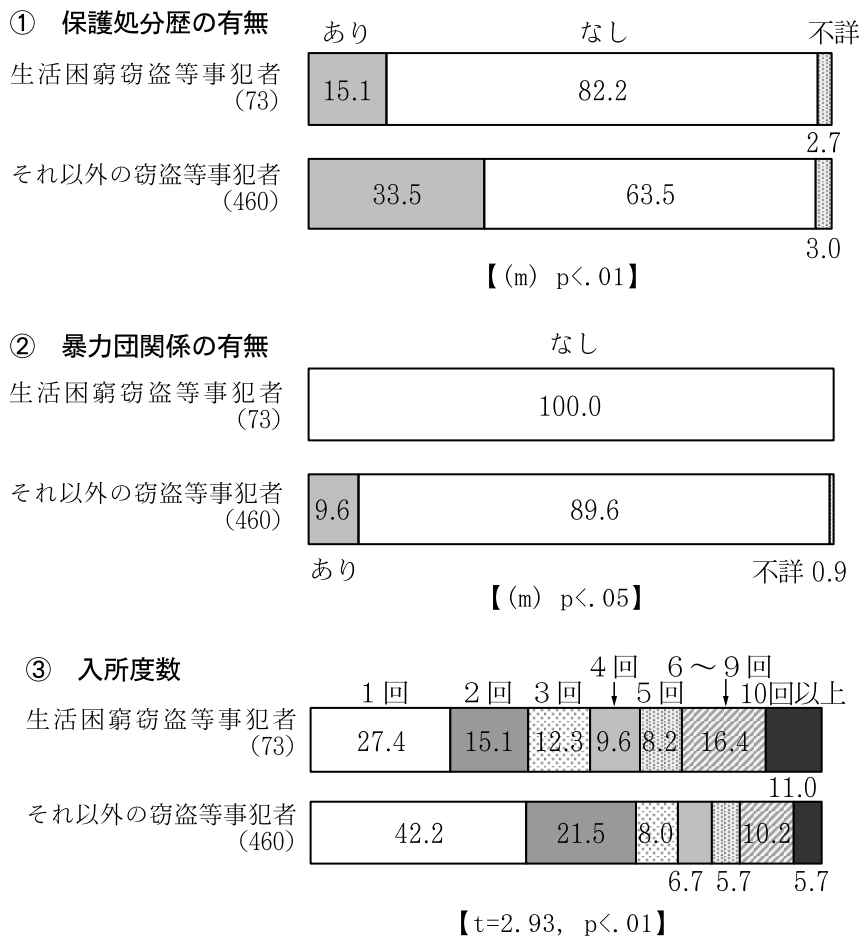
(3) 窃盗等事犯者

「生活困窮窃盗等事犯者」は、「窃盗等事犯者」533人のうち、13.7%（73人）を占め、本件犯行時に飲酒していた比率は、56.2%(41人)であった。ちなみに、「窃盗等事犯者」のうち、本件犯行時に飲酒していたと認められた者は、13.9%（74人）であり、「飲酒事犯者」252人のうち、約3割を占めている（2-2-4-7表参照）。

ア 犯罪歴等

2-2-5-(3)-1図は、「窃盗等事犯者」の犯罪歴等を見たものである。

2-2-5-(3)-1図 窃盗等事犯者の犯罪歴等



注 1 ②の「あり」は、入所受刑者が本件犯行時において暴力団対策法に規定する指定暴力団等の構成員及びこれに準ずる者であったことをいう。

2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。

3 ()内は、実人員である。

「生活困窮窃盗等事犯者」は、保護処分歴を有する者の構成比が、分析対象者全体では31.4%であるのと比べ、15.1%と顕著に低く、「それ以外の窃盗等事犯者」（「生活困窮窃盗等事犯者」以外の「窃盗等事犯者」をいう。以下この章において同じ。）と比べても明白に低かった。また、暴力団関係を有する者はいなかった。

一方、「生活困窮窃盗等事犯者」の入所度数（mean=4.5, SD=4.1）は、「それ以外の窃盗等事犯者」（mean=3.1, SD=3.0）と比べて多く（ $t=2.9$, $P<.01$ ），犯罪を繰り返している者が多かった（なお，分析対象者全体の入所度数は，mean=3.0, SD=2.9である）。参考までに，B（犯罪傾向が進んでいる者）の処遇指標が指定されていた者は，分析対象者全体では64.4%であるのと比べ，「生活困窮窃盗等事犯者」では71.2%と高い傾向があった。

2-2-5-(3)-2表は，再犯の傾向を見るために，「窃盗等事犯者」の前回前科を見たものである。

「生活困窮窃盗等事犯者」は，窃盗又は詐欺の前回前科を有する者が約8割と，分析対象者全体の約3割と比べて顕著に高く，「それ以外の窃盗等事犯者」の約6割と比べても高い。

窃盗等事犯は，一般的に，再犯に占める同種事犯の割合が高い罪種であるが，「生活困窮窃盗等事犯者」は，その傾向がより強いといえる。

2-2-5-(3)-2表 窃盗等事犯者の前回前科罪種別人員

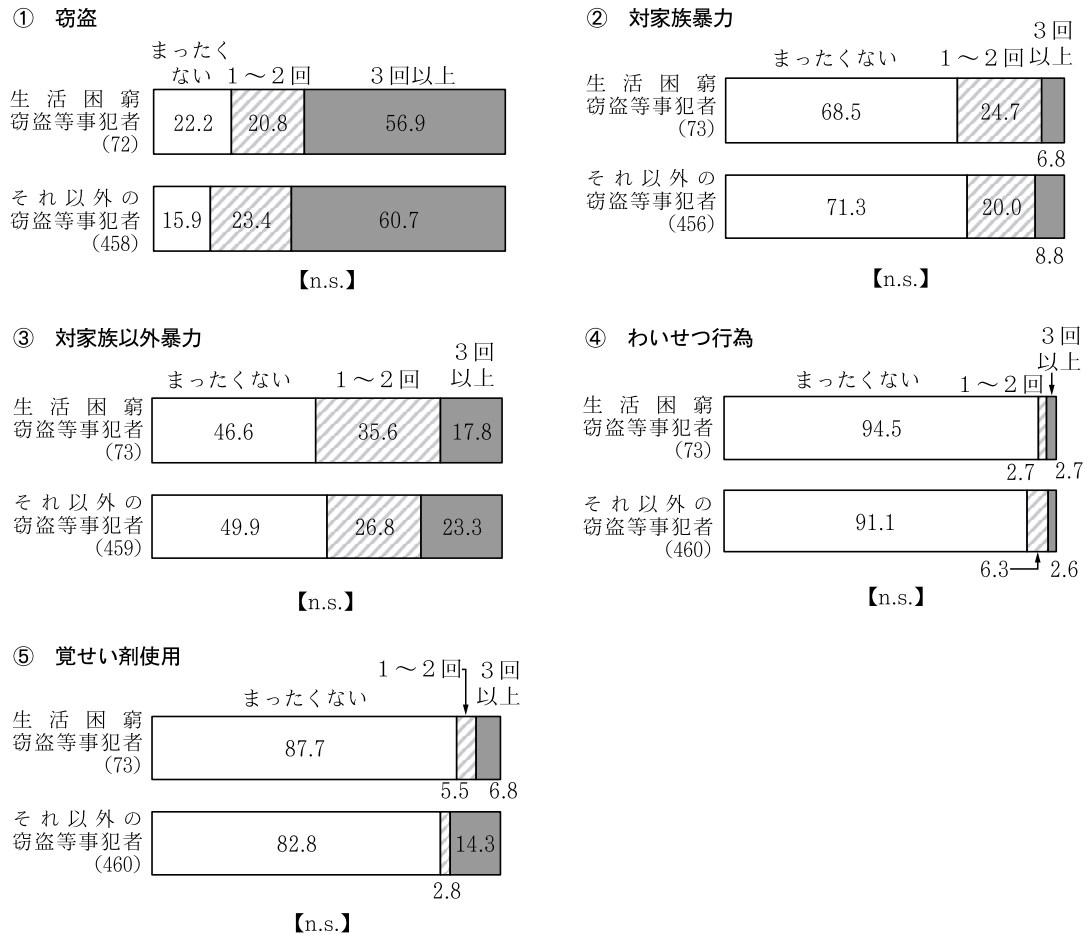
区 分	前 回 前 科 罪 種						
	総 数	交 通 事 犯	粗 暴 事 犯	窃 盗 等 事 犯	覚 せい 剤 取 締 法 罪	そ の 他 の 罪 種	前 科 な し
生活困窮窃盗等事犯者	73 (100.0)	3 (4.1)	1 (1.4)	59 (80.8)	2 (2.7)	6 (8.2)	2 (2.7)
それ以外の窃盗等事犯者	460 (100.0)	23 (5.0)	17 (3.7)	268 (58.3)	18 (3.9)	50 (10.9)	84 (18.3)

注 （ ）内は，構成比である。

2-2-5-(3)-3図は，「窃盗等事犯者」について，飲酒関連を問わないで犯罪経験を聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

「生活困窮窃盗等事犯者」は，犯罪の経験率において，「それ以外の窃盗等事犯者」と比べて大差なく，「飲酒生活困窮者」に該当するか否かにかかわらず，「窃盗等事犯者」は，分析対象者全体（巻末資料4，Q3参照）と比べ，「窃盗」の経験率が当然ながら高いのを除き，犯罪の経験率はむしろ低い傾向があった。

2-2-5-(3)-3図 窃盗等事犯者の犯罪経験等の有無別構成比



注 1 無回答の者を除く。

2 () 内は、実人員である。

イ 飲酒行動

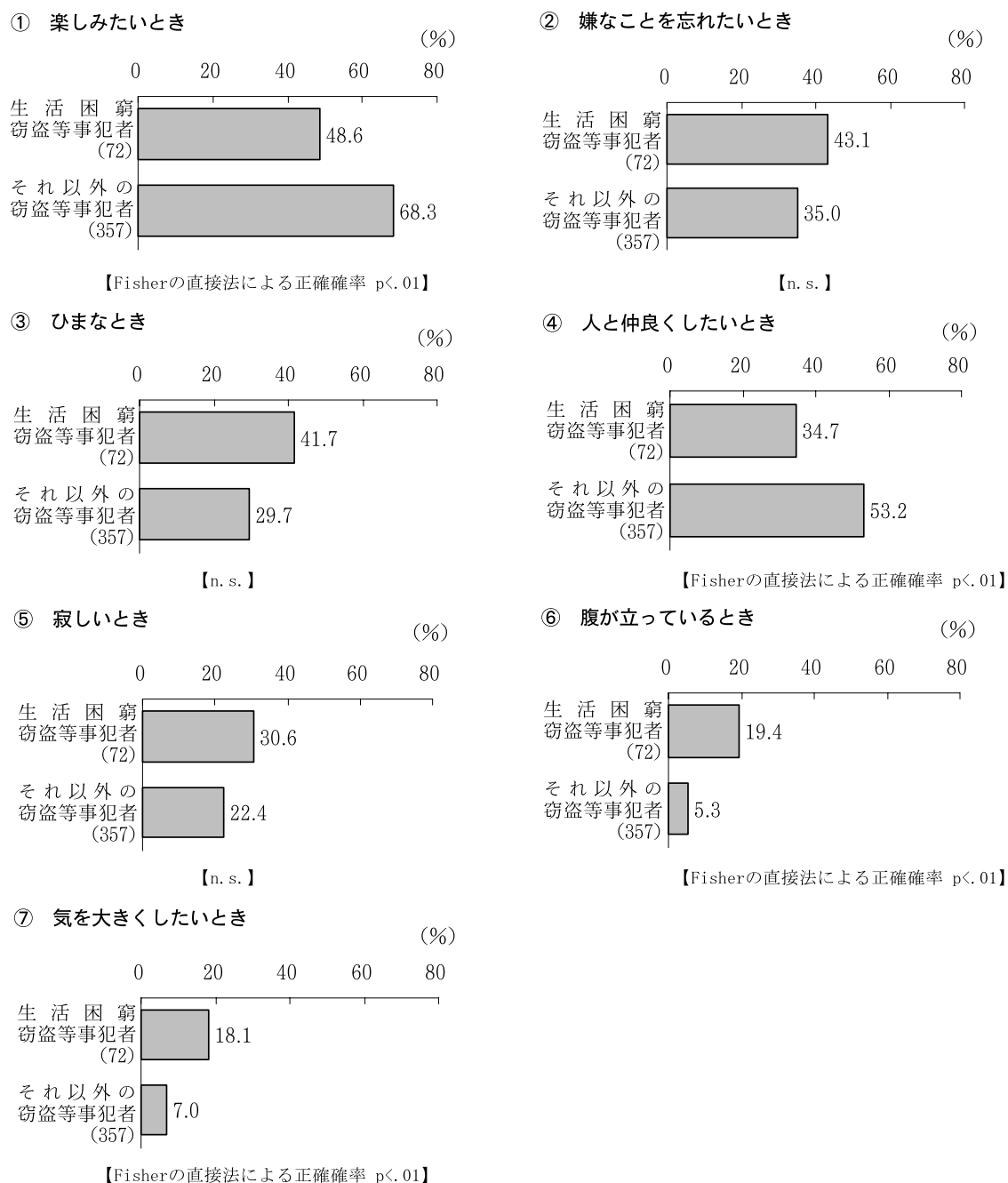
次頁の2-2-5-(3)-4図は、「飲酒経験受刑者」に該当する者に限って、「窃盗等事犯者」に飲酒動機を聞いた問いに対する回答（複数回答）の結果を見たものである。

「生活困窮窃盗等事犯者」の飲酒動機は、「楽しみたいとき（48.6%）」、「嫌なことを忘れたいとき（43.1%）」、「ひまなとき（41.7%）」の順で多かった。「窃盗等事犯者」については、多い順に、「楽しみたいとき（65.0%）」、「人と仲良くしたいとき（50.1%）」、「嫌なことを忘れたいとき（36.4%）」であり、分析対象者全体についてもほぼ同様であり、これらと比較して、「生活困窮窃盗等事犯者」は、否定的気分の解消や習慣・惰性から飲酒する場合が多く、飲酒への依存が進んでいる者が多い傾向が確認できる。

また、「飲酒経験受刑者」に該当する者に限って、「朝・昼からの飲酒頻度」を見ると、「生活困窮窃盗等事犯者」は「ほとんど毎日」の者が16.7%と、「飲酒経験受刑者」の5.4%、「窃盗等事犯者」の7.0%と比べて顕著に高かった。最近1年間の最大飲酒量が20単位以上の者の比率を見ても、「生活困窮窃盗等事犯者」は57.5%と過半数を占め、「飲酒経験受刑者」の45.2%、「窃盗等事犯者」の35.1%と比べて顕著に高く、飲酒行動に抑

制が利かないと考えられる者が多かった。

2-2-5-(3)-4図 窃盗等事犯者の飲酒動機の選択率



- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 各区分の総数に対する、各項目を選択回答した者の比率である。
 3 主なもの3つまでの複数回答である。
 4 () 内は、実人員である。

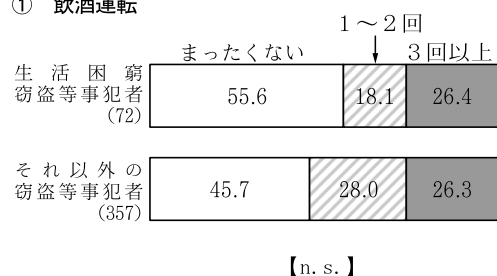
ウ 飲酒関連の否定的経験

次頁の 2-2-5-(3)-5 図は、「飲酒経験受刑者」に該当する者に限って、「窃盗等事犯者」に飲酒関連の否定的経験について聞いた問いに対する回答の結果を見たものである。

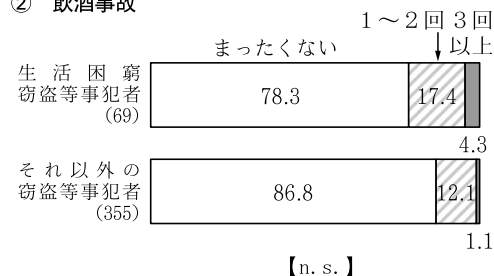
飲酒関連の否定的経験の内容別に見ると、まず、「飲酒による失職」の経験率は、「飲酒経験受刑者」で16.8%（多量飲酒者に限っても28.6%）、「窃盗等事犯者」で22.0%であるのと比べ、「生活困窮等窃盗等事犯者」は50%強と顕著に高い。「飲酒目的の窃盗・無銭飲食」の経験率も、「飲酒経験受刑者」全体（11.6%）と比べて高いのは当然であるが、「窃盗等事犯者」全体（23.0%）と比べても、64.8%と顕著に高い。そのほかの否定的経験についても、「生活困窮窃盗等事犯者」は、「それ以外の窃盗等事犯者」と比べ、「飲酒非難に対する怒り」、「飲酒時の口げんか」、「飲酒時の対家族暴力」、「飲酒による病気」、「飲酒による離別（家族）」、「飲酒による離別（友人）」、「飲酒による失敗の言い訳」、「飲酒時不機嫌」及び「飲酒による記憶の喪失」において、経験率が明白に高かった。特に、「飲酒による病気」、「飲酒による離別（家族）」及び「飲酒による離別（友人）」の経験率は、それぞれ3割以上（多量飲酒者が22.2%）、2割以上（多量飲酒者が11.7%）、3割以上（多量飲酒者が20.3%）と、その構成比が顕著に高い。

2-2-5-(3)-5図 窃盗等事犯者の否定的経験の有無別構成比

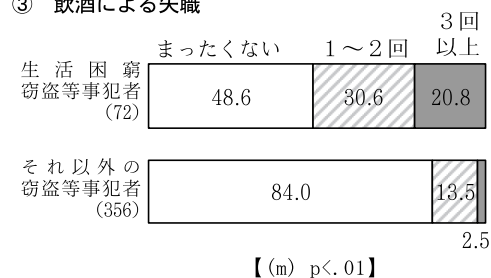
① 飲酒運転



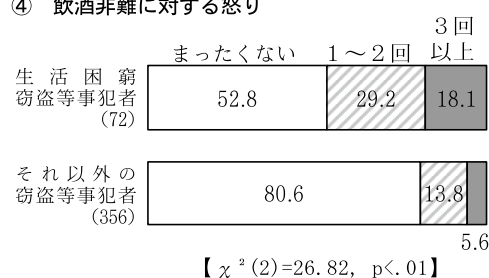
② 飲酒事故



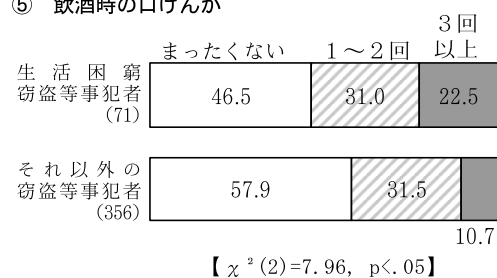
③ 飲酒による失職



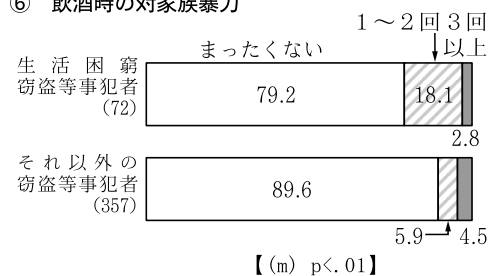
④ 飲酒非難に対する怒り



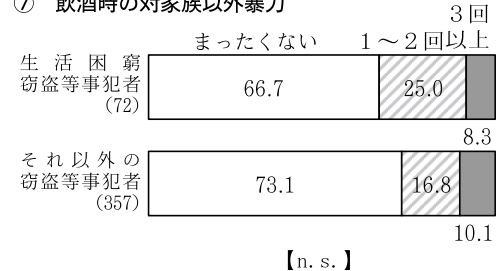
⑤ 飲酒時の口げんか



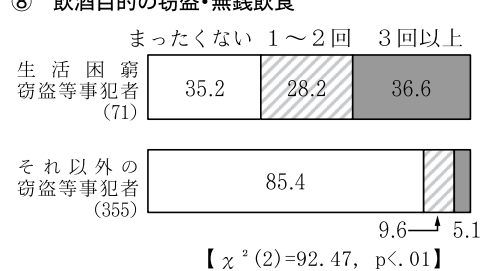
⑥ 飲酒時の対家族暴力



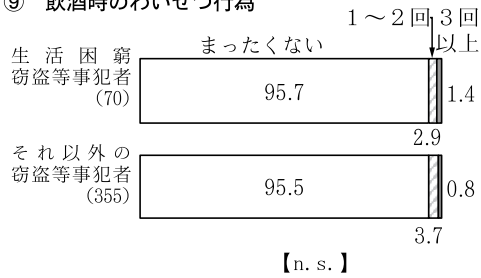
⑦ 飲酒時の対家族以外暴力



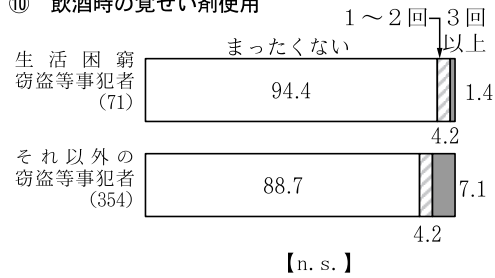
⑧ 飲酒目的の窃盗・無銭飲食



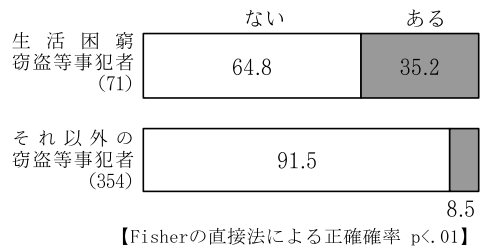
⑨ 飲酒時のわいせつ行為



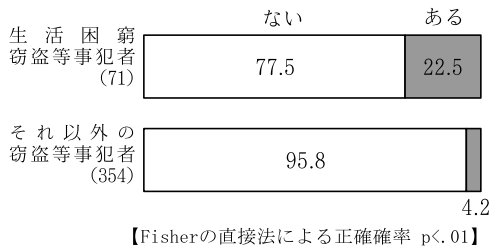
⑩ 飲酒時の覚せい剤使用



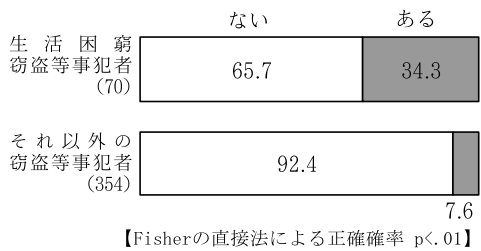
⑪ 飲酒による病気



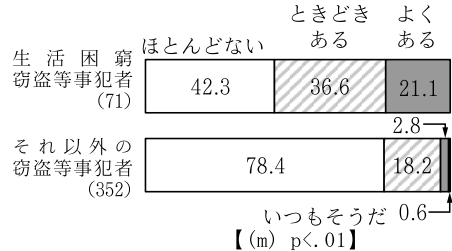
⑫ 飲酒による離別（家族）



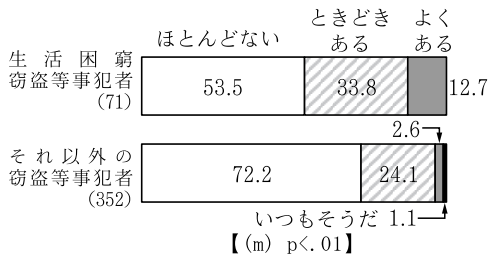
⑬ 飲酒による離別（友人）



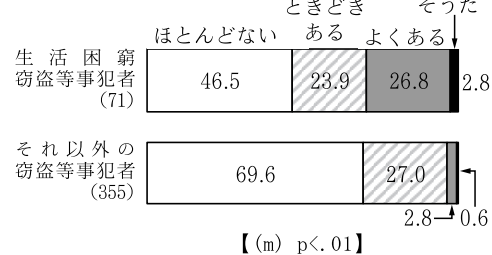
⑭ 飲酒による失敗の言い訳



⑮ 飲酒時不機嫌



⑯ 飲酒による記憶の喪失



- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 4 () 内は、実人員である。

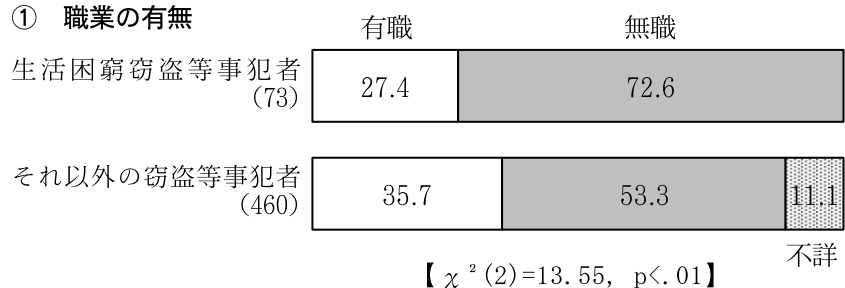
エ 生活状況等

次頁の2-2-5-(3)-6図は、「窃盗等事犯者」について、その生活状況を見たものである。

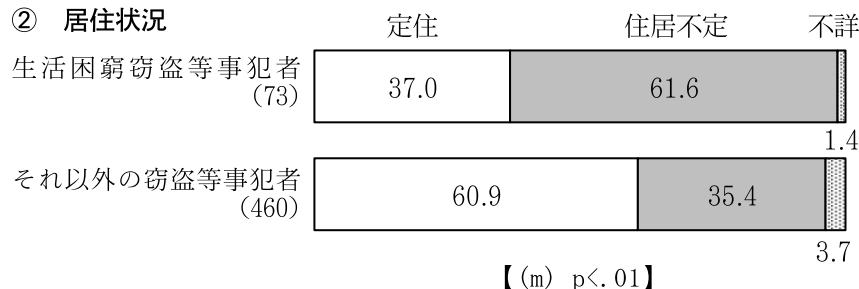
当然ながら、「生活困窮窃盗等事犯者」は、無職者が約7割、住居不定が約6割、単身率も約7割と、その構成比が顕著に高かった。

2-2-5-(3)-6図 窃盗等事犯者の生活状況

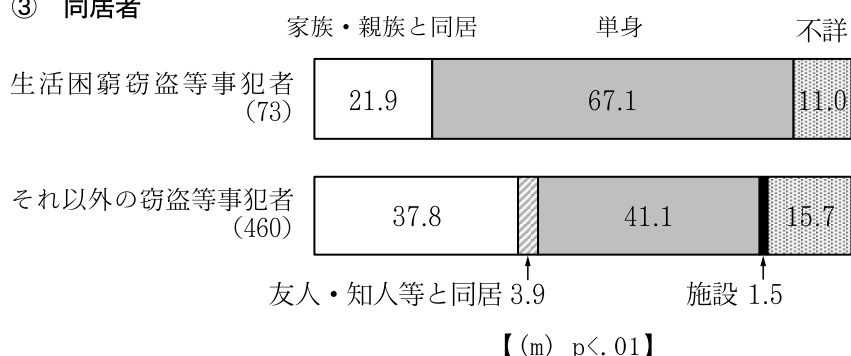
① 職業の有無



② 居住状況



③ 同居者



- 注 1 「③ 同居者」の「施設」は、更生保護施設及び社会福祉施設である。
 2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 3 () 内は、実人員である。

オ 入所時年齢

2-2-5-(3)-7表は、「窃盗等事犯者」について、入所時年齢を見たものである。

「生活困窮窃盗等事犯者」は、分析対象者全体と比べても、「生活困窮窃盗等事犯者」以外の「窃盗等事犯者」と比べても、20歳前半の者が少なく、50歳代の者が顕著に多い傾向があった。40歳以上の者の構成比を見ると、「飲酒経験受刑者」のうち年齢層が高い者の構成比が高い多量飲酒者で55.1%であるのと比べ、「生活困窮窃盗等事犯者」は79.5%と顕著に高かった。

こうしたことが生ずるのは、飲酒が継続されることに伴って飲酒の問題が深刻化し、生活に支障が生じることが犯罪の背景に存在するからではないかと考えられる。

2-2-5-(3)-7表 窃盗等事犯者の入所時年齢層別人員

区 分	入 所 時 年 齢							
	総 数	20～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
生活困窮窃盗等事犯者	73 (100.0)	2 (2.7)	2 (2.7)	11 (15.1)	17 (23.3)	24 (32.9)	5 (6.8)	12 (16.4)
それ以外の窃盗等事犯者	460 (100.0)	43 (9.3)	65 (14.1)	106 (23.0)	80 (17.4)	95 (20.7)	38 (8.3)	33 (7.2)

【 $\chi^2(6)=23.57, p<.01$ 】

注 () 内は、構成比である。

カ 断酒の取組

「生活困窮窃盗等事犯者」（「飲酒経験受刑者」に該当する者に限る。）は、今後の酒の飲み方について聞いた問いに対して、8割近くが断酒・節酒しようとする意志を示した（「飲酒経験受刑者」全体では約6割である。）。しかしながら、飲酒問題の程度が進んでいる者が多いと思われる割には、断酒の意志を示した者は3割程度にとどまる。また、具体的な断酒等の取組経験を有する者は、「生活困窮窃盗等事犯者」のうち3割程度であった。

6 小括

以下、この章の調査結果から、受刑者の飲酒実態等について分析したところを小括する。

(1) 飲酒行動の実態

ア 分析対象者の飲酒率は83.6%であって、一般成人男子と大差はなく、また、飲酒頻度についても、一般成人男子より高くはなく、受刑者には、飲酒の有無や頻度において、特段の問題があるとはいえない。

しかしながら、受刑者には、飲酒量の多さにおいて問題があると考えられる。すなわち、飲酒経験受刑者では、ふだんの1回の飲酒量が6単位（日本酒換算で3合）以上の者が6割を超え、10単位（5合）以上の者も約4割であり、また、刑事施設に収容される前の1年間の1回の最大飲酒量が20単位（10合）以上の者が5割近くと、一般成人男子と比べてこれらの構成比は顕著に高い。

さらに、飲酒の量と頻度から飲酒パターンを分類（Q F 分類）すると、分析対象者のうち、ほぼ毎日6単位（3合）以上を飲酒する「多量飲酒者」の構成比は23.3%であり、これも一般成人男子（前記の清水らの調査によれば多量飲酒者の構成比は5.8%である。）と比べて顕著に高かった。

すなわち、受刑者には、十分な抑制が利かずに限度を超えて飲酒する者が多いという実態がうかがわれた。

イ 年齢層別に見ても、分析対象者は、どの年齢層でも、一般成人男子と比べて多量飲酒者の構成比が高いが、50歳代が最も高かった。一般に、飲酒の習慣がある者は、飲酒機会の頻度や代謝の活性度等から、30歳～50歳代に多量飲酒者の構成比が高く、60歳代では、その比率が低下するといわれているが⁴³、この点は、飲酒経験受刑者についても、同様の傾向が見られた。他方、20歳代の受刑者は、他の年齢層の受刑者と比較すると、多量飲酒者の構成比は低いが、同年代の一般成人男子と比較すると顕著に高い上、常習飲酒者の構成比も一般成人男子と比べて顕著に高く、常習飲酒者が多量飲酒者に移行する可能性を考えると、若年の受刑者の飲酒行動も軽視できない問題であるというべきである。

ウ 若年受刑者（入所時年齢が20～24歳の者）は、飲酒開始年齢が15歳以下の者の構成比（飲酒経験受刑者に占める比率）が39.4%と、他の年齢層の者と比べて高い。これは、若年受刑者は、保護処分歴を有する者の構成比が高いので、過去の非行行動の一環として早期の飲酒があったことによる影響もあると考えられるが、世代的な影響によるところも大きいと思われる。すなわち、近年、飲酒開始年齢が下がる傾向が一般に見られるところであり、今後、早期の飲酒開始による問題飲酒者の増加も懸念される。

(2) 多量飲酒と犯罪との関連

ア 前記のとおり、受刑者は、Q F 分類による多量飲酒者や1回の飲酒量が多い者の構成比が一般成人男子と比べて顕著に高く、また、飲酒経験受刑者をQ F 分類により飲酒パターンで分類し、飲酒パターン別に犯罪歴を見ると、多量飲酒者は、そうでない者と比べて前科数や刑事施設入所歴が多い傾向があることから、多量飲酒が犯罪と関連していることは明白であると考えられる。

しかも、Q F 分類による飲酒パターン別に、飲酒関連の否定的経験や問題行動の経験率を見ると、多量飲酒者は、そうでない者と比べ、飲酒運転、飲酒事故、飲酒による失職、飲酒時の粗暴な行為、飲酒による家族や友人との離別などの経験率が高かった。飲酒量や頻度が増えるにつれて、飲酒に関わる様々な問題が頻繁に生じているということができ、このことから、多量飲酒が直接又は間接に犯罪の要因となっていることが示唆されるといえよう。

イ 本研究では、交通事犯、粗暴事犯及び窃盗等事犯について、飲酒と犯罪との関連を探るため、更に分析対象者の飲酒行動等を分析したが、これらの事犯では、次のような特徴等を指摘することができる。

(ア) 交通事犯

「交通事犯者」は、全般的に、受刑者全体と比べると、犯罪性向は進んでおらず、生活の崩れが生ずるまでに飲酒の問題を抱えている者も多くはない。しかしながら、「飲酒交通事犯者」は、多量飲酒者が4割近くを占め、飲酒運転を繰り返している者が多く、また、直近の前科が飲酒関連の交通事犯であった者の比率が4割近くを占めるなど、飲酒関連の交通事犯を繰り返しやすい傾向が認められる。

(イ) 粗暴事犯

「粗暴事犯者」も、全般的に、受刑者全体と比べ、多量飲酒者の構成比に大差があるとはいえず、生活の崩れが生ずるまでに飲酒の問題を抱えている者は多くないが、最近1年間（刑事施設に入所する前の1年間）に20単位（10合）以上の大量飲酒をしたことがある者が過半数を占めるなど、飲酒行動に抑制が利きにくい者が多い傾向が見られる。また、「飲酒粗暴事犯者」は、多量飲酒者が4割を超え、「非飲酒粗暴事犯者」と比較しても、粗暴事犯を繰り返しやすい傾向が認められた。

(ウ) 窃盗等事犯

問題飲酒による生活困窮があって窃盗等の犯行に及んだと認められる「生活困窮窃盗等事犯者」では、多量飲酒者が5割近くを占め、最近1年間に20単位（10合）以上の大量飲酒を経験したことがある者が過半数を占めるなど、飲酒行動に抑制が利きにくい者が多い。また、窃盗等以外の犯罪の経験率は高くないが、窃盗等を繰り返す傾向が「窃盗等事犯者」全体と比べてより強い。なお、「生活困窮窃盗等事犯者」は、

40歳以上の者が約8割を占めるなど、年齢層が高い者の構成比が高く、飲酒の継続により飲酒の問題が深刻化して生活に困窮する者が少なくないことを示唆していると考えられる。

第3章 飲酒の問題を有する保護観察対象者の実態と分析

第1節 調査の実施概要

1 調査の背景と目的

(1) 調査の背景（「問題飲酒対象者」について）

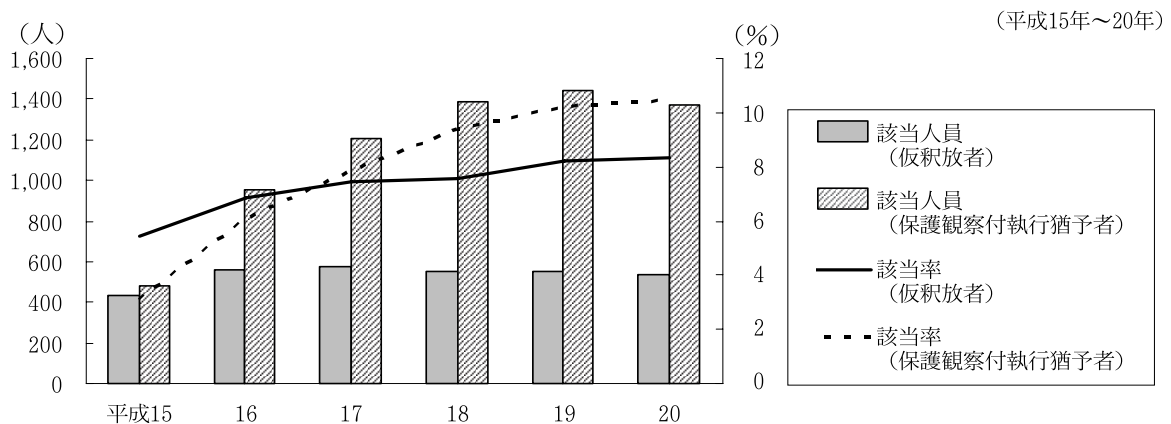
平成2年から、保護観察に類型別処遇制度が導入されたが、この制度は、犯罪・非行の態様、特徴的な問題性等により保護観察対象者を類型化し、類型ごとの問題性等に応じて効果的な処遇を実施するものであり、15年の類型項目の一部改正等を経て現在に至っている。「問題飲酒対象者」は、この類型区分の一つであり、

① 本件又は過去に飲酒を原因とした犯罪・非行を起こした者（ただし、現に飲酒の問題がないなど、「問題飲酒対象者」に係る類型別処遇を実施することが不適当と認められる者は除外される。）

② ①以外の者で、現に飲酒による生活の破たんや問題行動が明らかな者のいずれかに該当する者がこの類型に認定される。

3-1-1-1図は、「問題飲酒対象者」について、平成15年以降の各年末現在の該当人員及び該当率（保護観察係属人員に対し該当人員の占める比率）を仮釈放者・保護観察付執行猶予者別に見たものであるが、仮釈放者・保護観察付執行猶予者のいずれにおいても、該当率について上昇傾向が認められ、処遇上、「問題飲酒対象者」の比重がより大きくなっていることがうかがえる。しかしながら、これまでの「問題飲酒対象者」に係る研究については、事例研究はあっても、大規模な調査により、統計的にその実態と処遇上の問題等を明らかにする研究は見当たらなかった。

3-1-1-1図 問題飲酒類型該当人員・該当率の推移



- 注 1 法務省保護局の資料による。
 2 各年12月31日現在の数値である。
 3 「該当率」は、保護観察係属人員に占める問題飲酒類型該当人員の比率である。
 4 「問題飲酒」類型は平成15年4月1日から導入された類型である。

（２）調査の目的

本調査では、全国の保護観察所に係属する保護観察対象者のうち、「問題飲酒対象者」に該当する者を抽出して個別調査を実施し、過去の飲酒行動や飲酒に関連した意識等と犯罪性向や保護観察期間中の問題行動との関連性等を分析し、「問題飲酒対象者」が有する問題等を明らかにし、より効果的な保護観察処遇の実施に資する基礎資料を提供することを目的とした。

なお、もう一つの目的として、「問題飲酒対象者」に係る処遇の取組状況を調査することとし、全国の保護観察所に対し「問題飲酒対象者」の処遇の現状と課題等に関する意見を求めたが、その結果は第４章第２節で紹介する。

２ 調査実施方法

（１）分析対象者

平成20年８月１日現在係属中の保護観察対象者（仮釈放者と保護観察付執行猶予者に限る。）のうち、「問題飲酒対象者」に該当する日本国籍を有する成人男子から、平成19年12月31日現在における全国の保護観察所における「問題飲酒対象者」に係る保護観察事件の係属件数を参考にして、全国の保護観察所ごとに割当数を定め、各庁においては所在不明者を除外した上で無作為に、489人（仮釈放者179人、保護観察付執行猶予者310人）^{注1}を抽出し、これを分析対象者とした。

なお、受刑者に対する調査についてと同様に女子は対象外とした。

（２）調査の内容

分析対象者について、２種類の調査を行った。

① 分析対象者の属性等と保護観察の状況に関する調査

（「飲酒に関する調査票」（巻末資料５参照）を保護観察官に記入依頼）

② 分析対象者本人に対するアンケート調査

（「お酒（アルコール）に関するアンケート」（巻末資料６参照）について保護観察所を通じて分析対象者である保護観察対象者本人に記入依頼）

注１ 仮釈放者については、係属件数が少ないことから割当数に達しない保護観察所が８庁あり、全体で179人となった。保護観察付執行猶予者については、割当数より多い保護観察所が４庁あり、全体で310人となった。

第2節 調査結果

1 分析の対象

分析対象者489人のうち、「お酒（アルコール）に関するアンケート」について回答があった者（以下「アンケート回答者」という。）は435人（89.0％）であった。アンケート回答者の435人のうち、仮釈放者は165人、保護観察付執行猶予者は270人であった。

2 分析対象者の概観

まず、前記「飲酒に関する調査票」の記載内容に基づき、分析対象者489人について、基本属性・前歴等の特徴を概観する。

（1）属性・前歴等

この（1）においては、仮釈放者（いわゆる3号観察対象者である。）・保護観察付執行猶予者（いわゆる4号観察対象者である。）別に見ていくこととし、必要に応じ、一般事件・交通事件^{注2}別の観点を付加し、3号観察（一般）・3号観察（交通）・4号観察（一般）・4号観察（交通）の別で集計した結果を概観する。

ア 年齢

次頁の3-2-2-1図は、調査時、すなわち保護観察期間中の年齢について見たものである。

総体的に、4号観察の50歳以上の者の構成比が3号観察と比べてやや高い傾向がうかがえる。

なお、調査時年齢を平均値で見ると、3号観察43.2歳、4号観察46.6歳であり（分析対象者全体45.3歳）、4号観察で若干高い。また、最低年齢は、3号観察23歳、4号観察19歳、最高年齢は、3号観察76歳、4号観察78歳であった。

注2 「交通事件」について補足する。保護観察処遇では、保護観察事件のうち「交通事件」を、危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷等並びに道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律、道路運送法、道路運送車両法及び自動車損害賠償保障法の各違反と定義し、交通事件のみにより保護観察に付された保護観察対象者に、交通関連の問題性等に特化した適正かつ効率的な保護観察を実施することとされている。交通事件以外の保護観察事件を「一般事件」という。

3-2-2-1 図 号種別 調査時年齢

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
3号(179)	16.8	27.4	25.1	19.6	11.2
4号(310)	11.9	20.0	24.5	28.7	14.8

注 () 内は、実人員である。

3-2-2-2 図は、分析対象者の保護観察の根拠となった刑事処分に係る犯行（以下この章において「本件犯行」という。）時の年齢について見たものである。

本件犯行時年齢については、分析対象者全体で、平均は42.3歳（3号観察39.2歳，4号観察44.1歳），最低年齢は18歳（3号観察18歳，4号観察18歳），最高年齢は76歳（3号観察74歳，4号観察76歳）であった。

3-2-2-2 図 号種別 犯行時年齢

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
3号(179)	25.7	29.6	22.9	14.0	7.8
4号(309)	16.8	19.4	26.9	24.6	12.3

注 1 犯行時年齢が不詳の者を除く。
2 () 内は、実人員である。

参考までに、分析対象者の調査時年齢を、保護観察対象者全体の傾向と比較するために、保護観察開始人員（平成20年）について開始時年齢の構成比を見たのが**3-2-2-3図**である。

3号観察では、分析対象者と保護観察対象者との間に顕著な差異はないが、4号観察では、分析対象者は、29歳以下の者の構成比が顕著に低く、40歳以上の者の構成比が顕著に高い。

3-2-2-3図 号種別 保護観察開始時年齢（参考）

（平成20年）

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
3号（15,840）	19.8	31.2	23.9	16.1	9.0
4号（3,714）	36.3	23.1	17.2	14.3	9.0

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 （ ）内は、実人員である。

イ 本件犯行の罪名

分析対象者について、本件犯行の罪名（複数回答）を見ると、一般事件は、3号観察・4号観察別に次頁の**3-2-2-4図**のとおりであり、交通事件は、3号観察・4号観察別に95頁の**3-2-2-5図**のとおりである。

一般事件は、3号観察、4号観察共に、傷害等の暴力事犯、窃盗等事犯が多いのが目立つ。一般事件の中にも、併合罪として交通事犯を含むものが相当数あり、そこには飲酒絡みのものも含まれている。

交通事件では、3号観察、4号観察共に、道路交通法違反（飲酒有）が多い。

3-2-2-4 図 号種別 本件罪名（一般事件）

① 3号一般

(件)
80 60 40 20 0

暴力事犯

殺人 11
強 17
傷 24
暴 4
監 5
暴力行為等処罰法

交通事犯

危険運転致死傷（飲酒有） 1
危険運転致死傷（飲酒無） 1
自動車運転過失致死傷等（飲酒有） 5
自動車運転過失致死傷等（飲酒無） 3
道路交通法違反（飲酒有） 21
道路交通法違反（飲酒無） 2
道路運送車両法違反

窃盗等事犯

窃 51
常 2
習 15
累 犯 窃 盗
詐 欺

その他

放 9
恐 5
喝 5
脅 5
強 4
制 6
わ い せ 21
公 務 執 行 妨 害
住 居 侵 入 等
器 物 損 壊
偽 造
銃 刀 法 違 反
覚 せ い 剤 取 締 法 違 反
大 麻 取 締 法 違 反
迷 惑 防 止 条 例 違 反
そ の 他

② 4号一般

(件)
0 20 40 60 80

人 2
盗 5
害 75
行 18
禁 2
暴力行為等処罰法 12

危険運転致死傷（飲酒有） 1
危険運転致死傷（飲酒無） 4
自動車運転過失致死傷等（飲酒有） 16
自動車運転過失致死傷等（飲酒無） 2
道路運送車両法違反

盗 40
常 11
習 累 犯 窃 盗
詐 欺

放 14
恐 12
喝 5
脅 6
強 6
制 17
わ い せ 25
公 務 執 行 妨 害
住 居 侵 入 等
器 物 損 壊
偽 造
銃 刀 法 違 反
覚 せ い 剤 取 締 法 違 反
大 麻 取 締 法 違 反
迷 惑 防 止 条 例 違 反
そ の 他

注 1 複数回答による。

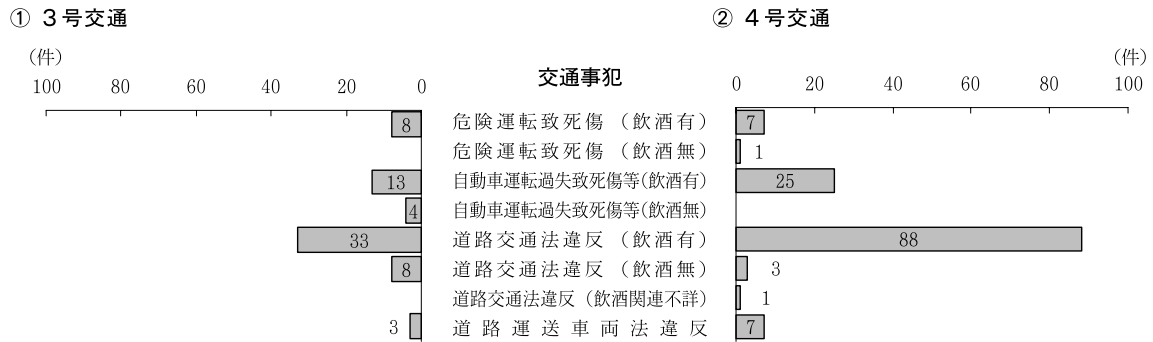
2 「暴力事犯」は、殺人、傷害、暴行、逮捕・監禁、強盗並びに暴力行為等処罰法違反及び組織的犯罪処罰法違反である。これは、平成19年8月1日から保護観察に導入されている「暴力的性向のある対象者に対する処遇」における「暴力犯罪」を構成する罪名と一致させる目的で分類したものである。ただし、暴力行為等処罰法違反及び組織的犯罪処罰法違反について、「暴力的性向のある対象者に対する処遇」制度では、更に行為を限定しており、暴力行為等処罰法違反については、暴行・傷害である場合に、組織的犯罪処罰法違反については、殺人・逮捕・監禁である場合に、それぞれ限定しているが、本調査では、かかる行為内容までは質問していないので、完全に一致しているとはいえない。

「交通事犯」は、危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷等並びに道路交通法、保管場所法、道路運送法、道路運送車両法及び自動車損害賠償保障法の各違反である。

「窃盗等事犯」は、窃盗及び詐欺である。

なお、暴力事犯、交通事犯及び窃盗等事犯の2つ以上に該当する対象者については、①暴力事犯、②交通事犯、③窃盗等事犯の順で分類した。以下、この章において同じ。

3-2-2-5図 号種別 本件罪名（交通事件）



注 複数回答による。

3-2-2-6図は、保護観察の号種別に本件犯行の罪種を見たものである^{注3}。

3号観察では交通事犯及び窃盗等事犯の構成比が高く、4号観察では暴力事犯及び交通事犯の構成比が高い。

3-2-2-6図 号種別 本件犯行の罪種

	暴力事犯	交通事犯	窃盗等事犯	その他
3号(179)	26.8	30.2	29.1	14.0
4号(310)	33.5	34.2	12.9	19.4

注（ ）内は、実人員である。

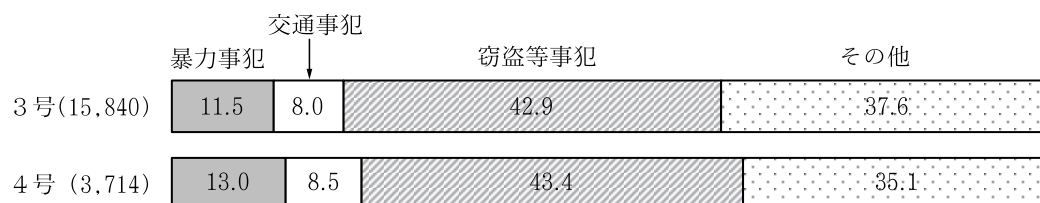
参考までに、分析対象者を保護観察対象者全体と比較するために、保護観察開始人員（平成20年）について、本件犯行の罪種の構成比を見たのが次頁の3-2-2-7図である。

分析対象者は、保護観察対象者全体と比べ、3号観察、4号観察共に、暴力事犯、交通事犯、窃盗等事犯のいずれかに該当する者の構成比が高く、その中でも、暴力事犯と交通事犯が顕著に高い。

注3 分析対象者のうち、本件犯行が罪種を異にする複数の罪名の犯行である者については、①暴力事犯、②交通事犯、③窃盗等事犯の優先順序で分類した。

3-2-2-7図 号種別 本件犯行の罪種（参考）

（平成20年）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 () 内は、実人員である。

ウ 前科総数

3-2-2-8図は、前科総数について見たものである。

3-2-2-8図 号種別 前科総数



注 1 前科総数が不詳の者を除く。

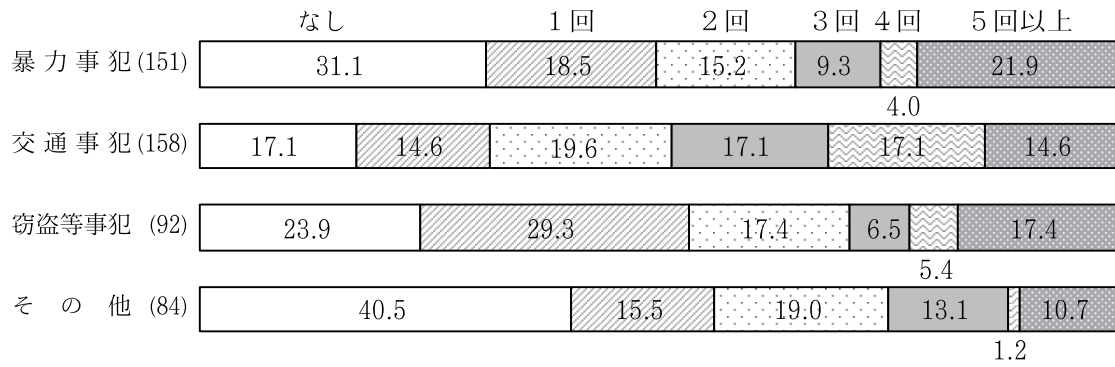
2 () 内は、実人員である。

参考までに、保護観察対象者全体と比較するため、保護観察開始人員（平成20年）に占める有前科者の比率を見ると、3号観察で77.6%，4号観察で54.9%であり（保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。刑事処分歴が不詳の者を除く。），これと比べて、分析対象者では、有前科者の構成比が、3号観察（66.3%）では低い傾向がある一方で、4号観察（77.2%）では顕著に高い。

3-2-2-9図は、本件犯行の罪種別に前科総数を見たものである。

交通事犯において、前科を有する者が顕著に多い。

3-2-2-9図 本件犯行の罪種別 前科総数



【 $\chi^2(15)=57.46, p<.01$ 】

注 1 前科総数が不詳の者を除く。

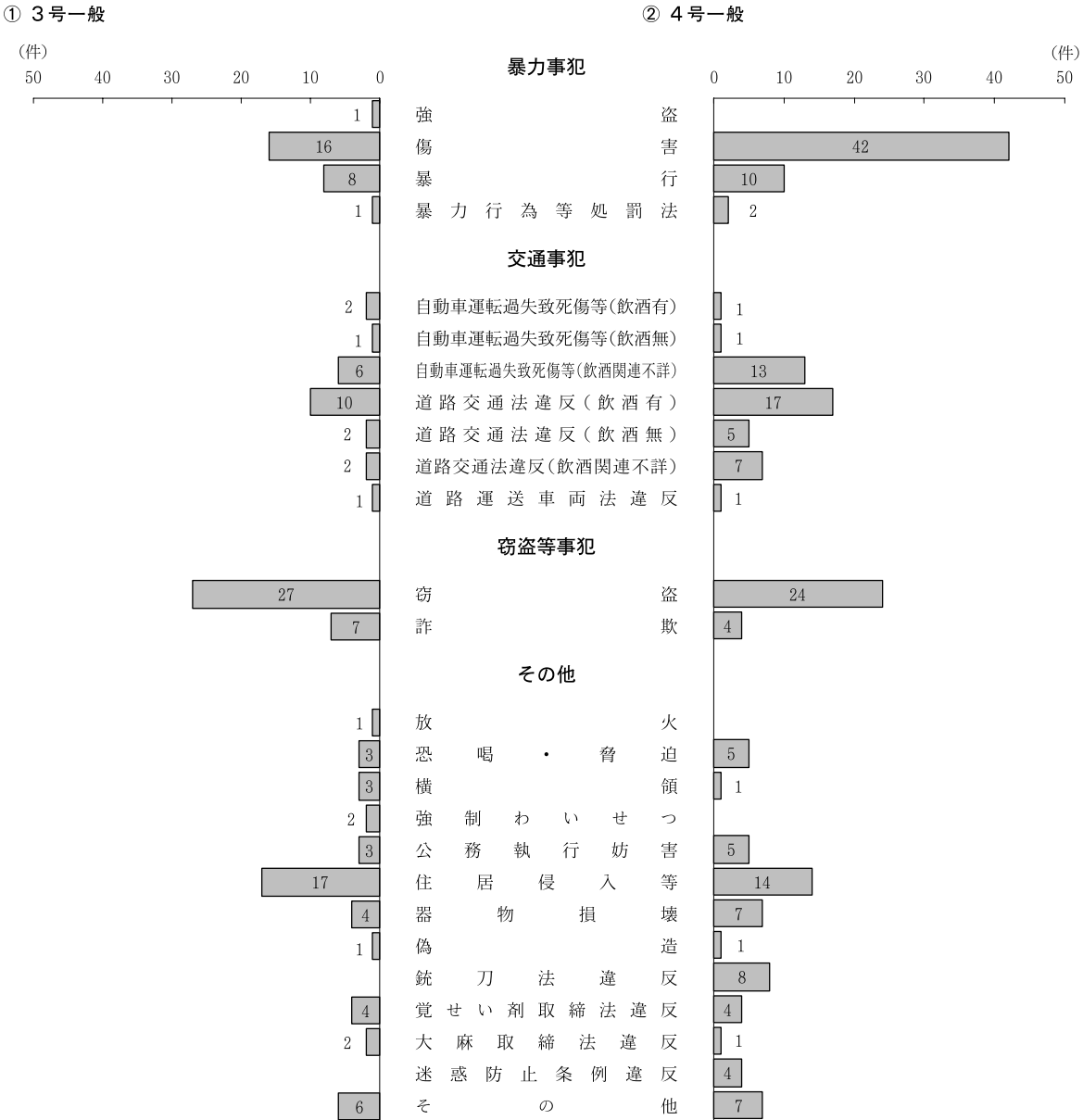
2 () 内は、実人員である。

エ 前回前科の罪名

前回前科罪名（複数回答）について、一般事件を見たのが、**3-2-2-10図**であり、交通事件を見たのが、**3-2-2-11図**である。

一般事件では、前科を有する者は、349人中242人（69.3%）であり、特に4号観察で傷害の前科を有する者が多いほか、交通事犯（飲酒有）の前科を有する者も少なくない。

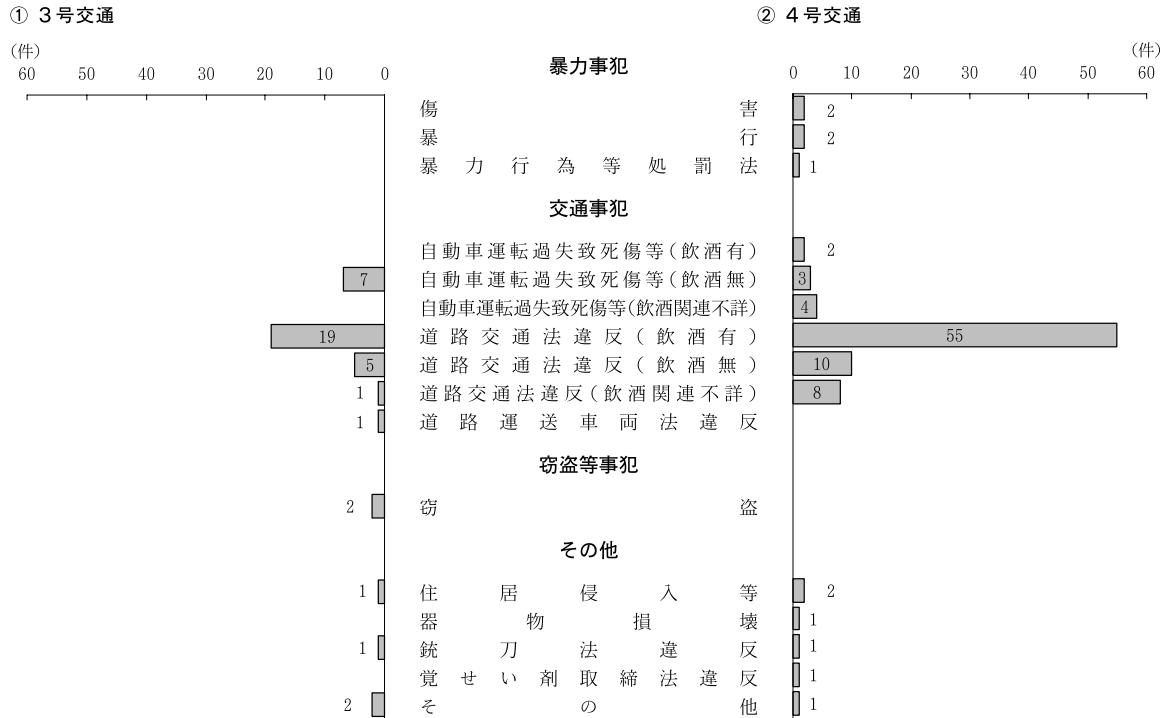
3-2-2-10図 号種別 前回前科罪名（一般事件）



注 複数回答による。

交通事件では、前科を有する者は、136人中113人（83.1％）であるが、わずかに暴力事犯等の前科を有する者がいるほかは、前科者の多く（86人）は飲酒関連の交通事犯に係る前科を有する者である。

3-2-2-11図 号種別 前回前科罪名（交通事件）

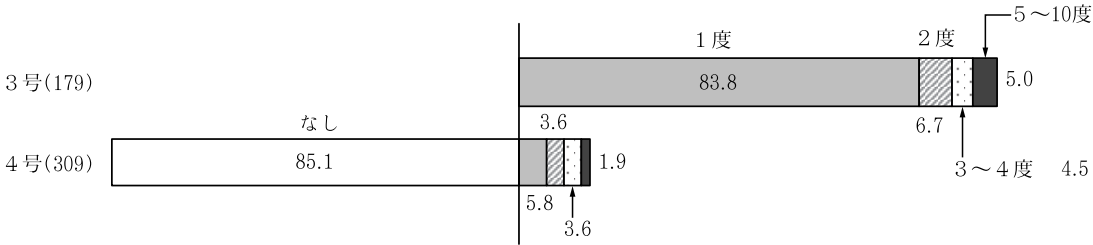


注 複数回答による。

オ 入所度数

3-2-2-12図は、刑事施設への入所度数について見たものである。

3-2-2-12図 号種別 入所度数

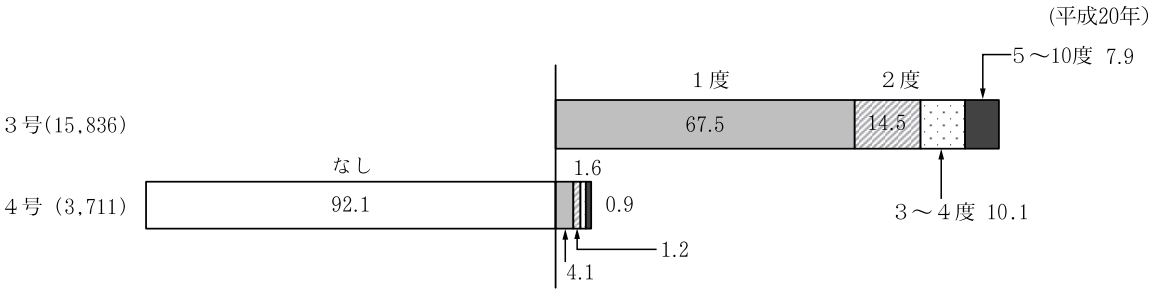


注 1 入所度数が不詳の者を除く。
2 () 内は、実人員である。

参考までに、保護観察対象者全体と比較するために、保護観察開始人員（平成20年）について刑事施設への入所度数の構成比を見たのが3-2-2-13図である。

分析対象者は、保護観察対象者全体と比べ、3号観察では刑事施設への入所度数が少ない傾向がある一方で、4号観察では刑事施設への入所歴がない者の構成比がやや低い。

3-2-2-13図 入所度数（参考）



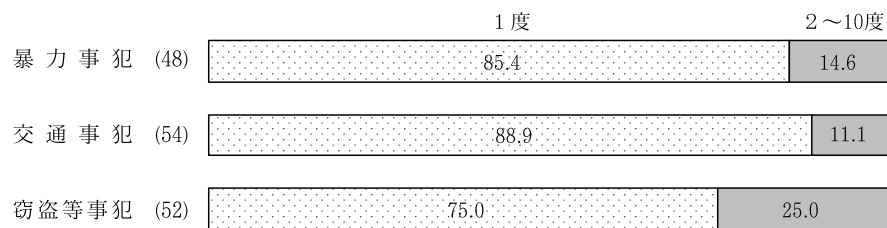
注 1 入所度数が不詳の者を除く。
2 () 内は、実人員である。

3-2-2-14図は、保護観察の号種ごとに、本件犯行の罪種別に、刑事施設の入所度数を見たものである。

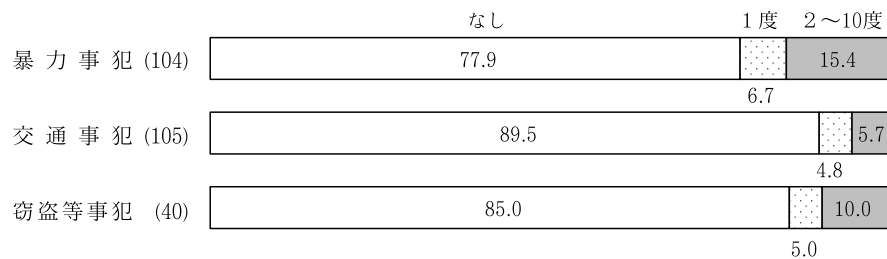
3号観察では、窃盗等事犯において、入所度数が2度以上の者の構成比がやや高い。一方、4号観察では、交通事犯において、刑事施設への入所履歴なしの者の構成比がやや高い。

3-2-2-14図 本件犯行の罪種別・号種別 入所度数

① 3号



② 4号

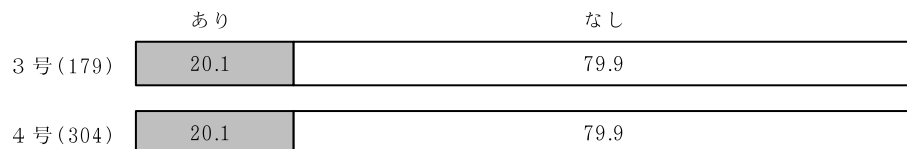


注 入所度数が不詳の者を除く。

カ 保護処分歴

3-2-2-15図は、保護観察の号種別に保護処分歴の有無を見たものである。

3-2-2-15図 号種別 保護処分歴の有無



注 1 保護処分歴が不詳の者を除く。
2 () 内は、実人員である。

参考までに、保護観察対象者全体と比較するために、保護観察開始人員（平成20年）について保護処分歴を見たのが**3-2-2-16図**である。

分析対象者は、保護観察対象者全体と比べ、3号観察、4号観察共に、保護処分歴ありの者の構成比がやや低い。

3-2-2-16図 保護処分歴の有無（参考）

（平成20年）

	あり	なし
3号(15,507)	24.4	75.6
4号(3,603)	24.4	75.6

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護処分歴が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

3-2-2-17図は、本件犯行の罪種ごとに保護処分歴の有無を見たものである。暴力事犯で、保護処分歴ありの者の構成比が高かった。

3-2-2-17図 本件犯行の罪種別 保護処分歴の有無

	あり	なし
暴力事犯(151)	33.1	66.9
交通事犯(158)	15.2	84.8
窃盗等事犯(91)	12.1	87.9
その他(83)	14.5	85.5

【 $\chi^2(3)=23.59, p<.01$ 】

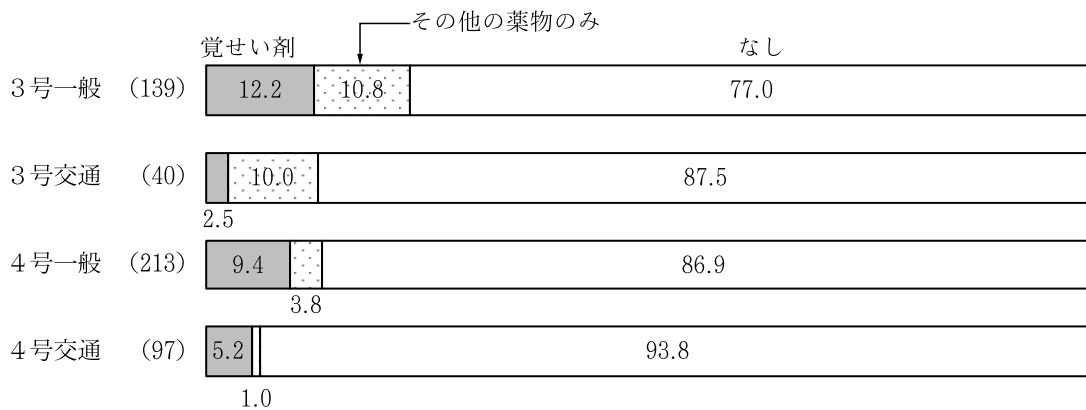
- 注 1 保護処分歴が不詳の者を除く。
 2 () 内は、実人員である。

キ 薬物使用経験

3-2-2-18図は、保護観察の号種ごとに、薬物使用経験について、「覚せい剤」（覚せい剤及びその他の薬物の使用経験を有する場合を含む。）、「その他の薬物のみ」、 「なし」の別で構成比を見たものである。

薬物使用経験ありの者は、一般事件だけでなく、交通事件であっても、相当程度いる。

3-2-2-18図 号種別 薬物使用経験

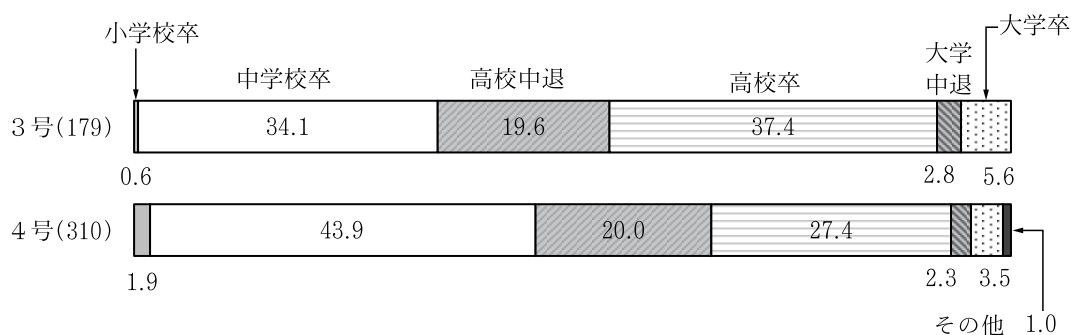


- 注 1 「覚せい剤」は、覚せい剤及びその他の薬物の使用経験を有する場合を含む。
 2 () 内は、実人員である。

ク 教育程度

3-2-2-19図は、教育程度について見たものである。

3-2-2-19図 号種別 教育程度

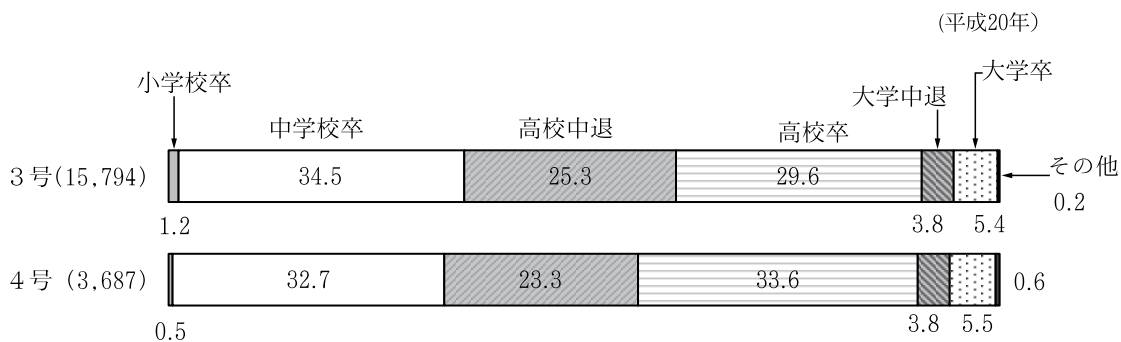


- 注 1 「小学校卒」は小学校中退を含み、「中学校卒」は中学校中退を含み、「大学卒」は大学院卒を含み、「その他」は大学在学を含む。
 2 () 内は、実人員である。

参考までに、保護観察対象者全体と比較するために保護観察開始人員（平成20年）について教育程度を見たのが3-2-2-20図である。

分析対象者は、3号観察では、高校中退の構成比がやや低く、逆に高校卒がやや高い。4号観察では、分析対象者は、中学校卒の構成比が高い。

3-2-2-20図 号種別 教育程度（参考）



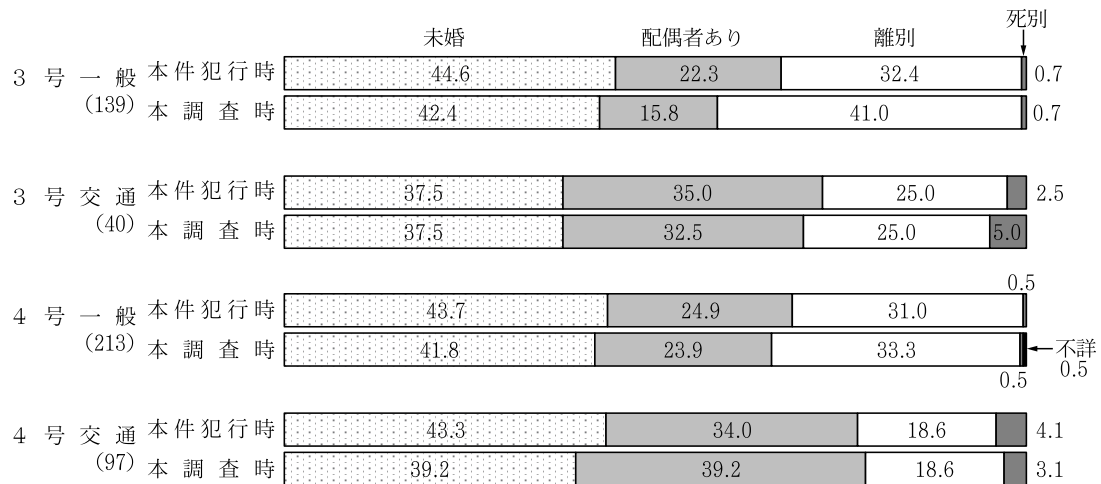
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「小学校卒」は小学校中退を含み、「中学校卒」は中学校中退を含み、「その他」は不就学、高校在学及び大学在学を含む。
 3 教育程度が不詳の者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

ケ 生活状況（本件犯行時/本調査時）

3-2-2-21図は、婚姻状況について見たものである。

号種別に、本件犯行時と本調査時とを比べると、3号観察（一般）では、本調査時で「離別」の構成比が高くなっており、4号観察（交通）では、本調査時で「配偶者あり」の構成比がやや高くなっている。

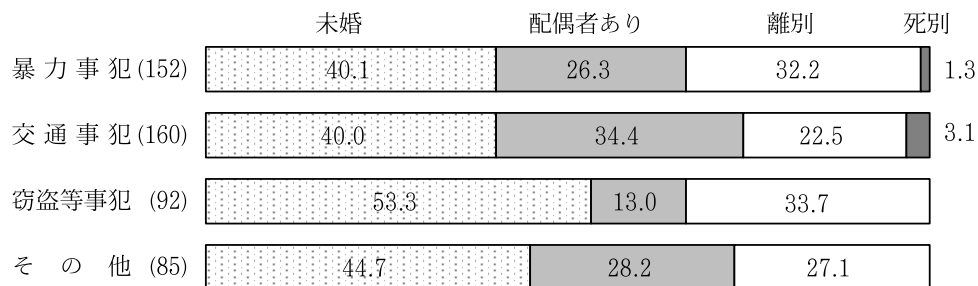
3-2-2-21図 号種別 本件犯行時・本調査時別 婚姻状況



- 注 1 「配偶者」は、内縁を含む。
2 () 内は、実人員である。

本件犯行の罪種別に婚姻状況を見ると、3-2-2-22図のとおりであり、窃盗等事犯で「未婚」の構成比が53.3%と顕著に高く、交通事犯で「配偶者あり」の構成比が34.4%と高かった。

3-2-2-22図 本件犯行の罪種別 本件犯行時の婚姻状況



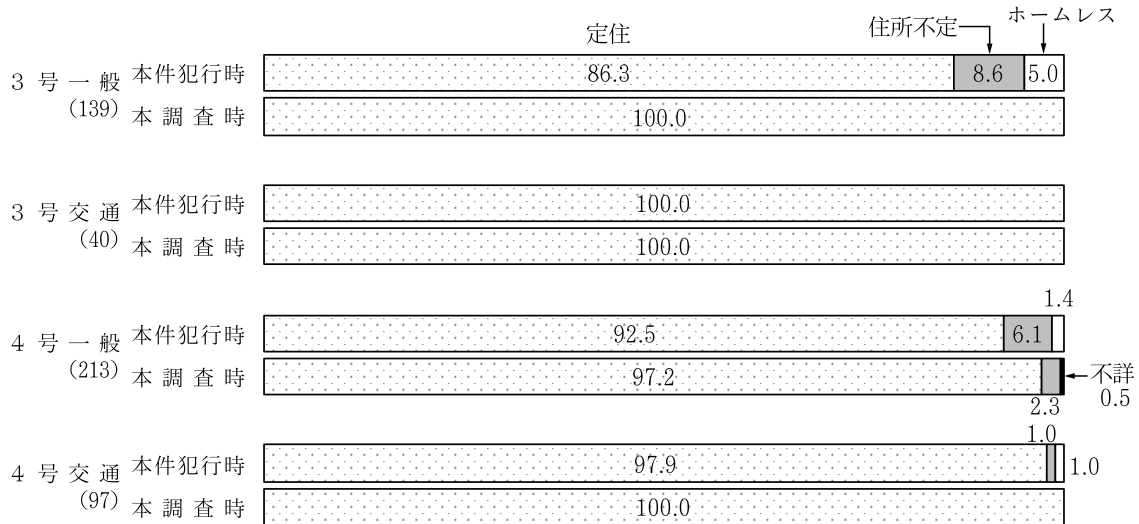
【(m) $p < .01$ 】

- 注 1 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
2 「配偶者」は、内縁を含む。
3 () 内は、実人員である。

3-2-2-23図は、居住形態（定住・非定住の別）について見たものである。

本調査時は、本件犯行時と比べ、「定住」の構成比が高くなり、生活状況が改善されている。

3-2-2-23図 号種別 本件犯行時・本調査時別 居住形態



注 () 内は、実人員である。

居住形態について、本件犯行時と本調査時の状況のクロス表を作成したのが3-2-2-24表である。

本件犯行時において住所不定又はホームレスであった者（37人）は、すべて、本調査時には定住となり生活状況が改善している。なお、この37人の本調査時の居住状況を詳しく見ると、過半数は、親等のもと（9人）や、第三者による監督が期待できる更生保護施設（15人）や社会福祉施設（4人）で定住していた。残りの9人は単身生活であったが、そのうち5人は生活保護を受給し、他の3人は就労し自活しており、残りの1人も年金受給生活を送るなど、それぞれ生活の安定がうかがえた。

3-2-2-24表 号種別 本件犯行時・本調査時の居住形態

① 3号

区 分		本 調 査 時			
		総数	定住	住所不定	ホームレス
本件犯行時	総 数	179 (100.0)	179 (100.0)	-	-
	定 住	160 (100.0)	160 (100.0)	-	-
	住 所 不 定	12 (100.0)	12 (100.0)	-	-
	ホ ー ム レ ス	7 (100.0)	7 (100.0)	-	-

② 4号

区 分		本 調 査 時			
		総数	定住	住所不定	ホームレス
本件犯行時	総 数	309 (100.0)	304 (98.4)	5 (1.6)	-
	定 住	291 (100.0)	286 (98.3)	5 (1.7)	-
	住 所 不 定	14 (100.0)	14 (100.0)	-	-
	ホ ー ム レ ス	4 (100.0)	4 (100.0)	-	-

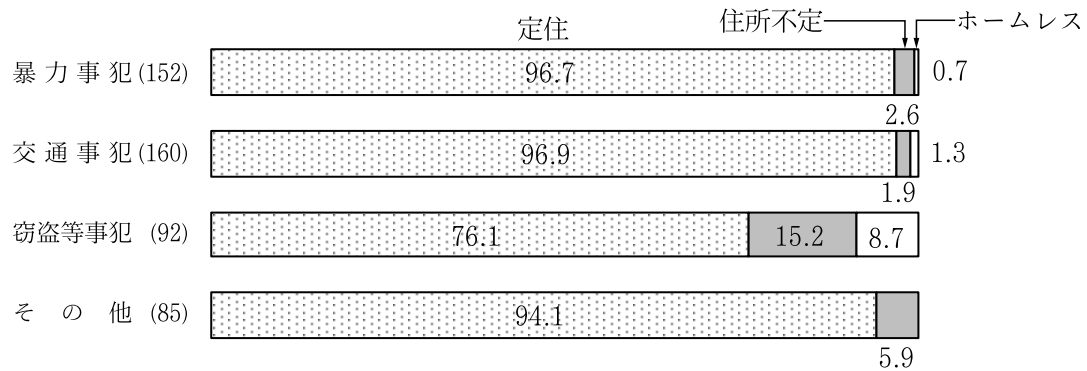
注 1 本調査時の居住状況が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比である。

本件犯行の罪種別に犯行時の居住形態を見たのが、**3-2-2-25図**である。

暴力事犯と交通事犯では、そのほとんどが定住であるが、窃盗等事犯では、住所不定・ホームレスであった者が23.9%で、生活基盤に問題があった者が少なくないことがうかがわれる。

3-2-2-25図 本件犯行の罪種別 本件犯行時の居住形態



【(m) $p < .01$ 】

- 注 1 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 2 () 内は、実人員である。

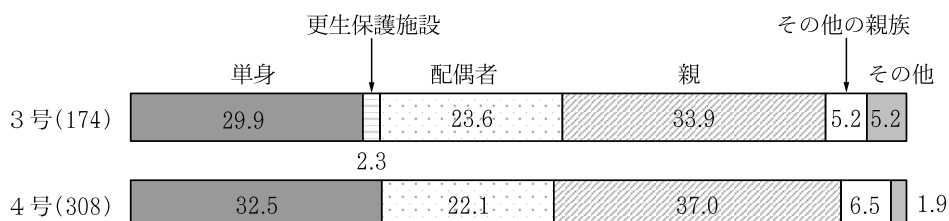
次頁の**3-2-2-26図**は、居住状況（主たる同居者^{注4}等）を保護観察の号種別に見たものである。

本件犯行時と本調査時とを比べると、3号観察では、本調査時で更生保護施設に居住する者の占める構成比が顕著に高い。

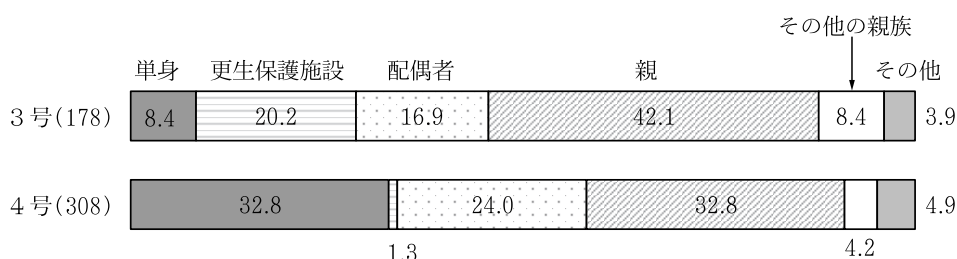
注4 本調査では、本件犯行時及び本調査時について、同居家族の該当種類に関して複数選択で回答を求めた。施設に在所する者を除く分析対象者のうち、複数の同居者のある者については、親＞配偶者（内縁を含む）＞子/孫＞その他の親族＞友人・知人＞その他の者、の優先順で、「主たる同居者」を認定した。

3-2-2-26図 号種別 居住状況

① 本件犯行時の居住状況



② 本調査時の居住状況



- 注 1 居住状況が不詳の者を除く。
 2 「その他の親族」は、子・孫を含み、「その他」は、社会福祉施設及び友人・知人を含む。
 3 () 内は、実人員である。

参考までに、分析対象者の本調査時の居住状況を保護観察対象者全体と比較するため、保護観察開始人員（平成20年）について居住状況を見たのが3-2-2-27図である。
 3号観察では大差がないが、4号観察では、分析対象者は单身者の構成比が高い。

3-2-2-27図 号種別 居住状況（参考）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 居住状況が不詳の者を除く。
 3 「その他」は、雇住宅を含む。
 4 () 内は、実人員である。

3-2-2-28表は、本件犯行時の居住状況を、本件犯行の罪種別に見たものである。
窃盗等事犯では、単身者の構成比が50.0%と高い。他方、交通事犯では、73.6%の者が配偶者・親等の家族と同居している。

3-2-2-28表 本件犯行の罪種別 本件犯行時の居住状況

区 分	総 数	単 身	更生保護 施設	配偶者	親	その他の 親 族	その他
総 数	482 (100.0)	152 (31.5)	4 (0.8)	109 (22.6)	173 (35.9)	29 (6.0)	15 (3.1)
暴 力 事 犯	149 (100.0)	46 (30.9)	1 (0.7)	35 (23.5)	55 (36.9)	10 (6.7)	2 (1.3)
交 通 事 犯	159 (100.0)	36 (22.6)	-	42 (26.4)	64 (40.3)	11 (6.9)	6 (3.8)
窃盗等事犯	92 (100.0)	46 (50.0)	3 (3.3)	10 (10.9)	22 (23.9)	5 (5.4)	6 (6.5)
そ の 他	82 (100.0)	24 (29.3)	-	22 (26.8)	32 (39.0)	3 (3.7)	1 (1.2)

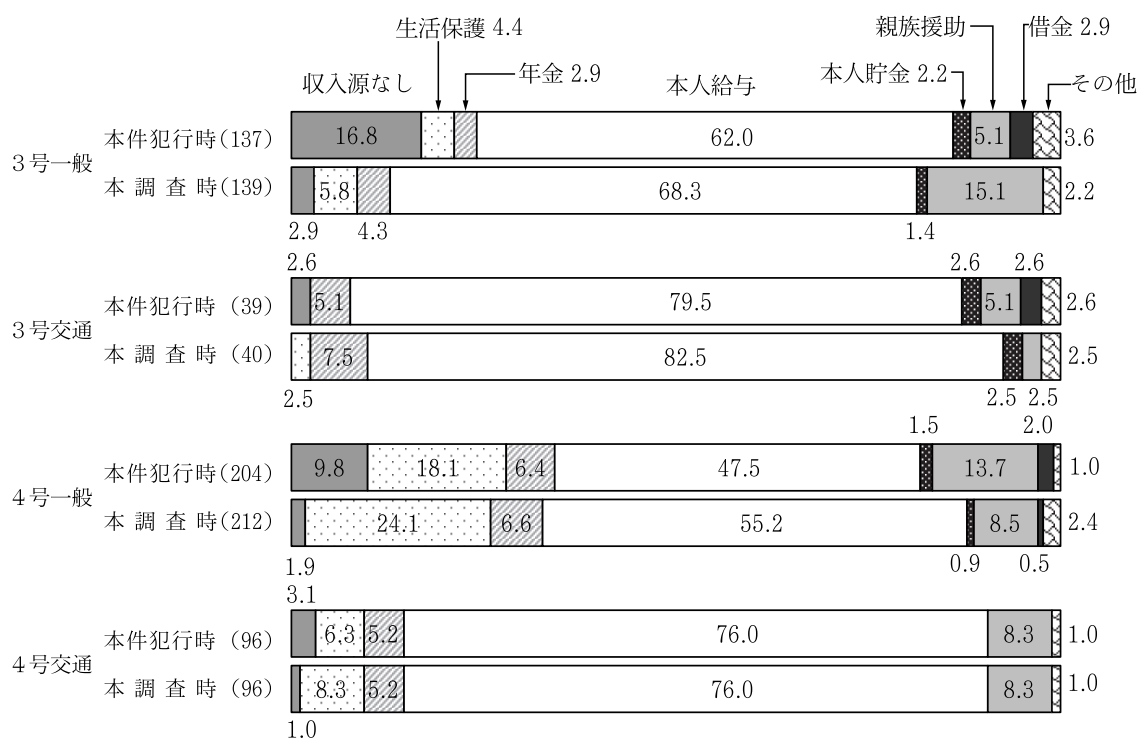
【(m) p<.01】

- 注 1 本件犯行時の居住状況が不詳の者を除く。
 2 「その他の親族」は、子・孫を含み、「その他」は、社会福祉施設及び友人・知人を含む。
 3 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 4 () 内は、構成比である。

3-2-2-29図は、主たる収入源^{注5}を見たものである。

本調査時は、本件犯行時と比べ、「収入源なし」の構成比が低くなっており、「本人給与」及び「生活保護」の構成比が高くなる傾向が認められ、改善の状況が認められる。

3-2-2-29図 号種別 本件犯行時・本調査時別 主たる収入源



注 1 本件犯行時又は本調査時の収入源が不詳の者を除く。

2 () 内は、実人員である。

3-2-2-30表は、主たる収入源を、本件犯行時と本調査時とで対比して見たものである。

本件犯行時に「収入源なし」であった者47人のうち、45人(95.7%)は本調査時には何らかの「収入源あり」になり、「収入源なし」の者は2人(4.3%)にとどまっている。逆に、本件犯行時において何らかの収入源があった者427人のうち、「収入源なし」になった者は7人(1.6%)であり、大部分の420人(98.4%)は本調査時においても何らかの収入源を有していた。

注5 本調査では、本件犯行時及び本調査時について、収入源に関して複数選択で回答を求めた。複数の収入源がある者については、生活保護受給>年金受給>本人給与>本人貯金>親族からの援助>借金の優先順で、「主たる収入源」を認定した。

3-2-2-30表 本件犯行時・本調査時の主たる収入源

区 分		本 調 査 時								
		総 数	収 入 源 な	生 活 保 護	年 金	本 人 給 与	本 人 貯 金	親 族 援 助	借 金	そ の 他
本 件 犯 行 時	総 数	474 (100.0)	9 (1.9)	66 (13.9)	28 (5.9)	308 (65.0)	5 (1.1)	47 (9.9)	1 (0.2)	10 (2.1)
	収入源なし	47 (100.0)	2 (4.3)	8 (17.0)	1 (2.1)	29 (61.7)	-	6 (12.8)	-	1 (2.1)
	生 活 保 護	49 (100.0)	1 (2.0)	43 (87.8)	1 (2.0)	2 (4.1)	-	-	-	2 (4.1)
	年 金	23 (100.0)	-	-	23 (100.0)	-	-	-	-	-
	本 人 給 与	285 (100.0)	5 (1.8)	5 (1.8)	2 (0.7)	256 (89.8)	2 (0.7)	13 (4.6)	-	2 (0.7)
	本 人 貯 金	7 (100.0)	-	-	-	3 (42.9)	3 (42.9)	1 (14.3)	-	-
	親 族 援 助	45 (100.0)	1 (2.2)	5 (11.1)	-	13 (28.9)	-	25 (55.6)	-	1 (2.2)
	借 金	9 (100.0)	-	3 (33.3)	-	5 (55.6)	-	-	1 (11.1)	-
	そ の 他	9 (100.0)	-	2 (22.2)	1 (11.1)	-	-	2 (22.2)	-	4 (44.4)

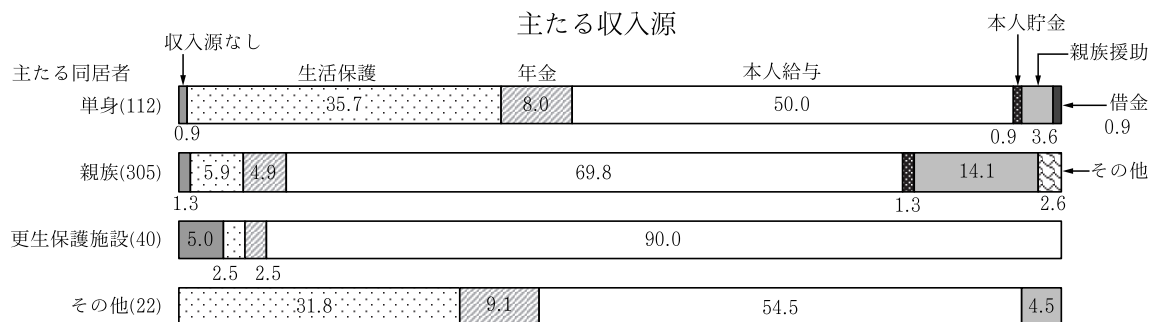
【(m) p<.01】

- 注 1 本件犯行時又は本調査時の収入源が不詳の者を除く。
 2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 3 () 内は、構成比である。

なお、3-2-2-31図は、本調査時における定住者について、主たる収入源の構成比を、主たる同居者の種別ごとに見たものである。

身近にサポートが欠如している可能性が高い単身者（112人）について見ると、「本人給与」が半数に過ぎず、約36％が生活保護に頼っている。一方、更生保護施設居住者の約9割は、本人給与である。

3-2-2-31図 本調査時の主たる同居者別 主たる収入源



- 注 1 本調査時の居住状況が「定住」の者のみを計上した。
 2 本調査時において、病院入院中の者等及び収入源が不詳の者を除く。
 3 主たる同居者のうち、「親族」は、親、配偶者、子・孫及びその他の親族であり、「その他」は、友人・知人、その他の者、社会福祉施設である。
 4 () 内は、実人員である。

3-2-2-32表は、本件犯行時の主たる収入源を、本件犯行の罪種別に見たものである。

暴力事犯では、本人給与が過半数の55.5%であったほか、生活保護と親族援助が共に1割を超え、大半は何らかの収入源があり、「収入源なし」は8.2%であった。

交通事犯では、「本人給与」が77.2%と顕著に高く、「収入源なし」は3.8%であった。

窃盗等事犯では、「本人給与」が38.9%に過ぎず、「収入源なし」は27.8%であった。

3-2-2-32表 本件犯行の罪種別 本件犯行時の主たる収入源

区 分	総 数	収 入 源 な し	生活保護	年 金	本人給与	本人貯金	親族援助	借 金	そ の 他
総 数	476 (100.0)	47 (9.9)	49 (10.3)	24 (5.0)	286 (60.1)	7 (1.5)	45 (9.5)	9 (1.9)	9 (1.9)
暴 力 事 犯	146 (100.0)	12 (8.2)	20 (13.7)	8 (5.5)	81 (55.5)	3 (2.1)	18 (12.3)	2 (1.4)	2 (1.4)
交 通 事 犯	158 (100.0)	6 (3.8)	6 (3.8)	7 (4.4)	122 (77.2)	2 (1.3)	11 (7.0)	1 (0.6)	3 (1.9)
窃 盗 等 事 犯	90 (100.0)	25 (27.8)	10 (11.1)	5 (5.6)	35 (38.9)	1 (1.1)	7 (7.8)	5 (5.6)	2 (2.2)
そ の 他	82 (100.0)	4 (4.9)	13 (15.9)	4 (4.9)	48 (58.5)	1 (1.2)	9 (11.0)	1 (1.2)	2 (2.4)

【(m) p<.01】

- 注 1 本件犯行時の収入源が不詳の者を除く。
 2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 3 () 内は、構成比である。

コ 心身の状況

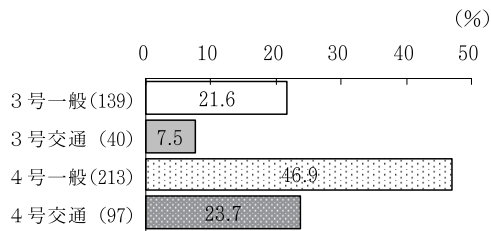
3-2-2-33図は、保護観察開始時に心身に問題のある者の比率を見たものである。

(1)「心身の問題あり(総合評価)」は、心身に何らかの問題がある者が占める比率を見たものであるが、4号観察(一般)で46.9%と半数近くを占め、3号観察(一般)及び4号観察(交通)でも2割強を占めるが、3号観察(交通)では低い。

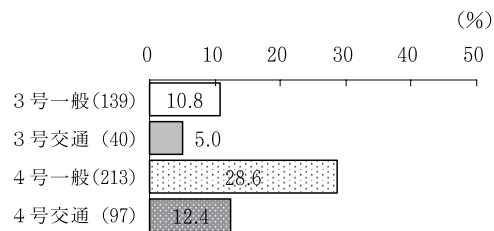
(2)～(4)は、該当率の高い内容の問題に限定して見たものであるが、アルコール乱用・依存症の該当率は、4号観察(一般)で28.6%を占め、3号観察(一般)、4号観察(交通)でも1割を超えている。

3-2-2-33図 号種別 心身の状況

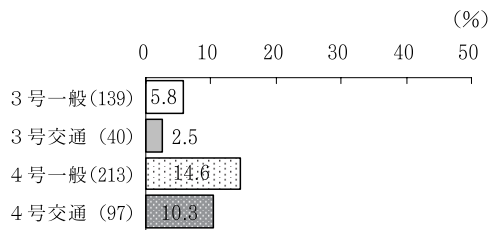
(1) 心身の問題あり (総合評価)



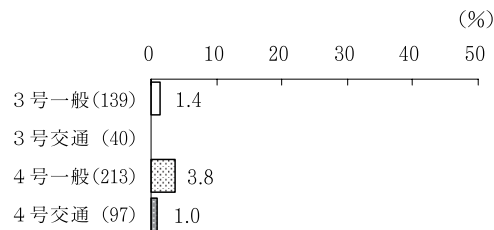
(2) アルコール乱用・依存症



(3) 身体疾患



(4) 身体障害



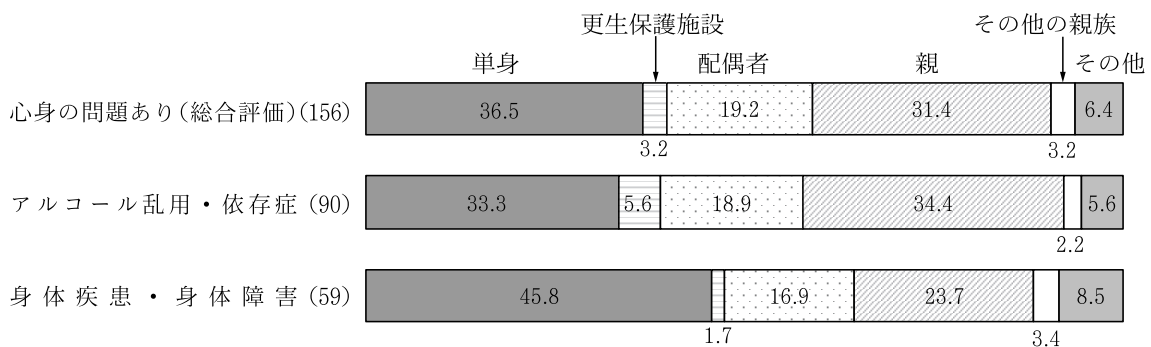
注 1 複数回答である。

2 () 内は、実人員である。

3-2-2-34図は、心身の状況別に、本調査時の主たる同居者を見たものである。

心身に何らかの問題がある者は、単身者の占める構成比が36.5%であり、特に「身体疾患・身体障害」の者で45.8%と高い（心身の問題なしの者330人のうち単身の者の占める構成比は17.9%である。）。

3-2-2-34図 心身の状況別 本調査時の主たる同居者



注 1 心身の状況については、複数回答である。

2 「その他の親族」は、子・孫を含み、「その他」は、社会福祉施設及び友人・知人を含む。

3 本調査時の同居者が不詳の者を除く。

4 () 内は、実人員である。

(2) 保護観察の状況

次に、分析対象者の保護観察の状況を概観する。

ア 「問題飲酒」の類型の認定理由

3-2-2-35表は、本件犯行の罪種別に類型認定理由を見たものである。理由には、①本件犯行が飲酒を原因とする、②過去に、飲酒原因の犯罪・非行あり、③現に飲酒による生活破たんや問題行動ありの3種類がある。この表では、理由について①、②、③の略称を用い、複数に該当する場合は、「①・②」などのように並記した欄に計上した。

全体では、認定理由に「①本件犯行が飲酒を原因とする」を含む者が8割を超え、暴力事犯でも8割、交通事犯では9割を超えている。一方、窃盗等事犯では、「③現に飲酒による生活破たんや問題行動あり」の理由で類型認定された者が2割近くいる。

3-2-2-35表 本件犯行の罪種別 類型認定理由

区 分	総 数	①	②	③	①・②	②・③	①・③	①・②・③	その他の理由
総 数	489 (100.0)	263 (53.8)	30 (6.1)	40 (8.2)	118 (24.1)	5 (1.0)	16 (3.3)	15 (3.1)	2 (0.4)
暴 力 事 犯	152 (100.0)	88 (57.9)	7 (4.6)	11 (7.2)	34 (22.4)	2 (1.3)	2 (1.3)	6 (3.9)	2 (1.3)
交 通 事 犯	160 (100.0)	79 (49.4)	11 (6.9)	1 (0.6)	64 (40.0)	-	3 (1.9)	2 (1.3)	-
窃 盗 等 事 犯	92 (100.0)	46 (50.0)	10 (10.9)	18 (19.6)	8 (8.7)	2 (2.2)	2 (2.2)	6 (6.5)	-
そ の 他	85 (100.0)	50 (58.8)	2 (2.4)	10 (11.8)	12 (14.1)	1 (1.2)	9 (10.6)	1 (1.2)	-

【(m) p<.01】

注 1 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。

2 () 内は、構成比である。

イ 分類処遇制度・処遇段階制度

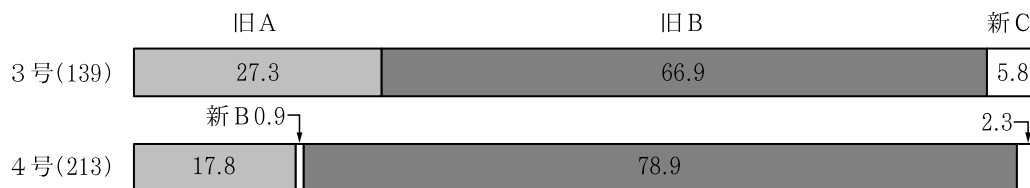
分類処遇制度では、一定の基準に基づき、保護観察対象者を処遇の困難性に応じてAとBとに分類し、処遇困難と判断されるA分類の対象者については重点的処遇を行ってきた。

その後、更生保護法の施行により平成20年6月1日から実施されるようになった段階別処遇制度では、S、A、B及びCの処遇段階が設けられ、本件犯行が重大犯罪等である保護観察対象者は、初期にS段階に編入して重点的処遇を行い、その他の対象者については、再犯の可能性等の視点から、A（処遇が著しく困難な者）、B（処遇困難である者）、C（処遇困難でない者）のいずれかの段階に編入し、処遇困難度に応じた処遇を行うこととされている。

3-2-2-36図は、分析対象者の分類処遇等の状況を見たものである。

分析対象者は、大半が旧制度の分類処遇制度適用の者であるが、新制度である段階別処遇制度適用の者が若干名（15人）いた。図では、新制度適用の者について、便宜上、B段階（新B）を「A分類（旧A）」と、C段階（新C）を「B分類（旧B）」と並べて表記している。なお、新制度適用の者のうち、S及びA段階に該当する者はいなかった。

3-2-2-36図 号種別 分類処遇の状況



注 1 分類・処遇段階について非該当の者を除く。

2 () 内は、実人員である。

保護観察対象者全体では、平成19年12月31日現在（更生保護法施行前）のA分類率は、3号観察で16.3%、4号観察で9.7%であった（法務省保護局の資料による）。これと比べると、分析対象者は、3号観察、4号観察共に、処遇困難とされるA分類の者の構成比が高い。

ウ 特別遵守事項等

分析対象者は、一般事件に係る者352人のうち314人（89.2%）、交通事件に係る者137人のうち109人（79.6%）に、飲酒に関連した特別遵守事項（旧法下での4号観察対象者に対する指示事項を含む。以下この項において同じ。）が定められていた。

飲酒に関連した特別遵守事項が付されていない者も相当数いる理由は、分析対象者の大半は旧法適用の者であるところ、①旧法においては、特別遵守事項で飲酒の禁止等を義務付けることについて具体的な規定がなかったこと^{注6}もあり、違法ではない飲酒の禁止等を特別遵守事項として定めることに謙抑的な運用もなされていたのではないかと考えられること、②類型認定は、保護観察開始時だけでなく、保護観察期間中でも対象者の問題性に応じて認定がなされ得るが、旧法下においては、特別遵守事項は保護観察開始時に付されるのみで、その後には付加・変更等を行ない得なかったため、保護観察期間中に「問題飲酒対象者」の類型に認定された者は、必要性があっても飲酒関連の特別遵

注6 新法（更生保護法51条2項）では、「過度の飲酒その他の犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動をしてはならないこと。」が特別遵守事項として定める事項のひとつとして規定されている。

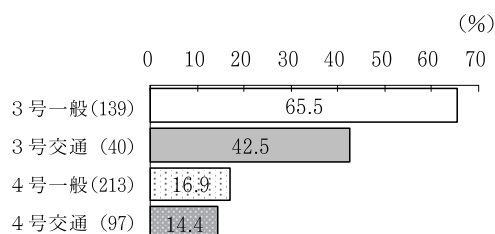
守事項を定めることができなかったことなどの事情によるものと思われる。

いずれにせよ、分析対象者には、飲酒関連の特別遵守事項が定められていない者もあるものの、これが定められた者の比率を項目別に見ると、**3-2-2-37図**のとおりである。

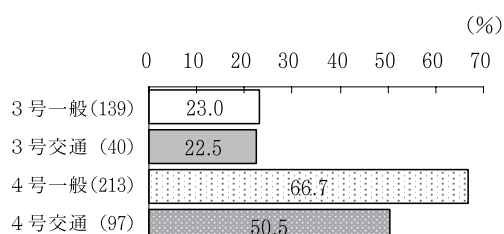
3号観察（一般）、3号観察（交通）では、「飲酒しない」の該当率が高い。他方、4号観察（一般）、4号観察（交通）では、「飲酒を慎む」の該当率が高かった^{注7}。その他の項目では、3号観察（交通）及び4号観察（交通）の2割前後の者に「飲酒運転の禁止」が付され、4号観察（一般）の7％に「医療機関受診」が付されている。

3-2-2-37図 号種別 特別遵守事項・指示事項

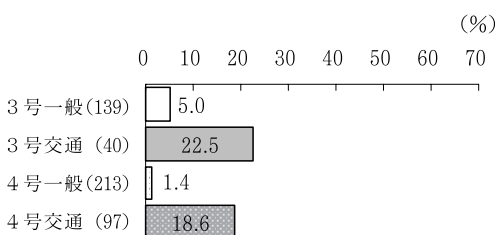
(1) 飲酒しない（断酒）



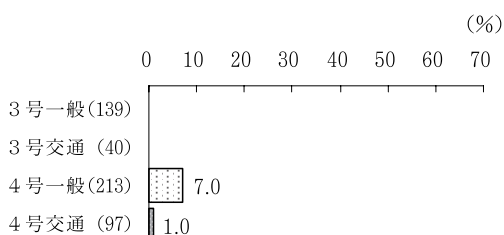
(2) 飲酒を慎む（飲酒の抑制）



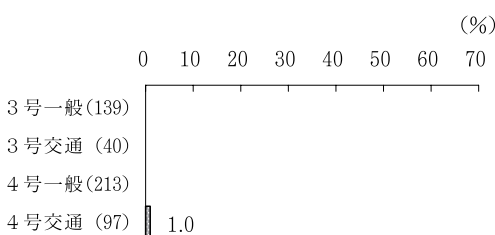
(3) 飲酒運転の禁止



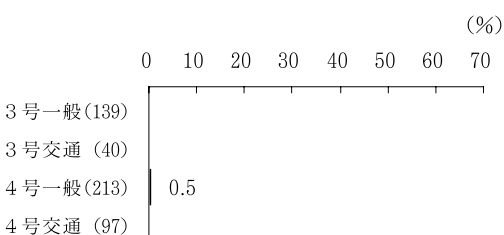
(4) 医療機関受診



(5) 断酒会・AA・薬物等更生施設の活用



(6) 酒場等に入出入り禁止



注 1 複数回答である。

2 () 内は、実人員である。

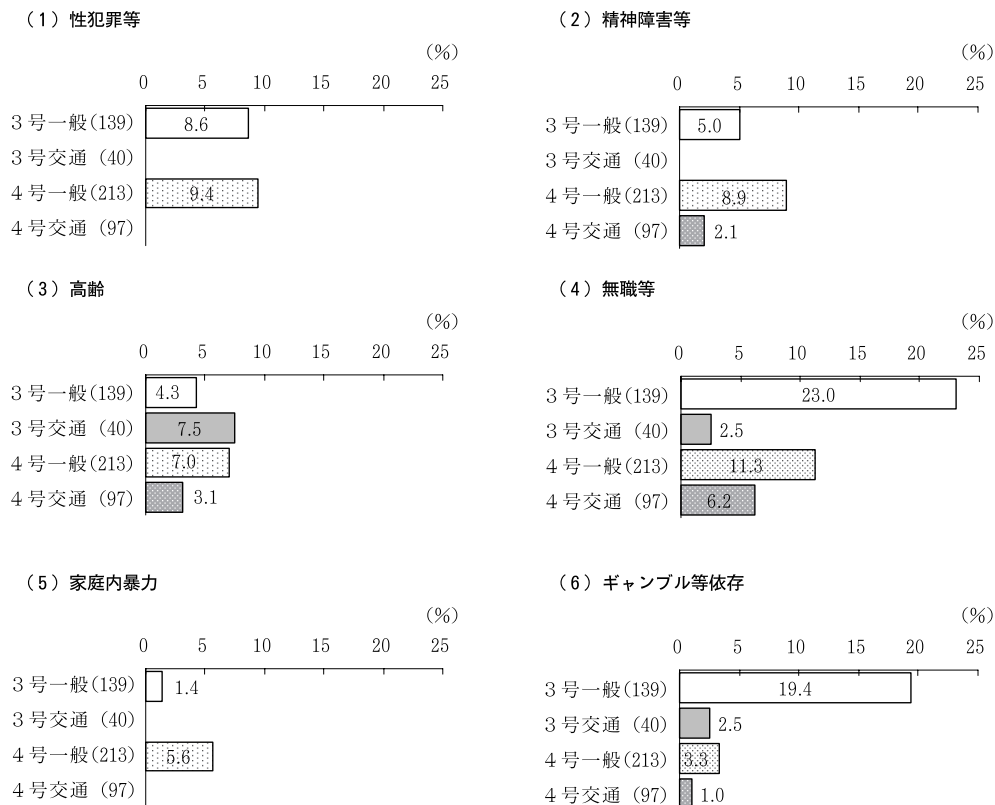
注7 新法（更生保護法51条2項）では、「過度の飲酒その他の犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動をしてはならないこと。」が特別遵守事項として定める事項のひとつとして規定されている。

エ 「問題飲酒」以外の種類の認定状況

3-2-2-38図は、分析対象者の保護観察開始時における「問題飲酒」以外の種類の認定率を見たものである。

概して一般事件においてその認定率が高く、その中でも、3号観察（一般）では「無職等」，「ギャンブル等依存」，「性犯罪等」^{注8}の順で、4号観察（一般）では、「無職等」，「性犯罪等」，「精神障害等」の順で認定率が高かった。

3-2-2-38図 号種別 類型認定状況



注 () 内は、実人員である。

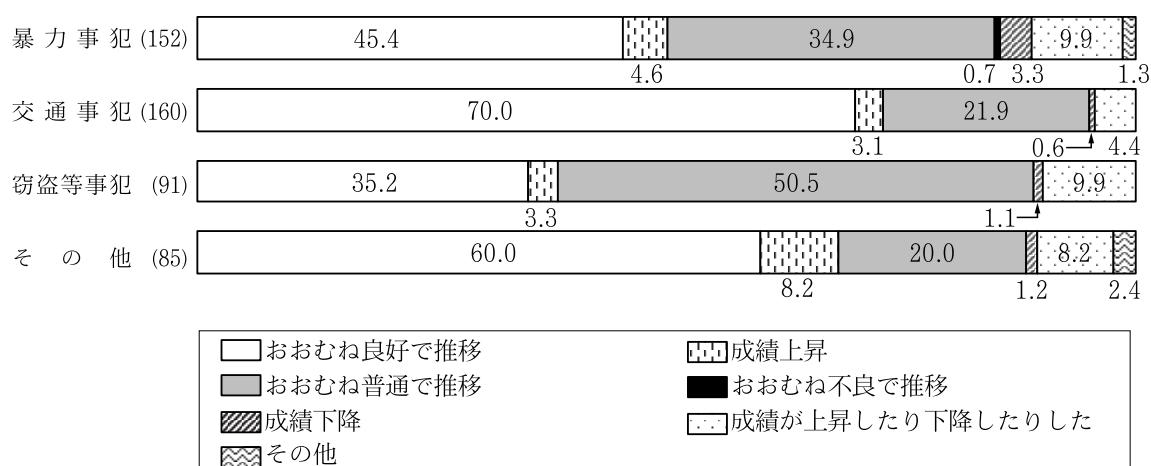
オ 保護観察の成績

3-2-2-39図は、保護観察期間中の保護観察の成績を本件犯行の罪種別に見たものである。

交通事故では「おおむね良好で推移」が70.0%と際立って高いが、窃盗等事犯では35.2%と低い。一方で、暴力事犯と窃盗等事犯では、「おおむね不良で推移」，「成績下降」及び「成績が上昇したり下降したりした」といった保護観察の状況が懸念される成績区分の者の占める構成比が共に1割を超えている。

注8 「性犯罪等」類型に認定された者は32人であったが、そのうち、強姦，強制わいせつ，迷惑防止条例以外の罪名（例えば住居侵入など）の事例で認定された者もいた。

3-2-2-39図 本件犯行の罪種別 保護観察の成績



【(m) p < .01】

- 注 1 保護観察の成績が不詳の者を除く。
 2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 3 () 内は、実人員である。

カ 過去及び保護観察中の犯罪・問題行動等

(ア) 犯罪

分析対象者について、本件犯行の罪種別に、過去（本件犯行以前の時期をいう。以下この項において同じ。）及び保護観察期間中にどのような犯罪^{注9}（複数選択）があったかを、飲酒時の行為と認められる場合（◎）と、飲酒時の行為と認められない場合（○）とに分類して見たのが、3-2-2-40表である。

過去の犯罪で多いのは、飲酒時「違法な車両運転」、飲酒時「家庭外での性的暴力以外の暴力」、飲酒時「家庭内での性的暴力以外の暴力」であった。

保護観察期間中に犯罪があった者は34人（7.0％）であり、その内訳を見ると、「違法な車両運転」9人（うち飲酒時5人）、「家庭内での性的暴力以外の暴力」5人（うち飲酒時4人）、「家庭外での性的暴力以外の暴力」10人（うち飲酒時8人）、「家庭外での性的暴力」1人（うち飲酒時1人）などであった。

注9 「犯罪」は、立件されていないもの及び少年時の非行を含む。

3-2-2-40表 本件犯行の罪種別 過去及び保護観察期間中の犯罪

区 分		総数(489)		暴力事犯(152)		交通事犯(160)		窃盗等事犯(92)		その他(85)	
		過 去	保 護 観 察 期 間 中	過 去	保 護 観 察 期 間 中	過 去	保 護 観 察 期 間 中	過 去	保 護 観 察 期 間 中	過 去	保 護 観 察 期 間 中
違 法 な 車 両 運 転	◎ ○	213 32	5 4	31 17	1 1	157 1	2 2	16 7	- -	9 7	2 1
家庭内での性的暴力	◎ ○	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
家庭外での性的暴力	◎ ○	24 8	1 -	5 3	- -	- 3	- -	2 -	- -	17 2	1 -
家庭内での性的暴力 以 外 の 暴 力	◎ ○	40 11	4 1	30 7	2 -	- 2	- -	2 1	- -	8 1	2 1
家庭外での性的暴力 以 外 の 暴 力	◎ ○	139 27	8 2	100 12	2 2	9 5	3 -	5 6	2 -	25 4	1 -
刃物を携行して家屋内・市 街 を 徘徊	◎ ○	23 10	3 2	16 5	- -	1 1	- -	1 3	2 1	5 1	1 1
飲酒目的で金品酒類 窃 盗 ・ 無 銭 飲 食	◎ ○	39 14	1 -	5 1	- -	- 1	- -	33 10	1 -	1 2	- -
そ の 他 の 窃 盗	◎ ○	34 50	1 4	3 12	- 2	3 9	- -	26 23	1 2	2 6	- -
覚せい剤に手を出した	◎ ○	4 29	- 1	- 12	- -	1 5	- -	- 6	- -	3 6	- 1
放 火	◎ ○	16 1	- 1	- -	- -	- -	- -	- -	- -	16 1	- 1
住 居 侵 入	◎ ○	10 3	1 -	1 -	- -	- 1	- -	3 2	1 -	6 -	- -
そ の 他 の 犯 罪 ・ 非 行	◎ ○	11 22	- 2	4 6	- -	1 4	- -	1 4	- 2	5 8	- -

注 1 複数回答である。

2 「◎」は、特に飲酒時の問題であると認められる場合であり、「○」は、飲酒時とは認められない場合である。

3 () 内は、各犯行の罪種の人員の総数である。

(イ) 問題行動等

分析対象者について、本件犯行の罪種別に、過去及び保護観察期間中に、犯罪の要因となり得ると考えられるものとしてどのような問題行動等（複数選択）があったかを見たのが、次頁の3-2-2-41表である。

過去における、犯罪の要因となり得ると考えられる問題行動等（以下この節において単に「問題行動等」という。）^{注10}で多いのは、アルコール乱用、飲酒による家庭外での粗暴な行為^{注11}などであった。

保護観察期間中に問題行動等があった者は、82人（16.8%）であるが、その内容を見ると、「アルコール乱用」37人、「アルコールによる健康阻害（精神障害を除く）」30人、「同居家族との不和」20人、「飲酒のため稼働できない」18人、「飲酒による家庭内での粗暴な行為」13人、「飲酒による家庭外での粗暴な行為」11人、「アルコールによる精神障害」11人、「飲酒目的で浪費・借金」8人、「自殺企図」4人、「過度のパチンコ・ギャンブル」4人などであった。

なお、保護観察期間中、犯罪・問題行動等のいずれかがあった者は、92人（18.8%）であった。

注10 本調査では、この問題行動等のうち、「過度のパチンコ・ギャンブル等」、「自殺企図」及び「同居家族との不和」については、飲酒を原因としないものも含まれている。

注11 暴力行為は含まない。

3-2-2-41表 本件犯行の罪種別 過去及び保護観察期間中の問題行動等

その他の問題の内容	暴力事犯(152)		交通事犯(160)		窃盗等事犯(92)		その他(85)	
	過 去	保 護 観 察 期 間 中	過 去	保 護 観 察 期 間 中	過 去	保 護 観 察 期 間 中	過 去	保 護 観 察 期 間 中
ア ル コ ー ル 乱 用	49	12	37	7	26	9	29	9
飲 酒 目 的 で 浪 費 ・ 借 金	20	3	4	1	29	4	11	-
ア ル コ ー ル に よ る 精 神 障 害	4	3	4	1	8	3	8	4
ア ル コ ー ル に よ る そ の 他 の 健 康 阻 害	22	6	15	10	15	7	12	7
過 度 の パ チ ン コ ・ ギ ャ ン ブ ル 等	11	3	3	-	12	1	7	-
飲 酒 の た め 稼 働 で き な い	10	6	3	1	14	5	10	6
自 殺 企 図	1	2	1	1	4	-	3	1
同 居 家 族 と の 不 和	29	10	9	1	14	5	17	4
飲 酒 に よ る 家 庭 内 で の 粗 暴 な 行 為	26	4	6	1	5	3	13	5
飲 酒 に よ る 家 庭 外 で の 粗 暴 な 行 為	52	3	6	2	9	3	23	3
飲 酒 に 関 連 す る そ の 他 の 問 題	1	-	1	-	1	3	1	1

注 1 複数回答である。

2 「問題行動等」は、犯罪の要因となり得ると考えられる問題行動等をいう。

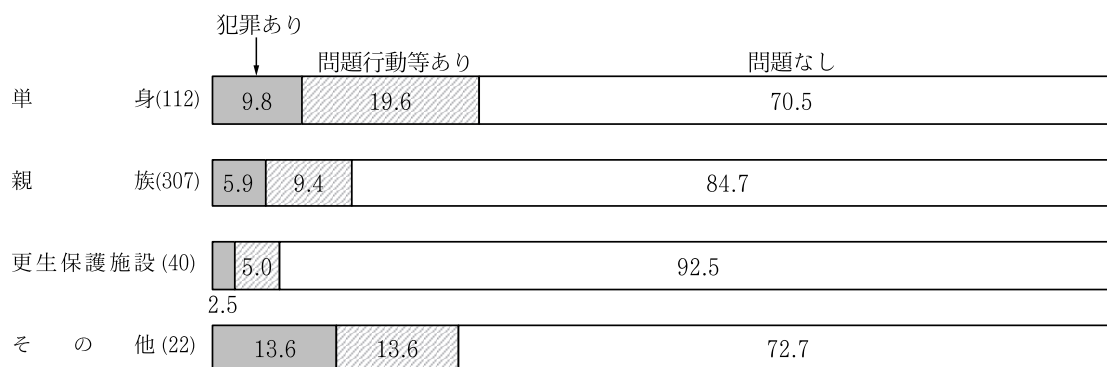
3 () 内は、各犯行の罪種の人員の総数である。

(ウ) 犯罪・問題行動等と関連のある属性

3-2-2-42図は、本調査時において定住の分析対象者に限定して、主たる同居者の種別に、保護観察期間中の犯罪・問題行動等の有無を見たものである。

「単身」の者は、「犯罪あり」、「問題行動等あり」の構成比が高く、「その他」の者でも同様である。

3-2-2-42図 本調査時の主たる同居者別 保護観察期間中の犯罪・問題行動等



注 1 本調査時の居住状況が「定住」の者のみを計上した。

2 本調査時の同居者について、病院入院中の者を除く。

3 主たる同居者のうち、「親族」は、親、配偶者、子・孫及びその他の親族であり、「その他」は、友人・知人、その他の者、社会福祉施設である。

4 「問題行動等あり」は、犯罪はなく、犯罪の要因となり得ると考えられる問題行動等のみを有する者である。

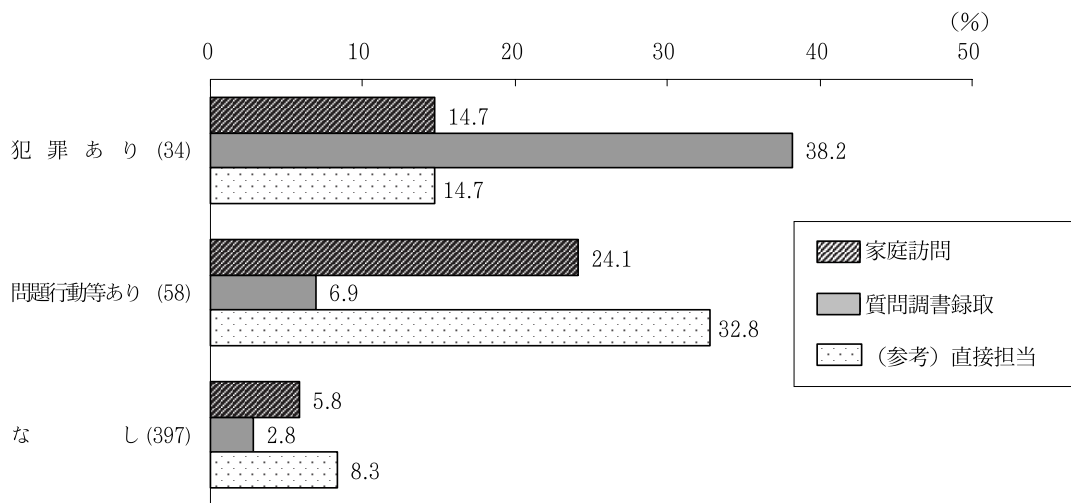
5 () 内は、実人員である。

キ 保護観察官の指導・援護等

3-2-2-43図は、分析対象者について、保護観察期間中の「犯罪あり」、「問題行動等あり」及び「なし」の別で、保護観察期間中に保護観察官が実施した主な指導の内容を見たものである^{注12}。

「犯罪あり」の者34人については、質問調書録取13人（38.2%）、家庭訪問5人（14.7%）となっており、「問題行動等あり」の者58人については、家庭訪問14人（24.1%）、質問調書録取4人（6.9%）であった。

3-2-2-43図 保護観察期間中の犯罪・問題行動等別 保護観察官の主な指導



- 注 1 「問題行動等あり」は、犯罪はなく、犯罪の要因となり得ると考えられる問題行動等のみを有する者である。
 2 () 内は、実人員である。

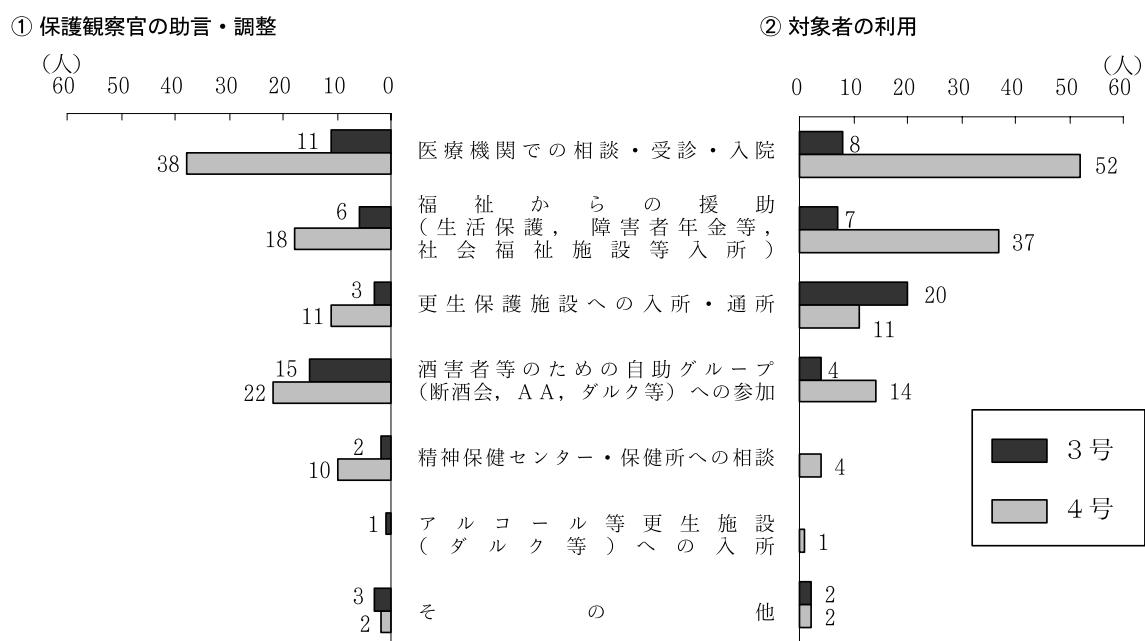
注12 本研究の調査票では、「保護観察官の指導・援護等」の項目と「犯罪・その他の問題」の項目とは関連づけて質問していない。そのため、指導には、問題が生ずる前に行われたものも一部含まれている可能性があるが、大部分は、犯罪行為等があったのに応じて行われたものと考えられる。

ケ 社会資源の活用

3-2-2-44図は、保護観察の号種別に、保護観察官が飲酒の問題を改善するための取組を行うように助言や調整をした状況と、保護観察対象者が保護観察期間中にそうした取組を行った状況を見たものである。

3号観察では、「保護観察官の助言・調整」で、自助グループへの参加が多いが、実際に自助グループを利用した対象者は多くはない。4号観察では、「保護観察官の助言・調整」、「対象者の利用」共に、「医療機関での相談・受診・入院」が多い。

3-2-2-44図 号種別 社会資源の利用状況



3 アンケート回答者の概観（問題飲酒の状況）

この項では、アンケート回答者の回答結果に基づき、主に問題飲酒の状況について概観する。分析の対象となるのは、「お酒（アルコール）に関するアンケート」（以下この章において「アンケート」という。）に回答した435人である。

問題飲酒の状況については、主として次の観点に基づき検討することとする。

- 飲酒傾向（飲酒量・飲酒頻度）の観点
- 飲酒開始年齢の観点
- 断酒の取組等に関する観点

（1）アンケート回答者の特徴

分析の前に、分析対象者のうち、アンケートに回答した者としなかった者との間に、調査項目のうち、どの項目において顕著な差異が認められるのかを探索した。

3-2-3-1図は、保護観察期間中の犯罪・問題行動等の有無別にアンケート調査の回答の有無を見たものである。

犯罪・問題行動等が「あり」の者は、「なし」の者よりも「アンケート回答あり」の構成比が顕著に低いことが分かる。

3-2-3-1図 保護観察期間中の犯罪又は問題行動等の有無別 アンケート回答の有無

	アンケート回答あり	アンケート回答なし
あり(92)	77.2	22.8
なし(397)	91.7	8.3

- 注 1 「問題行動等」は、犯罪の要因となり得ると考えられる問題行動等をいう。
 2 () 内は、実人員である。

（2）飲酒傾向

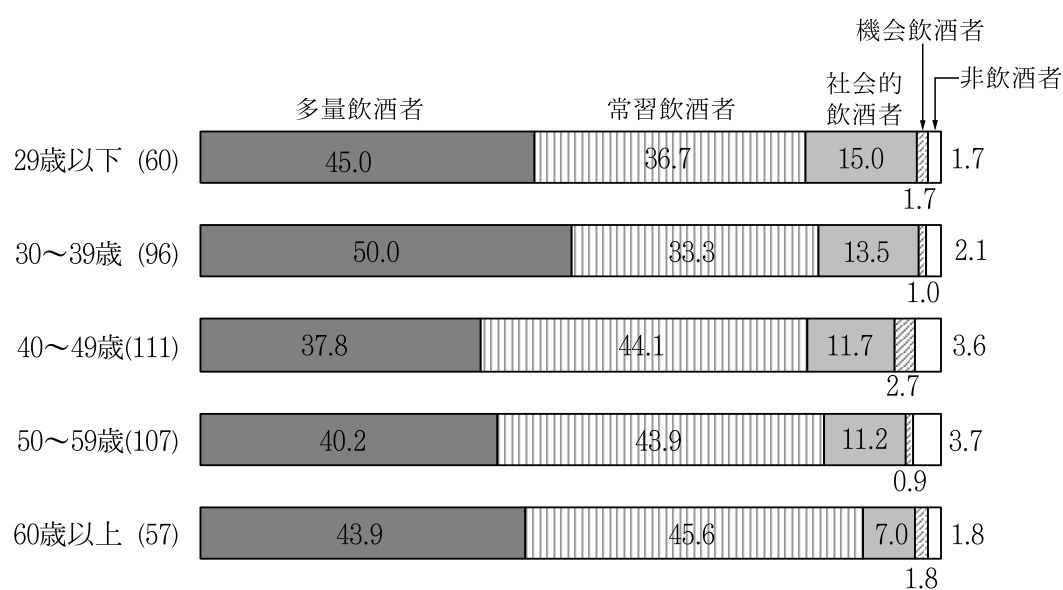
アンケート調査では、「問題飲酒対象者」の飲酒傾向のおよその程度を把握するため、本件犯行当時のふだんの飲酒頻度（アンケートQ13。以下この章において「本件当時飲酒頻度」という。）及びふだんの飲酒量（アンケートQ14。以下この章において「本件当時飲酒量」という。）について質問したほか、本件犯行当時の朝・昼からの飲酒の頻度（アンケートQ15）についても質問した。なお、「アンケートQ」の番号は、巻末資料6の調査票の質問項目の番号を指す（以下この章において同じ。）。

ア Q F 分類

アンケート回答者について、Q F 分類で見ると、「多量飲酒者」の構成比は42.9%であり（この数値は、受刑者調査の23.3%と比べて顕著に高いが、「問題飲酒」類型の者が対象であるので、当然である。）、常習飲酒者までを含めるとアンケート回答者の大半（83.8%）を占める。

さらに、アンケート回答者について、本調査時の年齢層別に、Q F 分類による構成比を見たものが3-2-3-2図であるが、年齢層の違いで目立った傾向はうかがえなかった。

3-2-3-2図 調査時年齢別 Q F 分類



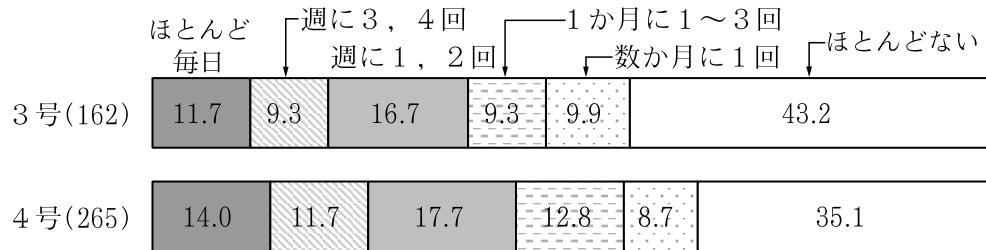
【(m) n. s.】

- 注 1 飲酒頻度について無回答の者を除く。
 2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 3 () 内は、実人員である。

イ 本件当時の朝・昼からの飲酒頻度

3-2-3-3図は、本件犯行当時の朝・昼からの飲酒頻度を見たものである。

3-2-3-3図 号種別 朝・昼からの飲酒頻度



【n.s.】

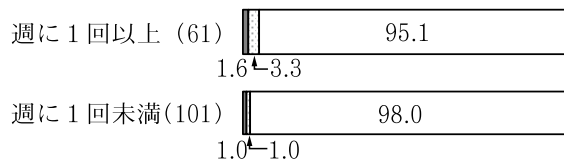
注 () 内は、実人員である。

3-2-3-4図は、本件犯行当時の朝・昼からの飲酒頻度別に保護観察期間中の犯罪・問題行動等の有無を見たものである。

週に1回以上（朝・昼から）飲んでいた者は、4号観察で「犯罪・問題行動等あり」の構成比が顕著に高い。

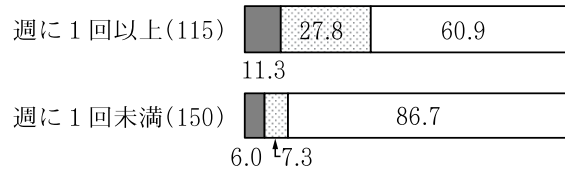
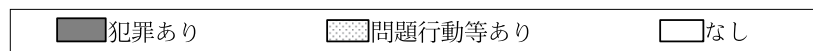
3-2-3-4図 朝・昼からの飲酒頻度別 保護観察期間中の犯罪・問題行動等

① 3号



【(m) n. s.】

② 4号

【 $\chi^2(2)=24.79, p<.01$ 】

注 1 朝・昼からの飲酒頻度について無回答の者を除く。

2 「犯罪あり」は、犯罪と犯罪の要因となり得ると考えられる問題行動等を有する者を含み、「問題行動等あり」は、犯罪の要因となり得ると考えられる問題行動等のみを有する者である。

3 () 内は、実人員である。

なお、調査項目のうち、本件当時飲酒頻度の違いで、保護観察期間中の犯罪・問題行動等の有無に明白な傾向はうかがわれなかった。

ウ 本件当時飲酒量

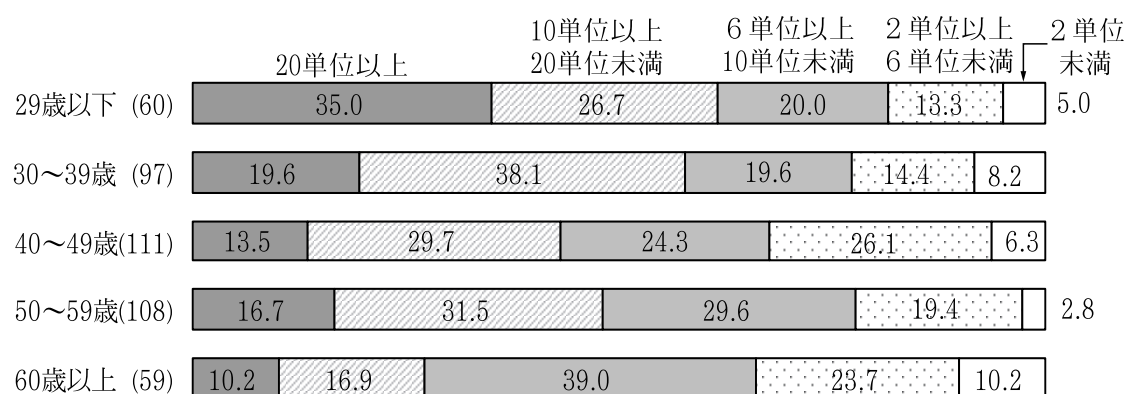
(ア) 本件当時飲酒量の概観

アンケート回答者について、本件当時飲酒量（本件当時のふだんの1回の飲酒量）の構成比を見たところ、「20単位以上」18.2%（79人）、「10単位以上20単位未満」29.9%（130人）、「6単位以上10単位未満」26.0%（113人）、「2単位以上6単位未満」19.8%（86人）、「2単位未満」6.2%（27人）となっていた。

さらに、アンケート回答者について、本調査時の年齢層別に本件当時飲酒量の構成比を見たものが3-2-3-5図である。

詳細に見ると、「20単位以上」及び「10単位以上20単位未満」の者については、40歳代と50歳代で飲酒量の傾向がやや逆転しているものの、全体的傾向としては、加齢と共に、飲酒量が顕著に落ちている様子がうかがわれた。

3-2-3-5図 調査時年齢別 飲酒量



【(m) p<.01】

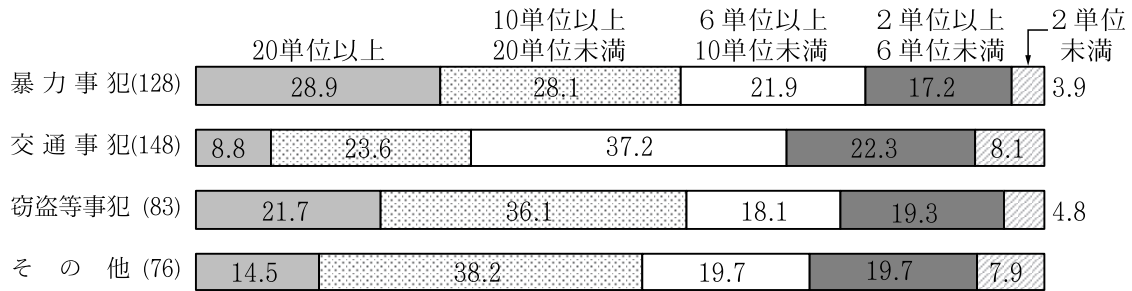
注 1 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。

2 () 内は、実人員である。

3-2-3-6図は、本件犯行の罪種別に本件当時飲酒量の構成比を見たものである。

暴力事犯では、「20単位以上」の者の構成比が最も高い。ただし、10単位以上の者の構成比で見ると、暴力事犯（57.0％）と窃盗等事犯（57.8％）で大差がない。

3-2-3-6図 本件犯行の罪種別 飲酒量



【(m) $p < .01$ 】

注 1 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。

2 () 内は、実人員である。

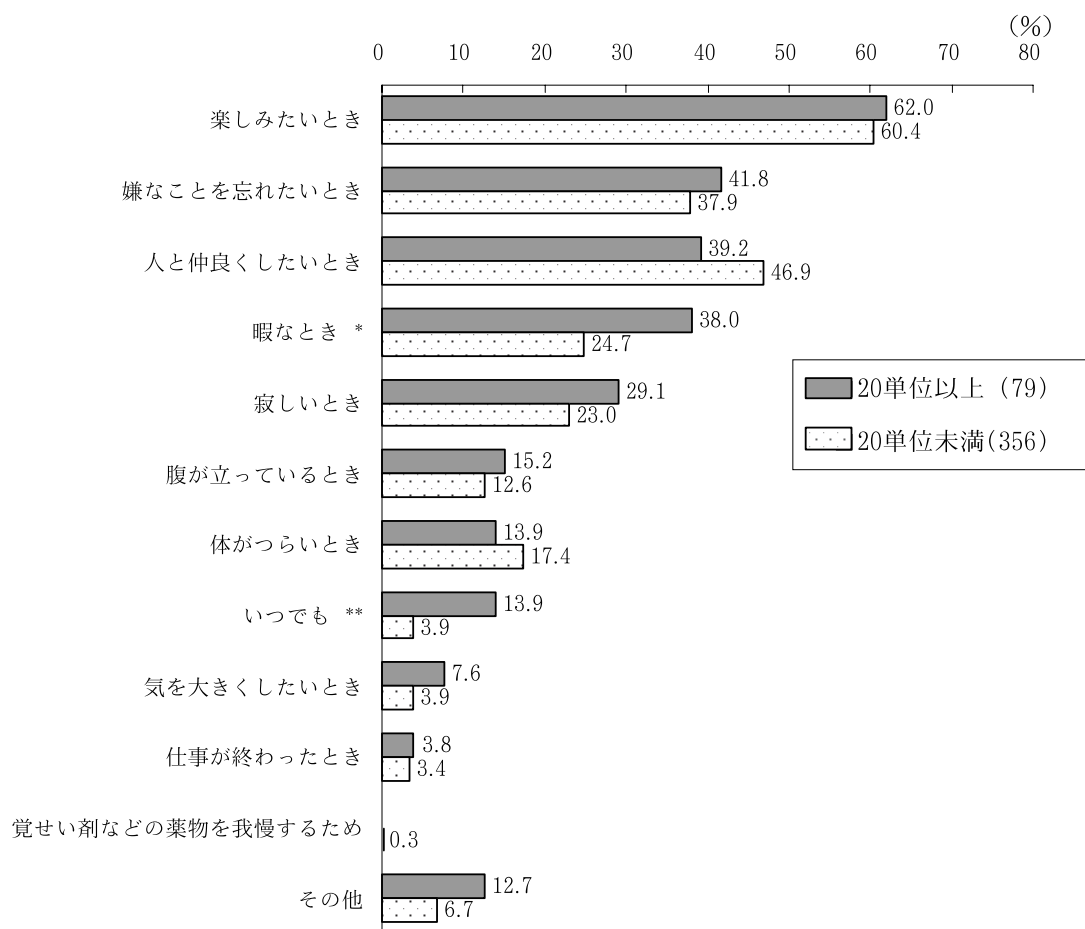
以下では、本件当時飲酒量が、飲酒動機、飲酒後の薬理効果、過去の飲酒関連の否定的経験とどのように関連しているかを見る。

（イ）飲酒動機（アンケートQ4）

アンケート回答者について、本件当時飲酒量別に、飲酒動機にどのような違いがあるのかを探索するため、飲酒量の20単位以上・未満別で、飲酒動機の種別の選択率を見たのが、3-2-3-7図である。

飲酒動機のうち、どの選択肢を選択した者で飲酒量が多くなる傾向があるのかを見ると、「暇なとき」、「いつでも」で、飲酒量が多い者の選択率が顕著に高かった。

3-2-3-7図 飲酒量別 飲酒動機



注 1 複数回答である。

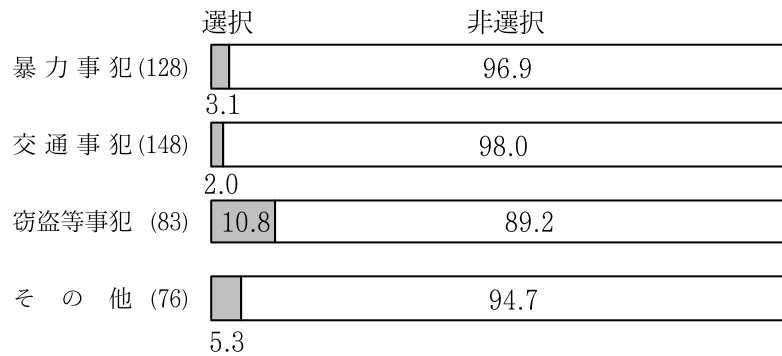
2 () 内は、実人員である。

3 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意であることを示す (χ^2 検定)。

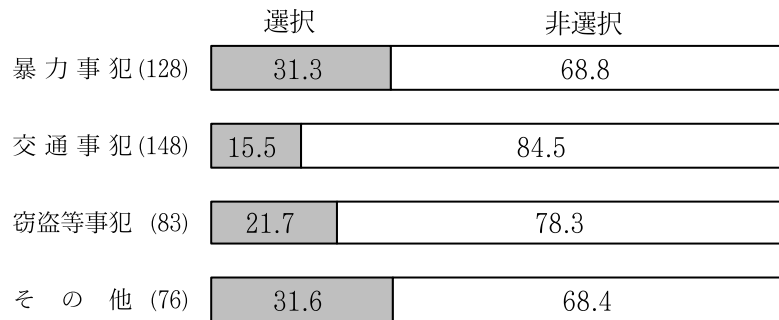
3-2-3-8図は、本件犯行の罪種により、飲酒動機の内容について差異があるかどうかを調べたものであるが、「気を大きくしたいとき」、「寂しいとき」において明白な差異が認められた。「気を大きくしたいとき」については、「窃盗等事犯」での選択率が高く、「寂しいとき」については、「暴力事犯」での選択率がやや高かった。

3-2-3-8図 本件犯行の罪種別 飲酒動機

(1) 気を大きくしたいとき

【(m) $p < .05$ 】

(2) 寂しいとき

【 $\chi^2(3)=12.08, p < .01$ 】

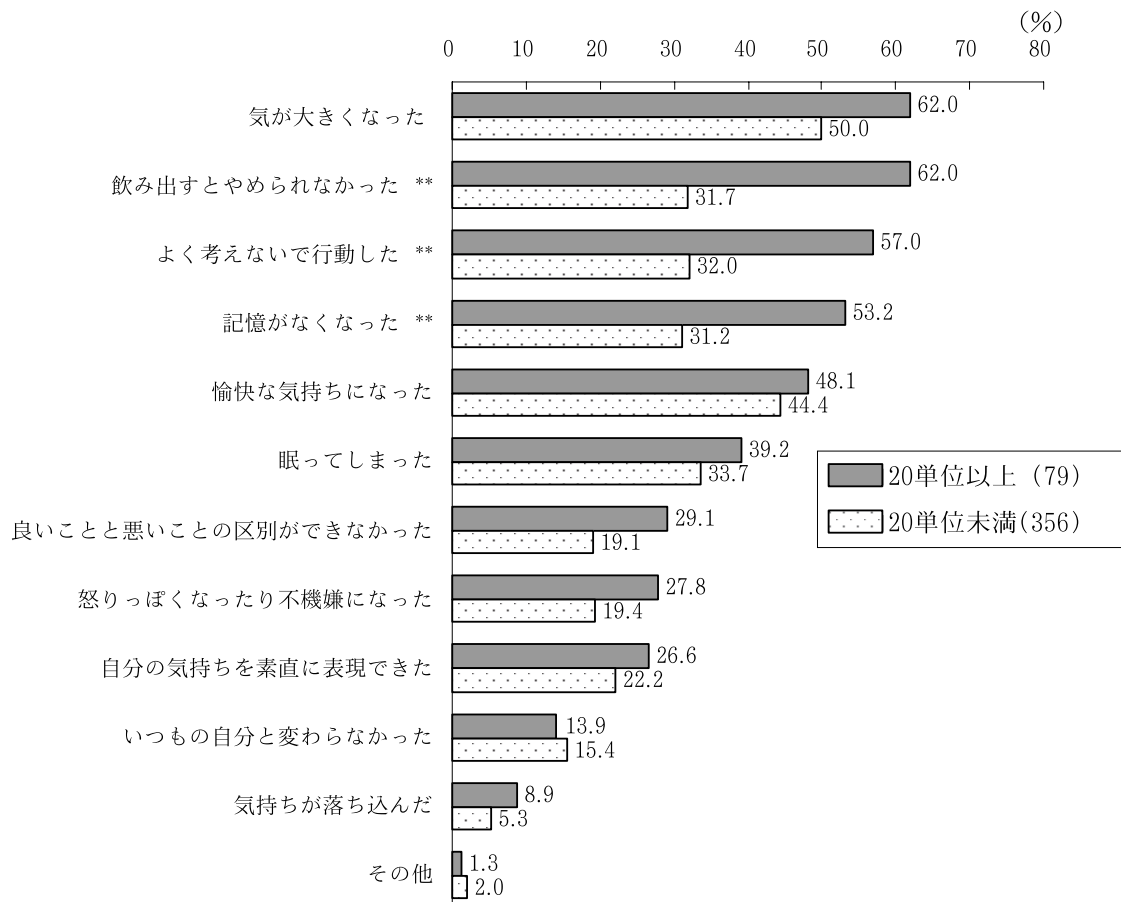
- 注 1 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 2 () 内は、実人員である。

(ウ) 飲酒後の薬理効果に関連した経験 (アンケートQ18)

アンケート回答者について、本件当時飲酒量の20単位以上・未満別に、薬理効果に関連した経験の種別ごとの選択率を見たのが次頁の3-2-3-9図である。

飲酒量が多い者が、薬理効果に関する経験のうち、どの選択肢を選択する傾向があるのかを見ると、「飲み出すとやめられなかった」、「よく考えないで行動した」、「記憶がなくなった」で飲酒量が多い者の選択率が高かった。

3-2-3-9図 飲酒量別 薬理効果



- 注 1 複数回答である。
 2 () 内は、実人員である。
 3 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意であることを示す (χ^2 検定)。

次に、本件犯行の罪種別に特徴が認められたもの（薬理効果の選択肢のうち「その他」を除く。）を示したのが3-2-3-10図である。

「良いことと悪いことの区別ができなかった」、「怒りっぽくなったり不機嫌になった」、「記憶がなくなった」について、本件犯行の罪種により明白な差異が認められた。

大量飲酒による酩酊をうかがわせる「記憶がなくなった」については、暴力事犯で選択率が高く、酩酊によって規範意識が低下したことをうかがわせる「良いことと悪いことの区別ができなかった」は、暴力事犯と窃盗等事犯で選択率が高く、酩酊で抑制力等が低下し粗暴傾向が生じたことをうかがわせる「怒りっぽくなったり不機嫌になった」については、暴力事犯が高かった。

3-2-3-10図 本件犯行の罪種別 薬理効果

(1) 良いことと悪いことの区別ができなかった

	選択	非選択
暴力事犯 (128)	22.7	77.3
交通事犯 (148)	11.5	88.5
窃盗等事犯 (83)	22.9	77.1
その他 (76)	34.2	65.8

【 $\chi^2(3)=16.50, p<.01$ 】

(2) 怒りっぽくなったり不機嫌になった

	選択	非選択
暴力事犯 (128)	31.3	68.8
交通事犯 (148)	11.5	88.5
窃盗等事犯 (83)	12.0	88.0
その他 (76)	31.6	68.4

【 $\chi^2(3)=25.39, p<.01$ 】

(3) 記憶がなくなった

	選択	非選択
暴力事犯 (128)	41.4	58.6
交通事犯 (148)	26.4	73.6
窃盗等事犯 (83)	34.9	65.1
その他 (76)	42.1	57.9

【 $\chi^2(3)=8.84, p<.05$ 】

注 () 内は、実人員である。

(エ) 過去の飲酒関連の否定的経験 (アンケートQ19)

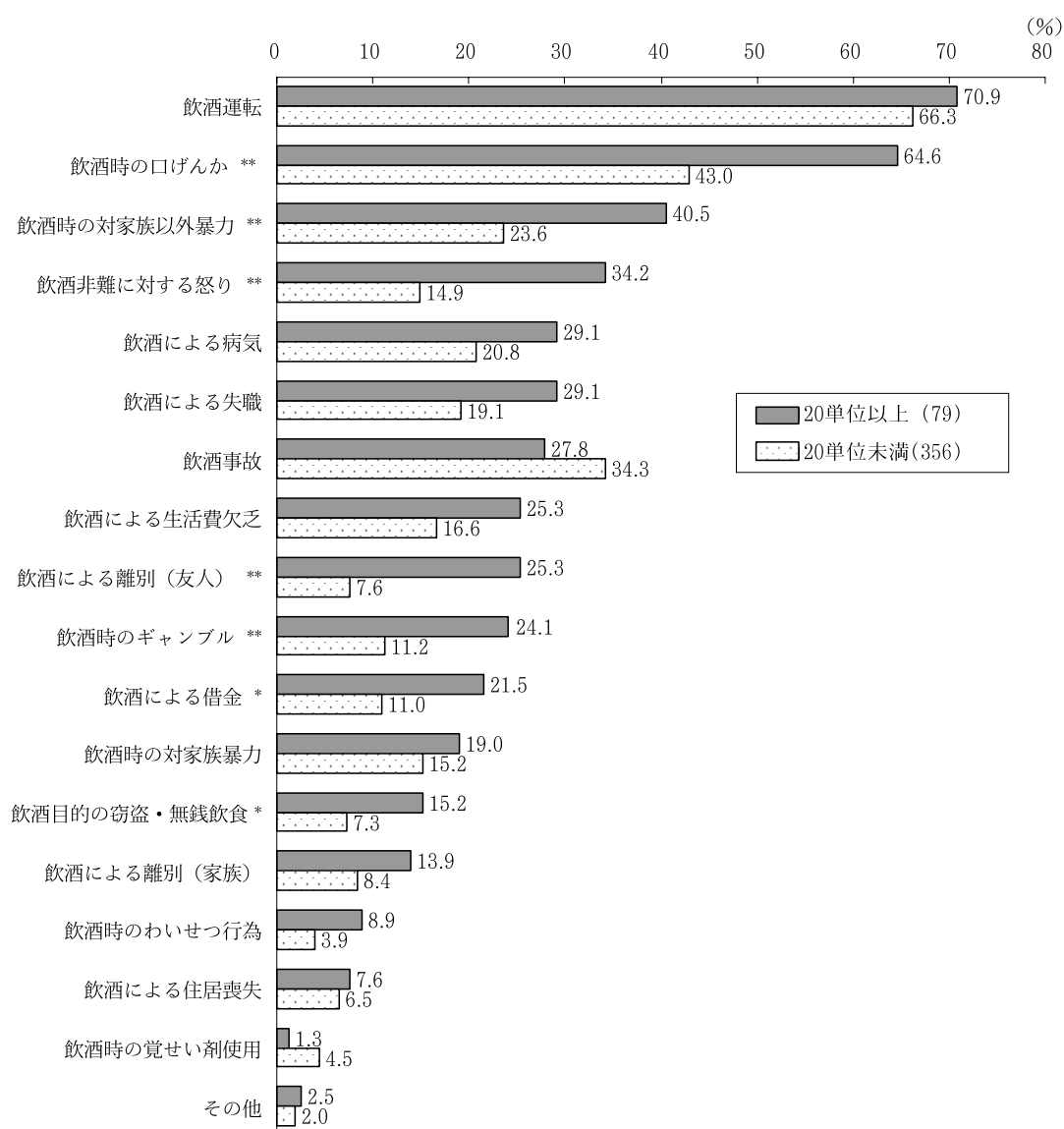
過去^{注13}の飲酒関連の否定的経験と本件当時飲酒量との関連を見ておきたい。アンケート回答者について、本件当時飲酒量20単位以上・未満別に、否定的経験（制限なしの複数選択）の種別に選択率を見たのが、次頁の3-2-3-11図である。

本件当時飲酒量が20単位以上の者において、過去にどのような否定的経験を有しているのかを見ると、「飲酒運転」に約7割が、「飲酒時の口げんか」に約6割が、「飲酒時

注13 過去の飲酒関連の否定的経験について、アンケートでは「過去」の意味を特に明確にせず漠然と質問している。

の対家族以外暴力」に約4割が、「飲酒非難に対する怒り」に約3割の者が該当した。このうち、「飲酒時の口げんか」、「飲酒時の対家族以外暴力」、「飲酒非難に対する怒り」は、飲酒量20単位未満のグループと比べて、選択率が顕著に高く、飲酒量が多いと飲酒に関連した粗暴な経験を持つ者が多くなる傾向がうかがわれた。

3-2-3-11図 飲酒量別 否定的経験



注 1 複数回答である。

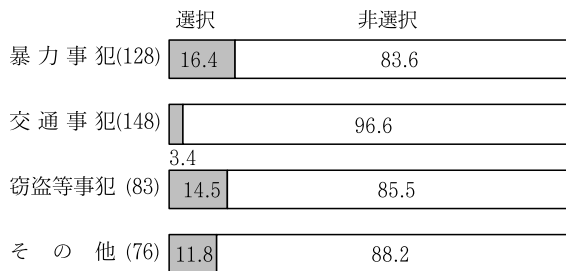
2 () 内は、実人員である。

3 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意であることを示す (χ^2 検定)。

アンケートQ19の選択肢のうち、犯罪に直接的には関連しないと考えられる経験である8つ（選択肢10～17）について、本件犯行の罪種別で選択率に差異があるか否かを見てみると、「お酒がもとで家族（内妻を含む）と別れた」、「お酒が原因で仕事を失ったり、もう少しで仕事を失いそうになった」、「お酒を飲んでいたときにギャンブル（パチンコ・競馬など）をした」、「お酒がもとで病気（肝硬変、胃炎、糖尿病、高血圧症、アルコール中毒・依存症など）になり、1週間以上、ふだんの生活ができなかった」の4つの項目では、罪種の違いで顕著な差異が認められず、それ以外の4つの項目では、**3-2-3-12図**のとおり明白な差異が認められた。すなわち、「お酒がもとで生活費が足りなくなった」と「お酒がもとで借金をした」は、窃盗等事犯で選択率が高く、また、「お酒がもとで友達を失った」は、暴力事犯で選択率が高かった。

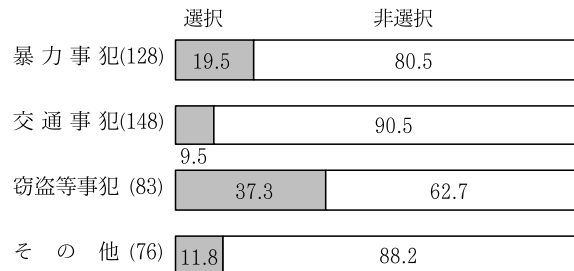
3-2-3-12図 本件犯行の罪種別 否定的経験（犯罪に直接関連しない）

（1）お酒がもとで友達を失った



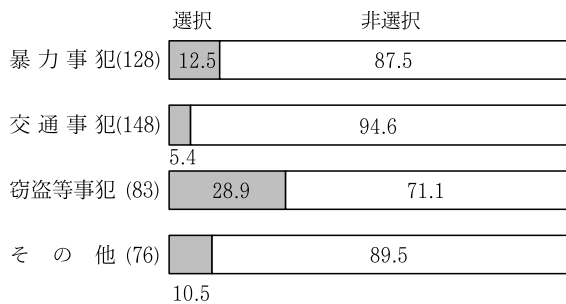
【 $\chi^2(3)=13.87, p<.01$ 】

（2）お酒がもとで生活費が足りなくなった



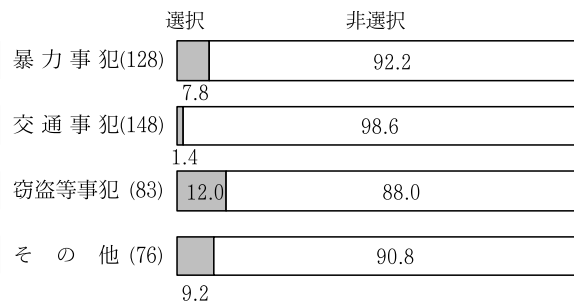
【 $\chi^2(3)=30.30, p<.01$ 】

（3）お酒がもとで借金をした



【 $\chi^2(3)=26.79, p<.01$ 】

（4）お酒がもとで住む場所を失った



【 $\chi^2(3)=11.64, p<.01$ 】

注 （ ）内は、実人員である。

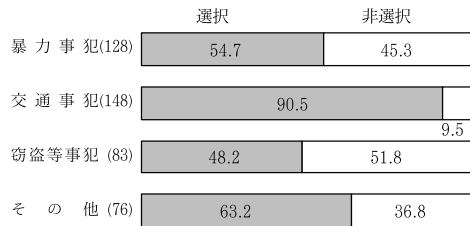
他方、アンケートQ19の選択肢のうち、犯罪に絡むと思われる残りの9つの質問事項（選択肢1～9）については、いずれでも、罪種の違いで明白な差異が認められ、その結果は、**3－2－3－13図**のとおりである。

概して、交通事犯で飲酒交通関係の否定的経験の選択率が高く、暴力事犯でけんか・暴力関係の否定的経験の選択率が高く、窃盗等事犯で飲酒目的の窃盗・無銭飲食の選択率が高かった。なお、(8)の飲酒時のわいせつ行為は「その他」の犯罪で選択率が高く、(9)の飲酒時の覚せい剤使用は「暴力事犯」で選択率がやや高かった。

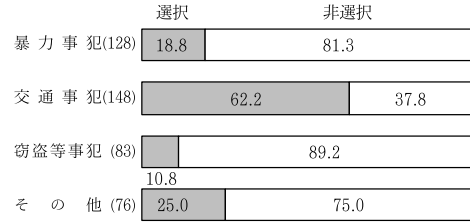
この図を見て気付くことは、本件犯行の罪種の如何にかかわらず、飲酒関連の否定的経験を有する者の構成比が高いことである。特に、(1)飲酒運転の経験は、最も比率の低い窃盗等事犯でも5割に迫り、(4)飲酒時の口げんかの経験も、最も比率の低い交通事犯でも3割以上となっていることが目立つ。

3-2-3-13図 本件犯行の罪種別 否定的経験（犯罪に関連する）

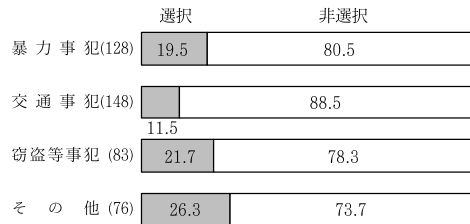
(1) 飲酒運転

【 $\chi^2(3)=59.77, p<.01$ 】

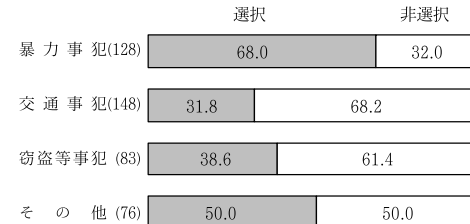
(2) 飲酒事故

【 $\chi^2(3)=89.17, p<.01$ 】

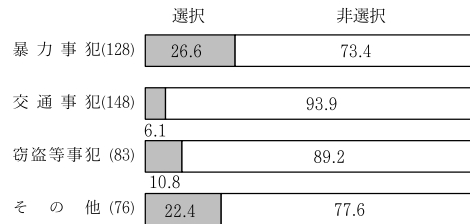
(3) 飲酒非難に対する怒り

【 $\chi^2(3)=8.59, p<.05$ 】

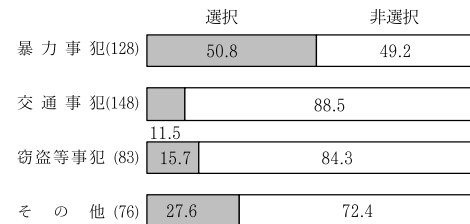
(4) 飲酒時の口げんか

【 $\chi^2(3)=39.06, p<.01$ 】

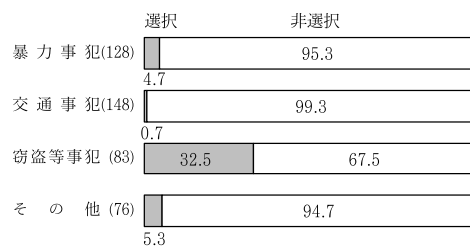
(5) 飲酒時の対家族暴力

【 $\chi^2(3)=25.57, p<.01$ 】

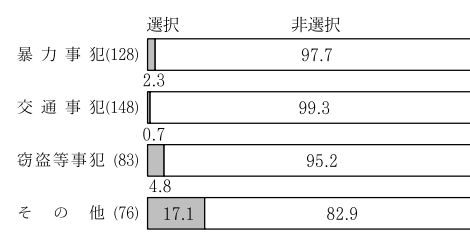
(6) 飲酒時の対家族以外暴力

【 $\chi^2(3)=60.68, p<.01$ 】

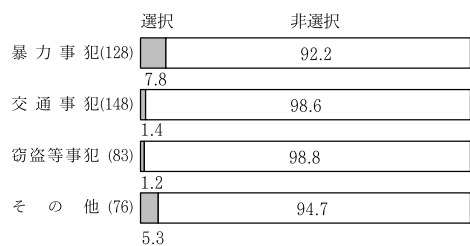
(7) 飲酒目的の窃盗・無銭飲食

【 $\chi^2(3)=74.78, p<.01$ 】

(8) 飲酒時のわいせつ行為

【(m) $p<.01$ 】

(9) 飲酒時の覚せい剤使用

【(m) $p<.05$ 】

注 1 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。

2 () 内は、実人員である。

(オ) 本件犯行時の飲酒関連の認識 (アンケートQ16)

3-2-3-14図は、本件犯行の罪種別に、本件と飲酒との関わりについてどのようにとらえているかを見たものである。

暴力事犯では、「お酒で気が大きくなってしまったため、事件を起こした」の構成比が最も高く、31.5%を占め、これと「お酒で良いことと悪いこととの区別ができなくなっていたため、事件を起こした」を合わせると50.4%を占めた。窃盗等事犯では、「事件のとき、お酒を飲んでいなかった」の構成比も25.6%と高いが、「お酒で気が大きくなってしまったため、事件を起こした」の構成比も22.0%と高く、これと「お酒で良いことと悪いこととの区別ができなくなっていたため、事件を起こした」を合わせると37.8%であった。

3-2-3-14表 本件犯行の罪種別 本件犯行時の飲酒関連の認識

区 分	総 数	事 件 の と き、 お酒を 飲んでい なかった	事件のとき、 お酒を飲んで いたが、事 件とは関係 ない	お酒を飲んで、 車やバイクを 運転した	お酒で気が 大きくなって しまったため、 事件を起こ した	お酒を飲みた かかったため、 事件を起こ した	お酒で良い ことと悪い こととの区 別ができな くなってい たため、事 件を起こ した	お酒で勢い をつけて、 事件を起こ した	その他
総 数	429 (100.0)	46 (10.7)	45 (10.5)	139 (32.4)	84 (19.6)	14 (3.3)	64 (14.9)	20 (4.7)	17 (4.0)
暴 力 事 犯	127 (100.0)	9 (7.1)	25 (19.7)	8 (6.3)	40 (31.5)	3 (2.4)	24 (18.9)	12 (9.4)	6 (4.7)
交 通 事 犯	146 (100.0)	9 (6.2)	2 (1.4)	121 (82.9)	6 (4.1)	-	6 (4.1)	-	2 (1.4)
窃 盗 等 事 犯	82 (100.0)	21 (25.6)	7 (8.5)	4 (4.9)	18 (22.0)	9 (11.0)	13 (15.9)	5 (6.1)	5 (6.1)
そ の 他	74 (100.0)	7 (9.5)	11 (14.9)	6 (8.1)	20 (27.0)	2 (2.7)	21 (28.4)	3 (4.1)	4 (5.4)

【(m) p<.01】

- 注 1 本件犯行時の飲酒関連の認識について無回答の者を除く。
 2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 3 () 内は、構成比である。

(3) 飲酒開始年齢（アンケートQ1）

若年者の問題飲酒に関するこれまでの研究でよく知られているものとしては、Cloningerによるものがあり、そこでは、男性のうち10歳代からアルコール乱用を開始し反社会的行動が認められる者は、その後再発を繰り返すなど予後が悪く、父親にも同様の問題が認められるとしている^{26, xxi}。そこで、アンケート回答者について、飲酒開始年齢が早い者に同様の指摘ができるか否かを分析する。

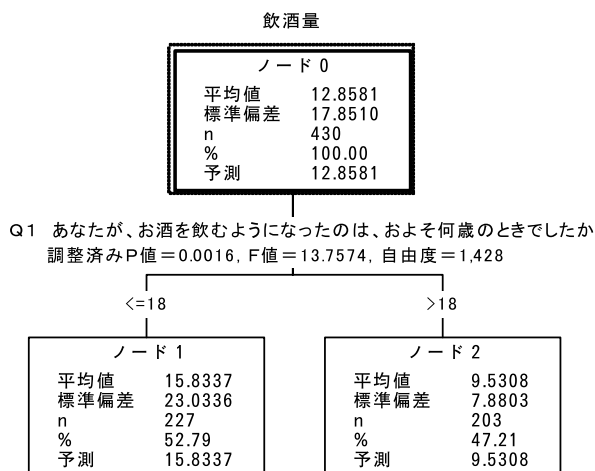
ア 飲酒開始年齢と本件当時飲酒量

一般に、未成年の者が飲酒を始める可能性が高いのは、高校を卒業し、大学生あるいは社会人になって、成人が飲酒する場面に加わる機会も増える18歳以降であろう。そこで、アンケート回答者を、飲酒開始年齢が18歳以下であるか19歳以上であるかに分けて、本件当時飲酒量との関連を見たところ、本件当時飲酒量の平均値には顕著な差異が認められた（それぞれ平均15.8単位、9.5単位）^{注14}。つまり、飲酒開始年齢が18歳以下であった者は、19歳以上の者と比べ、飲酒量が顕著に多く、従来から言われている「若年から飲酒は大量飲酒に発展しやすい²⁶」との指摘が、「問題飲酒対象者」においても確認できたと言えよう。

なお、保護観察開始時のアルコール乱用・依存症の者が占める構成比^{注15}を、飲酒開始年齢の18歳以下・19歳以上の年齢層別に見ると、18歳以下で17.2%、19歳以上で18.2%であり、両者に大差はなかった。

注14 統計的に飲酒開始年齢が何歳で飲酒量に差が生ずるかを「決定木のCHAID」の方法で探索した結果は以下の図であり、統計的にも、18歳以下の層で有意に飲酒量の平均値が高かった（飲酒開始年齢について、無回答の者を除く。）。

飲酒量と飲酒開始年齢



注15 「飲酒に関する調査票」の調査結果のデータである。

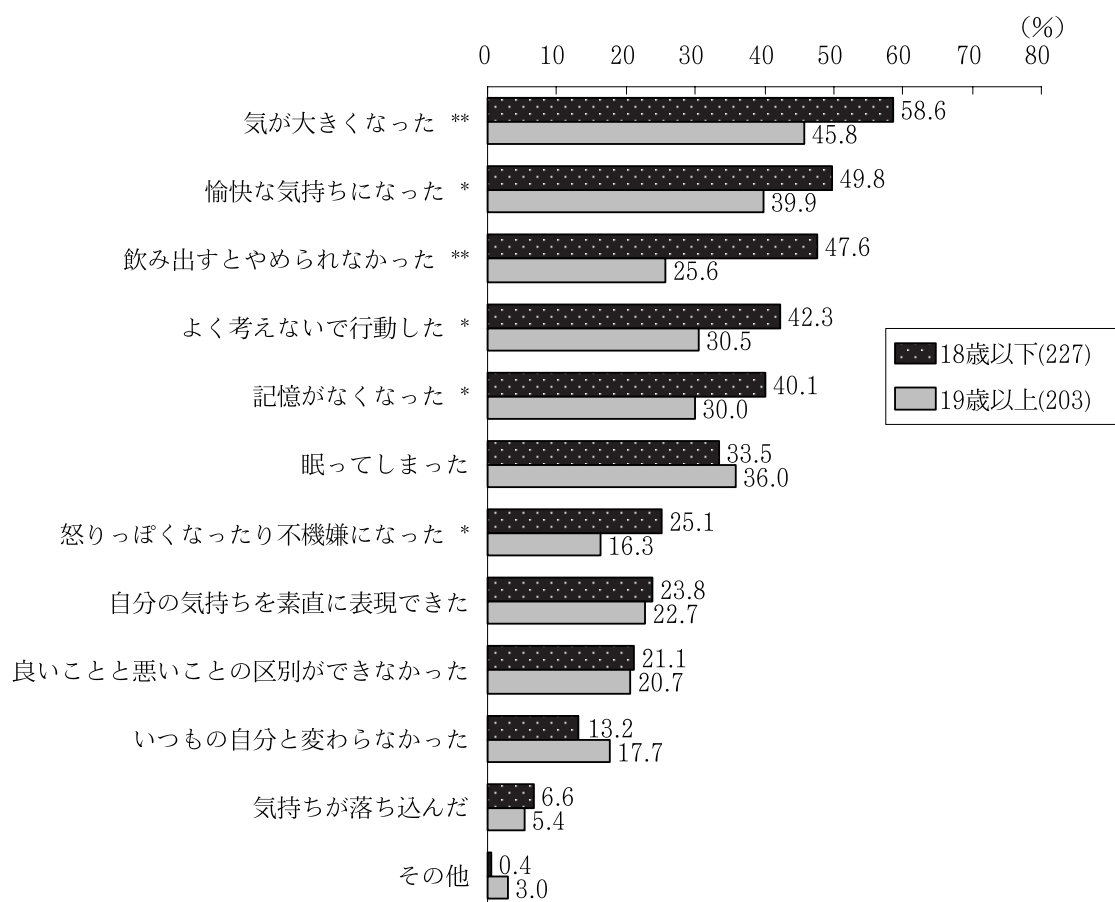
イ 飲酒開始年齢が低い者の持つ特性・問題

次に、アンケート回答者について、若年から飲酒している者の実態を分析することとし、飲酒開始年齢が18歳以下・19歳以上の年齢層別で、どのような差異が認められるかを探索する。

3-2-3-15図は、飲酒による薬理効果に関する経験（アンケートQ18（複数回答））について、飲酒開始年齢の18歳以下・19歳以上の別で選択率を見たものである。

18歳以下の者と19歳以上の者と比べて選択率が顕著に高かったものは、「気が大きくなった」、「愉快的気持ちになった」、「飲み出すとやめられなかった」、「よく考えないで行動した」、「記憶がなくなった」、「怒りっぽくなったり不機嫌になった」であった。したがって、飲酒開始年齢の低い者は、大量飲酒につながる可能性が高く、また、それが問題行動に結び付く可能性も高いと考えられる。

3-2-3-15図 飲酒開始年齢別 薬理効果

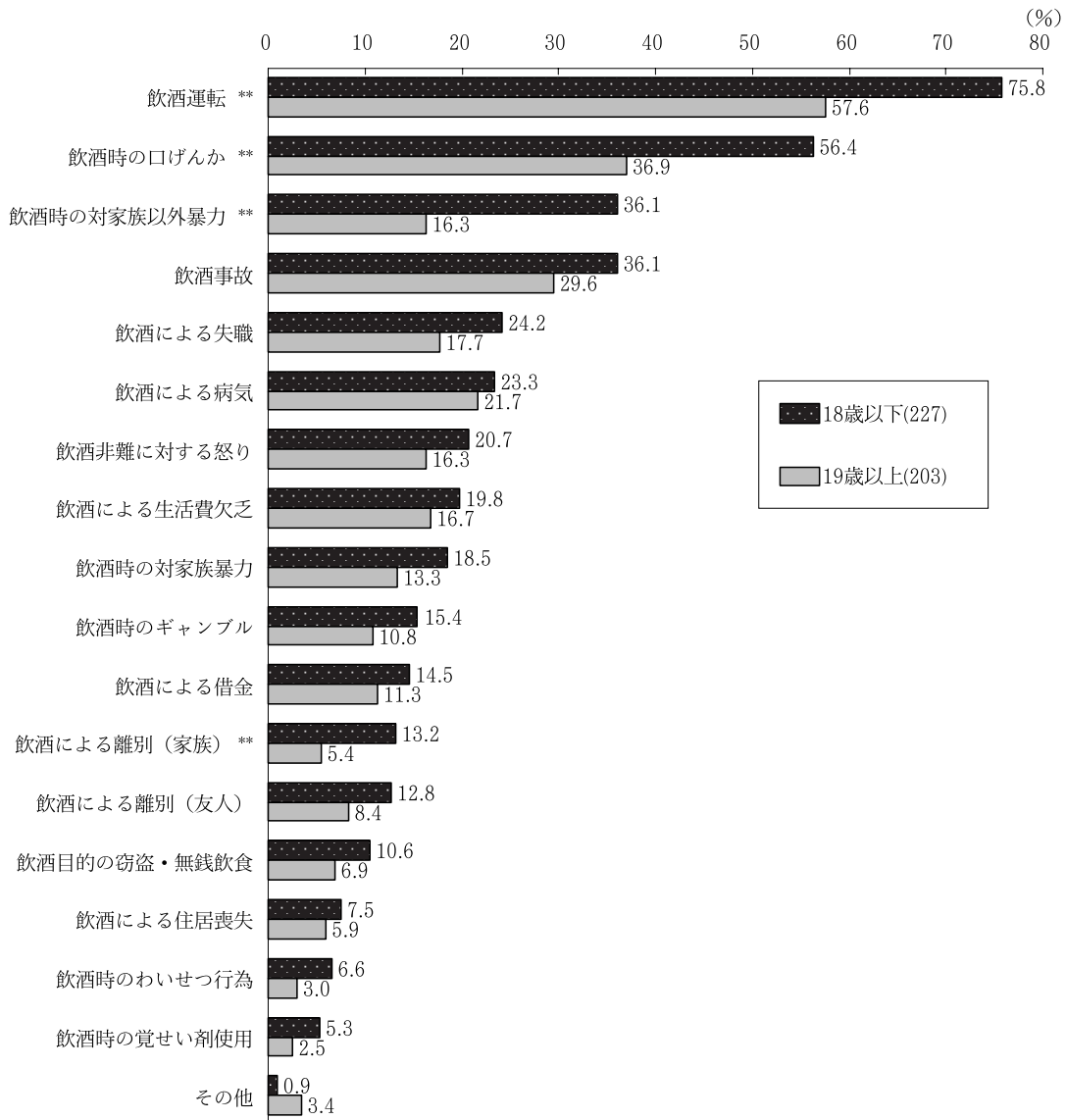


- 注 1 複数回答である。
 2 飲酒開始年齢について無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。
 4 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意であることを示す (χ^2 検定)。

3-2-3-16図は、飲酒関連の否定的経験の内容（アンケートQ19（複数回答））ごとに、飲酒開始年齢の18歳以下・19歳以上の別で経験率を見たものである。

飲酒開始年齢が18歳以下の者では、19歳以上の者よりも、「飲酒運転」、「飲酒時の口げんか」、「飲酒時の対家族以外暴力」及び「飲酒による離別（家族）」で経験率が顕著に高い。

3-2-3-16図 飲酒開始年齢別 否定的経験



- 注 1 複数回答である。
 2 飲酒開始年齢について無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。
 4 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意であることを示す（ χ^2 検定）。

3-2-3-17図は、薬物の使用経験の有無（調査票Q17）を、飲酒開始年齢の18歳以下・19歳以上の年齢層別に見たものである。なお、「調査票Q」の番号は、巻末資料5の調査票の質問項目の番号を指す（以下この章において同じ。）。

18歳以下の者で、薬物使用経験ありの構成比が顕著に高い。このことは、飲酒開始年齢が低い者は、アルコールだけでなく、薬物に関する問題も抱えているケースが少なくないことを示唆していると言えよう。

3-2-3-17図 飲酒開始年齢別 薬物使用経験の有無

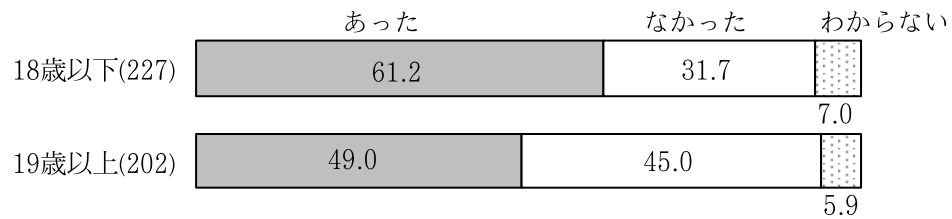
	あり	なし
18歳以下(227)	21.1	78.9
19歳以上(203)	7.9	92.1

【Fisherの直接法による正確確率 $p < .01$ 】

- 注 1 飲酒開始年齢について無回答の者を除く。
2 () 内は、実人員である。

3-2-3-18図は、飲酒開始年齢の18歳以下・19歳以上別で、アンケート回答者の親に大量飲酒の問題（アンケートQ2）があるか否かを見たものであるが、18歳以下の者で、「あった」の構成比が顕著に高く、アンケート回答者の飲酒開始年齢の低さと、その親の大量飲酒との関連が認められる。

3-2-3-18図 飲酒開始年齢別 親の大量飲酒の有無



【 $\chi^2(2)=8.08, p<.05$ 】

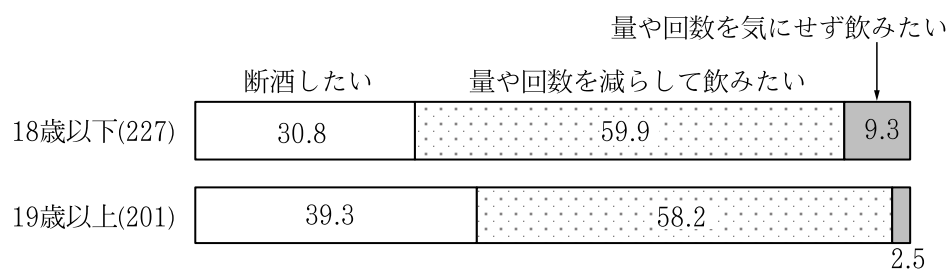
注 1 飲酒開始年齢又は親の大量飲酒の有無について無回答の者を除く。

2 () 内は、実人員である。

なお、同様の方法で、親が酒に酔って暴力を振るうことの問題（アンケートQ3）の有無別構成比を比較したが、顕著な差異は認められなかった。

現在の断酒状況（アンケートQ5）については、飲酒開始年齢の18歳以下・19歳以上の別で顕著な差異は認められなかったが、今後の断酒意欲（アンケートQ6）に関しては、飲酒開始年齢が18歳以下の者は、19歳以上の者と比べ、量や回数を気にせず飲みたいとする者の構成比が顕著に高かった（次頁の3-2-3-19図）。

3-2-3-19図 飲酒開始年齢別 断酒意欲



【 $\chi^2(2)=10.28, p<.01$ 】

注 1 飲酒開始年齢又は断酒意欲について無回答の者を除く。

2 () 内は、実人員である。

(4) 断酒状況

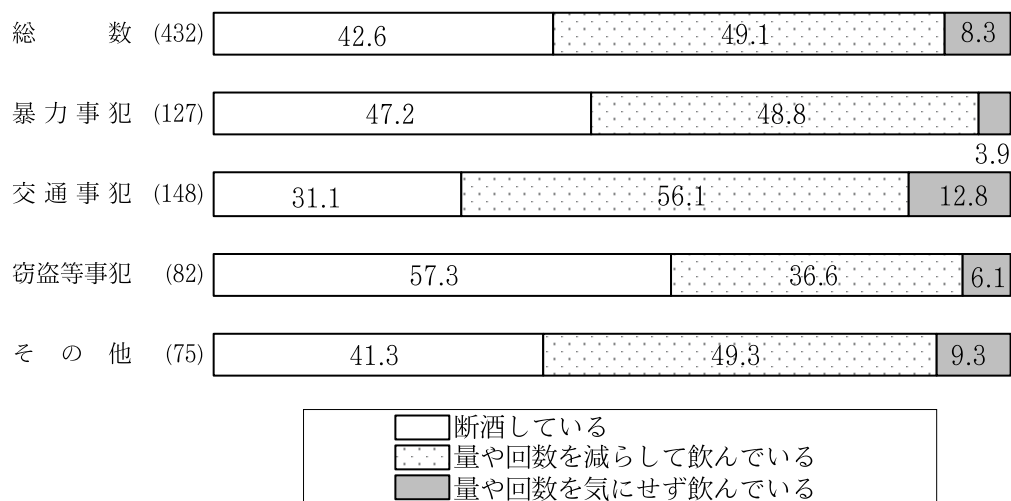
ア 断酒状況 (アンケートQ5)

3-2-3-20図は、本件犯行の罪種別に本調査時の断酒状況を見たものである。

全体の4割が断酒し、節酒も含めると、9割が保護観察期間中に断酒・節酒している。

本件犯行の罪種別に見ると、交通事犯では、「断酒している」者の構成比が約3割と低く、「量や回数を気にせず飲んでいる」者が1割以上いる。

3-2-3-20図 本件犯行の罪種別 断酒状況



【 $\chi^2(6)=20.67, p<.01$ 】

注 1 断酒状況について無回答の者を除く。

2 () 内は、実人員である。

なお、断酒状況と本件犯行時の飲酒関連の認識との関係を見たのが**3-2-3-21表**である。

「お酒を飲みたかったため、事件を起こした」、「お酒で良いことと悪いことの区別ができなくなっていたため、事件を起こした」と認識している者は、約半数の者が断酒している。他方、「お酒を飲んで、車やバイクを運転した」と認識している者は、「断酒している」者の構成比が約3割と低く、「量や回数を気にせず飲んでいる」者が1割以上いる。

3-2-3-21表 断酒状況別 本件犯行時の飲酒関連の認識

断酒状況	総数	事件のとき、お酒を飲んでいなかった	事件のとき、お酒を飲んでいたが、事件とは関係ない	お酒を飲んで、車やバイクを運転した	お酒で気が大きくなったため、事件を起こした	お酒を飲みたかったため、事件を起こした	お酒で良いことと悪いことの区別ができていなかったため、事件を起こした	お酒で勢いをつけて、事件を起こした	その他
総数	429 (100.0)	46 (10.0)	45 (10.0)	139 (100.0)	84 (100.0)	14 (100.0)	64 (100.0)	20 (100.0)	17 (100.0)
断酒している	184 (42.9)	25 (54.3)	18 (40.0)	42 (30.2)	36 (42.9)	7 (50.0)	38 (59.4)	10 (50.0)	8 (47.1)
量や回数を減らして飲んでいる	212 (49.4)	20 (43.5)	25 (55.6)	82 (59.0)	41 (48.8)	6 (42.9)	22 (34.4)	10 (50.0)	6 (35.3)
量や回数を気にせず飲んでいる	33 (7.7)	1 (2.2)	2 (4.4)	15 (10.8)	7 (8.3)	1 (7.1)	4 (6.3)	-	3 (17.6)

【(m) p<.05】

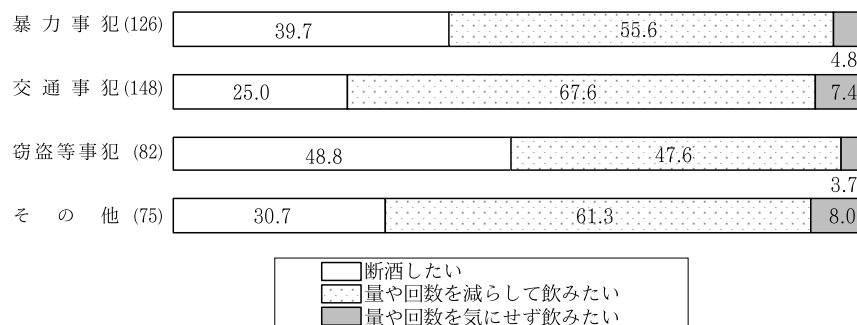
- 注 1 断酒状況又は本件犯行時の飲酒関連の認識について無回答の者を除く。
 2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 3 () 内は、構成比である。

イ 今後の断酒意欲（アンケートQ6）

3-2-3-22図は、本件犯行の罪種別に今後の断酒意欲を見たものである。

ここでも、交通事犯では「断酒したい」者の構成比が低いほか、暴力事犯と窃盗等事犯でも「断酒したい」者の構成比は5割を下回っている。

3-2-3-22図 本件犯行の罪種別 断酒意欲



【(m) p<.05】

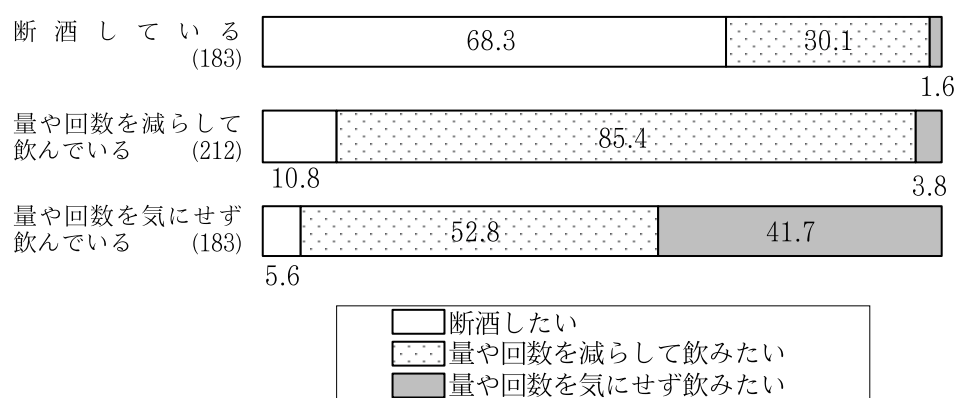
- 注 1 断酒意欲について無回答の者を除く。
 2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 3 () 内は、実人員である。

ウ 断酒状況（アンケートQ5）と断酒意欲（アンケートQ6）

3-2-3-23図は、断酒意欲を断酒状況別に見たものである。

「断酒している」者のうちでも、今後、飲酒したいと考えている者が約3割おり、断酒持続の気持ちが揺れ動く者が少なくないと考えられる。保護観察対象者の中には、単身で身近な支援が受けにくい対象者も少なくないが、特にそうした対象者に対しては、本人の自助努力のみに任せるのではなく、継続的な断酒への指導・支援が必要である。

3-2-3-23図 断酒状況別 断酒意欲



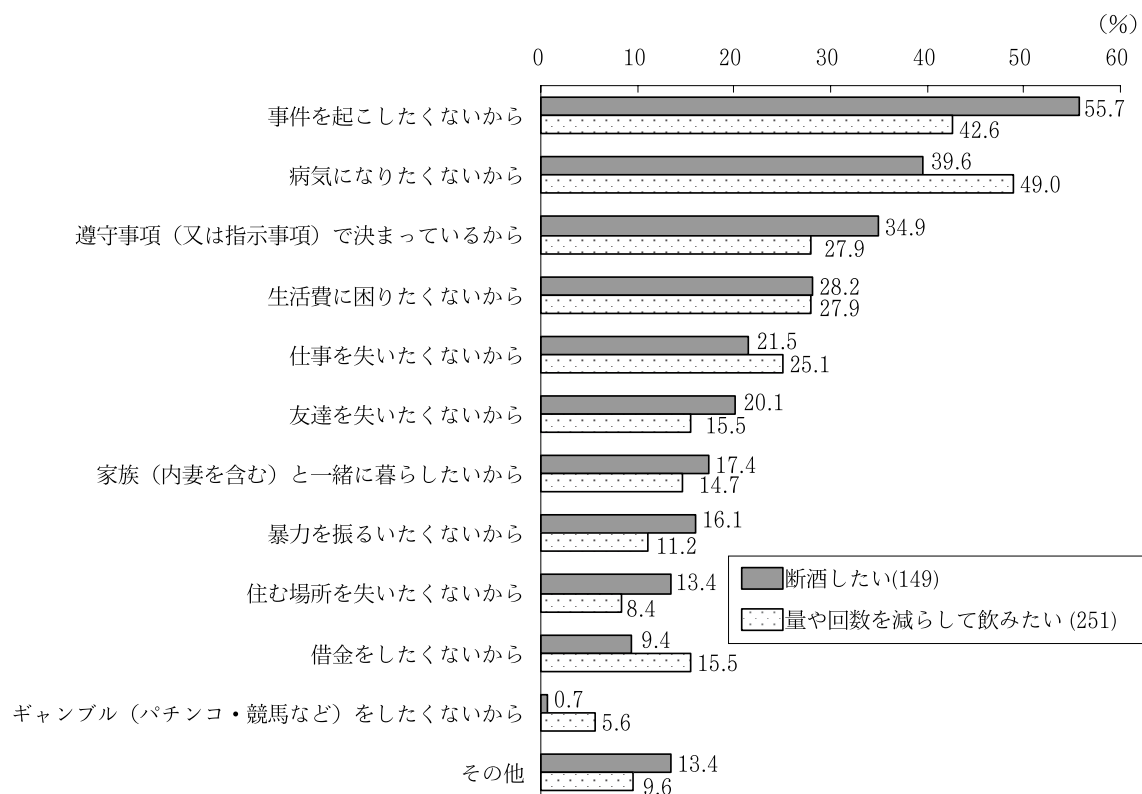
【(m) p<.01】

- 注 1 断酒状況又は断酒意欲について無回答の者を除く。
 2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 3 () 内は、実人員である。

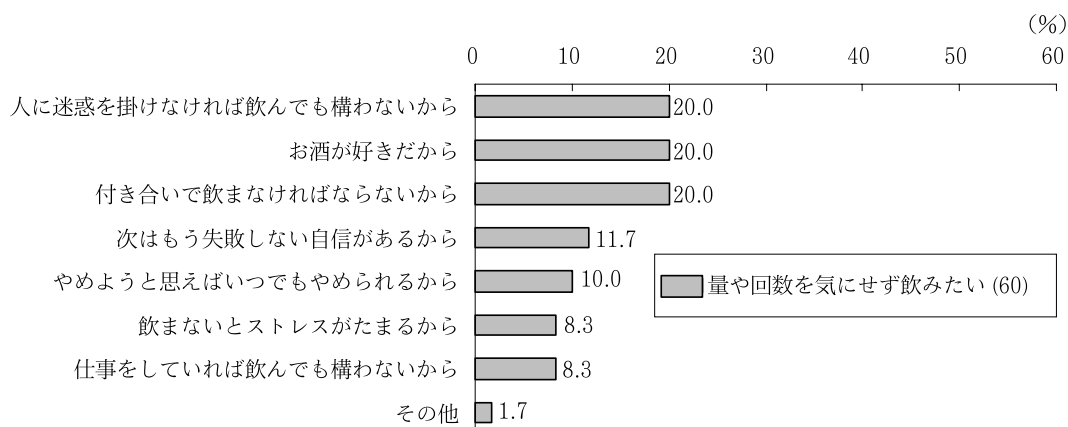
3-2-3-24図①は、今後「断酒したい」・「量や回数を減らして飲みたい」と考えている者ごとに、断酒・節酒の動機（アンケートQ7）の選択率を見たものであり、同図②は、今後「量や回数を気にせず飲みたい」と考えている者について、断酒・節酒しないことの動機（アンケートQ8）の選択率を見たものである。

3-2-3-24図 断酒・節酒等の動機

① 断酒・節酒の動機



② 断酒・節酒しないことの動機



注 複数回答である。

断酒・節酒の動機としては、「事件を起こしたくないから」、「病気になりたくないから」、「遵守事項（又は指示事項）で決まっているから」の順で選択率が高い。節酒の動機としては、「病気になりたくないから」、「事件を起こしたくないから」の順で選択率が高く、次いで「遵守事項（又は指示事項）で決まっているから」と「生活費に困りたくないから」の選択率が高かった。飲酒問題の改善の気持ちを持つに至っていない保護

観察対象者に対しては、飲酒の健康への害悪や犯罪を犯しやすいことを認識・自覚させることで、飲酒問題への取組について有効な動機付けができるのではないと思われる。

他方、「量や回数を気にせず飲みたい」の理由としては、「人に迷惑を掛けなければ飲んで構わないから」、「お酒が好きだから」、「付き合いで飲まなければならないから」が高かった。なお、この「量や回数を気にせず飲みたい」を選択したアンケート回答者の1人は、自由記載欄に「願望であって、（実際は）そうするつもりはありません」というような心情を書いていたが、かかる徴候・発言が認められた場合は、実際の努力を放棄するとは限らないものの、注意深く問題性を見極め、適切な指導・支援をしていく必要があろう。

エ 本調査時までに経験した断酒の取組（アンケートQ9）

本件犯行の罪種ごとに、本調査時までに経験したことがある断酒への取組（複数回答）について見たのが3-2-3-25表である。

アンケート回答者全体では、約48%で何らかの取組の経験が認められ、本件犯行の罪種別に見ると、暴力事犯及び窃盗等事犯で約5割、交通事犯で約4割の者が何らかの取組の経験を有する。

断酒の取組の内容を見ると、アンケート回答者全体では、「飲酒に代わる趣味やストレスをためない方法などを見つけること」を選択する比率が高く、以下、「病院、診療所への通院」、「断酒会、AA、ダルクなどの酒害教育・ミーティングへの参加」である。

3-2-3-25表 本件犯行の罪種別 断酒の取組

区 分	総 数	断 酒 会 , AA, ダルク などの酒害 教育・ミー ティングへの 参加	刑 務 所 など での酒害教 育・ミー ティングへの 参加	更生保護施 設での酒害 教育・ミー ティングへの 参加	保護観察所 での酒害教 育・ミー ティングへの 参加	病 院 , 診 療 所への通院	飲 酒 に 代 わ る趣味やス トレスをた めない方法 などを見つ けること	その他	特になし
総 数	435 (100.0)	50 (11.5)	33 (7.6)	8 (1.8)	7 (1.6)	69 (15.9)	98 (22.5)	25 (5.7)	227 (52.2)
暴 力 事 犯	128 (100.0)	17 (13.3)	9 (7.0)	-	2 (1.6)	21 (16.4)	24 (18.8)	12 (9.4)	63 (49.2)
交 通 事 犯	148 (100.0)	11 (7.4)	12 (8.1)	3 (2.0)	2 (1.4)	17 (11.5)	29 (19.6)	5 (3.4)	88 (59.5)
窃 盗 等 事 犯	83 (100.0)	12 (14.5)	9 (10.8)	2 (2.4)	2 (2.4)	16 (19.3)	23 (27.7)	4 (4.8)	36 (43.4)
そ の 他	76 (100.0)	10 (13.2)	3 (3.9)	3 (3.9)	1 (1.3)	15 (19.7)	22 (28.9)	4 (5.3)	40 (52.6)

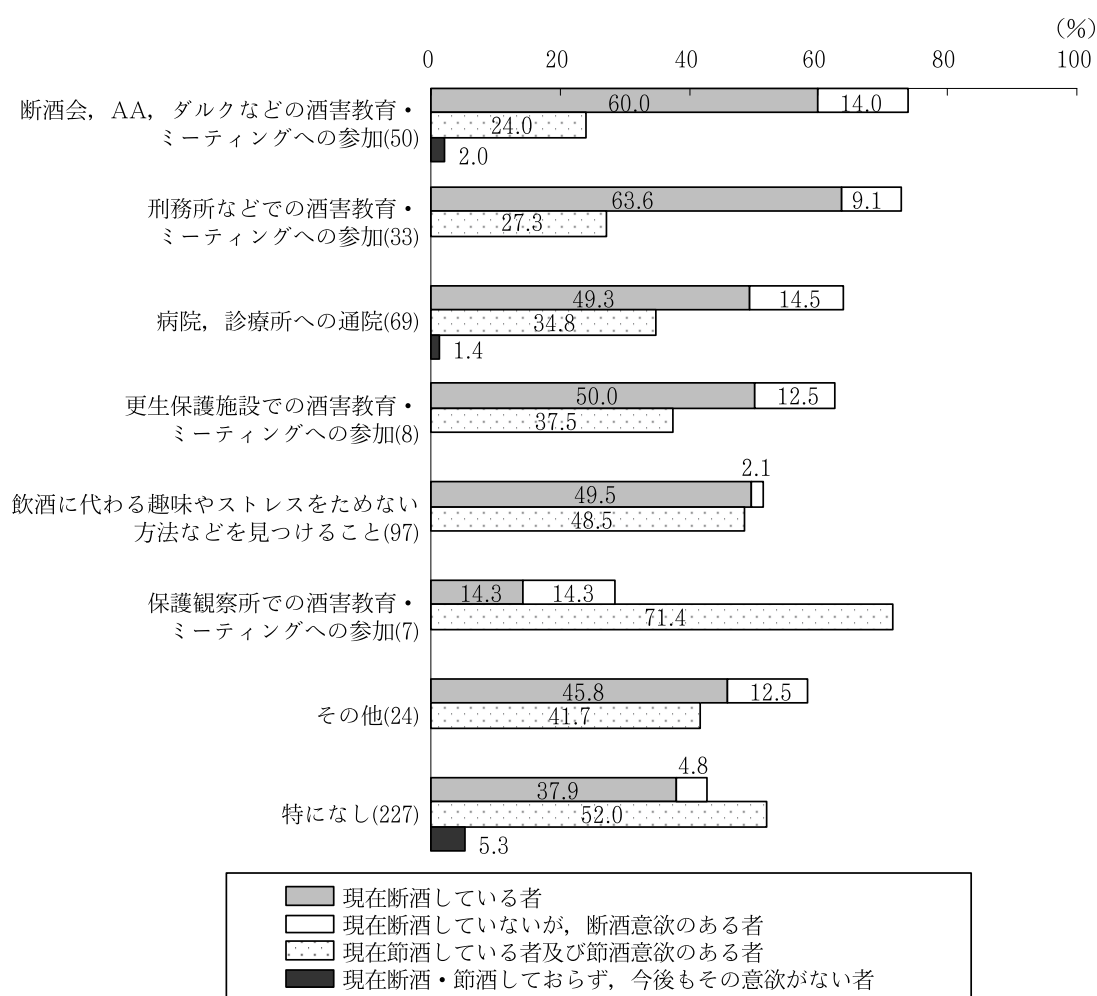
- 注 1 複数回答である。
 2 断酒の取組について無回答の者を除く。
 3 () 内は、構成比である。

オ 断酒の取組と断酒状況等

本調査時の断酒状況・断酒意欲を、本調査時まで経験した断酒の取組の内容（複数回答）別に見たのが、**3-2-3-26図**である。

断酒している比率が高いのは、「断酒会、AA、ダルクなどの酒害教育・ミーティングへの参加」、「刑務所などでの酒害教育・ミーティングへの参加」の取組経験がある者であり、そうした者については、今後の断酒意欲を示している者まで含めると7割以上を占めた。

3-2-3-26図 断酒の取組別 断酒状況・断酒意欲



- 注 1 複数回答である。
 2 断酒状況又は断酒意欲について無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

4 小括

以下、この章の調査結果から、保護観察における類型別処遇で「問題飲酒対象者」に認定されている者、すなわち、飲酒による問題を抱え、これに焦点を当てた処遇が必要であると認められる者に対して、その飲酒実態等を分析したところを小括する。

(1) 保護観察になった事件当時の飲酒傾向等

アンケート回答者について、保護観察になった事件の犯行（本件）当時の飲酒傾向を見ると、「問題飲酒対象者」の類型に認定された者であるから当然ではあるが、Q F 分類による多量飲酒者が4割以上と多く、常習飲酒者を含めると8割以上を超えていた。また、その当時のふだんの飲酒量（本件当時飲酒量）を見ても、20単位（一升）以上が約2割、10単位以上20単位未満が約3割を占めており、大量飲酒者が多かった。さらに、本件当時飲酒量が20単位以上の者では、そうでない者と比較して、「飲み出すとやめられなかった」という飲酒に対する自己抑制が失われる傾向が強く、「よく考えないで行動した」、「記憶がなくなった」などの自己抑制の喪失や判断力の低下を示すエピソード、「飲酒時の口げんか」、「対家族以外暴力」、「飲酒非難に対する怒り」などの粗暴的傾向を示すエピソードを選択した比率が高く、大量飲酒が問題行動の要因となることが確認された。

(2) 飲酒開始年齢が低い保護観察対象者が有する問題

従来から、若年からの飲酒は、大量飲酒に発展しやすく、依存症になった場合の予後も不良であり、他の薬物も乱用しやすくなると言われてきた²⁶ことから、この章においても、アンケート回答者を対象として、飲酒開始年齢について分析を行った。

飲酒開始年齢が18歳以下であるか19歳以上であるかに分けて、本件当時飲酒量との関連をみたところ、飲酒開始年齢が低い群で、本件当時飲酒量が顕著に多いことが確認された。また、飲酒開始年齢の低い群は、親の大量飲酒があった構成比が高く、薬物使用経験ありの構成比も高かった。飲酒による薬理効果のうち、飲酒コントロールが利かなかったり、感情が不安定になったり、判断力が低下するなど、犯罪行為を助長しかねない内容の経験を持つ者の比率も顕著に高く、さらに、飲酒運転、飲酒時の口げんか、飲酒時の対家族以外暴力を経験した者の比率が顕著に高いことが認められ、飲酒による家族の離別を経験した者も少なくなかった。他方で、飲酒開始年齢が低い者は、今後の断酒意欲も相対的に乏しい。

したがって、「問題飲酒対象者」のうちでも、飲酒開始年齢の低い者は、より多様な問題があることが推察される。

(3) 犯罪傾向

4号観察では、分析対象者は、保護観察対象者全体と比較して、29歳以下の若年層の構成比が低く、40歳以上の中高年層の構成比が顕著に高いが、これは、分析対象者では、飲

酒の問題が長期間改善されないでいることが背景にあるのではないかと推察される。

また、分析対象者は、保護観察対象者全体と比較して、4号観察で、有前科者や刑事施設への入所歴がある者の構成比が高く、分類処遇・段階別処遇制度の視点から処遇困難とされる者の構成比も、3号観察、4号観察共に高いなど、犯罪傾向がより進んでいる傾向が認められた。

本件犯行の罪種別で見ると、分析対象者は、保護観察対象者全体と比較して、3号観察、4号観察共に「暴力事犯」の占める構成比が高く、問題飲酒と犯罪との関連性が大きいことを示唆していた。

また、分析対象者の「問題飲酒」類型の認定理由を見ると、「暴力事犯」では85.5%、「交通事犯」では92.5%が、「本件犯行が飲酒を原因とする」ことを含んでおり、飲酒と本件犯行が直接的に結び付いていた。他方、「窃盗等事犯」では、その比率は67.4%と「暴力事犯」や「交通事犯」と比べて低い一方で、「現に飲酒による生活の破たんや問題行動が明らかである」ことを認定理由に含んでいる者が30.4%を占めており（「暴力事犯」13.8%、「交通事犯」3.8%）、罪種により異なる傾向が見られた。

（４）保護観察の状況

分析対象者の保護観察の成績を見ると、「交通事犯」では、「おおむね良好で推移」、「成績上昇」という良好な者が占める構成比が高かったが、「暴力事犯」と「窃盗等事犯」では、良好な者の構成比は低く、特に、「おおむね不良で推移」、「成績下降」、「成績が上昇したり下降したりした」といった保護観察の状況が懸念される者が1割を超えていた。

分析対象者のうち、保護観察期間中に犯罪・問題行動等があった者は18.8%であり、その多くは、アルコールに関連したものであった。また、4号観察では、アンケート回答者のうち、本件犯行当時の朝・昼からの飲酒頻度が高い（週1回以上）者に、犯罪・問題行動等が高い比率で認められた。

（５）断酒の取組

アンケート回答者について、保護観察期間中の問題飲酒への取組状況を見ると、約4割が断酒、約5割が節酒していた。しかしながら、その一方で、断酒・節酒の意志が揺れ動く者も少なくなかった。断酒や節酒の動機としては、「事件を起こしたくないから」、「病気になるたくないから」、「遵守事項（又は指示事項）で決まっているから」が多かった。

なお、本調査時までには経験した断酒・節酒の取組としては、「趣味やストレスをためない方法などを見つけること」、「病院、診療所への通院」、「断酒会、AA、ダルクなどの酒害教育・ミーティングへの参加」の順が多かった。また、本調査時までには「断酒会、AA、ダルクなどの酒害教育・ミーティングへの参加」又は「刑務所などでの酒害教育・ミーティングへの参加」を経験した者では、本調査時に断酒している者が約6割を占め、今後の断

酒意欲を示している者まで含めると7割以上と、他の種類の取組を経験した者や「特に取組なし」の者と比べて多かった。

（6）「問題飲酒」以外の問題

分析対象者は、「問題飲酒」類型に認定された者であるが、「問題飲酒」以外の問題を抱える者が少なからず認められた。3号観察（一般）では、「無職等」と「ギャンブル等依存」の各類型にも認定されていた者の比率が2割前後と突出して高く、過去の薬物使用経験についても2割以上の者に該当が認められ、4号観察（一般）では、「無職等」、「性犯罪等」、「精神障害等」の各類型にも該当する者の比率が1割前後あるなど、「問題飲酒」以外の問題にも留意する必要性がうかがわれた。

第4章 問題飲酒者の処遇の現状^{注1}

第1節 刑事施設における酒害教育の概要

1 刑事施設における酒害教育

監獄法下においては、問題飲酒習慣のある受刑者や飲酒運転により受刑している者等に対しては、処遇類型別指導^{注2}として、酒害教育や交通事犯防止指導等が実施されていた。これらの指導は法律上の根拠が必ずしも明確ではなかったことから、受刑者に対し受講を強力に働き掛けることが困難であり、また、指導プログラムについても統一的あるいは標準的なものが存在していないなどの状況にあった。

しかし、平成18年5月に施行された刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成19年6月、一部改正に伴い「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に名称変更）の下では、受刑者に対し、作業に加えて必要な改善指導^{注3}を受けることを義務付けることとなった。

現在、刑事施設における酒害教育は、一般改善指導^{注4}の一つとして実施されているため、特別改善指導^{注5}のように標準的なプログラムが定められておらず、酒害教育に関し全国的に統一され標準化されたプログラムはなく、刑事施設がそれぞれ創意工夫をこらして酒害教育を実施している。具体的には、民間自助団体等の協力を得て、講義だけではなく、視聴覚教材視聴、グループワーク、集団討議、課題作文作成、個別面接なども適宜組み合わせ、受刑者に酒の害について理解させた上で、飲酒が周囲の者に及ぼす様々な影響や断酒に向けた具体的な方策等について考えさせている。平成20年度において、酒害教育を実施した刑事施設（支所を含む。）の数は40庁であった。また、特別改善指導の一つとして交通安全指導（R5）があり、プログラムが標準化されているが、交通安全指導カリキュラムにおいては、指導項目の一つである「酒と生活」の中で、飲酒運転に焦点を当て、その危険性と防止策について考えさせる指導が行われている。

注1 この章に記載されている内容は、平成21年4月現在のものである。

注2 処遇類型別指導とは、受刑罪名又は犯罪に至る原因となった性行その他の円滑な社会復帰の障害となり得る要因に着目し、同じ類型に属する者を小集団として編成し、その社会適応上の問題点の改善に焦点を当てて行う指導のことをいう。

注3 改善指導とは、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために行う指導のことをいう。

注4 一般改善指導とは、改善指導のうち、特別改善指導以外のものをいう。具体的には、①被害者感情を理解させ、罪障感を養うこと、②規則正しい生活習慣や健全な考え方を付与し、心身の健康の増進を図ること、③生活設計や社会復帰への心構えを持たせ、社会適応に必要なスキルを身に付けさせること等を目的として実施されている。

注5 特別改善指導とは、薬物依存や暴力団員であるなどの事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善に資するよう特に配慮して行う改善指導のことをいう。

2 刑事施設における酒害教育実施例

(1) 福井刑務所における酒害教育

福井刑務所（福井県福井市）は、収容定員476人（平成21年4月1日現在）、26歳以上でA指標（犯罪傾向の進んでいない者）と判定された男子受刑者を収容している刑事施設である。

福井刑務所では、一般改善指導の一つである酒害教育が、内規によって組織化・標準化されている。同所の酒害教育は、アルコールし癖が及ぼす様々な影響について対象者の理解を深めさせ、問題飲酒習慣及びアルコールし癖に起因する問題行動の改善に向けた動機付けを図ることを目的としている。

酒害教育の対象者は、①犯罪的負因がアルコールし癖と密接な関係があると認められる者、②問題飲酒習慣が認められる者（「久里浜式アルコール症スクリーニングテスト（KAST）」^{注6}により判定）である。対象者数は、おおむね1クール20人（1クラス）を限度としている。

指導者は、①職員、②医師又は酒害に関する専門的知識を有する外部専門家、③断酒会などアルコール依存からの回復を目指す民間自助団体のメンバーである。なお、福井刑務所は、外部専門家として、福井県立大学准教授に講義を依頼しているが、アルコール依存等に関する同大学の研究にも協力しており、その研究成果を酒害教育の指導に活用している。

指導回数・期間は、原則として1か月に2単元（1単元90分）を3か月間であり、合計6単元行われる。

指導内容は、第1単元では、オリエンテーションとして酒害教育の概要についての説明を行い、アンケート（福井刑務所問題飲酒者行動尺度（FPDS））を実施し、「アルコールが自分自身にもたらしたもの」という題で課題作文（集団討議を含む。）を行わせ、導入部分としている。第2単元から第5単元までは、アルコールが身体に与える影響、アルコールし癖、アルコール依存症、アルコールと犯罪の関係、アルコール依存症からの回復等について、講義（視聴覚教材視聴を含む。）を行い、アルコールに起因する様々な問題等に対する理解を深めさせている。第6単元では、「将来の自分」という題で課題作文（集団討議を含む。）を行わせ、アンケート（福井刑務所問題飲酒者行動尺度（FPDS））を実施して、まとめとしている。

指導方法は、講義、視聴覚教材視聴、グループワーク、課題作文等を適宜に組み合わせ

注6 アルコール依存症者をスクリーニングするために一般的に用いられているテストである。アルコール依存症者に見られる飲酒行動（例えば、「酒が原因で、大切な人（家族や友人）との関係にひびがはいったことがある。」、「酒を飲んだ翌朝に、前夜のことをとところどころ思い出せないことがしばしばある。」、「休日には、ほとんどいつも朝から酒を飲む。」）等の項目により問題飲酒者を識別する。

て実施している。教材として、福井刑務所で独自に作成した酒害教育用ワークブックを使用するほか、外部講師の作成したプリントや、視聴覚教材等も使用している。

処遇効果を確認する方法としては、①酒害教育を受ける前の評価である「診断的評価」、②酒害教育を受けている過程の評価である「形成的評価」、③酒害教育によって得られた成果を最終的に評価する「総括的評価」の3種類の評価を設け、各評価結果を個人別記録簿に記録している。「診断的評価」については、久里浜式アルコール症スクリーニングテスト（KAST）及び福井刑務所問題飲酒者行動尺度（FPDS）^{注7}を実施するとともに、対象者に課題作文「アルコールが自分自身にもたらしたもの」を作成させ、これらの結果により評価を行っている。「形成的評価」については、各単元の終了ごとに、職員が観察事項を個人別記録簿の所定の欄に記入するほか、対象者に自己評価表を作成させている。「総括的評価」については、酒害教育終了時に、「将来の自分」という題で対象者に感想文を書かせるとともに、職員が福井刑務所問題飲酒者行動尺度（FPDS）を実施し、酒害教育開始時との差異を測定している。

（2）府中刑務所における酒害教育

府中刑務所（東京都府中市）は、収容定員2,842人（平成21年4月1日現在）、B指標（犯罪傾向の進んでいる者）と判定された男子受刑者と、日本語の理解力又は表現力が不十分等の基準からF指標に判定された外国人の男子受刑者を収容する刑事施設である。

府中刑務所は、一般改善指導の一つとして酒害教育を実施している。酒害教育は、内規によって組織化・標準化されており、酒害指導導入課程、酒害指導予防課程、酒害指導防止課程から構成されている。

なお、これらに加えて、釈放前の時期に、ビデオ教材を用いた酒害教育も行っている。

ア 酒害指導導入課程

刑執行開始時の指導の際に、受刑者全員を対象に、教育部の酒害指導担当者が、1回1時間程度行う。指導内容は、飲酒による身体的・精神的害悪やアルコール依存についてビデオ教材等を用いて説明するとともに、併せて酒害指導予防課程のオリエンテーションや飲酒に関する質問紙による調査を実施し、酒害について問題意識を喚起して、酒害指導の受講を促している。なお、この質問紙調査の結果で酒害指導の受講の必要性が認められながら、動機付けの低さから受講に対する意欲が低い者に対しては、職員が、個別かつ継続的に、酒害指導予防課程への参加を促している。

注7 酒害教育の効果を測定するために、福井刑務所において独自に開発したテストである。問題飲酒行動に起因するものであるか否かを問わず、①自己統制力（自分の行動を統制できる力）、②自己効力感（自分の思うことを実際に行動に移すことができるという感覚）、③対人行動面での問題性、④コーピングスキル（ストレス状況において適切に対応する能力）、⑤達成動機（高い水準で目標を成し遂げようとする意欲）の程度を質問に対する回答で判定する。

イ 酒害指導予防課程

所内生活に適応し、酒害指導への受講意欲が高まっている者に対して、受講者30人程度を原則として実施する。参加者は、酒害指導のオリエンテーションを実施した際に受講意欲を示した者が多いが、後になって受講意欲を示し、指導に参加できる者もいる。

酒害に関する専門的知識を持った民間人である篤志面接委員及び教育部の教育担当者が、1回2時間程度の講義を行っている。指導内容・方法は、主に、アルコール依存を含めた依存の問題や周囲（家族）への悪影響に焦点を当てた講義と依存症からの回復をテーマとしたビデオ視聴であり、併せて酒害指導防止課程のオリエンテーションと、酒害指導予防課程を受講した感想や断酒の意欲を尋ねる質問紙調査を実施している。

ウ 酒害指導防止課程

対象者は、イを修了した者のうち、受講意欲、刑期等を勘案した上で施設が受講を認めた者である。受講者10～15人程度を原則として実施する。

A A（第3節参照）会員等民間の協力者及び教育部の教育担当者が、1か月に2回（1回1時間程度）の指導を3か月間、合計6回行っている。指導内容・方法は、アルコール依存症の理解と治療・回復方法、久里浜式アルコール症スクリーニングテスト（KAST）による自己認識・自己理解の促進、A A会員による自助グループや回復事例の紹介、集団討議等である。適宜ビデオ教材や資料を用いるほか、受講者は、受講の都度、個々に「受講感想録」に学んだ内容や所感等を記載して提出し、教育部の教育担当者等からフィードバックを受ける。なお、この「受講感想録」は、受講者が希望すれば、刑事施設出所時に持ち帰ることができる。さらに、本課程の修了時、受講者に、受講を振り返っての感想文を作成させることで指導効果を高めている。

（3）加古川刑務所における酒害教育

加古川刑務所（兵庫県加古川市）は、収容定員1,081人（平成21年4月1日現在）、我が国では、市原刑務所（千葉県市原市）と並んで、交通事犯受刑者を処遇している刑務所としての特徴がある。もっとも、収容されている受刑者は、犯罪傾向の進捗からA指標（犯罪傾向の進んでいない者）と判定された者と禁錮受刑者（いずれも男子）であり、一般犯罪による受刑者を含む。また、A指標のうち、可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人も処遇の対象である。

酒害に関する改善指導は、内規によって組織化・標準化されており（平成21年4月1日時点で試行段階）、一般改善指導である酒害教育及びノンアルコールミーティングと、特別改善指導である交通安全指導（R5）がある。なお、各指導の修了時には、実施担当者等によって、受講態度等から評価がなされている。

ア 酒害教育

アルコール依存症者及びその傾向が著しく高いと判断される者が対象である。

アルコール依存症の認知と断酒の決意の喚起を目的とし、職員やAA・断酒会などの自助グループのメンバーが、おおむね週に1単元（60分）の指導を3か月間、計12単元行っている。指導内容は、飲酒の弊害、アルコール依存症の自覚の喚起、断酒の具体的方策、民間自助団体の情報等である。指導方法は、グループワークを中心に、講義、ミーティング、ビデオ教材視聴、課題学習（設定された課題で自主的に学習する方法）、討議、個別面接等を適宜組み合わせしており、受講者に受講ノートに感想等を記入させるなど、受講者自身に主体的に考えさせる方法を積極的に取り入れることで、指導効果を高めている。

イ ノンアルコールミーティング

飲酒による交通事犯受刑者のうち、アルコール依存症が疑われる者が対象である。

アルコール依存からの離脱方法の理解、断酒や再犯しない決意の喚起等を目的とし、断酒会のメンバーが、おおむね月に2単元（1単元60分）の指導を4か月間、合計8単元行っている。指導内容は、飲酒の弊害、問題飲酒の自覚の喚起、断酒の具体的方法、民間自助団体の情報等である。指導方法は、自助グループがコーディネートするグループワークが主である。受講者は、ミーティングにおいて、飲酒の経験や酒害等について自主的に話し合い、断酒の方策を考え、断酒の決意を固めることなどが期待されている。

ウ 交通安全指導（R5）

被害者の生命や身体に重大な影響を与える交通事故を起こした者や重大な交通違反を反復した者を対象として行われる交通安全指導（R5）のプログラム（週に1単元（60分）の指導を3か月間、合計12単元）内に、「酒と生活」という指導項目が1単元含まれている。職員や外部講師が、飲酒が身体・行動に及ぼす影響や飲酒運転の危険性と防止策について、講義・討議・ビデオ視聴を通じて指導を行う。単元の修了時には、受講者に飲酒運転の危険性と防止策を受講ノートに記入させること等によって、指導の効果を高めている。

第2節 保護観察処遇の現状

1 保護観察処遇と問題飲酒対象者の処遇

(1) 保護観察処遇と類型別処遇制度の概要

保護観察は、その対象となる者の再犯を防ぎ、非行をなくし、その改善更生を図ることを目的として、その対象者に社会生活を営ませながら、保護観察官と、法務大臣から委嘱を受けた民間篤志家である保護司が、面接等の方法により接触を保ち行状を把握することや遵守事項等を守らせるなどの指導監督を行い、また、自立した生活ができるように住居の確保や就職の援助などの補導援護を行うことにより実施される。

保護観察は、通常、1人の保護観察対象者を保護観察官と保護司が共に担当する協働態勢により実施されている。保護観察官は、保護観察開始当初において、保護観察対象者との面接や関係記録等に基づき、処遇の目標や指導監督及び補導援護の内容等を定めた保護観察の実施計画を作成する。保護司は、この実施計画に沿って、面接、訪問等を通じて保護観察対象者やその家族と接触し、指導・援助を行う。その経過は、毎月、保護司から保護観察所の長に報告され、保護観察官は、これを受けて、保護司との連携を保ちながら、必要に応じて保護観察対象者や関係者と面接するなどして、状況の変化に応じて処遇上の措置を講じている。なお、保護観察対象者に対する指導監督等を行うに当たり、保護司に過重な負担とならないよう、保護観察官は、保護司に対して十分な指導及び助言を行うとともに、保護司との緊密な連絡を保つべきこととされている。

類型別処遇は、犯罪・非行の態様、特徴的な問題性等により保護観察対象者を類型化し、類型ごとの問題性等に応じて効果的な処遇を実施するものであり、平成2年に導入され、15年の類型項目の改正等を経て現在に至っている。各類型の保護観察対象者に対しては、法務省保護局が類型別処遇の実施方法を定めた処遇要領に基づき処遇が実施されているほか、一部の保護観察所では、保護観察対象者に対する集団処遇等が実施されている。

（２）「問題飲酒対象者」に対する保護観察

ア 問題飲酒対象者の認定と処遇方針

保護観察の実施計画を作成するに当たっては、まず処遇上の課題・問題を把握することが必要となるが、そのために、保護観察所では、検察庁、裁判所、刑事施設、地方更生保護委員会等から送付された保護観察対象者に係る関係資料を精査するほか、保護観察対象者及びその家族等に聞き取り調査等を実施している。

保護観察の実施計画の策定に当たっては、いずれの種類の認定が妥当であるかを検討することになるが、「問題飲酒対象者」の種類については、収集した資料から飲酒関連の問題がうかがわれた場合、①年齢、職業、家族・同居人の状況、生育歴、家族の問題飲酒の有無など、②飲酒開始年齢、飲酒量・頻度、飲酒の形態、本人の認識など、③身体症状、精神状況、他者とのトラブルの状況、離脱症状（禁断症状）の有無など、④飲酒を原因とする特徴的な問題行動（粗暴行為、万引き、無銭飲食、飲酒運転等）の有無、⑤アルコール関連の疾患についての受診・酒害教育歴、⑥飲酒以外の依存の有無・頻度、就労状況、借金の有無などを更に掘り下げて調査し、その結果に基づき、問題飲酒対象者の種類の基準に照らして認定を行っている。

イ 保護観察における指導

保護観察官が飲酒関連の指導等を行う場合、保護観察開始時に、主として、①保護観察対象者に、保護観察の原因となった事件と飲酒の関係を認識させて、アルコールの害について正しく理解させ、②保護観察対象者の家族にも、保護観察対象者が置かれた状況に理解を示すとともに、受容的な態度で接し、本人の回復のためには家族の協力が不可欠であることを伝え、協力を得やすくなるような働きかけを行う。

その後、個々の「問題飲酒対象者」の特性に応じた処遇が行われることになるが、主として、次のような働きかけを行う。①アルコールが身体に及ぼす影響について更に理解させる。②アルコールで失敗した経験を振り返らせ、失敗を繰り返さないためにはどうすればよいかを考えさせる。③飲酒についての姿勢・考えを確認し、必要な助言・指導を与える。④必要に応じ、専門機関への相談を勧める。⑤家族との関係や家族の状況について本人に考えさせる一方で、家族からも定期的に話を聞いて指導を行う。⑥アルコール依存症の疑いのある者に対しては、確実に断酒するよう本人を指導するほか、病院への相談や自助グループへの参加を強く求め、その状況を確認する。

ウ 特殊な問題飲酒対象者の指導

問題飲酒対象者には、通常、飲酒関連の特別遵守事項等が義務付けられる。特に、飲酒関連の問題が犯罪傾向と密接に関連している可能性のある保護観察対象者には、飲酒関連の遵守事項を遵守させる重要性が特段に大きい。このことに関連して、平成19年8

月1日以降に新たに受理した保護観察事件に係る保護観察対象者について実施することとなった「暴力的性向のある対象者に対する処遇」においては、その対象の一部に問題飲酒対象者が含まれるので、若干の説明をしておきたい。

保護観察の原因となった事件が一定の暴力犯罪である者のうち、暴力犯罪の累行傾向が高く^{注8}、かつ、問題飲酒対象者等^{注9}の類型にも該当する者は、処遇上留意すべき者として「特定暴力対象者」に認定し、処遇上特別な取扱いをすることとされている。すなわち、特定暴力対象者に認定した者については、対象者の問題性を特に綿密に調査した上で、保護観察官が定期的に面接するなどの方法で関与を強化することとされ、綿密な保護観察処遇を行っても遵守事項違反等の問題があり、事態が改善しない場合は、不良措置を含め迅速かつ積極的な措置を講ずる方法で、保護観察体制を強化し、もって再犯を防止することとされている。

注8 暴力的犯罪を繰り返す仮釈放者・保護観察付執行猶予者に対しては、暴力防止プログラムの受講も遵守事項により義務付けられている。

注9 「特定暴力対象者」に認定されることがある類型としては、問題飲酒のほかに、シンナー等乱用、覚せい剤事犯、精神障害等、暴力団関係、家庭内暴力の各類型がある。

2 更生保護施設における処遇の状況

(1) 一般的処遇

更生保護施設は、引受人がいない保護観察対象者等を収容する施設であり、そこでは、在所者に対し、各自の遵守事項等や更生保護施設の規則を遵守し、共同生活の中で自立更生を目指した生活を営むよう指導を行っている。

更生保護施設に在所する問題飲酒対象者には、保護観察官の面接による個別指導を定期的に行うほか、更生保護施設でも施設の飲酒禁止の規則に関連して一般的な指導を行っている。また、緊急時の対応として、飲酒による問題行動が見られた場合は、対象者を保護観察所に出頭させ、あるいは、保護観察官が更生保護施設に出向くなどして迅速な指導が行われている。

(2) 酒害教育等のための体制整備

従来から、更生保護施設においては、アルコールや薬物の問題を持つ在所者について、心身の健康面の急変への対処等、その保護に特段の配慮を要することが多かった。さらに、アルコール・薬物問題への対応いかんが在所者の再犯のおそれを左右するとの認識から、更生保護施設の中には、計画的に酒害・薬害教育を実施するなどの自発的取組を行う施設も存在した。しかしながら、更生保護施設は、かつては法的に単なる収容施設の位置付けに止まっていたことなどから、この種の教育を多くの施設で実施していくためにも、更生保護施設の行う継続保護事業の中に専門的処遇を行うことを新たに位置付け、また、体系的かつ専門的な処遇を実施できるように標準となる処遇要領等を策定することが課題となっていた。

かかる課題への対応として、平成14年の更生保護事業法の一部改正により、更生保護施設について、犯罪者処遇の専門施設としての位置付けが法的に明確化された^{注10}。また、この法改正を契機に、保護局、更生保護法人日本更生保護協会、更生保護法人全国更生保護法人連盟が実施した「開発・養成事業」の検討作業の中で、アルコールと薬物の問題が取り上げられ、その問題解決を図るための協議が重ねられ、更生保護施設への「酒害・薬害教育プログラム」導入のための共通のコンセプトが策定された。そこでは、各更生保護施設で教育プログラムを導入するに当たっては、処遇のための共通のコンセプト^{注11}を基盤に置くこととし、その上で、各施設の事情に応じた教育プログラムを実施することが示された。

注10 更生保護施設は、従来収容施設の色が強かったが、改正された更生保護事業法の第2条第2項において、継続保護事業の定義に「社会生活に適応させるために必要な生活指導を行う」ことが新たに規定され、法的に処遇施設の位置付けが明確となった。

注11 教育プログラムを実施するに当たり、在所者に対して、①回復に向けての正しい動機付けを行い、本人に依存の問題があることを「気付かせ」、②本人に酒害・薬害の正しい知識を付与し、依存を断ち切るための手段を「学ばせる」こととし、③施設を退所後に、本人に回復のための努力を継続させるため医療・福祉的措置が受けられるよう「つなぐ」視点を取り入れることとされた。また、更生保護施設職員にも、アルコール・薬物依存についての知識や回復への措置について「知る」ことを求めた。

（３） 酒害教育の実施

前記の「酒害・薬害教育プログラム」導入のためのコンセプトに沿って、更生保護施設では、酒害教育等を行うなど処遇の強化に努めている。最近の酒害教育等の実施状況を見ると、平成17年度は全国で24の更生保護施設が実施していたところ、21年度は30施設に増加している。

酒害教育の実施方法は、①医師等の外部講師による酒害等に関する講義、②更生保護施設でのグループミーティング、③更生保護施設補導職員・保護観察官等による飲酒関連問題等に関する個別相談・面談、④地元の断酒会等の自助グループを運営する民間団体と連携してのミーティング、⑤ビデオの視聴などである。施設によっては、①から⑤のうちから複数を組み合わせ、毎月あるいは年に数回実施しているところもある。また、施設在所者以外の保護観察対象者（例えば、親族等の許で居住している者など）を酒害教育の参加者として受け入れる施設もある。

（４） 効果的な保護観察処遇の在り方

本研究では、全国の保護観察所から、「問題飲酒者の処遇の現状と課題等に関する意見」として、効果があったと思われる処遇内容、効果的な処遇をする上で留意すること・工夫をすること等について回答を得たが、その概要は次のとおりである。

本人に対する指導上の工夫としては、「刑事施設で受けた酒害教育と関連付けながら、断酒指導等を行った。」、「飲酒に代わる趣味等を見つけさせる指導を行った。」などが挙げられた。また、家族・同居者に協力要請を行ったものとしては、「家族等に対し、本人が飲酒しないための雰囲気作りに協力を求めた。」、「家族等にも本人と共に自助グループに参加させ、本人の断酒に協力させた。」などが挙げられたほか、引受人も飲酒の問題を持っている場合には、本人に対する断酒指導に併せ、「引受人にも酒害教育を行った。」、「引受人にも断酒させた。」などの工夫も行われていた。概して、問題飲酒対象者については、その親など家族にも飲酒の問題を持つ者が少なくないとうかがわれるところ、保護観察対象者が断酒意欲を有していても、家族が傍で飲酒している環境では、対象者に断酒意欲を持続させることは困難であろうと考えられることから、そのような場合には、家族に対しても断酒の取組に参加するよう助言することは効果的な取組と言えよう。

また、「効果的な処遇をする上で今後留意すること・工夫をすること」についての回答として、「動機付け面接法などの処遇技法を、今後保護観察処遇において活用すること」との意見が多くあった。動機付け面接法とは、アルコール依存症者等に見られる、問題状況を変えたいと思うと同時に、変えたくないという気持ちもあるといった両面的な心理状態を、特に病的なものではない一般的な現象であると捉え、これを解決することにより変化へ向けた行動を起こすための動機付けを行うものであり、その基本的な手法としては、①共感を表現し、②変わりたい自分と変わりたくない自分の間の矛盾を拡大させつつも、

③変化に関する直接的議論は避け、④被面接者からの抵抗に直接的には反論せず、⑤動機付けの主たる要因である自己効力感を育てることとされている^{xxii}。断酒・節酒に向けた動機付けを効果的に行う手法として、このような動機付け面接法を取り入れることも重要であろう。

なお、保護観察所からの回答には、保護観察期間中に再飲酒する問題が見られても、その危機場面への介入をてこにして、処遇の効果的な転換が図られたとする例も少なくなかった。具体的には、「飲酒で失敗した経験について自己洞察させ、同様の失敗を回避する方法を考えさせた。」、「再飲酒後の病院入院の際に、自助グループの参加を勧奨されたことで断酒の持続的取組につながった。」、「再飲酒で暴力事件惹起後、起訴猶予となったが、その後、更生保護施設で酒を飲まないことを誓わせ生活改善を図った。」、「再飲酒をしたときこそ、断酒指導等の好機と捉え、指導を徹底した。」などである。

第3節 アルコール医療の現状等

飲酒の問題を抱える犯罪者の中には、アルコール依存症やその他飲酒を原因とする疾病等が更生を阻害する要因となっている者も多く、これらの者の改善更生・円滑な社会復帰を図るためには、医療機関等による専門的治療を受けさせる必要がある。そこで、我が国のアルコール医療の現状等についても概観しておきたい。

昭和38年7月、国立療養所久里浜病院に国立医療機関として初めてのアルコール専門病棟が開設した（同病院は、平成16年に独立行政法人国立病院機構久里浜アルコール症センターに組織替えした。）。同病院は、アルコール医療に関し、専門病院として、アルコール症の診断・治療のみならず、臨床研究、教育研修、情報発信等の広範な政策医療を提供し続け、名実ともに、我が国のこの分野における医療をリードし、アルコール医療を全国へ広げた。そして、現在では、多くのアルコール専門病棟・専門病院・専門診療所が開設され、それぞれに特徴あるアルコール医療を展開している²⁷（一例として、国立精神・神経センター病院では、アルコール・薬物関連障害病棟において、数か月の治療プログラムでは、治療困難なアルコール依存症者等に対し、個別の専門プログラムを実施するなどして成果を上げている。）。

他方、アルコール依存症等の治療に関しては、古くから患者自身が断酒活動を相互に支援し合う自助グループが組織され、断酒の実行と継続のために極めて重要な役割を担っている。全日本断酒連盟（略称「全断連」）は、昭和38年に結成された我が国最大規模の断酒グループである。全断連は、全国各地に組織された断酒会で構成され、各断酒会には幾つかの支部があり、これが日常的に例会を開いて、開放原理に基づく家族ぐるみ・地域ぐるみの活動の特徴とした断酒活動を活発に展開している。AA（Alcoholics Anonymous, 無名アルコール症者の会）は、1935年にアメリカで生まれ、世界90か国以上に根を下ろしている、古い歴史・伝統を持つ有力な自助グループである。会員本人のみが原則として匿名で参加し、「12ステップ（Twelve Step）」と呼ばれる特徴的な回復プログラムを用いて会員間でミーティングを行うことを中心に活動している^{27,42}。これらのほかにも、アルコール障害者のための中間施設としての役割を担っているマックや、様々な共同作業所、断酒道場等の多くの組織が活発な活動を行っている^{45,46,47}。

アルコール医療の世界においては、こうした自助グループの重要性は周知の事柄となっている。矯正・更生保護における酒害教育が、その受講を対象者に義務付け得る強制的な処遇であるのに対して、アルコール依存症等の治療行為は対象者の自発的な治療意思があることを前提としており、もとよりこれを強制できるものではないし、何より断酒を成功させるためには、患者の主体的な治療意欲と断酒仲間の存在という環境が最も重要な要素であるというべきで、特に、良好な予後、断酒の継続のためには、自助グループへの参加がほとんど不可欠とされている。

第5章 オーストラリアにおける飲酒の問題を有する犯罪者の処遇の現状

第1節 オーストラリアにおける飲酒をめぐる状況

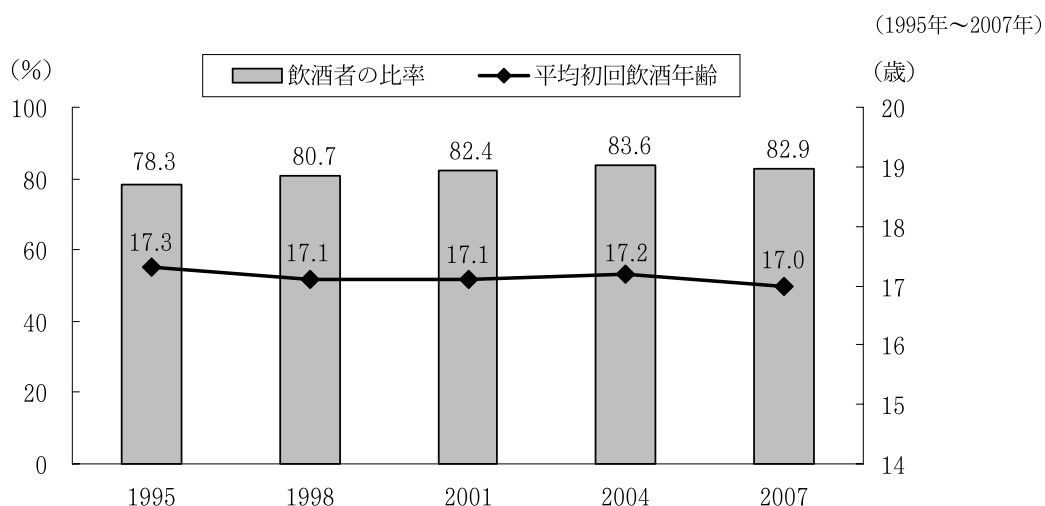
1 オーストラリアにおける飲酒傾向

オーストラリアにおける飲酒傾向の概要を「2007年オーストラリア全国薬物戦略世帯調査（2007 National Drug Strategy Household Survey）」^{注1 vii}に基づき紹介する。この調査は、1985年に開始された同種の調査の9回目当たるものである。12歳以上の約2万5,000人のオーストラリア人がこの調査に参加しており、薬物、アルコール等に対する被調査者の知識及び態度、薬物使用歴等が調査されている。

1995年から2007年までにおける14歳以上のオーストラリア人の飲酒者（「飲酒」とは、グラス1杯以上のアルコールを飲むことをいい、「飲酒者」とは、過去1年間に飲酒した経験のある者をいう。以下この章において同じ。）の比率及び平均初回飲酒年齢（初めて飲酒をした平均年齢）については、**5-1-1-1図**のとおりである。

飲酒者の比率は、1995年から2004年までの9年間で78.3%から83.6%へ上昇したが、2007年には82.9%となり、わずかに減少した。平均初回飲酒年齢については、1995年が17.3歳、2007年が17.0歳であり、ほとんど変化がない。

5-1-1-1図 飲酒者の比率・平均初回飲酒年齢の推移



注 1 Australian Institute of Health and Welfare, “2007 National Drug Strategy Household Survey: First results”, 2008による。

2 14歳以上のオーストラリア人に限る。

3 「飲酒者の比率」は、過去1年間に、飲酒をした者の比率である。

4 「平均初回飲酒年齢」は、初めて飲酒をした平均年齢である。

注1 「2007年オーストラリア全国薬物戦略世帯調査（2007 National Drug Strategy Household Survey）」は、以下のウェブサイト に収録されている。

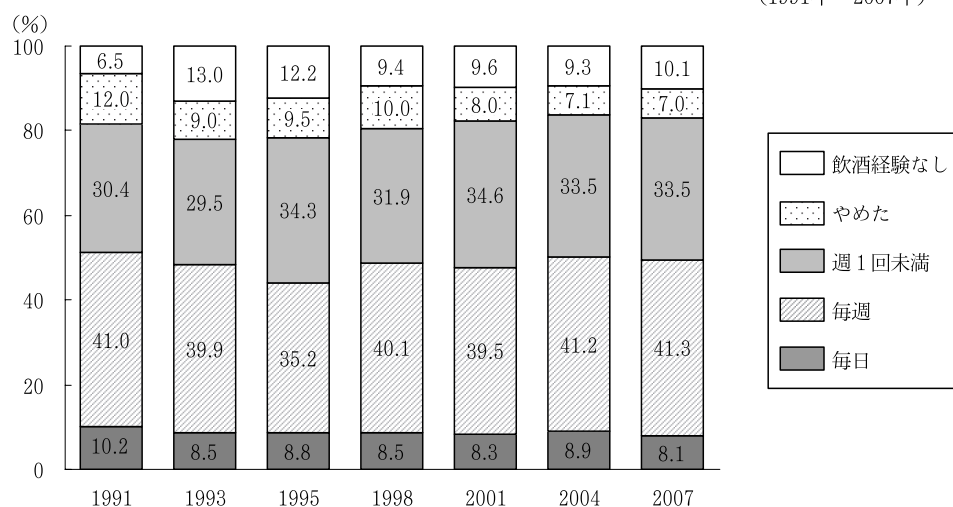
<http://www.aihw.gov.au/publications/phe/ndshs07-fr/ndshs07-fr.pdf>

1991年から2007年までの間における14歳以上のオーストラリア人の飲酒頻度は、5-1-1-2図のとおりである。

毎日飲酒をする者の構成比は、1991年は10.2%であったが、1993年以降は8%台で推移しており、毎週飲酒をする者と合わせると、半数前後の者が、週に1回以上、飲酒をしていることになる。飲酒経験のない者及び飲酒経験はあるが過去1年間に於いては飲酒をしていない者を合わせた構成比は、16~22%で推移している。

5-1-1-2図 飲酒頻度別構成比の推移

(1991年～2007年)



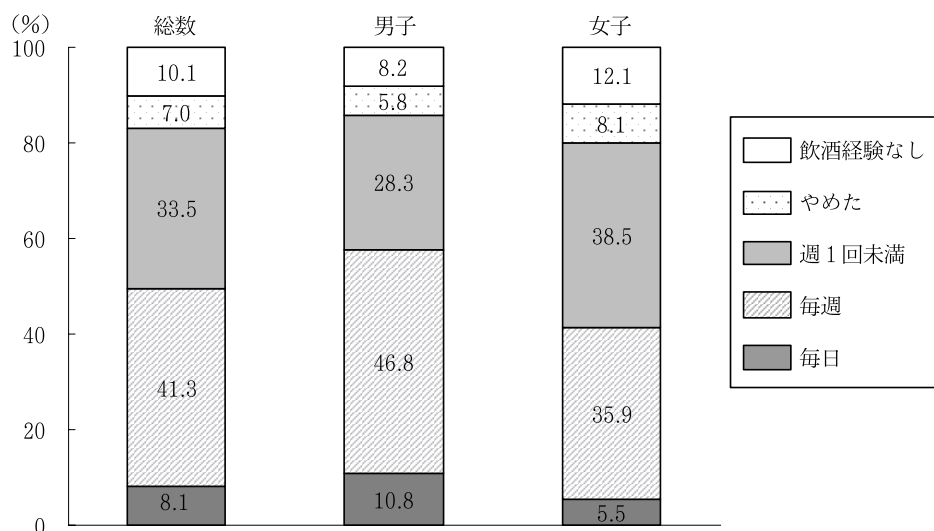
- 注 1 Australian Institute of Health and Welfare, “2007 National Drug Strategy Household Survey: First results”, 2008による。
- 2 14歳以上のオーストラリア人に限る。
- 3 「やめた」は、飲酒経験はあるが過去1年間に於いては飲酒をしていないことをいう。

5-1-1-3図は、2007年における14歳以上のオーストラリア人の男女別に見た飲酒頻度である。

飲酒者の構成比は、男子の方が女子よりも約6%高い。

5-1-1-3図 男女別・飲酒頻度別構成比の推移

(2007年)



注 1 Australian Institute of Health and Welfare, “2007 National Drug Strategy Household Survey: First results”, 2008による。

2 14歳以上のオーストラリア人に限る。

3 「やめた」は、飲酒経験はあるが過去1年間においては飲酒をしていないことをいう。

オーストラリアでは、毎年、多量飲酒を原因とする死亡者が約3,200人、入院者が約8万1,000人いると推定されている。オーストラリアのコミュニティにおけるアルコール関連の社会的問題に要する年間コストは、2004年度において約1,530万オーストラリア・ドル（2004年12月現在におけるオーストラリア人口は約2,025万人、同年12月31日現在のレートでは1オーストラリア・ドルは約80円）であると言われている^{注2}。

ところで、オーストラリアでは、すべてのアルコール飲料の容器に、「飲酒単位 (standard drink)」数を記載するように法律で定められており、飲酒単位数を知ることにより、酒類や容器のサイズにかかわらず、アルコール摂取量を把握することが可能となる。飲酒単位は国際的に使用されているが、国によって定義が異なり、オーストラリアの全国保健医療研究委員会 (National Health and Medical Research Council) のガイドライン^{viii}では、1飲酒単位を純アルコール10g（純アルコール12.5mlと同量）と定義している（以下この章では、この定義を用いる。）。1飲酒単位に相当するものとして、

注2 「全国アルコール戦略2006-2011」（後述）の以下のホームページによる。

<http://www.health.gov.au/internet/alcohol/publishing.nsf/Content/nas-06-09>

具体的には、中濃度ビール（アルコール分3.5%）1缶（375ml）、ワイン（アルコール分9.5～13.0%）グラス1杯（100ml）及び蒸留酒（アルコール分37～40%）シングル1杯（30ml）がそれぞれ該当する。

飲酒量が増えることにより健康上のリスクは高まるが、14歳以上のオーストラリア人について、男女別・年齢層別に過去1年間の飲酒量に基づく健康被害リスクを見たものが、次頁の5-1-1-4図である。

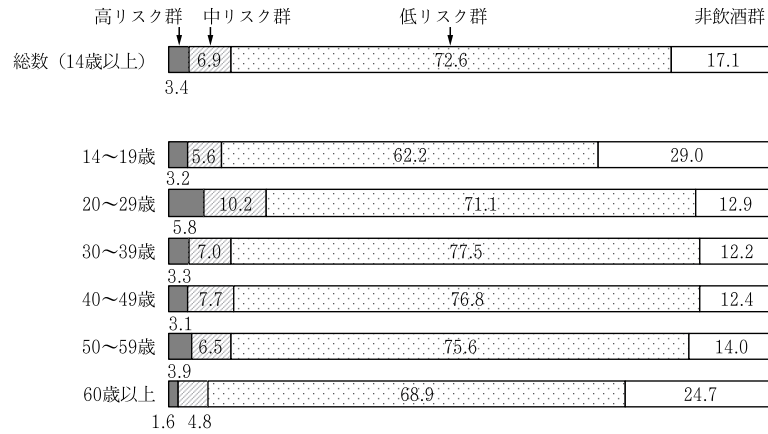
この図は、前述の2007年オーストラリア全国薬物戦略世帯調査に基づくものであり、過去1年間に飲酒をしなかった者を「非飲酒群」としているが、飲酒者の健康被害リスクについては、男女ごとに基準となる飲酒単位を別にしており、男子の1週間の飲酒量が28単位（「単位」とは「飲酒単位」を指す。以下この章において同じ。）までの者を「低リスク群」、29単位から42単位までの者を「中リスク群」、43単位以上の者を「高リスク群」とし、女子の1週間の飲酒量が14単位までの者を「低リスク群」、15単位から28単位までの者を「中リスク群」、29単位以上の者を「高リスク群」としている。

「非飲酒群」の者は、男子14.0%、女子20.1%、総数17.1%であり、「低リスク群」の者は、男子75.8%、女子69.4%、総数72.6%であった。年齢層別に見ると、「中リスク群」以上の割合が最も高いのが、20～29歳の年齢層である。男女別に見ると、女子は、男子と比較して、14～19歳及び40～49歳の年齢層のリスクが高いが目立っており、「中リスク群」以上の割合がいずれも男子を上回っている。

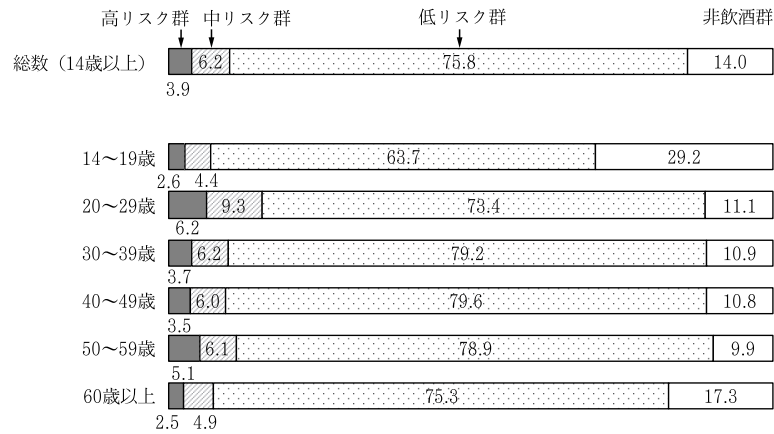
5-1-1-4図 アルコール健康被害リスク別構成比（男女別・年齢層別）

① 総数

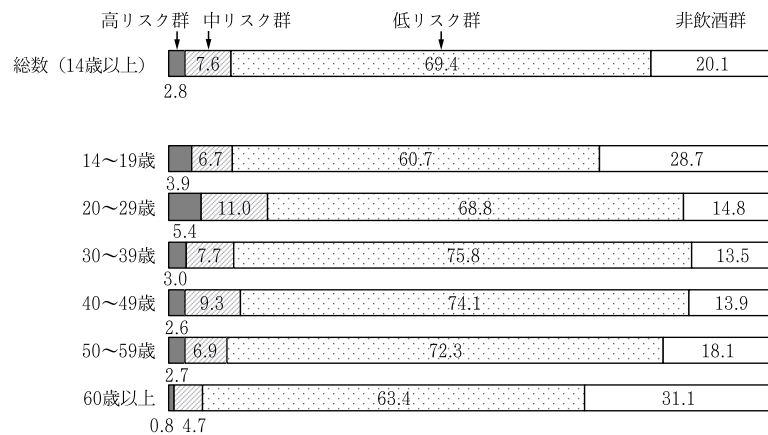
(2007年)



② 男子



③ 女子



- 注 1 Australian Institute of Health and Welfare, “2007 National Drug Strategy Household Survey: First results”, 2008による。
- 2 14歳以上のオーストラリア人に限る。
- 3 「非飲酒群」は、過去1年間、飲酒をしなかった者である。
- 4 男子の1週間の飲酒量が28単位（「単位」とは「飲酒単位」を指す。以下同じ。）までの者を「低リスク群」、29単位から42単位までの者を「中リスク群」、43単位以上の者を「高リスク群」とし、女子の1週間の飲酒量が14単位までの者を「低リスク群」、15単位から28単位までの者を「中リスク群」、29単位以上の者を「高リスク群」としている。

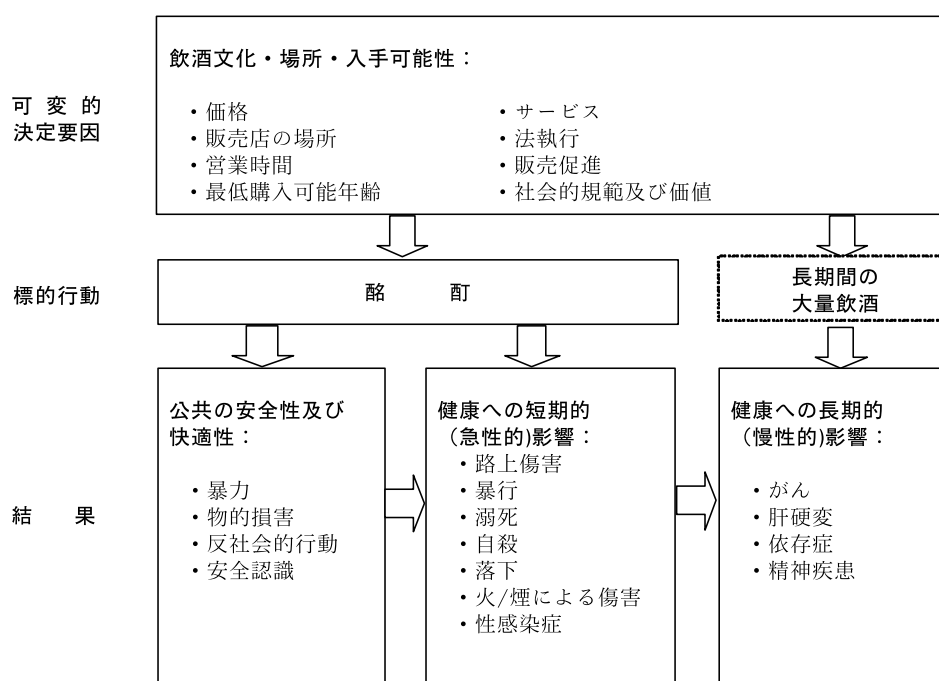
2 オーストラリアにおける基本的アルコール政策

(1) 全国アルコール戦略2006-2011 (National Alcohol Strategy 2006-2011)^{注3}

全国アルコール戦略2006-2011 (National Alcohol Strategy 2006-2011) は、オーストラリアの政府機関、非政府機関及び広範なコミュニティの協働を通じて発展してきた行動計画である。全国アルコール戦略2006-2011の目標は、個人、家族及びコミュニティにおける酒害を予防又は軽減し、オーストラリアにおける安全でかつ健康な飲酒文化を発展させることにあり、具体的には、①酩酊者を減少させること、②飲酒によって生じる社会的弊害を防止し、公共の安全性及び快適性を高めること、③飲酒によって生じる健康状態を改善させること、④アルコールの特性に関するコミュニティの理解を深めさせるとともに、アルコール規制を通じて安全で健康な飲酒文化を発展させることである。

全国アルコール戦略2006-2011は、オーストラリアにおける酒害 (alcohol-related harm) の減少に役立つ飲酒文化 (drinking culture) を発展させるために必要な協調的行動をとる際の重点分野 (priority area) を示している。この重点分野は、①酩酊 (intoxication)、②公共の安全性及び快適性 (public safety and amenity)、③健康への影響 (health impacts)、④飲酒文化・場所・入手可能性 (cultural place and availability) であり、各重点分野の関係を図示したものが、5-1-2-1図である。

5-1-2-1図 酒害の決定要因・行動・結果



注 Ministerial Council on Drug Strategy, "National Alcohol Strategy 2006-2009", 2006による。

注3 「全国アルコール戦略2006-2011」の以下のホームページによる。

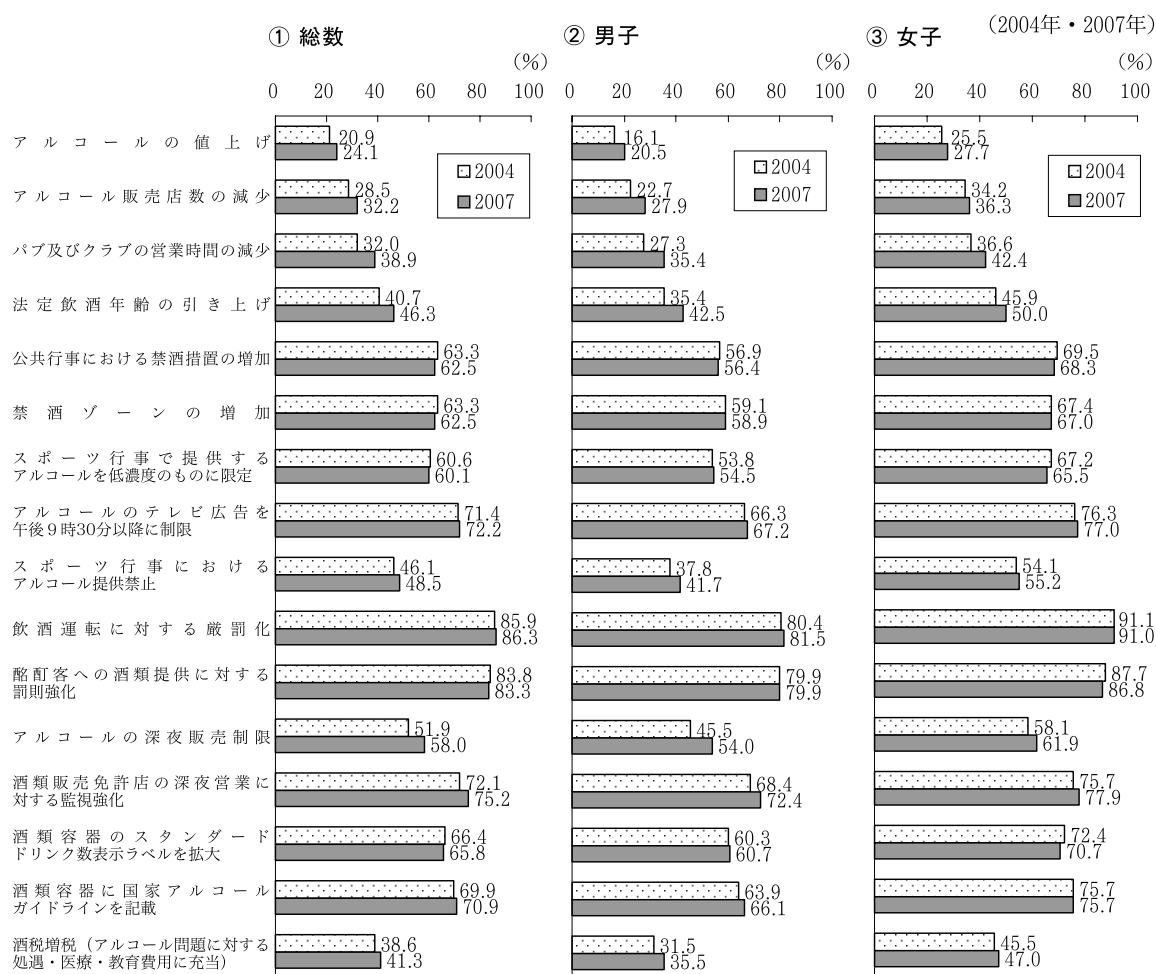
<http://www.health.gov.au/internet/alcohol/publishing.nsf/Content/nas-06-09>

全国アルコール戦略では、飲酒に寛容な文化を変化させ、酒類の宣伝・広告、酒類の最低購入可能年齢、酒税、酒類販売免許等に係るアルコール規制等を適正に行うことが、酒害を減少させるために有効であると考えられている。オーストラリアでは、刑事司法機関、酒類免許当局、医療機関、社会福祉機関、酒類製造・販売業者、スポーツ機関、教育機関、道路交通当局、地方自治体、緊急医療サービス機関等が連携して、アルコール総合政策に当たっている。

次頁の5-1-2-2図は、14歳以上のオーストラリア人の男女別に見た各種の問題飲酒行動防止対策に関する意識調査の結果である。

図中に掲げられたすべての問題飲酒行動防止対策について、女子の支持率が男子の支持率を上回っている。男女ともに、飲酒運転に対する厳罰化を支持する率が最も高く、2007年においては、男子81.5%、女子91.0%であった。男女を合わせた全体で見ると、2007年においては、飲酒運転に対する厳罰化（86.3%）、酩酊客への酒類提供に対する罰則強化（83.3%）、酒類販売免許店の深夜営業に対する監視強化（75.2%）の順で支持率が高かった。2004年から2007年にかけて、問題飲酒行動防止対策として支持率の増加が著しかったものは、パブ及びクラブの営業時間の減少、アルコールの深夜販売制限並びに法定飲酒年齢の引き上げであった。

5-1-2-2図 問題飲酒行動防止対策の支持率（男女別）



- 注 1 Australian Institute of Health and Welfare, “2007 National Drug Strategy Household Survey: First results”, 2008による。
- 2 14歳以上のオーストラリア人に限る。
- 3 問題飲酒行動防止対策に対する意識調査を行ったものである。
- 4 それぞれの項目について、「強く支持する」、「支持する」、「支持も反対もしない」、「反対する」、「強く反対する」又は「分からない」のいずれかを選択させ、「強く支持する」又は「支持する」を選択した者の合計の比率である。

(2) オーストラリアにおける基本的なアルコール政策及びその国際比較⁴⁰

オーストラリアの基本的なアルコール政策について、他国（米国、スウェーデン及び日本）と対比してみる。米国及びスウェーデンを比較の対象とした理由は、後述するとおり、諸外国のうちでも、米国は飲酒運転対策等のアルコール規制が比較的緩やかであるとされているのに対し、スウェーデンはアルコール規制が厳しいとされているからである⁴⁰。

5-1-2-3表は、2004年の世界アルコール政策白書（Global Status Report: Alcohol Policy）ⁱに基づき、前記の各国の基本的なアルコール政策の一部をまとめたものである。

5-1-2-3表 各国の基本的アルコール政策

区 分	オーストラリア	米 国	スウェーデン	日 本
酒類の最低購入年齢				
飲酒店における最低購入年齢	18歳	21歳	18歳	20歳
販売店における最低購入年齢	18歳	21歳	20歳	20歳
運転時の血中アルコール濃度(BAC)法定限界値	0.05%	0.08%	0.02%	0.03%
警察による無作為呼気テスト(RBT)の頻度	しばしば	ない	しばしば	時々

注 1 World Health Organization, "Global Status Report: Alcohol Policy", 2004による。

2 「最低購入年齢」は、酒類を購入することが法的に可能な最低年齢をいう。

3 「警察による無作為呼気テスト(RBT)の頻度」は、頻度の多い順に、「しばしば(often)」、「時々(sometimes)」、「めったにない(rarely)」であり、「ない(no)」は無作為呼気テストを実施していないことをいう。

酒類を購入することが法的に可能な最低年齢（以下「最低購入年齢」という。）は、オーストラリア18歳、スウェーデン18歳（飲食店）・20歳（販売店）、日本20歳、米国21歳であり、これら4か国の中では、オーストラリア及びスウェーデンの最低購入年齢（ただし、スウェーデンについては飲食店における最低購入年齢）が最も低い。なお、米国は、以前は、州によって最低購入年齢は18歳から21歳まで幅があったが、1984年に連邦法である国家最低飲酒年齢法（National Minimum Drinking Age Act）が制定され、現在では、各州の最低購入年齢は21歳に統一されている。

今日、多くの国では、飲酒運転による事故の防止を目的として、一定の血中アルコール濃度（BAC: Blood Alcohol Concentration）以上の状態で運転することを法律で禁止したり、運転者に対するアルコール検査を実施したりすることが行われている。運転時における血中アルコール濃度の法定限界値は、オーストラリアでは0.05%であるが、スウェーデンでは0.02%、日本では0.03%、米国では0.08%である。これら4か国の中では、スウェーデンの値が最も低く、同国が、飲酒運転に対して厳しい姿勢で臨んでいることが分かる。また、運転者に対するアルコール検査についても、運転者を無作為に選んで検査する方法のほか、交通事故や蛇行運転の場合など正当な嫌疑がある場合にのみ検査を行う方法もあり、運用の仕方は、国によって様々である。

警察による無作為呼気テスト（RBT: Random Breath Testing）^{注4}は、一般社会の中に相当数存在していると推定される飲酒運転者の検挙を効率的に行うことを主な目的として実施されるものであるが、飲酒運転の抑止効果も認められている^{xix}。世界アルコール政策白書の調査結果によれば、無作為呼気テストの実施頻度は、これら4か国の中では、オーストラリア及びスウェーデンが「しばしば（often）」で最も高く、次いで、日本の「時々（sometimes）」であった。米国は、無作為呼気テストを実施していない^{注5}。

以上の各国の国際比較の結果を見ると、スウェーデンのアルコール規制は総じて厳しい。また、スウェーデンでは、アルコール飲料が政府専売店^{注6}で販売（ただし、アルコール含有率3.5%未満のビールは食料品店で販売可能）されており、国家による規制を通じて、酒害を減少させようという姿勢がうかがえる。米国は、運転時の血中アルコール濃度の法定限界値が0.08%と最も高く、また、警察による無作為呼気テストも実施していないことなど、飲酒運転防止を目的とした規制については、他の国と比較して緩やかである。しかし、米国は、最低購入年齢が21歳と国際的に見ても高く、また、運転者が21歳未満の場合には、血中アルコール濃度の法定限界値が更に厳格となっており^{注7}、若者に対するアルコール規制には厳しいという特徴が見られる^{注8}。

オーストラリアは、スウェーデンのように酒類の小売の専売制を採用しているわけではないが、全国アルコール戦略を連邦レベルで策定し、政府機関だけではなく非政府機関やコミュニティなど多くの機関が連携した総合的なアルコール政策が実施されている。また、同国ニューサウスウェールズ州ソーバー・ドライバー・プログラム（Sober Driver Program）など再犯防止効果が実証されたプログラムもあり、日本にとって参考となる部分が多いと考える。そこで、ニューサウスウェールズ州を中心に、その一部について、実地調査等を行った結果を次節以降で紹介する。

注4 無作為呼気テストとは、ここでは、警察が、運転者を路上で無作為に（嫌疑がある者や事故の関係者を対象とするのではなく）停止させて、アルコール検知器を使用した呼気検査を行うことを指す（前掲“Global Status Report: Alcohol Policy”の定義による。）。

注5 無作為呼気テスト（RBT）の実施頻度は、多い順に，“RBT often performed”，“RBT sometimes done”，“RBT rarely performed”，“No RBT”となる（前掲“Global Status Report: Alcohol Policy”の分類による。）。

注6 システムボラゲット（Systembolaget）と呼ばれる。

注7 連邦法は、血中アルコール濃度が0.02%以上であれば、飲酒運転とみなす法律を制定することを各州に求めている（各州によって血中アルコール濃度の法定限界値は異なる。）。

注8 米国運輸省道路交通安全局（National Highway Traffic Safety Administration, U.S. Department of Transportation）は、最低購入年齢を21歳にしたことにより、飲酒運転による死亡事故者数が年間で700～1,000人減少したと試算している。
（<http://pubs.niaaa.nih.gov/publications/AA67/AA67.pdf>）

第2節 ニューサウスウェールズ州少年薬物アルコール裁判所プログラム

この節では、ニューサウスウェールズ州で実施されている少年薬物アルコール裁判所プログラム（Youth Drug and Alcohol Court Program）を紹介する。同プログラムは、薬物又はアルコールの問題を有する少年犯罪者に対し、判決前に集中的な処遇プログラム（標準実施期間6か月）を行うものである。

1 少年薬物アルコール裁判所プログラム設立の経緯^{注9}

1999年、ニューサウスウェールズ州議会において、薬物サミット（Drug Summit）^{注10}が開催された。そこでは、州議会議員、幅広い分野の専門家、元薬物使用者、コミュニティーの指導者等が、薬物使用（飲酒を含む。以下この項において同じ。）の問題に関し、現在行われている対策を吟味し、より効果的な新しい対策を模索して活発な議論を行った。

この薬物サミットでは、多くの議題の中でも、特に少年の薬物使用と犯罪の関連について熱心に議論がなされた。その結果、少年の薬物使用の問題については、家族、友人、学校、コミュニティーが連携して対処すべきであるという趣旨の勧告が行われた。また、薬物使用者を従来の刑事司法システムの流れの外に置いて適当な処遇を受けさせることは、コミュニティーにとって有益であるという公的な共通認識^{注11}が持たれることとなった。

この薬物サミットの勧告を受けて、少年薬物裁判所プログラム（Youth Drug Court Program）が、2000年7月から2年間の試行プログラム（その後、試行期間は2004年6月30日まで期間延長された。）として実施されることとなった。このプログラムの目的は、薬物使用から生じる問題行動及び犯罪を予防することにある。2004年には、少年にとってアルコールが問題性の高い薬物の一種であるということを強調するために、このプログラムの名称を「少年薬物アルコール裁判所プログラム（Youth Drug and Alcohol Court Program）」へ改称している。少年薬物アルコール裁判所プログラム自体は、1987年児童（刑事訴訟手続）法（Children's (Criminal Proceedings) Act 1987）の従前の枠組みの中で、少年裁判所（Children's Court）^{注12}によって実施されている。

注9 ニューサウスウェールズ州少年薬物アルコール裁判所プログラムの以下のホームページによる。

http://www.lawlink.nsw.gov.au/lawlink/drug_court/ll_drugcourt.nsf/pages/ydrgcrt_aboutus

注10 薬物サミットは、1999年5月17日から21日まで行われ、20の行動指針（principle）と172の勧告（recommendation）を採択した。

注11 Principle 10

注12 少年薬物アルコール裁判所プログラムは、ニューサウスウェールズ州のパラマッタ少年裁判所（Parramatta Children's Court）、キャンプベルタウン少年裁判所（Campbelltown Children's Court）及びビドゥラ少年裁判所（Bidura Children's Court）で実施されている。

2 少年薬物アルコール裁判所プログラムの内容

(1) プログラムの概要

少年薬物アルコール裁判所プログラムは、薬物又はアルコールの問題を有する少年犯罪者に対し、判決前に集中的な処遇プログラム（標準実施期間6か月）を実施し、少年の薬物使用・飲酒と犯罪の循環を断ち切ることを目的としている。このプログラムでは、単に法的な問題にのみ取り組むのではなく、少年の薬物・アルコール乱用に関連した保健や福祉等の問題に対する取組も併せて行う。

このプログラムに参加する少年の多くは、薬物やアルコールの問題だけではなく、学業成績不良、家庭崩壊、精神的問題等の広範な問題を抱えている。そこで、このプログラムでは、刑事司法機関及び青少年関係の様々な政府機関・非政府機関が連携してこれらの多様な問題に対処しており、健康・居住・教育面での支援も実施している。具体的には、少年は、必要に応じ、医療的な措置を受け、教育や職業訓練のコースに参加し、少年裁判所に定期的に出頭することが要求される。

(2) プログラムの流れ

少年薬物アルコール裁判所プログラムの参加資格は、少年の犯行時の年齢が14歳から18歳までであること、罪状を認めており性犯罪の嫌疑を受けていないこと、薬物又はアルコールの問題を有していることが明らかであること、事件が少年裁判所の管轄であること、事件が少年犯罪者法（Young Offenders Act）の警告（caution）処分又は少年司法カンファレンス（Youth Justice Conference）付託の処分に相当するものではないことなどである。

少年薬物アルコール裁判所プログラムへの審査の回付には、少年が自ら申請する場合と少年の同意なしに治安判事の判断で行われる場合とがある。後者については、少年が「一見したところ（prima facie）」参加資格があるように思われる場合には、治安判事は審査に回付できると定められている^{iv}。

このプログラムの資格要件に関する厳密な審査は、少年薬物アルコール裁判所チーム（Youth Drug and Alcohol Court Team）によって実施される。少年薬物アルコール裁判所チームとは、少年裁判所治安判事（Children's Magistrate）、起訴警察官（Police Prosecutor）^{注13}、法律扶助委員会弁護士（Legal Aid Solicitor）、裁判所書記官（Registrar）及び後述する共同評価チーム（JART: Joint Assessment and Review Team）の代表者で構成される組織である。少年は、まず、少年薬物アルコール裁判所チームにおいて、少年がこのプログラムへ参加するに当たり、法的に問題がないか審査される。

次に、少年は、法律扶助委員会弁護士によって、少年薬物アルコール裁判所プログラム

注13 起訴警察官とは、軽微な犯罪の起訴等を担当する警察官である。

の概要について説明を受けた後、少年がこのプログラムの参加意思を表明した場合には、少年司法オフィサー（Juvenile Justice Officer）によって、少年がこのプログラムの参加資格を満たしているかどうかの審査が行われる。

少年は、この審査を通過した後に、共同評価チームによる総合的評価を受ける。共同評価チームとは、地域サービス省（Department of Community Service）、刑事司法医療機構（Justice Health）及び教育省（Department of Education and Training）の各代表者並びに少年司法省（Department of Juvenile Justice）の地域課長（Area Manager）及び地域課長補佐で構成される組織である。この総合的評価は、少年が拘禁されている場合は2週間程度、拘禁されていない場合は3週間程度の期間にわたって通常行われるもので、その内容は、少年の経歴、教育程度、事件に対する態度、薬物又はアルコールの問題に関する分析等で構成される。総合的評価に関する報告書は、裁判所を含む関係機関すべてに提出される。治安判事は、この総合的評価の結果と検察官及び弁護人の意見を聴取した後に、当該少年に対し、少年薬物アルコール裁判所プログラムへの参加を認めるかどうかを最終的に決定する。

少年は、少年薬物アルコール裁判所プログラムへの参加が決定すると、少年の審理が、原則として半年間停止され（最大限1年間停止可能）、その間は、少年のためのプログラム実施期間となる。少年のための個別処遇計画が作成されるが、その中で少年が遵守しなければならない事項等を定めており、次がその典型的な例である。

- ・ 指定された居住場所（更生のための居住施設等）に住むこと
- ・ 少年司法省の監督を受け入れること
- ・ 少年薬物アルコール裁判所プログラムの支援に基づくケースマネジメントを受け入れること
- ・ 個別カウンセリング、グループカウンセリング及び家族カウンセリングに参加すること
- ・ 教育的プログラム又は職業訓練プログラムに参加すること
- ・ 健康診断又は治療を受けること
- ・ レクリエーションプログラムに参加すること
- ・ 抜き打ちの尿検査を受けること
- ・ 指定された報告セッション（Report-Back session）の日に出頭すること

少年は、少年薬物アルコール裁判所プログラムへの参加が認められた後に、収容状況に余裕があれば、非政府機関が運営し刑事司法医療機構が管理する6人定員の導入用施設（Induction Unit）に約3～4週間収容される。その後は、居住設備のある施設の中で処遇を受ける場合と社会内で集中的な処遇を受ける場合とがあるが、プログラム参加者全員が、公的な薬物・アルコール処遇プログラムの受講を要求される。

少年薬物アルコール裁判所プログラムは、前述の共同評価チーム及び少年薬物アルコー

ル裁判所チームの2つの独立した組織によって運営される。共同評価チームは、少年薬物アルコール裁判所プログラムへ回付された少年の客観的な評価を行い、少年に対する介入内容及び介入頻度を決定する。また、少年のプログラム参加状況全般をモニタリングし、再評価を行う役割も有している。これに対し、少年薬物アルコール裁判所チームの構成員は、少年との信頼関係の構築を重視しており、少年に対してファーストネームで呼び掛け、少年のことをよく知るように努めている。少年が定期的に出頭して行う報告セッションは、インフォーマルで開放的な雰囲気の中で実施されるが、少年薬物アルコール裁判所チームの構成員は、少年に対し、改善が見られれば賞賛と励ましを与え、要求される基準まで達成できていなければ指導を行うなど、治療的な処遇を実施している。なお、少年の改善更生に有益であると考えられれば、家族の参加も奨励されている。少年は、おおむね2週間に1回の頻度で少年裁判所に出頭する。

少年薬物アルコール裁判所プログラムを無事に修了した少年に対しては、非拘禁刑(non-custodial disposition)を言い渡される。その量刑は、このプログラムに参加しなかった場合に本来受けるはずであった刑よりも重くすることはできないと定められている^{iv}。判決の後には、修了式が行われ、少年の家族及び友人が参列するのが通例である。一方、このプログラムを途中で自ら辞退した少年及び重大な遵守事項違反行為のためプログラム参加を途中で停止処分とされた少年に対しても判決が下されるが、この場合には、拘禁刑(custodial sentence)を言い渡されることが多い^v。

第3節 ニューサウスウェールズ州ソーバー・ドライバー・プログラム

この節では、ニューサウスウェールズ州で実施されているソーバー・ドライバー・プログラム（Sober Driver Program）を紹介する。同プログラムは、飲酒運転事犯者の再犯率の減少を目的とし、過去5年間に2回以上の飲酒運転で有罪判決を受けたことのある18歳以上の再犯者を対象として行う強制参加型の処遇プログラム（標準実施期間9週間）である。

1 ソーバー・ドライバー・プログラム設立の経緯

2001年1月、ニューサウスウェールズ州道路大臣（Minister for Roads）は、交通事故死亡者数の増加問題について検討するために交通安全作業部会（Road Safety Task Force）を設けた。同年4月、交通安全作業部会報告書（Road Safety Task Force Report）^{注14}が提出され、重大交通犯罪者のための教育プログラムを州政府全体で開発し、州全域で実施することなどが勧告された。

交通安全作業部会は、独立した民間会社で交通安全に関する調査研究を専門とするARRB交通調査研究所（ARRB Transport Research）と契約を締結し、オーストラリア及び海外における交通犯罪者用の処遇プログラムのベストプラクティスについての調査を依頼した。その調査結果に基づき研究・開発されたプログラムが、ニューサウスウェールズ州ソーバー・ドライバー・プログラム（Sober Driver Program）である。

ソーバー・ドライバー・プログラムは、2002年に試行された後、更に改良が加えられ、2003年以降、ニューサウスウェールズ州全域で実施されている。

2 ソーバー・ドライバー・プログラムの内容 ^{注15}

（1）プログラムの概要

ソーバー・ドライバー・プログラムは、前述のARRB交通調査研究所の調査により、現在実施されている交通犯罪者用の処遇プログラムのベストプラクティスの中から、以下の処遇原理を採用したものである^{xii}。

- ・ コミュニティーにとってリスクの高い犯罪者をプログラムの対象とすること
- ・ 成人に対する教育アプローチである認知行動療法のリラプス・プリベンション（再発防止）技法を用いること

注14 交通安全作業部会報告書（Road Safety Task Force Report）は、以下のウェブサイトにも収録されている。

<http://www.maa.nsw.gov.au/getfile.aspx?Type=document&ID=44260&ObjectType=3&ObjectID=3901>

注15 ソーバー・ドライバー・プログラムは、以下のウェブサイトにもその概要が収録されている。

<http://www.rsconference.com/pdf/RS040207.pdf>

- ・すべての参加者が受講開始から修了まで時期を同じくして学ぶという連続した直線構造（linear structure）を採ること
- ・参加者間の相互作用を用いること（現実の問題に対する実用的な解決方法についてグループディスカッションやロールプレイを実施するなど）
- ・読み書き能力や文化が異なる参加者にも対応した様々な教材を使用するなど必要な配慮を行うこと（ビデオ視聴、グループディスカッション等）
- ・個々の参加者になるべく多くの参加の機会を与えるため、1クラスの参加人数に上限を設けること
- ・指導者は、このプログラムの指導者となるために必要な訓練を事前に受け、かつ、ファシリテーター（進行役）としての経験を有する者になること

ソーバー・ドライバー・プログラムは、罰金刑や運転免許取消処分等を補完する性格を有しているが、交通犯罪者用の他の処遇プログラムとは異なり、参加が強制される。このプログラムの目標は、飲酒運転事犯者の再犯率の減少である。参加者に対し、飲酒運転が自身とコミュニティに及ぼす影響をよく理解させるとともに、再犯しそうな状況になったときに再犯を思いとどまるのに必要な技術を身に付けさせることを目指している。

ソーバー・ドライバー・プログラムは、自動車事故局（MAA: Motor Accidents Authority）及び道路交通局（RTA: Roads and Traffic Authority）が共同で資金を提供し、保護観察所がプログラムの実施機関となっており、参加者は保護観察官の監督下に置かれる。

（２）プログラムの流れ

ソーバー・ドライバー・プログラムの参加資格は、年齢が18歳以上で、過去5年間に2回以上の飲酒運転で有罪判決を受けたことがあることである。このプログラムの参加には、裁判所の命令で参加させる場合^{注16}と、保護観察官が自分の受け持ちの保護観察対象者を参加させる場合の2通りがある。参加者は、保護観察所の監督下に置かれ、原則としてすべてのセッションに積極的に参加し、課題を適切なレベルまでやり遂げることが要求される。

ソーバー・ドライバー・プログラムには、標準プログラム（Standard Version）と集中プログラム（Condensed Version）がある。標準プログラムの実施期間は、9週間（毎週2時間）であり、参加人員の上限は18人である。集中プログラムは、短期集中型のプログラムであるが、参加者が遠隔地居住者である場合のほか、参加人数が少ない場合等にも使用される。集中プログラムの実施期間は、3週間（毎週6時間）であり、参加人員の上限は10人である。

ソーバー・ドライバー・プログラムのセッションでは、毎回、参加者の個人的経験を引き出しており、参加者の積極的な参加が要求される。このプログラムは、堅苦しくないリラッ

注16 善行保証（good behaviour bond）の条件や社会奉仕命令（community service order）の遵守事項等としてプログラム参加を義務付けるもの。

クスした雰囲気のもとで行われ、講義よりもグループワークを重視している。

参加者に対し、ソーバー・ドライバー・プログラムの中でDVDやスライドを視聴させるほか、ワークブックを使用させている。ワークブックの中には、ワークシートやインフォメーションシートが入っている。

ワークシートは、参加者の書き込み式となっており、学習の成果が目に見える形となつて残るほか、参加者の内省を促し、将来の計画を立てる際にも役立つものである。インフォメーションシートは、ワークシートとは異なり、書き込み式ではないが、セッションで与えられる知識を補強する情報教材の役割を果たしている。ワークシート及びインフォメーションシートは、プログラム終了後において、ソーバー・ドライバー・プログラムの内容を振り返るための教材として使用されることにも役立てられている。

ワークブックの中には、内ポケットがあり、その中に「飲酒日記 (Drinking Diary)」が収納されている。飲酒日記を付ける目的は、参加者が自らの飲酒量と飲酒パターンを把握することを可能とし、飲酒が自らの思考及び行動に及ぼす影響について認識できるようにすることにある。飲酒日記は、飲酒量を測定し管理する手段として、各種の健康増進プログラムやアルコール乱用防止プログラムにおいても、幅広く使用されている。ソーバー・ドライバー・プログラムにおいては、参加者は、飲酒日記を付けることを義務付けられるが、飲酒日記の記載事項は、1週間の飲酒量、飲酒場所、だれと飲酒をしたかといったことのほかに、飲酒が自らの考え方や行動に及ぼした影響等についても記載することとなっている。飲酒日記の記載事項は、セッションにおいて使用されており、飲酒運転の引き金となるものが何かを特定し、飲酒運転を防止するための戦略を練るために必要な情報として活用される。

次頁の5-3-2-1表は、ソーバー・ドライバー・プログラムのカリキュラムである。

以下、標準プログラムの例で説明すると、第1週から第3週にかけて、飲酒運転が個人及びコミュニティに及ぼす結果に焦点が当てられ、大人数のグループで実施される。第4週では、安全運転に必要な技術について学ぶ。第5週及び第6週においては、飲酒が意思決定と運転技術に及ぼす否定的影響について理解を深める。第7週及び第8週においては、飲酒運転防止対策について学ぶが、この段階まで来ると、プログラム内容が複雑になり、参加者間の相互作用を高めるために、より少人数のグループで実施される。第9週においては、今までのプログラム内容の総まとめを行い、飲酒運転の再犯防止に必要な知識、技術及び戦略を再確認させる。

5-3-2-1表 ニューサウスウェールズ州ソーバー・ドライバー・プログラム

標準プログラム	内容	集中プログラム
第1週 プログラムの紹介及び概観	○プログラム・オリエンテーション ・原理 ・権利及び責任	第1セッション 飲酒運転の結果
第2週 運転者本人に対する飲酒運転の結果	○飲酒運転の口実 ○飲酒運転者本人が受ける飲酒運転の即時的及び長期的結果 ・法的結果 ・経済的結果 ・社会的結果 ・心理的結果 ・職業への影響 ・対人関係への影響	
第3週 運転者以外の者に対する飲酒運転の結果	○飲酒運転の結果を受ける人々 ○飲酒運転がコミュニティに及ぼす即時的及び長期的影響	
第4週 運転について	○安全運転に要求されるもの ・身体スキル ・思考スキル ・危険察知スキル ○リスク認識及びリスク管理	第2セッション 運転とアルコールについて
第5週 アルコールについて	○各種概念 ・飲酒単位 ・血中アルコール濃度 ・アルコールが身体に及ぼす短期的及び長期的影響	
第6週 アルコールが行動へ及ぼす影響	○アルコールが行動へ及ぼす影響 ○飲酒の個人的及び社会的影響	
第7週 飲酒及び運転状況の管理	○呼気アルコール・インターロック装置の使用 ○行動変化プロセスの理解及び実行 ○飲酒パターンの認識 ○危険な状況の識別	第3セッション 飲酒及び運転状況の積極的な管理
第8週 再犯防止	○アサーティブ・コミュニケーション ○ストレスの管理及び軽減	
第9週 飲酒及び運転の選択	○行動変化に必要なスキル及び戦略 ○支援ネットワークの構築	

注 Roads and Traffic Authority et al., “Reference Guide for Presenters - Sober Driver Program”, 2004による。

3 ソーバー・ドライバー・プログラムの再犯減少効果^{xii}

2004年、ニューサウスウェールズ州安全運転省庁間ワーキング・グループ（NSW Safe Driver Program Interagency Working Party）は、外部機関であるARTDマネジメント・リサーチ・コンサルティング会社（ARTD Management & Research Consultants）に委託して、ソーバー・ドライバー・プログラムの有効性及び効果に関する評価を実施した。

ARTDマネジメント・リサーチ・コンサルティング会社の調査では、ソーバー・ドライバー・プログラムの受講資格要件を満たす者を、プログラム受講修了者とプログラム未受講者とに分け、両者の再犯率を比較することにより、プログラムの再犯減少効果を分析するという方法を採用している。なお、この調査では、「再犯」を、犯罪者がニューサウスウェールズ州矯正局の機関（矯正・保護機関）と最後に接触した日から2年以内に犯罪を行うことと定義している。また、この分析では、ニューサウスウェールズ州の犯罪統計局（Bureau of Crime Statistics）の有する裁判データを使用し、分析対象は、2000年から2005年までの飲酒運転事犯者で、過去5年以内の再犯歴を有する者の中から、プログラムの受講資格要件を満たす者11,407名^{注17}を抽出したものであり、その内訳はプログラム修了者1,740名、プログラム未受講者9,667名であった。

この調査の結果、ソーバー・ドライバー・プログラム修了者の再犯率が4.9%であるのに対し、プログラム未受講者の再犯率は10.2%であり、再犯率に顕著な差があった。プログラム修了者の再犯率は、プログラム未受講者の再犯率のおよそ半分（オッズ比0.47）であり、ソーバー・ドライバー・プログラムが、飲酒運転の再犯減少に効果的なプログラムであることが実証されたことになる。

注17 罰金刑のみの者は、除かれている。

第4節 オーストラリアの矯正施設における問題飲酒者処遇プログラム

この節では、オーストラリアの矯正施設において問題飲酒者処遇プログラムとして使用されているスマート・リカバリ・プログラムと、それを基に開発されたゲッティング・スマート・プログラムを紹介する。ゲッティング・スマート・プログラムは、専門用語が多用されるスマート・リカバリ・プログラムに対する受刑者の理解を容易にする目的で、ニューサウスウェールズ州が独自に開発したプログラムであり、ゲッティング・スマート・プログラムを修了した者は、引き続き、スマート・リカバリ・プログラムへ参加することが奨励されている。

1 スマート・リカバリ・プログラム (SMART^{注18} Recovery Program)

スマート・リカバリ (SMART Recovery) は、アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル依存症等のあらゆる「し癖行動 (addictive behaviour)」からの回復を求める個人をサポートする国際的な非営利団体である。スマート・リカバリで実施されるミーティングでは、参加者は、自分の抱えている問題の困難性、挑戦していること、成し遂げたことなどを話し合う機会を与えられる。スマート・リカバリは、全世界で600以上の対面式ミーティング及び18以上のオンライン・ミーティングをサポートしている^{注19}。対面式ミーティングの参加人員の平均が6～7人であるのに対し、オンライン・ミーティングの参加人員の平均については、音声を使用しない書き込み式のミーティングが32人、ボイス・ミーティングが18人である^{xviii}。

オーストラリアのスマート・リカバリ (SMART Recovery Australia^{注20}) は、比較的歴史が浅いが、現在50以上のグループが活動している^{vi}。スマート・リカバリ・プログラムは、一般人のみならず、犯罪者に対しても広く実施されている。一般社会で実施される同プログラムのファシリテーター (進行役) は無償のボランティアになるのが通例であるが、矯正施設内で実施される場合のファシリテーターは施設職員になる。また、前者の参加はオープンであり、原則としてだれもが参加できるが、後者については、参加者は、当該施設の被収容者に限定される^{xvi}。犯罪者に対して同プログラムが実施されている例を挙げれば、ニューサウスウェールズ州のカークコーネル矯正センター (Kirkconnell Correctional Center) においては、1週間につき4回、ミーティングが行われている^{xx}。

スマート・リカバリ・プログラムは、認知行動療法等をベースとした科学的根拠に基づ

注18 SMARTという語は、Self-Management And Recovery Training のそれぞれの頭文字を取ったものである。

注19 スマート・リカバリの以下のホームページによる。

<http://www.smartrecovery.org/intro/>

注20 オーストラリアのスマート・リカバリの以下のホームページによる。

<http://smartrecoveryaustralia.com.au/>

くプログラムであるが、し癖行動から回復するために取り組まなければならない事項は、次の4つにまとめられるとし、これを4ポイント（Four Point）と呼んでいる。

スマート・リカバリ・プログラムのポイント1は、「動機を高め、維持すること（Enhancing and maintaining motivation）」であるが、このプログラムでは、し癖行動のない生活へと変化しなければならない必要性を認識し、回復への動機付けとするための技法を学ぶ。ポイント2は、「渴望の対処（Coping with cravings）」であるが、このプログラムでは、し癖行動をとりたいという気持ちになったときの適切な対処法を学ぶ。ポイント3は、「問題解決（Problem solving）」であるが、このプログラムでは、問題解決に有効な様々な技法を学ぶことによって、自らの再発につながりかねないような状況等に直面したときの問題解決能力の養成を図る。ポイント4は、「ライフスタイル・バランス（Lifestyle balance）」であるが、このプログラムでは、し癖行動のない生活を送るためには、自らの人生において最も価値を置くもの（例：家族、友人、社会的活動、学習、芸術、宗教、健康等）を選択又は認識した上で日々の生活を送ることが重要であると指摘されている。

2 ゲットィング・スマート・プログラム（Getting SMART Program）^{ii, iii}

スマート・リカバリ・プログラムにおいては、多くの受刑者が今までに聞いたこともないような専門用語が多用されているため、スマート・リカバリ・プログラムの概念や技法について、矯正施設内の受刑者の理解を容易にする目的で、ゲットィング・スマート・プログラムが、ニューサウスウェールズ州矯正局犯罪者処遇課（Offender Programs Unit, Department of Corrective Services, NSW）によって、2005年に開発された。

スマート・リカバリ・プログラムが、あらゆるタイプの依存症の者を対象とし、犯罪者のみならず一般人をもカバーしているのに対し、ゲットィング・スマート・プログラムは、矯正施設に拘禁されている受刑者で、かつ、アルコールや薬物などの物質依存症の者を対象として発展してきたという特徴がある。しかし、ゲットィング・スマート・プログラムの全体的な処遇原則そのものは、スマート・リカバリ・プログラムと同じである。ゲットィング・スマート・プログラムは、改訂を経た後に、今日では、ニューサウスウェールズ州のすべての矯正施設で採用されているほか、一部の保護観察所においても実施されている。

ゲットィング・スマート・プログラムは、全部で12セッション（1セッションは2時間）あるが、各セッションは、スマート・リカバリ・プログラムの4ポイントを反映しており、その詳細については、185頁の**5-4-2-1表**のとおりである。

ゲットィング・スマート・プログラムのポイント1では、参加者は、行動変容ステージモデル（Stages of Change Model）、費用便益分析（CBA: Cost Benefit Analysis）、イラショナル・ビリーフ（Irrational Belief: 非合理的信念）等の概念や技法について学び、禁酒への動機付けを図る。

ポイント2では、衝動が生じたときに再飲酒をしないためのスキルや、論理療法（REBT: Rational Emotive Behaviour Therapy）のABCモデルの概念や技法について学ぶ。ここでは、ある出来事（Activating Event）に遭遇した場合、出来事そのものは変えられないが、その出来事に対する信念（Belief）を今までとは違うものにするによって、良い結果（Consequences）を生じさせることは可能であるといったことを学び、実際に、参加者自らの状況をABCモデルに照らして考える能力を養う。

ポイント3では、問題解決の技法である水平思考（lateral thinking）、ブレインストーミング（brainstorming）及び平行思考（parallel thinking）やセルフトーク（self talk: 内話）の影響等について学ぶ。

ポイント4では、S.M.A.R.T.目標設定モデル等の概念や技法について学んだ後、自らの再発防止のために必要な方策について考えさせ、プログラムのまとめとする。

ゲッティング・スマート・プログラムを修了した対象者は、その後、施設内処遇又は社会内処遇で定期的に実施されているスマート・リカバリ・プログラムへの参加が奨励されている。ゲッティング・スマート・プログラム修了者は、スマート・リカバリ・プログラムへ引き続き参加することにより、今までに学んだアルコールや薬物などの物質依存症からの回復及び再発防止に有効な様々な技法の維持に役立てることができ、併せて、同じ目的を有する同プログラム参加者からのサポートを受けることが可能となる。

5-4-2-1表 ニューサウスウェールズ州ゲッティング・スマート・プログラム

ポイント	セッション	内容
ポイント1 断酒（薬）への 動機付け	セッション1 私は今どこに いるのか	参加者は、ゲッティング・スマート・プログラムの理念や概要について説明を受けた後に、プロチャスカ（Prochaska）とディクレメンテ（Diclemente）の行動変容ステージモデル（Stages of Change Model）について学び、自分が現在、行動変容ステージモデルのどの段階にいるのかを確認する。 このモデルでは、行動の変化を「無関心期（Pre-contemplation）」、「関心期（Contemplation）」、「準備期（Preparation）」、「実行期（Action）」及び「維持期（Maintenance）」の5つの段階に分類している。 このセッションでは、飲酒（薬物等の使用も含む。以下同じ。）をやめるという行動変容プロセスが、ほとんどの人にとってゆっくり進行するものであること、再発（再飲酒、再薬物使用等をいう。以下同じ。）もまた多くの人にとって避けがたいことであるので、再び飲酒に至るような場合でもあきらめてはいけなことが強調される。また、参加者が行動変容を可能にするためには、高いモチベーションを維持することが必要であり、そのためには、行動変容が自らにとって重要であるという認識と行動変容できるという自信を持たなければならないことを学ぶ。
	セッション2 なぜ変化が必要 なのか	参加者は、自らの両面感情（ambivalence）を探索し、費用便益分析（CBA: Cost Benefit Analysis）について学ぶ。 参加者用ワークブック（21頁）には、「ジェイクの両面感情」と題するマンガがあり、ジェイクという若い男性が、密売人から違法な薬物を購入した場合と購入しなかった場合におけるその後の状況がジェイクの想像として描写されている。このマンガでは、前者においては強盗して逮捕される場面が描かれ、後者においては一時的にジェイクが苦しげな表情を浮かべているものの、その後は笑顔で自由な生活を楽しんでいる場面が描かれている。 ファシリテーター（進行役）は、参加者の中で自らの飲酒経験を事例として提供してくれる者がいないかを尋ね、提供者がいる場合には、以後その事例を使用し、いない場合には、あらかじめ準備しておいた事例を使用する。ファシリテーターは、この事例を基に、飲酒から生じる利益及び不利益並びに飲酒をしないことから生じる利益及び不利益について、参加者に考えさせ、出て来た意見をホワイトボードに書き、ワークシートにまとめていく。次に、書いた内容の横に、その期間が短期であるか長期であるかの別とそれぞれの重要度について1（重要ではない）から10（非常に重要である）までの間で評価を付けさせる。ワークシート完成後は、参加者に対し、自らの物質依存について、今はどのように感じているかについて意見を述べさせ、費用便益分析を行うことのメリットについて、ディスカッションを行わせる。
	セッション3 思い切って飛び 込むこと	イラショナル・ビリーフ（Irrational Belief: 非合理的信念）について学び、そしてそれがいかに変化を阻害する要因となっているかを参加者に理解させる。参加者用ワークブックには、イラショナル・ビリーフの例として、「他人を心配している者など1人もいない。」「誤り又は失敗を認めることは、弱さの表れである。」等が挙げられている。参加者は、このセッションで、自らが持っているイラショナル・ビリーフに気が付く能力を養う。
ポイント2 衝動を処理する スキル	セッション4 衝動及び渴望	衝動（urge）と渴望（craving）について学ぶ。ここでは、衝動は、アルコール（薬物等を含む。以下同じ。）を入手し、使用したいという強い欲求を指している。これに対し、渴望は、飲酒の効果を求める強烈な欲求であり、衝動の引き金であると説明される。衝動及び渴望は、回復の正常な過程の一つであることをまず参加

		者に理解させる。また、衝動及び渴望が生じたときに、再飲酒をしないための具体的な方法について学び、例えば、衝動が生じそうな状況に陥った場合にその場から直ちに退避することや、数字を数えたりするなど、自分の注意を他にそらすための行動（distraction）をとること等の方法を教える。
	セッション5 大局的に見ること	論理療法（REBT: Rational Emotive Behaviour Therapy）のABCモデルについて学ぶ。セッションの流れとしては、ファシリテーターは自身の事例を使用するか又はファシリテーター用マニュアル記載の事例（通りで旧友に会ったが、あいさつをされなかったため、無視をされたと思い込み、その日は不機嫌となり、妻ともけんかした男の事例）を読み上げて進める。ファシリテーターは、ABCモデルのA、B、Cの意味が、A（＝Activating Event）は出来事、B（＝Belief）は信念、C（＝Consequences）は結果であることを説明しながら、その事例では、何がそれに相当するのかを参加者と一緒になって考える。 ファシリテーターは、その事例の主人公が、ある出来事（A）に直面し、ネガティブな思い込み（B）を抱いた結果、ネガティブな結果（C）が生じたプロセスを説明する。そして、出来事（A）そのものは変えられないが、その出来事に対する信念（B）を変えることによって、良い結果（C）を生じさせることが可能であることを理解させる。参加者は、さらに、このセッションにおいて、ワークブック記載の他の事例を読んでA、B、Cを当てはめていく練習等を行い、自らの状況をABCモデルに照らして考える能力を養う。
	セッション6 思考の誤り	参加者がABCモデルを理解するための第2パートである。このセッションでは、参加者は再びABCモデルを実践的に学ぶとともに、自己の思考の誤りを発見する技術の習得を目指す。
ポイント3 問題解決スキル	セッション7 問題解決技法	参加者は、次の3つの問題解決技法を学ぶ。 ①水平思考（lateral thinking） 水平思考は、エドワード・デ・ボノ（Edward de Bono）が1967年に提唱したものであり、既成の物の見方を脱して斬新な発想を生み出す技法である（参加者用のワークブックには、穴を掘る男性の写真の下に、今まで掘った穴をそのまま掘り続けるのでは方向を変えられないという趣旨の説明文があり、その横には、「一言で言えば、水平思考とは、広場の外に出て考えることである。」と説明されている。）。 ファシリテーターの指示により、参加者は、ワークブックに記載されている6つのクイズを小グループで議論して解答を出すことを求められる（解答は1つだけではなく複数出ても可）。 参加者用ワークブック（87頁）には、クイズの1つとして、「父親と息子が交通事故に遭い、父親は即死であったが、息子は病院へ運び込まれた。直ちに外科手術が行われることとなったが、外科医は少年を見るなり、『なんてことだ！私は息子を手術するなんてできない！』と叫んだ。なぜ、こんなことが起きたのであろうか？」が挙げられている。これの解答例として、ファシリテーター用マニュアル（53頁）には、「その外科医は、その少年の母親である。」と書かれている。 上記のファシリテーターの指示により、小グループで解答を出した後は、大人数のグループで、それぞれのグループで出した解答をお互いに聞く。ファシリテーターは、そこで、正しい解答はたくさんあり得ること、問題解決にはプロセスがあること、直感的に出した決定と熟慮した上での決定には違いがあることなどを強調する。 ②ブレインストーミング（brainstorming） ファシリテーターは、ブレインストーミングとは、最初に心に浮かんだ解決法を実行して失敗に終わるのではなく、可能なすべ

	での解決方法を探り、最も有益な方法を採用することを可能にする技法であることを説明する。その後、参加者は、ワークブック記載の事例（88頁）に取り組むことになるが、それには、ジェイクという名の被収容者が、たばこを1箱欲しているのだが、買うのに十分な金がない状況を説明したマンガが描かれている。 参加者は、まず、抱えている問題を定義することから始め、考えられる限りの可能な解決方法をすべて書き出し、それらの有効性の評価へと進む。 なお、ファシリテーター用マニュアル（54頁）には、解答例として、「他の被収容者とたばこを分け合う。」、「吸うのをあきらめる。」、「たばこを脅し取る。」、「吸殻を拾う。」、「お金を借りる。」などが挙げられている。 ③平行思考（parallel thinking） 平行思考は、伝統的な議論の思考法とは異なり、お互いが異なる立場で対立的に思考していくのではなく、お互いが考える視点自体は全方位的に変えるものの、相手側と平行して協調的に考える思考法であるとされる（参加者用ワークブックの説明によれば、伝統的な議論の思考法は、お互いに異なる側にいる者どうしが、相手を攻撃する中で、真実の発見を志向するものであり、何も創造されず、建設的な要素が欠如しているのに対し、平行思考は、こうした伝統的な議論の思考法の対極にあるものであるとしている。）。 参加者は、この平行思考を実行するための実用的な技法である「考えるための6つの帽子モデル（six thinking hats model）」について学ぶ。この技法では、帽子の色がそれぞれの思考法の違いを示しており、白い帽子が事実・数字、赤い帽子が感情・直感、黄色い帽子が楽観・肯定、緑色の帽子が創造・新しいアプローチ、黒の帽子が警戒・審判、青色の帽子が総括を意味している。参加者は、それぞれが1つの帽子の色を割り当てられ、このモデルに示された思考法に基づき、ブレインストーミングの時間でも扱った同一の事例について意見を出していく（帽子は、白、赤、黄、緑、黒、青の色の順に進める。）。その後、宿題として、今度は、自らが抱える問題について、このモデルに示された思考法を適用する課題が出される。 なお、ファシリテーター用マニュアル（55～56頁）に記載されている解答例は、以下のとおりである。 白の帽子のところでは、ジェイクがこの問題に関して知っている客観的事実なので、「たばこ1箱は10ドルである。」、赤の帽子のところでは、ジェイクがこの問題について抱えている感情なので、「たばこが吸えなくて気落ちしている。」、黄色の帽子のところでは、ジェイクがこの問題を解決するために抱えている肯定的事項なので、「以前にもこのようなことがあったので、たばこが手に入ることを知っている。」、緑色の帽子のところでは、ジェイクがこの問題を解決する創造的方法であるので、ブレインストーミングで出た意見を使用し、黒色の帽子のところでは、ジェイクがこの問題を解決するために警戒を必要とする事項なので、「たばこを脅し取れば、最終的には自分が不利益な状況に陥る可能性がある。」、青色の帽子のところでは、ジェイクが今までのすべての考察を経た結果、採用する行動を述べる。
セッション8 自己管理	映画「ロッキー3」のDVDを参加者に視聴させ、それを基に進める。DVDを視聴させる理由は、この映画が、成功するためにネガティブな思考や信念をいかに克服し変化させていかなければならないかを示す好例であるからである。 参加者用ワークブックには、同映画の主要登場人物ごとに空欄が設けてあり、各登場人物が主人公ロッキーに及ぼした影響について書き込む。次頁では、参加者自身の人生に照らして、同映画

	の主要な登場人物が主人公に及ぼしたと同様の影響を与えた者の名前・状況等を記載し、思考・信念の及ぼす影響について理解を深める。 参加者用ワークブック（100～101頁）には、主要登場人物が主人公に及ぼした影響について、次のとおり書かれている。ポーリーは、いつも自滅的な言辞を発し、悲観的であるため、ネガティブな影響を及ぼしている。アポロは、メンター（mentor）の象徴で、主人公にやる気を出させ、目指すゴールに必要なスキルを与えてくれる。エイドリアンは、主人公に愛情を持って接し、主人公のネガティブなセルフトーク（self talk: 内話）、役に立たない信念（unhelpful belief）及び自滅的な行動に挑戦できる人物の象徴である。クラブーは、敵、障害及び「やっつけられない」という声の象徴であり、し癖行動は多くの点でこのような面を有している。ミッキー（コーチ）は、主人公を自己破滅的行動へと導く引き金（多大な損失）の象徴である。 参加者用ワークブックは、101頁の末尾にまとめとして、この主人公は、我々の人生における様々な面の象徴であり、スランプになり、ネガティブ思考に陥ったため失敗したが、この状況乗り越えることができたのは、思考法を変えたからであると説明している。参加者は、ここで、自らの人生でスランプに陥っていた状況を振り返ることを求められ、もし、そのときに思考法を変えていれば、結果はどのように変わっていたのかをワークブックに記載する。 次に、参加者は、自らの事例又はDVDの事例を基に、以前に学んだ論理療法のABCモデルを使用して、ワークブックに書き込む作業を行う。ワークブックには、A（=Activating Event: 出来事）、C（=Consequences: 結果）、B・iB's（=irrational Beliefs: イラショナル・ビリーフ）、D（=Dispute irrational Beliefs: イラショナル・ビリーフへの反論）、B・rB's（=rational Beliefs: ラショナル・ビリーフ）、E（=New Effect: 新しい効果）と順番に書き込むようになっており、参加者は、イラショナル・ビリーフに反論するプロセスを学ぶ。 ファシリテーター用マニュアル（62頁）には、記載例として、Aは「試合に負けたこと、ミッキーの死」、Cは「怒りの感情、練習を熱心にやらないこと」、B・iB'sは「私はミッキーなしではできない、私は敗者である、私は試合に勝てない」、Dは「私は過去にミッキーなしで練習できたことがある、私は過去に試合で勝ったことがある、私には家族とアポロからのサポートがある」、B・rB'sは「私は勝者である、私は援助があれば勝てる、私は試合に勝つことに必要な援助をすべて得ている」、Eは「ロッキーが熱心に練習する、ロッキーが試合に勝つ」等が挙げられている。 最後に、参加者はワークブック記載の自己破壊的信念（Self-Defeating Belief）及び有用な信念（Helpful Belief）の例を読んだ後に、自らの有する自己破壊的信念をワークブックの表の左側にいくつか書き出して、それに対して反論を行い、それを今度は有用な信念に転化したものを同表の右側に書くという作業を行う。 上記の記載例として、参加者用ワークブック（104頁）には、いくつか例が掲げられているが、自己破壊的信念の1例として「私は自分の人生を幸せにしてくれる1人の人間又は1つの信念を見付けなければならない。」が挙げられており、それを有用な信念に転化させた例として「人生は、多くの物事を学び、多くの人と関わり合うプロセスである。そうした冒険的な過程で、私は徐々に成長する。近道はほとんどない。」が記載されている。
セッション9 自己受容及びセルフトーク	参加者は、セルフトーク（self talk）がポジティブな影響とネガティブな影響の両方を持つことを学ぶとともに、ネガティブなセルフトークをポジティブなセルフトークに変化させる能力と物

		質依存のない生活ができる個人的強さを身に付ける能力を養う。 セッションの具体的な流れとしては、ファシリテーターが、参加者に対し、ワークブック（109頁）にある「ジェイクの頭の中で再生されているテープ」というマンガを読ませる。 このマンガは、ジェイクの頭の中でビデオテープが再生されている様子を描いたものである。画面の左側は、子供のジェイクが父親から「お前は、ばかで役立たずで、将来ろくな者に成らない。」ときつく叱られている様子を、画面の右側は、大人になったジェイクが手錠をされた状態で、警察官から「お前は、役立たずの犯罪者で、変わることはできない。一生犯罪者のままだ。」と激しくのしられている様子が、それぞれ描かれている。 ファシリテーターは、ジェイクが子供のころに父親から叱られた内容が記憶されて繰り返し再生されているだけでなく、ジェイクが大人になった後でも、同様のネガティブなメッセージが頭の中で繰り返し再生されていることを指摘する。 この後で行われるディスカッションでは、参加者が現在でも自分の思考に影響を与えているような話を過去にされた経験、子供のころに経験したネガティブな話の内容と現在の自分のイラショナル・ビリーフの間とのつながりについてグループで話し合う。 次の自己受容（Self Acceptance）に関する演習では、参加者は、ワークブック記載の12等分された円の上半分に、仕事又は学校でうまくできていないことを（－）の領域に書き、うまくできていることを（＋）の領域に記入する。同様に、円の下半分には、仕事又は学校以外のこと（家族、スポーツ等）でうまくできていないことを（－）の領域に書き、うまくできていることを（＋）の領域に記入する。 ファシリテーター用マニュアル（69頁）には、記載例として、（－）の領域には「私は時々職場に遅刻する。」、（＋）の領域には「私は、チームを組んで仕事をするのが得意である。」が書かれている。 この演習の目的は、何かに失敗したり、他者から批判されたりなどしてネガティブな思考にとらわれたときに、ネガティブな面だけではなくポジティブな面もあることに気づき、ネガティブな思考を克服する能力を養うことにある。
ポイント4 ライフスタイル・バランス	セッション10 ライフスタイル・バランス	ファシリテーターは、まず、参加者の中で自分が完全な依存症の状態のときの1日の生活の実態を事例として提供してくれる者がいないかを尋ね、提供者がいる場合には、以後その事例を使用し、いない場合には、あらかじめ準備しておいた事例を使用する。この事例を基に、朝の起床から夜の就寝までの依存症者の1日について意見を出させ、ホワイトボードに書き出していく。 ファシリテーター用マニュアル（74～75頁）には、「コーヒを飲み、どこで薬物を入手するか考える（1時間）。」「何人かの密売人に電話をし、薬物を入手できないか尋ねる（1時間）。」「密売人のところまで車を運転する（30分間）。」「密売人との取引の場所に刑事が潜んでいないか確認してから薬物の取引をする（15分間）。」「薬物を注射する（15分間）」などの薬物依存症者の1日が記載されている。 次に、参加者に対し、この1日の生活にあるものとないもの、物質依存に関係のある行動が1日に占める割合はどれくらいかなどについてディスカッションを行わせる。 参加者は、このセッションでは、依存症のない生活をするによって、いかに建設的な活動に多くの時間を割くことができるかを実感し、依存症のない生活をするための第一歩として、絵を描くなどの芸術活動、復学、家族・友人との交わり、健康の増進、ボランティア活動、社会事業、就労等が有効であることを学ぶ。

セッション11 目標の設定	このセッションでは、人生の目標を持つことの重要性について学ぶ。参加者は、S.M.A.R.T.目標設定モデルについて学習し、S.M.A.R.T.のSはSpecific（明確な）、MはMeasurable（測定可能な）、AはAchievable（達成可能な）、RはRealistic（現実的な）、TはTime framed（時間枠のある）のそれぞれ頭文字であり、目標設定の際には、この頭文字の意味するところに留意しなければならないことを学ぶ。 ファシリテーター用マニュアル（82頁）には、「減量」を目標設定した場合の例が挙げられており、Sは「私は15kg減量したい。」、Mは「私は夏までに15kg減量したい。」、Aは「私は1週間につき1kg減量する。」、Rは「私は揚げ物ではなく生鮮食品を食べる。」、Tは「私は夏の初めまで（今から6か月以内）に15kg減量することとし、この減量計画は来週の初めから開始する。」と書かれている。 ファシリテーターは、参加者に対し、グループで、S.M.A.R.T.目標設定モデルに基づいた目標設定を行わせる。 ファシリテーターは、依存症と縁が切れた後には、今まで物質依存のために使っていた膨大な時間が余るので、その時間を今後どのように使うのが、再発防止と充実した新生活のために最も重要な要素となることを説明する。そのためには、自分の人生で最も重要なことは何かという「価値観」をまずはっきりさせ、それから、「私は具体的にどういう状態を望むのか。」、「私は、そのためには何をすればよいのか。」と考えを進め、S.M.A.R.T.目標設定モデルに基づく目標を設定するというプロセスをここで参加者は学ぶ。 参加者用ワークブック（143頁）には、S.M.A.R.T.目標設定モデルに基づく目標設定の例が挙げられており、Sは「子供と一緒に時間を過ごす。」、Mは「1週間に3つの計画を実行する。」、Aは「1週間に、家族全員で1回外出し、各子供と共に各1回外出する。」、Rは「週末にピクニックに行き、息子と毎週サッカーをし、娘とダンス教室に行く。」、Tは「4週間以内に、子供と12の外出計画を実行する。」と書かれている。 参加者は、このセッションでは、実際に「個人的な価値観」を3つ書き出して、このプロセスに基づき、S.M.A.R.T.目標設定モデルに基づく目標を設定するという演習を行う。
セッション12 成功への道	このセッションでは、ファシリテーターは、参加者が一般社会において、かつての飲酒仲間等から誘惑を受けるなどして再発する可能性があることを指摘し、あらかじめ再発防止策を持っていることの重要性について説明する。 ファシリテーターは、参加者に対し、自らの直近の再発事案を振り返らせ、再発の引き金となった状況を探り、同様の状況に遭遇したときに今度はどのような対応を採るのかについて、小グループで意見交換を行わせる。 そして、次に行われる大人数のグループでのディスカッションでは、「再発の引き金となりそうな人物に出会った際に注意すべき状況としては、どのようなものがあるのか。また、あなたはその際どのように対処するつもりか。」、「再発を招きそうな状況には、他にどのようなものがあるか。また、あなたはその際どのように対処するつもりか。」について、再びグループで意見交換を行わせる。 ファシリテーター用マニュアル（89頁）には、再発の懸念のある注意すべき状況として、「もう飲酒しないという私の言葉を相手が聞き入れずに飲酒を勧める状況や、相手が私をいじめたり、悪口を言ったりする状況」が挙げられ、対処法として「その場を立ち去り、積極的に支援をしてくれるところを探す。」等が挙げられている。

		また、このマニュアルには、再発を招きそうな状況として、「快い酩酊感を思い出しているとき、退屈なとき、意気消沈しているとき、うれしいとき、悲しいとき、怒りを感じているとき、自分が失敗者であると感じているとき」が挙げられ、対処法として「飲酒による高揚感が一時的なものにすぎないことを思い出すこと、常に意識して忙しくすることにより何もしていない時間をなくしてしまうこと、スマート・リカバリ・ミーティングに定期的に出席すること、ネガティブな思考法を変えるABCモデルを実践すること、費用便益分析を行ってみること」等が挙げられている。 次に、ファシリテーターは、失敗事例だけではなく、成功事例からも学ぶことができることを説明し、今度は逆に、各参加者個人の成功事例について、ワークブックに記載させ、意見発表を行わせる。 最後に、ファシリテーターは、このゲッティング・スマート・プログラムのまとめとして、これで12のセッションすべてを修了することになるが、プログラム修了はこれからの長い回復のプロセスのほんの始まりにすぎないことを強調し、今後は、スマート・リカバリ・ミーティングへの定期的な出席を参加者に奨励する。 ファシリテーターは、参加者1人ずつに、修了証書を授与し、プログラムを通しての感想とプログラムで学んだことを今後どのように生かしていくつもりなのかを発表させる。ファシリテーターは、最後に、プログラム全体を振り返り、良かった点等についてコメントを述べ、プログラム参加者の回復を祈り、プログラムを閉じる。
--	--	--

注 1 ニューサウスウェールズ州矯正局作成の「ファシリテーター用マニュアル (NSW Department of Corrective Services, “Getting SMART: Group Facilitator Manual: Version Four 2009”, 2009)」及び「参加者用ワークブック (NSW Department of Corrective Services, “Getting SMART: A 12 Session Guide to Understanding the Tools and Techniques used in SMART Recovery®: Version Four 2009”, 2009)」による。

2 各セッションの詳細については、内容の記載を一部省略しているところもある。

第6章 おわりに

ここまで、受刑者及び「問題飲酒」に類型認定されている保護観察対象者を対象に実施した全国調査の結果を分析・検討し、その飲酒実態や飲酒による問題行動等を明らかにするとともに、併せて、その処遇の現状等を概観した。最後に、これらを踏まえ、飲酒の問題を抱える犯罪者に対する処遇の今後の課題について付言したい。

1 犯罪者の飲酒に係る問題性に応じた処遇プログラムの開発

受刑者は一般成人男子と比べて多量飲酒者の比率が顕著に高かったが、飲酒量が増えるほど飲酒に関わる様々な問題が生じる傾向があり、多量飲酒者が、犯罪性向を深化させ、再犯防止の障害となる多くの問題を抱えていることは、本研究における調査結果からも明らかである。また、成人の保護観察対象者中の「問題飲酒」の類型への該当率も約1割に及んでおり、多くの犯罪者が飲酒の問題を抱えていることがうかがえた。飲酒と犯罪との関連は多面的で、犯罪者が抱える飲酒の問題も様々であるが、こうした多様な飲酒の問題を有する犯罪者に対し、その問題性に即した効果的な処遇プログラムを開発・実施していく必要がある。医学的にアルコール依存者と診断されている者やその疑いがある者はもとより、犯罪者の抱える飲酒問題やその飲酒傾向を的確に把握し、多量飲酒者等の問題飲酒者にまで範囲を広げた処遇プログラムの開発が望まれるところである。

現在、刑事施設においては、一般改善指導の一つとして、酒害教育が実施されている。また、特に、交通事犯者に対しては、特別改善指導の一つとして、交通安全指導のプログラムの中で、飲酒運転の危険性や防止策等に関する指導が行われている。

他方、保護観察においては、飲酒の問題を有する者を「問題飲酒対象者」に認定した上、これに焦点を絞った重点的な指導が行われており、多くの場合、飲酒関連の特別遵守事項が義務付けられ、これを遵守させることを中心に様々な指導を行っている。また、暴力犯罪の累行傾向が高い者のうち、問題飲酒対象者に該当する者については、「特定暴力対象者」に認定し、保護観察官の関与を強化した綿密かつ専門的な処遇を実施している。

なお、法務省矯正局では、薬物・アルコールに対する依存がある受刑者の改善更生をより促進するため、特別改善指導である薬物依存離脱指導及び交通安全指導を充実させることを目的として、平成21年度に外部専門家の協力を得て検討会議を開催し、認知行動療法の手法を取り入れた処遇プログラムの開発を進めており^{注1}、また、同省保護局では、飲酒

注1 開発の結果、平成22年10月から、実施指定庁（山形刑務所、市原刑務所、豊橋刑務支所及び加古川刑務所）において、交通安全指導対象者のうち、アルコール依存症が認められる者又はその疑いがある者に対し、出所後の断酒を目標とした「アルコール依存回復プログラム」が実施されている。なお、同プログラムは、一般改善指導として実施することも可能である。

行動に問題のある保護観察対象者の改善更生を促進するために、認知行動療法の手法等を取り入れ、その問題性に応じた処遇を行うプログラムの開発を計画している^{注2}。

さらに、問題飲酒に係る処遇の在り方に関しては、対象者をいかに選別し、各対象者にその特性に応じいかなる指導を施すのが適切であるのかについての検討や、プログラムその他の処遇の効果検証等も必要である。

2 断酒指導を中心とした処遇

飲酒の問題を有する犯罪者の多くが、飲酒量を適切に自己コントロールできていないと推測され、こうした者に対しては、節酒指導により飲酒量を適切にコントロールしようとしても、結局、それができずに失敗する可能性が高いと考えられることから、問題飲酒行動が相当に高じていてその弊害が大きい者に対しては、断酒指導を中心とした処遇がより有効であろうと考えられる。

飲酒に係る問題性が大きく断酒指導が必要な者については、刑事司法手続や矯正・保護における処遇の過程を経る中で断酒意欲を喚起されることも少なくないと思われるが、保護観察対象者についての調査結果からは、そうして生じた断酒に向けた気持ちが積極・消極の両面に揺れ動いている者も多いことがうかがわれることから、断酒指導に当たっては、継続的でねばり強い指導・支援が肝要であるし、かつ、矯正・更生保護における強制的な処遇を行い得る期間を超えて、断酒の継続を成功させることが必要である。

断酒意欲を維持し、向上させるためには、本人にとって飲酒問題の解決が再犯の防止に直結することを理解させ、再び事件を起こしたくないといった気持ちを喚起させる指導が必要であろう。また、継続的な断酒の成功のためには、医療機関等によるアルコール依存症等の治療（断酒）に断酒会等の自助グループの存在が不可欠であるのと同様に、自助グループへの参加が重大な決め手となることが多いと考えられるところ、実際にも、自助グループが、断酒を目指すことになった犯罪者の断酒指導やアフターケア等を引き受け、時には、飲酒の問題の範囲を超えた生活面の相談等にも応じるといった細やかなフォローアップをしている現状があり、矯正や更生保護の関係機関は、こうした自助グループとも密接な連携を取り合うことが必要であろう。さらに、本人ばかりでなく、その家族も断酒の取組に参加するように仕向けるといったことも、効果的な手法ではないかと考えられる。

また、問題飲酒者の中には、飲酒を原因とする心身の健康問題を抱える者や、生活の破たん等により福祉の援助を要する者も少なくないと思われるところ、そうした者の更生を図るためには、医療機関による治療や行政・福祉機関の協力も必要となる。したがって、

注2 平成22年度から、保護観察所において、飲酒運転を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、「飲酒運転防止プログラム」を実施している。なお、刑事施設における「アルコール依存回復プログラム」及び保護観察所における「飲酒運転防止プログラム」の実施結果等については、情報共有を行い、刑事施設及び保護観察所において一貫した指導の実施に努めている。

矯正や更生保護の関係機関は、前記の自助グループに加え、こうした医療・福祉機関とも密接な連携を取り、緊密なネットワークを構築して、飲酒により心身に様々な問題を抱える犯罪者を適切な協力者へとつなげていくことが重要である。

さらに、受刑中又は保護観察中の飲酒の問題を有する犯罪者に対し、これを改善するのに効果的な処遇プログラムを策定し、適切に実施していくためにも、アルコール依存症者等の治療に関する最新の知見をも取り入れるなどして、処遇の充実を図る必要があり、加えて、自助グループのメンバーらが自らの体験で得た知識等を処遇関係者が学び取することは、単に自助グループを理解して良好な協力関係を維持するのに役立つばかりでなく、集団療法的な処遇技法を習得するにも助けになるのではないかと思われる。

3 犯罪類型別の問題飲酒者に対する処遇の留意点

(1) 交通事犯

犯行時に飲酒していた飲酒交通事犯者については、他の事犯と比べると全般的に犯罪性向は進んでおらず、生活の崩れが生ずるまでに飲酒の問題を抱えている者も多くはないが、飲酒と犯罪との関係は直接的であり、飲酒関連の交通事犯を繰り返しやすい傾向が認められる。

したがって、飲酒交通事犯者等に対しては、アルコール依存症が認められる者など飲酒の問題が大きい場合には断酒を中心とした本格的な処遇が必要であることはもちろんであるが、飲酒問題がそれほど深刻ではなく、断酒指導までは必要ではないと思われる場合であっても、将来的に飲酒問題を拡大する前の早期の段階で、節酒指導を含む効果的な処遇を行うことで、飲酒行動を自らコントロールできるようにし、問題飲酒行動の進行に歯止めを掛けることが有効であろうと思われる。

(2) 粗暴（暴力）事犯

粗暴（暴力）事犯者は、犯行時に飲酒していることが他の事犯と比べて多く、大量飲酒をする傾向があり、飲酒に対する抑制が利きにくい者が多い傾向がある。犯行時に飲酒していた飲酒粗暴（暴力）事犯者については、飲酒による薬理作用の直接的影響が強うかがわれる上、多量飲酒者が多く、粗暴（暴力）事犯を繰り返す傾向が見られた。

このように問題飲酒行動が犯罪と強く結び付いていることがうかがわれる飲酒粗暴（暴力）事犯者に対しては、飲酒の問題性を犯罪とのつながりにおいて十分に自覚させて断酒意欲を持たせ、断酒に向けた努力を続けさせるような、継続的な処遇が必要であろう。一方で、職業や家族生活を一応維持している者も多く、そうした者に対しては、活用できる社会資源が期待される反面、身近な者との関係について調整が必要な場面も多いだろうと推測され、特に受刑者については、出所前から更生保護等との連携が重要になると思われる。

（３）飲酒による生活困窮があるなどの問題性蓄積型

問題飲酒による生活困窮があって窃盗等の犯行に及んだと認められる生活困窮窃盗等事犯者等については、多量飲酒者が多く、飲酒により生活基盤を破たんさせ、それが犯罪の遠因となるとともに、更生の障害ともなっている者が多いと考えられる。すなわち継続的な問題飲酒が多様な犯罪リスクを次第に増加させ、生活の破たんや人間関係の崩壊等を招いて犯罪に結び付くといった間接的・蓄積的な問題性を有している問題性蓄積型の犯罪者については、必ずしも飲酒が直接には犯罪と結び付かないだけに、その問題性を的確に把握することが難しい。しかも、飲酒に係る問題だけでも様々な側面が交錯しているのみならず、飲酒問題以外にも多くの解決困難な問題を抱え、それらが複雑に絡み合っていることも多いだろうと考えられ、問題の解決も難しいことが多い。

これらの者については、飲酒問題に関する情報を的確に把握し、適正妥当な処遇選択を行う必要がある。飲酒の問題性が大きい者については、断酒指導を中心とした本格的な処遇を行うべきはもちろんであるが、生活基盤を破たんさせて更生の障害となっている者が多いと考えられることから、特に、生活面での細やかな指導・支援等が重要になることが多いと思われる。

４ 若年の問題飲酒者に対する処遇

本調査は成人を対象としているが、多量飲酒者には飲酒開始年齢が低い傾向が認められた上、飲酒開始年齢の低い者には、飲酒に対する抑制が利かない者や犯罪行為を助長しかねない内容の経験を持つ者が多い傾向があり、断酒意欲も相対的に乏しいなど多様な問題を有していることなどがうかがわれた。

したがって、非行少年や若年犯罪者については、飲酒の問題が比較的深刻でなく、断酒指導までは必要ではないと思われるような場合であっても、将来的に飲酒問題を拡大する前の早期の段階で、節酒指導を含む効果的な処遇を行うことで、飲酒行動を自らコントロールできるようにし、問題飲酒行動の進行に歯止めを掛けることが有効であろうと思われる。

なお、非行少年の飲酒実態等についても、今後、更なる研究・分析が望まれる。

参考・引用文献一覧

- 1 総理府,「酒類に関する世論調査(昭和43年)」, 1968
- 2 総理府,「酒類に関する世論調査(昭和62年)」, 1987
- 3 法務省,「第67矯正統計年報(昭和40年)」, 1966
- 4 法務省,「第109矯正統計年報Ⅰ(平成19年)」, 2008
- 5 法務省,「保護統計年報(平成20年)」, 2009
- 6 法務総合研究所,「犯罪白書(平成19年版)」, 2007
- 7 法務総合研究所,「犯罪白書(平成20年版)」, 2008
- 8 法務総合研究所,「犯罪白書(平成21年版)」, 2009
- 9 国税庁課税部酒税課,「酒のしおり」, 2009
- 10 厚生省大臣官房統計情報部,「保健衛生基礎調査(昭和54年)」, 1981
- 11 厚生労働省,「国民健康・栄養調査報告(平成16年)」, 2007
- 12 厚生労働省,「国民健康・栄養調査報告(平成17年)」, 2008
- 13 厚生労働省,「国民健康・栄養調査報告(平成18年)」, 2009
- 14 厚生労働省,「人口動態調査(平成19年)」, 2008
- 15 厚生労働省,「人口動態調査(平成20年)」, 2009
- 16 健康・体力づくり事業財団,「平成8年度健康づくりに関する意識調査報告」, 1997
- 17 犯罪対策閣僚会議,「犯罪に強い社会の実現のための行動計画ー『世界一安全な国, 日本』の復活を目指してー」, 2003
- 18 犯罪対策閣僚会議,「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008ー『世界一安全な国, 日本』の復活を目指してー」, 2008
- 19 更生保護のあり方を考える有識者会議,「『更生保護のあり方を考える有識者会議』報告書 更生保護制度改革の提言ー安全・安心の国づくり, 地域づくりを目指してー」, 2006
- 20 馬場暢子ほか,「ドメスティック・バイオレンス(DV)の加害者に関する研究」, 法務総合研究所研究部報告24, 2003
- 21 山田利行ほか,「配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究」, 法務総合研究所研究部報告40, 2008
- 22 健康日本21企画検討会,「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)について」, 2000
- 23 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会,「『健康日本21』中間評価報告書」, 2007
- 24 樋口進ほか,「成人の飲酒実態と関連問題の予防に関する研究」, 平成15年度研究報告書, 2004

- 25 樋口進ほか,「成人の飲酒と生活習慣に関する実態調査研究 わが国における飲酒の実態ならびに飲酒に関連する生活習慣病, 公衆衛生上の諸問題とその対策に関する総合的研究」, 平成20年度総括分担研究報告書, 2009
- 26 猪野亜朗ほか,「内科医・産業・関連スタッフのためのアルコール依存症とその予備軍: どうする!?問題解決へ向けての『処方箋』」, 永井書店, 2003
- 27 今道裕之,「アルコール依存症～関連疾患の臨床と治療～【第2版】」, 創造出版, 1996
- 28 今道裕之,「アルコール症者とその家族の心理」, 最新精神医学2 (2), 1997
- 29 岩倉信之ほか,「アルコール依存症者とその親世代のアルコール問題との関連についての調査研究」, アディクションと家族23 (1), 2006
- 30 尾崎米厚ほか,「わが国の成人飲酒行動およびアルコール症に関する全国調査」, 日本アルコール・薬物医学会雑誌40 (5), 2005
- 31 影山任佐,「アルコール関連精神障害」, 風祭元ほか編, 臨床精神医学講座19 司法精神医学・精神鑑定, 中山書店, 1998
- 32 影山任佐,「アルコール犯罪研究」, 金剛出版, 1992
- 33 司法研修所編,「量刑に関する国民と裁判官の意識についての研究ー殺人罪の事案を素材としてー」, 法曹會, 2007
- 34 清水新二,「アルコール関連問題の社会病理学的研究ー文化・臨床・政策」, ミネルヴァ書房, 2003
- 35 清水新二,「アルコールとドメスティック・バイオレンスーその直接効果と間接効果 (第1土曜特集アルコール医学・医療の最前線)ー (アルコール関連問題への取り組み)」, 医学のあゆみ222(9), 2007
- 36 清水新二,「酒飲みの社会学ーアルコール・ハラスメントを生む構造」, 素朴社, 1998
- 37 清水新二,「ドメスティック・バイオレンスに関する多国間国際比較研究」, 2004
- 38 清水新二ほか,「全国代表標本による日本人の飲酒実態とアルコール関連問題ー健康日本21の実効性を目指してー」, 日本アルコール・薬物医学会雑誌39 (3), 2004
- 39 鈴木健二ほか,「未成年者の飲酒問題コホート調査 (1)」, 日本アルコール・薬物医学会雑誌37 (6), 2002
- 40 中本新一,「アメリカおよびスウェーデンのアルコール政策」, 同志社政策科学研究9 (1), 2007
- 41 真栄里仁ほか,「プレアルコホリックと介入」, 臨床精神医学36 (10), 2007
- 42 松下武志,「酒害者と回復活動」, 学文社, 2007
- 43 松下正明編,「臨床精神医学講座8 薬物・アルコール関連障害」, 中山書店, 1999
- 44 松本俊彦ほか,「少年鑑別所男子入所者におけるアルコール・薬物乱用と反社会性

- の関係」, 日本アルコール・薬物医学会雑誌41 (1), 2006
- 45 みのわマック, 「アルコール薬物施設調査研究報告書 I」, 1997
- 46 みのわマック, 「アルコール薬物施設調査研究報告書 II」, 1998
- 47 みのわマック, 「アルコール薬物施設調査研究報告書 III」, 1999
- i World Health Organization, "Global Status Report: Alcohol Policy", 2004
- ii NSW Department of Corrective Services, "Getting SMART: Group Facilitator Manual: Version Four 2009", 2009
- iii NSW Department of Corrective Services, "Getting SMART: A 12 Session Guide to Understanding the Tools and Techniques used in SMART Recovery®: Version Four 2009", 2009
- iv NSW Children's Court, "Practice Direction No.27", 2007
- v NSW Children's Court, "The Youth Drug and Alcohol Court - Get with the Program!", 2010
- vi Department of Health and Ageing, "Guidelines for the Treatment of Alcohol Problems", 2009
- vii Australian Institute of Health and Welfare, "2007 National Drug Strategy Household Survey: First results", 2008
- viii National Health and Medical Research Council, "Australian Guidelines to Reduce Health Risks from Drinking Alcohol", 2009
- ix National Institute on Alcohol Abuse and Alcoholism, "Underage drinking: Why do adolescents drink, what are the risks, and how can underage drinking be prevented?", Alcohol Alert No.67, 2006
- x Ministerial Council on Drug Strategy, "National Alcohol Strategy 2006-2009", 2006
- xi NHTSA's National Center for Statistics and Analysis, "Traffic Safety Facts - Young Drivers", 2008
- xii Roads and Traffic Authority et al., "Evaluation Report - Sober Driver Program"
- xiii Roads and Traffic Authority et al., "Reference Guide for Presenters - Sober Driver Program", 2004
- xiv Roads and Traffic Authority et al., "Road Safety Task Force Report", 2001
- xv Babor et al., "Alcohol: No Ordinary Commodity: Research and Public Policy", Oxford University Press, 2010
- xvi Horvath, A. T., "Fundamental Facts about SMART Recovery®", SMART

- Recovery News & Views (Volume 11, Issue 3, Summer 2005), 2005
- xvii University of New South Wales Evaluation Consortium, "Evaluation of the New South Wales Youth Drug Court Pilot Program - Final Report for the NSW Attorney-General's Department", 2004
 - xviii Von Breton, J., "SMART Recovery® Online Update", SMART Recovery News & Views (Volume 16, Issue 3, Summer 2010), 2010
 - xix Watson, B. C., & Freeman, J. E., "Perceptions and experiences of random breath testing in Queensland and the self-reported deterrent impact on drink-driving", Traffic Injury Prevention 8, 2007
 - xx Wilkinson, G., "SMART Recovery® "Taking off" in Australia Prisons", SMART Recovery News & Views (Volume 13, Issue 3, Summer 2007), 2007
 - xxi Pelham, W. E., Jr., & Lang, A. R., "Can Your Children Drive You To Drink? - Stress and Parenting in Adults Interacting With Children With ADHD - ", Alcohol Research & Health 23 (4), 1999
 - xxii Miller, W. R., & Rollnick, S., "Motivational Interviewing: Preparing for Change (2nd edition)", 2002 (松島義博・後藤 恵 訳 「動機づけ面接法 基礎・実践編」, 星和書店, 2007)

巻末資料 1 飲酒に関する調査票（刑事施設職員記入用）

施設 番号		通し 番号	
----------	--	----------	--

飲酒に関する調査票（職員記入用）

該当する番号に○印をつけ，（ ）内には，当てはまる数字等を記入してください。

- (1) 生 年 月 日 (T・S・H 年 月 日)
- (2) 入所年月日 (T・S・H 年 月 日)
- (3) 犯行年月日 (T・S・H 年 月 日)
- (4) 入 所 度 数 (_____ 回)
- (5) 罪 名 (矯正統計調査要領の罪名符号表の符号番号) (_____)
- (6) (5) が 19 業務上過失致死傷, 20 重過失致死傷, 34 危険運転致死傷, 59 道路
交通法違反, 70 その他の特別法犯, の場合に, 当てはまる番号一つに○をつ
けてください (上にあげた罪名に当てはまらない場合も 5 に○をつけてください)
 - 1 (70 その他の特別法犯の場合) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律違反
 - 2 (交通関係で) 飲酒関連 3 (交通関係で) 飲酒と関連なし 4 不詳 5 該当なし
- (7) 刑 期 (_____ 月) (無期刑は 999 と記入)
- (8) 再 犯 期 間
 - 1 3 月未満 2 6 月未満 3 1 年未満 4 2 年未満
 - 5 3 年未満 6 4 年未満 7 5 年未満 8 5 年以上
 - 9 前刑出所前の犯罪 10 該当なし (前刑なし)
- (9) 前 科 (_____ 回) (自由刑 (_____ 回) 罰金 (_____ 回))
- (10) 前回前科罪名 (矯正統計調査要領の罪名符号表の符号番号) (_____)
(該当なしの場合には, 999 と記入)
- (11) (10) が 19 業務上過失致死傷, 20 重過失致死傷, 34 危険運転致死傷, 59 道路
交通法違反, 70 その他の特別法犯, の場合に, 当てはまる番号一つに○をつ
けてください (上にあげた罪名に当てはまらない場合も 5 に○をつけてください)
 - 1 (70 その他の特別法犯の場合) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律違反
 - 2 (交通関係で) 飲酒関連 3 (交通関係で) 飲酒と関連なし 4 不詳 5 該当なし
- (12) 暴力組織との関係 1 なし 2 あり 3 不詳
- (13) 保護処分歴の有無 1 なし 2 あり 3 不詳
- (14) 初回前科言渡し年月日 (T・S・H 年 月 日)
- (15) 最 終 学 歴
 - 1 小学校卒 (中退含む) 2 中学校卒 (中退含む) 3 高等学校中退 4 高等学校卒
 - 5 大学中退 6 大学卒 (大学院含む) 7 その他 (不就学含む) 8 不詳
- (16) 職 業 (矯正統計調査要領の職業符号表の符号番号) (_____)
(不詳の場合には, 999 と記入)
- (17) 婚 姻 状 況
 - 1 未婚 2 配偶者あり (内縁含む) 3 離別 4 死別 5 不詳

施設 番号		通し 番号	
----------	--	----------	--

(18) 居住状況

- 1 定住 2 住居不定 3 不詳

(19) 同居家族 犯罪時、((5)で答えた犯罪で、複数ある場合は最も古いもの)同居していた者について該当する番号すべてに○をつけてください)

- 1 単身 2 父母 3 配偶者(内縁含む) 4 子
5 その他の親族 6 友人・知人 7 更生保護施設 8 社会福祉施設
9 その他の者と同居 10 不詳

(20) 身体状況等 (該当する番号すべてに○をつけてください)

- 1 知的障害 2 人格障害 3 アルコールによる精神障害(アルコール中毒など)
4 (3以外の)精神障害 5 アルコール乱用・依存症 6 身体疾患
7 身体障害 8 該当なし

(21) 知能指数(IQ相当値)() (不詳は999, 調査不能は0と記入)

(22) 処遇指標

- 1 A 2 B

(23) 今回受刑する原因になった犯罪((5)で答えた犯罪で、複数ある場合は古いもの)は、飲酒下で行われましたか

- 1 (犯罪の前・最中に)酒を飲んでいて 2 酒を飲んでいない 3 不詳

(24) (23)で1「酒を飲んでいて」と答えた場合のみお答えください。酒を飲んでいて状況について該当する番号一つに○をつけてください

- 1 (犯罪に交通関係が含まれる場合)酒を飲んで、運転した
2 家族に暴力(傷害・暴行・殺人を含む)を振るった
3 家族以外に暴力(傷害・暴行・殺人を含む)を振るった
4 性的な暴力(わいせつ行為を含む)に及んだ
5 覚せい剤を使用した
6 酒が飲みたいがために、酒類や金を盗んだり、無銭飲食に及んだりした
7 酒による生活破綻があり、金に困って犯行に及んだ
8 酒を飲んで、その他の犯罪に及んだ

(25) (23)で2「酒を飲んでいない」3「不詳」に該当した場合のみお答えください。事件の背景について、該当する番号一つに○をつけてください

- 1 酒が飲みたいがために、酒類や金を盗んだ
2 酒による生活破綻により、金に困って犯行に及んだ
3 酒との関係は認められない
4 1～3に該当しない

飲酒に関するアンケート用紙

法務総合研究所

施設記入用	施設番号		通し番号	
-------	------	--	------	--

このアンケートは、刑務所に入っている人が、酒（ビール、日本酒、焼酎、ウイスキー、ワインなどアルコール分を含む飲料）を飲むことに関して、どんなことを思ったり感じたりしているかなどについて、おたずねするものです。

アンケートは、調査以外の目的で使用することはまったくありませんので、ありのままに答えてください。

最初にあなたの称番号を書いてください。→

では、次のページから質問が続きます。下の「回答の仕方のれい」のように、質問をよく読んで、あなたにあてはまる番号に○をつけてください。

回答の仕方のれい

Q あなたは、今回収容される前、結婚していましたか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

1. 結婚していた 2. 結婚していなかった

たとえば、結婚していなかった人は、こちらの番号に○をつけてください。

では、質問を始めます。

Q1 あなたは、今回刑務所に入ることになった事件を起こしたとき、生活費をどこから得ていましたか。あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。

- | | |
|---------------|---------------------|
| 1. 給料 | 2. 生活保護 |
| 3. 年金 | 4. 貯金 |
| 5. 親族からの援助 | 6. 消費者金融（サラ金）からの借金 |
| 7. 友人・知人からの借金 | 8. ギャンブル（パチンコ・競馬など） |
| 9. その他（具体的に： | ）10. どこからも得ていなかった |

Q2 あなたは、今回^{こんかい}刑務所^{けいむしょ}に入ることになった事件^{じけん}を起こしたとき、金銭面^{きんせんめん}で毎日^{まいにち}の暮らしに困ることがありましたか。あてはまる番号^{ばんごう}に一つだけ○をつけてください。

- | | |
|-------------|------------|
| 1. まったくなかった | 2. あまりなかった |
| 3. ときどきあった | 4. よくあった |

Q3 あなたは、次^{つぎ}のような経験^{けいけん}をしたことがありますか。それぞれの文章^{ぶんしょう}をよく読んで、あてはまる番号^{ばんごう}に一つだけ○をつけてください。

(ア) 人^{ひと}の物^{もの}や金^{かね}を盗^{ぬす}んだ。

- | | | |
|-----------|--------------------------|-----------------------------|
| 1. まったくない | 2. 1～2回 ^{かい} ある | 3. 3回以上 ^{かいじょう} ある |
|-----------|--------------------------|-----------------------------|

(イ) 家族^{かぞく}（内妻^{ないさい}を含む^{ふく}）に暴^{ぼう}力^{りよく}を振^ふるった。

- | | | |
|-----------|--------------------------|-----------------------------|
| 1. まったくない | 2. 1～2回 ^{かい} ある | 3. 3回以上 ^{かいじょう} ある |
|-----------|--------------------------|-----------------------------|

(ウ) 家族以外^{かぞくいがい}の人^{ひと}に暴^{ぼう}力^{りよく}を振^ふるった。

- | | | |
|-----------|--------------------------|-----------------------------|
| 1. まったくない | 2. 1～2回 ^{かい} ある | 3. 3回以上 ^{かいじょう} ある |
|-----------|--------------------------|-----------------------------|

(エ) セクハラやちかんなどのわいせつな行^{こう}為^いをした。

- | | | |
|-----------|--------------------------|-----------------------------|
| 1. まったくない | 2. 1～2回 ^{かい} ある | 3. 3回以上 ^{かいじょう} ある |
|-----------|--------------------------|-----------------------------|

(オ) 覚^{かく}せい剤^{ざい}を使用^{しやう}した。

- | | | |
|-----------|--------------------------|-----------------------------|
| 1. まったくない | 2. 1～2回 ^{かい} ある | 3. 3回以上 ^{かいじょう} ある |
|-----------|--------------------------|-----------------------------|

Q4 あなたは、今回^{こんかい}収容^{しゅうよう}される前^{まえ}、ふだんどのくらい^{かいすう}の回数^{さけ}で酒^のを飲^のんでいましたか。あてはまる番号^{ばんごう}に一つだけ○をつけてください。

- | | |
|---|--|
| 1. ほとんど毎日 ^{まいにち} | 2. 週 ^{しゅう} に3～4回 ^{かい} |
| 3. 週 ^{しゅう} に1～2回 ^{かい} | 4. 1か月 ^{げつ} に1～3回 ^{かい} |
| 5. 数か月 ^{すうげつ} に1回程度 ^{かいていど} | 6. 1年 ^{ねん} に1回程度 ^{かいていど} |
| 7. まったく飲 ^の まない | |

※Q4で「7. まったく飲^のまない」と回答^{かいとう}した方は、以下^{かた}の質問^{いか}に回答^{しつもん}する必要^{かいとう}はありません。ここ^{ひつよう}で終わりです。
それ以外^{いがい}の方は、次^{かた}のQ5に進^{つぎ}んでください。

Q5 あなたが酒^{さけ}を飲^のむようになったのは、およそ何歳^{なんさい}のときでしたか（ほんの一口^{ひとくち}の試^{ため}し飲^のみは含^{ふく}めません）。 の中^{すうじ}にあてはまる数字^かを書いてください。

歳^{さい}

Q6 あなたの父親または母親は、大量に酒を飲むことがありましたか。あてはまる番号
に一つだけ○をつけてください。

1. あった 2. なかった 3. わからない

Q7 あなたの父親または母親は、酒に酔って暴力を振るうことがありましたか。あて
はまる番号に一つだけ○をつけてください。

1. あった 2. なかった 3. わからない

Q8 あなたは、今回収容される前、ふだん1回について、どんな酒をどのくらいの量
飲んでいましたか。よく飲んでいた酒の番号に○をつけ、だいたいの量を思い出し、
□の中にあてはまる数字を書いてください(わからないときは、一番最近酒を
飲んだときを思い出して書いてください)。

(れい1) 1回にビール中びん2本を飲む場合

→ ①. ビール 500ml (中びん) □ 2 本

(れい2) 1回に日本酒1合と焼酎水割り3杯をチャンポンする場合

→ { ②. 日本酒 180ml (1合) □ 1 合
③. 焼酎 100ml (コップ半分) □ 3 杯

1. ビール 500ml (中びん) □ 本 2. 日本酒 180ml (1合) □ 合
3. 焼酎 100ml(コップ半分) □ 杯 4. ウイスキー30ml(シングル) □ 杯
5. ワイン 100ml (グラス) □ 杯

Q9 あなたは、今回収容される前の1年間で、最も多く酒を飲んだときは、どのくら
いの量の酒を飲みましたか。そのとき飲んだ酒の番号に○をつけ、だいたいの量を
思い出し、□の中にあてはまる数字を書いてください。

1. ビール 500ml (中びん) □ 本 2. 日本酒 180ml (1合) □ 合
3. 焼酎 100ml(コップ半分) □ 杯 4. ウイスキー30ml(シングル) □ 杯
5. ワイン 100ml (グラス) □ 杯

Q10 あなたは、今回収容される前の1年間で、Q9（前のページ）で答えた量の酒を飲むことが、どのくらいの回数でありましたか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. ほとんど毎日 | 2. 週に3～4回 |
| 3. 週に1～2回 | 4. 1か月に1～3回 |
| 5. 数か月に1回程度 | 6. 1年に1回程度 |

Q11 あなたは、今回収容される前、朝や昼間から酒を飲むことが、どのくらいの回数でありましたか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. ほとんど毎日 | 2. 週に3～4回 |
| 3. 週に1～2回 | 4. 1か月に1～3回 |
| 5. 数か月に1回程度 | 6. ほとんどない |

Q12 あなたは、次のような経験をしたことがありますか。それぞれの文章をよく読んで、あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

(ア) 酒を飲んで、車やバイクを運転した。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. まったくない | 2. 1～2回ある | 3. 3回以上ある |
|-----------|-----------|-----------|

(イ) 酒を飲んで、車やバイクを運転していたときに、事故を起こした。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. まったくない | 2. 1～2回ある | 3. 3回以上ある |
|-----------|-----------|-----------|

(ウ) 酒が原因で、仕事を失ったり、もう少しで仕事を失いそうになったりした。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. まったくない | 2. 1～2回ある | 3. 3回以上ある |
|-----------|-----------|-----------|

(エ) 酒の飲み方について、周りの人から非難または注意され、腹が立った。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. まったくない | 2. 1～2回ある | 3. 3回以上ある |
|-----------|-----------|-----------|

(オ) 酒を飲んでいたときに、口げんかになった。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. まったくない | 2. 1～2回ある | 3. 3回以上ある |
|-----------|-----------|-----------|

(カ) 酒を飲んでいたときに、家族（内妻を含む）に暴力を振るった。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. まったくない | 2. 1～2回ある | 3. 3回以上ある |
|-----------|-----------|-----------|

(キ) 酒を飲んでいたときに、家族以外の人に暴力を振るった。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. まったくない | 2. 1～2回ある | 3. 3回以上ある |
|-----------|-----------|-----------|

(ク) 酒が飲みたいくて、酒や金を盗んだり、ただ飲みをしたりした。
1. まったくない 2. 1～2回ある 3. 3回以上ある

(ケ) 酒を飲んでいたときに、セクハラやちかんなどのわいせつな行為をした。
1. まったくない 2. 1～2回ある 3. 3回以上ある

(コ) 酒を飲んでいたときに、覚せい剤を使用した。
1. まったくない 2. 1～2回ある 3. 3回以上ある

(サ) 酒がもとで病気（肝硬変、胃炎、糖尿病、高血圧症、アルコール中毒・依存症など）になり、1週間以上、ふだんの生活ができなかった。
1. ない 2. ある

(シ) 酒がもとで、家族（内妻を含む）と別れた。
1. ない 2. ある

(ス) 酒がもとで、友達を失った。
1. ない 2. ある

Q13 あなたは、どんなときに酒を飲みたいと思いますか。最もよくあてはまるものを三つまで選び、番号に○をつけてください。

- | | |
|---------------|---------------------|
| 1. 人と仲良くしたいとき | 2. 気を大きくしたいとき |
| 3. ひまなとき | 4. 嫌なことを忘れたいとき |
| 5. 腹が立っているとき | 6. 寂しいとき |
| 7. 体がつらいとき | 8. 覚せい剤などの薬物を我慢するため |
| 9. 楽しみたいとき | 10. いつでも |
| 11. その他（具体的に： |) |

Q14 あなたは、何らかの失敗をしたとき、酒を言い訳にしたことがありますか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

1. ほとんどない 2. ときどきある 3. よくある 4. いつもそうだ

Q15 あなたは、酒を飲んで、怒りっぽくなったり不機嫌になったりしたことがありますか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

1. ほとんどない 2. ときどきある 3. よくある 4. いつもそうだ

巻末資料 3 単純集計表（飲酒に関する調査票（刑事施設職員記入用））

入所時年齢（質問項目（1））

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,440	(100.0)
20 ～ 24	歳	116	(8.1)
25 ～ 29	歳	172	(11.9)
30 ～ 39	歳	386	(26.8)
40 ～ 49	歳	328	(22.8)
50 ～ 59	歳	255	(17.7)
60 ～ 64	歳	99	(6.9)
65 歳 以 上		84	(5.8)

犯行時年齢（質問項目（3））

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,440	(100.0)
19 歳 以 下		10	(0.7)
20 ～ 24	歳	156	(10.8)
25 ～ 29	歳	170	(11.8)
30 ～ 39	歳	371	(25.8)
40 ～ 49	歳	315	(21.9)
50 ～ 59	歳	259	(18.0)
60 ～ 64	歳	87	(6.0)
65 歳 以 上		71	(4.9)
不 詳		1	(0.1)

入所度数（質問項目（4））

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,440	(100.0)
1	回	605	(42.0)
2	回	299	(20.8)
3	回	158	(11.0)
4	回	96	(6.7)
5	回	76	(5.3)
6 ～ 9	回	144	(10.0)
10 回 以 上		62	(4.3)

罪名（質問項目（５））

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,440	(100.0)
刑	犯	913	(63.4)
殺	人	20	(1.4)
強	盗	55	(3.8)
傷	害	79	(5.5)
暴	行	6	(0.4)
脅	迫	5	(0.3)
窃	盗	419	(29.1)
詐	欺	114	(7.9)
恐	喝	28	(1.9)
横領・背	任	10	(0.7)
盗品譲受	等	2	(0.1)
強	姦	27	(1.9)
強	つ	19	(1.3)
公然わいせつ・文書頒布		9	(0.6)
放	火	11	(0.8)
公務執行妨	害	6	(0.4)
住居侵	入	18	(1.3)
偽	造	15	(1.0)
賭博・富く	じ	4	(0.3)
暴力行為等処罰	法	12	(0.8)
危険運転致死傷		5	(0.3)
業務上過失致死傷		13	(0.9)
自動車運転過失致死傷		6	(0.4)
その他の刑法犯		30	(2.1)
特	犯	525	(36.5)
銃	法	10	(0.7)
覚せい剤取締	法	316	(21.9)
麻薬取締	法	14	(1.0)
児童福祉	法	6	(0.4)
道路交通	法	127	(8.8)
その他の特別法犯		52	(3.6)
不	詳	2	(0.1)

刑期（質問項目（７））

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,440	(100.0)
6月未満		23	(1.6)
6月以上1年未満		164	(11.4)
1年以上2年未満		445	(30.9)
2年以上3年以下		456	(31.7)
3年を超え5年以下		252	(17.5)
5年を超え10年以下		69	(4.8)
10年を超える		27	(1.9)
無	期	4	(0.3)

前刑出所後の再犯期間（質問項目（８））

区	分	人員	(構成比)
総	数	835	(100.0)
3 月 未 満		123	(14.7)
6 月 未 満		92	(11.0)
1 年 未 満		147	(17.6)
2 年 未 満		162	(19.4)
3 年 未 満		97	(11.6)
4 年 未 満		64	(7.7)
5 年 未 満		34	(4.1)
5 年 以 上		107	(12.8)
前 刑 出 所 前 の 犯 罪		8	(1.0)
不 詳		1	(0.1)

前科総数（質問項目（９））

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,440	(100.0)
前 科 な し		272	(18.9)
1 回		239	(16.6)
2 ～ 5 回		616	(42.8)
6 ～ 9 回		191	(13.3)
10 回 以 上		122	(8.5)

前回前科罪名（質問項目（10））

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,168	(100.0)
刑 法	犯 人	678	(58.0)
殺 人		3	(0.3)
強 盗		12	(1.0)
傷 害		67	(5.7)
暴 行		13	(1.1)
脅 迫		1	(0.1)
窃 盗		369	(31.6)
詐 欺		62	(5.3)
恐 喝		27	(2.3)
横 領 ・ 背 任		5	(0.4)
盗 品 譲 受 け		2	(0.2)
強 姦		6	(0.5)
強 制 わ い せ つ		13	(1.1)
公然わいせつ・文書頒布		7	(0.6)
放 火		5	(0.4)
公 務 執 行 妨 害		6	(0.5)
住 居 侵 入		11	(0.9)
偽 造		6	(0.5)
賭 博 ・ 富 く じ		3	(0.3)
暴 力 行 為 等 処 罰 法		7	(0.6)
業 務 上 過 失 致 死 傷		22	(1.9)
自 動 車 運 転 過 失 致 死 傷		1	(0.1)
そ の 他 の 刑 法 犯		30	(2.6)
特 別 法 犯		469	(40.2)
銃 刀 法		10	(0.9)
覚 せ い 剤 取 締 法		291	(24.9)
麻 薬 取 締 法		2	(0.2)
児 童 福 祉 法		1	(0.1)
道 路 交 通 法		118	(10.1)
そ の 他 の 特 別 法 犯		47	(4.0)
不 詳		21	(1.8)

暴力組織との関係（質問項目（12））

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,440	(100.0)
あ	り	221	(15.3)
な	し	1,198	(83.2)
不	詳	21	(1.5)

保護処分歴（質問項目（13））

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,440	(100.0)
あ	り	452	(31.4)
な	し	939	(65.2)
不	詳	49	(3.4)

初回前科時年齢（質問項目（14））

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,440	(100.0)
19 歳 以下		50	(3.5)
20 ～ 24 歳		610	(42.4)
25 ～ 29 歳		258	(17.9)
30 ～ 39 歳		274	(19.0)
40 ～ 49 歳		131	(9.1)
50 ～ 59 歳		80	(5.6)
60 ～ 64 歳		20	(1.4)
65 歳 以上		13	(0.9)
不	詳	4	(0.3)

最終学歴（質問項目（15））

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,440	(100.0)
小学校卒（中退含む）		14	(1.0)
中学校卒（中退含む）		608	(42.2)
高等学校中退		388	(26.9)
高等学校卒		321	(22.3)
大学中退		46	(3.2)
大学卒（大学院含む）		54	(3.8)
その他（不就学含む）		2	(0.1)
不	詳	7	(0.5)

職業（質問項目（16））

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,440	(100.0)
専門的・技術的職業		41	(2.8)
管理的職業		24	(1.7)
事務		24	(1.7)
販売		83	(5.8)
サービス職業		76	(5.3)
保安職業		5	(0.3)
農林・漁業		17	(1.2)
運輸・通信		38	(2.6)
技能工，採掘・製造・建設・労務作業		334	(23.2)
その他の		31	(2.2)
無職		629	(43.7)
不	詳	138	(9.6)

婚姻状況（質問項目（17））

区	分	人員	（構成比）
総	数	1,440	(100.0)
未	婚	532	(36.9)
配	偶者あり（内縁含む）	428	(29.7)
離	別	448	(31.1)
死	別	10	(0.7)
不	詳	22	(1.5)

居住状況（質問項目（18））

区	分	人員	（構成比）
総	数	1,440	(100.0)
定	住	1,054	(73.2)
住	居	337	(23.4)
不	詳	49	(3.4)

同居者（複数回答）（質問項目（19））

区	分	人員	（構成比）
総	数	1,440	(100.0)
単	身	506	(35.1)
父	母	315	(21.9)
配	偶者（内縁含む）	408	(28.3)
	子	196	(13.6)
そ	の	131	(9.1)
友	人・知人	40	(2.8)
更	生保護施設	9	(0.6)
社	会福祉施設	2	(0.1)
そ	の他の者と同居	18	(1.3)
不	詳	152	(10.6)

身体状況等（複数回答）（質問項目（20））

区	分	人員	（構成比）
総	数	1,440	(100.0)
知	的	21	(1.5)
人	格	3	(0.2)
ア	ル	9	(0.6)
コ	ールによる精神障害		
（	アルコール中毒など）		
ア	ル	108	(7.5)
以	外		
の	精神障害		
ア	ル	27	(1.9)
コ	ール乱用・依存症		
身	体	301	(20.9)
身	体	54	(3.8)
該	当	974	(67.6)

知能段階（質問項目（21））

区	分	人員	（構成比）
総	数	1,440	(100.0)
69	以	303	(21.0)
70	～	693	(48.1)
90	～	390	(27.1)
110	以	19	(1.3)
調	査	5	(0.3)
不	詳	30	(2.1)

処遇指標（質問項目（22））

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,440	(100.0)
A（犯罪傾向が進んでいない）		512	(35.6)
B（犯罪傾向が進んでいる）		927	(64.4)
判 定 未 了		1	(0.1)

今回受刑する原因になった犯罪時の飲酒状況（質問項目（23））

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,440	(100.0)
（犯罪の前・最中に） 酒を飲んでいた		252	(17.5)
酒を飲んでいない		1,016	(70.6)
不 詳		172	(11.9)

酒を飲んでいた場合、その状況について（質問項目（24））

区	分	人員	(構成比)
総	数	252	(100.0)
（犯罪に交通関係が含まれる 場合）酒を飲んで、運転した		59	(23.4)
家族に暴力（傷害・暴行 ・殺人を含む）を振るった		8	(3.2)
家族以外に暴力（傷害・暴行 ・殺人を含む）を振るった		52	(20.6)
性的な暴力（わいせつ 行為を含む）に及んだ		17	(6.7)
覚せい剤を使用した		15	(6.0)
酒が飲みたいがために、 窃盗や無銭飲食に及んだ		32	(12.7)
酒による生活破綻があり、 金に困って犯行に及んだ		12	(4.8)
酒を飲んで、その他の 犯罪に及んだ		57	(22.6)

酒を飲んでいなかった、又は不詳の場合、事件の背景について（質問項目（25））

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,188	(100.0)
酒が飲みたいがために、 酒類や金を盗んだ		21	(1.8)
酒による生活破綻により、 金に困って犯行に及んだ		15	(1.3)
酒との関係は認められない		885	(74.5)
上記には該当しない		267	(22.5)

巻末資料 4 単純集計表（飲酒に関するアンケート用紙（受刑者記入用））

Q 1 あなたは、今回刑務所に入ることになった事件を起こしたとき、生活費をどこから得ていましたか。（複数回答）

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,440	(100.0)
給	料	891	(61.9)
生 活 保	護	115	(8.0)
年	金	54	(3.8)
貯	金	173	(12.0)
親 族 か ら の 援 助		257	(17.8)
消費者金融(サラ金)からの借金		52	(3.6)
友人・知人からの借金		130	(9.0)
ギャンブル(パチンコ・競馬など)		142	(9.9)
そ の 他		110	(7.6)
どこからも得ていなかった		81	(5.6)

Q 2 あなたは、今回刑務所に入ることになった事件を起こしたとき、金銭面で毎日の暮らしに困ることがありましたか。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,440	(100.0)
まったくなかった		237	(16.5)
あまりなかった		367	(25.5)
ときどきあった		472	(32.8)
よくあった		355	(24.7)
無 回 答		9	(0.6)

Q 3 あなたは、次のような経験をしたことがありますか。

(ア) 人の物や金を盗んだ。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,440	(100.0)
まったくない		524	(36.4)
1 ～ 2 回 ある		356	(24.7)
3 回 以上 ある		554	(38.5)
無 回 答		6	(0.4)

(イ) 家族（内妻を含む）に暴力を振るった。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,440	(100.0)
まったくない		916	(63.6)
1 ～ 2 回 ある		354	(24.6)
3 回 以上 ある		163	(11.3)
無 回 答		7	(0.5)

(ウ) 家族以外の人に暴力を振るった。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,440	(100.0)
まったくない		569	(39.5)
1 ～ 2 回 ある		408	(28.3)
3 回 以上 ある		461	(32.0)
無 回 答		2	(0.1)

(エ) セクハラやちかんなどのわいせつな行為をした。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,440	(100.0)
ま	た	1,281	(89.0)
1	回	93	(6.5)
3	回	64	(4.4)
無	回	2	(0.1)

(オ) 覚せい剤を使用した。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,440	(100.0)
ま	た	918	(63.8)
1	回	60	(4.2)
3	回	460	(31.9)
無	回	2	(0.1)

Q 4 あなたは、今回收容される前、ふだんどのくらいの回数で酒を飲んでいましたか。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,440	(100.0)
ほ	と	427	(29.7)
週	に	241	(16.7)
週	に	239	(16.6)
1	か	142	(9.9)
数	か	114	(7.9)
1	年	40	(2.8)
回	数	1	(0.1)
ま	た	236	(16.4)

Q 5 あなたが酒を飲むようになったのは、およそ何歳のときでしたか(ほんの一口の試し飲みは含めません)。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
14	歳	107	(8.9)
15	歳	105	(8.7)
16	歳	150	(12.5)
17	歳	84	(7.0)
18	歳	247	(20.5)
19	歳	68	(5.6)
20	歳	200	(16.6)
21	歳	93	(7.7)
25	歳	57	(4.7)
30	歳	43	(3.6)
無	回	50	(4.2)

Q 6 あなたの父親または母親は、大量に酒を飲むことがありましたか。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
あ	た	565	(46.9)
な	た	522	(43.4)
わ	い	109	(9.1)
無	回	8	(0.7)

Q 7 あなたの父親または母親は、酒に酔って暴力を振るうことがありましたか。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
あ	つ	246	(20.4)
な	か	859	(71.3)
わ	か	93	(7.7)
無	回	6	(0.5)

Q 8 あなたは、今回収容される前、ふだん1回について、どんな酒をどのくらいの量飲んでいましたか。

酒の種類（複数回答）

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
ビ	一	980	(81.4)
日	本	292	(24.3)
焼		713	(59.2)
ウ	イ	203	(16.9)
ワ	イ	162	(13.5)

飲酒量

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
20	単	191	(15.9)
10	単位以上20単位未満	288	(23.9)
6	単位以上10単位未満	261	(21.7)
2	単位以上6単位未満	306	(25.4)
0	単位を超え2単位未満	158	(13.1)

Q 9 あなたは、今回収容される前の1年間で、最も多くの酒を飲んだときは、どのくらいの量の酒を飲みましたか。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
20	単	544	(45.2)
10	単位以上20単位未満	306	(25.4)
6	単位以上10単位未満	167	(13.9)
2	単位以上6単位未満	145	(12.0)
0	単位を超え2単位未満	42	(3.5)

Q10 あなたは、今回収容される前の1年間で、Q 9で答えた量の酒を飲むことが、どのくらいの回数でありましたか。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
ほ	と	126	(10.5)
週	に	151	(12.5)
週	に	203	(16.9)
1	か	228	(18.9)
数	か	321	(26.7)
1	年	156	(13.0)
無	回	19	(1.6)

Q11 あなたは、今回收容される前、朝や昼間から酒を飲むことが、どのくらいの回数でありましたか。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
ほとんど毎日		65	(5.4)
週に3～4回		75	(6.2)
週に1～2回		166	(13.8)
1か月に1～3回		116	(9.6)
数か月に1回程度		101	(8.4)
ほとんどない		667	(55.4)
無回答		14	(1.2)

Q12 あなたは、次のような経験をしたことがありますか。

(ア) 酒を飲んで、車やバイクを運転した。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
まったくない		466	(38.7)
1～2回ある		330	(27.4)
3回以上ある		403	(33.5)
無回答		5	(0.4)

(イ) 酒を飲んで、車やバイクを運転していたときに、事故を起こした。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
まったくない		967	(80.3)
1～2回ある		197	(16.4)
3回以上ある		29	(2.4)
無回答		11	(0.9)

(ウ) 酒が原因で、仕事を失ったり、もう少しで仕事を失いそうになったりした。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
まったくない		992	(82.4)
1～2回ある		158	(13.1)
3回以上ある		42	(3.5)
無回答		12	(1.0)

(エ) 酒の飲み方について、周りの人から非難または注意され、腹が立った。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
まったくない		930	(77.2)
1～2回ある		180	(15.0)
3回以上ある		86	(7.1)
無回答		8	(0.7)

(オ) 酒を飲んでいたときに、口げんかになった。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
まったくない		649	(53.9)
1～2回ある		370	(30.7)
3回以上ある		177	(14.7)
無回答		8	(0.7)

(カ) 酒を飲んでいたときに、家族（内妻を含む）に暴力を振るった。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
ま	た	1,012	(84.1)
1	く	135	(11.2)
3	な	50	(4.2)
無	い	7	(0.6)

(キ) 酒を飲んでいたときに、家族以外の人に暴力を振るった。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
ま	た	779	(64.7)
1	く	254	(21.1)
3	な	166	(13.8)
無	い	5	(0.4)

(ク) 酒が飲みたくて、酒や金を盗んだり、ただ飲みをしたりした。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
ま	た	1,057	(87.8)
1	く	77	(6.4)
3	な	62	(5.1)
無	い	8	(0.7)

(ケ) 酒を飲んでいたときに、セクハラやちかんなどのわいせつな行為をした。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
ま	た	1,124	(93.4)
1	く	53	(4.4)
3	な	18	(1.5)
無	い	9	(0.7)

(コ) 酒を飲んでいたときに、覚せい剤を使用した。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
ま	た	901	(74.8)
1	く	108	(9.0)
3	な	183	(15.2)
無	い	12	(1.0)

(サ) 酒がもとで病気（肝硬変，胃炎，糖尿病，高血圧症，アルコール中毒・依存症など）になり，1週間以上，ふだんの生活ができなかった。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
な	い	1,066	(88.5)
あ	る	127	(10.5)
無	答	11	(0.9)

(シ) 酒がもとで，家族（内妻を含む）と別れた。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
な	い	1,126	(93.5)
あ	る	67	(5.6)
無	答	11	(0.9)

(ス) 酒がもとで、友達を失った。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
な	い	1,074	(89.2)
あ	る	117	(9.7)
無	回 答	13	(1.1)

Q13 あなたは、どんなときに酒を飲みたいと思いますか。（三つまでの複数回答）

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
人	と	621	(51.6)
気	仲	65	(5.4)
ひ	大	343	(28.5)
嫌	ま	396	(32.9)
腹	こ	83	(6.9)
寂	立	294	(24.4)
体	し	53	(4.4)
覚	が	46	(3.8)
楽	い	779	(64.7)
い	し	60	(5.0)
そ	の	173	(14.4)

Q14 あなたは、何らかの失敗をしたとき、酒を言い訳にしたことがありますか。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
ほとんどなき	いる	898	(74.6)
ときどきあ	る	244	(20.3)
よくあ	る	43	(3.6)
いっそもそ	う	2	(0.2)
無回	答	17	(1.4)

Q15 あなたは、酒を飲んで、怒りっぽくなったり不機嫌になったりしたことがありますか。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
ほとんどのとき	いる	815	(67.7)
とよくあ	る	320	(26.6)
よい	あ	45	(3.7)
い	う	5	(0.4)
無	回	19	(1.6)

Q16 あなたは、酒を飲んで、前夜の出来事を思い出せなかったことがありますか。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
ほとんどなきあ	いる	780	(64.8)
ときどきあ	る	340	(28.2)
よくあ	る	71	(5.9)
いっそもそ	う	7	(0.6)
無回	答	6	(0.5)

Q17 あなたは、酒をやめるために、病院で治療を受けたことがありますか。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
な	い	1,139	(94.6)
あ	る	57	(4.7)
無	回 答	8	(0.7)

Q18 あなたは、酒をやめるために、断酒会・AA・ダルクなどに参加したことがありますか。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
な	い	1,155	(95.9)
あ	る	39	(3.2)
無	回 答	10	(0.8)

Q19 あなたは、これからの酒の飲み方について、どのように考えていますか。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
これまでと変わらず、酒を飲もうと考えている。		474	(39.4)
これまでより、酒の量や飲む回数を減らそうと考えている。		488	(40.5)
これからは、酒をやめようと考えている。		221	(18.4)
無	回 答	21	(1.7)

Q20 今回、あなたが刑務所に入ることになった事件に、酒の影響があったかどうかについて聞きます。どんな状態で事件を起こしたか、最もよくあてはまるものに一つだけ○をつけてください。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
事件のとき、酒を飲んでいなかった。		793	(65.9)
事件のとき、酒を飲んでいたが、事件とは関係ない。		116	(9.6)
酒を飲んで、車やバイクを運転した。		63	(5.2)
酒が飲みたかったため、事件を起こした。		28	(2.3)
酒で気が大きくなっていた。		66	(5.5)
酒で勢いをつけた。		23	(1.9)
酒を飲んで、よいことと悪いことの区別ができなくなっていた。		60	(5.0)
その他の		25	(2.1)
無	回 答	30	(2.5)

Q21 次の場合を考えてください。殺人を犯した人が、犯行時に酒を飲んでいたために、物事の判断がしづらくなっていた場合、罪が重くなると思いますが、それとも軽くなると思いますか。

区	分	人員	(構成比)
総	数	1,204	(100.0)
重くなくなる		361	(30.0)
やや重くなる		200	(16.6)
どちらでもない		408	(33.9)
やや軽くなる		158	(13.1)
軽くなる		58	(4.8)
無	回 答	19	(1.6)

巻末資料5 飲酒に関する調査票（保護観察所職員記入用）

（ ） 保護観察所（ ） 支部
調査票記入日 平成20年（ ） 月（ ） 日 調査票記入者（ ）

飲酒に関する調査票（保護観察所で記載してください。）

基礎事項

事件番号をアンケート用紙
にも記入してください。

- Q1 事件番号 【（ ） — （ ）】
- Q2 生年月日（T・S・H 年 月 日）
- Q3 保護観察開始日（S・H 年 月 日）
- Q4 保護観察終了日（H 年 月 日）（無期刑は、(88)(88)(88)と記す。）
- Q5 本件罪名（注；該当するすべての番号に○を付す。）
- | | | | | |
|-----------------|-----------------|--------------------|---------|---------------|
| 00 なし | 01 公務執行妨害 | 02 放火 | 03 住居侵入 | 04 強制わいせつ・致死傷 |
| 05 強姦・致死傷 | 06 殺人 | 07 傷害・致死 | 08 暴行 | 09 恐喝・脅迫 |
| 10 業過等致死傷（飲酒有） | 11 業過等致死傷（飲酒無） | 12 業過等致死傷（飲酒関連不詳） | | |
| 13 危険運転致死傷（飲酒有） | 14 危険運転致死傷（飲酒無） | 15 危険運転致死傷（飲酒関連不詳） | | |
| 16 常習累犯窃盗 | 17 窃盗 | 18 強盗・致死傷 | 19 詐欺 | 20 横領 |
| 21 器物損壊 | | | | |
| 22 覚せい剤違反 | 23 銃刀法違反 | | | |
| 24 道路交通法違反（飲酒有） | 25 道路交通法違反（飲酒無） | 26 道路交通法違反（飲酒関連不詳） | | |
| 27 酩酊防止法 | 28 迷惑防止条例 | 29 その他（ ） | | |
- Q6 本件刑期（ ）年（ ）月（無期刑は、(88)(88)。不定期刑は長期を記す。）
- Q7 本件の犯行年月日（S・H 年 月 日）（← 最初の行為日）
- Q8 保護処分歴（0 なし 1 あり）
- Q9 前科総数（ ）回（注；前科なしの場合0，不詳の場合999と記す。）
- Q10 前回の前科の判決言渡日（S・H 年（ ）月（ ）日（注；前科無の場合0）
- Q11 前回の前科の罪名（注；該当するすべての番号に○を付す。）
- | | | | | |
|-----------------|-----------------|--------------------|---------|---------------|
| 00 なし | 01 公務執行妨害 | 02 放火 | 03 住居侵入 | 04 強制わいせつ・致死傷 |
| 05 強姦・致死傷 | 06 殺人 | 07 傷害・致死 | 08 暴行 | 09 恐喝・脅迫 |
| 10 業過等致死傷（飲酒有） | 11 業過等致死傷（飲酒無） | 12 業過等致死傷（飲酒関連不詳） | | |
| 13 危険運転致死傷（飲酒有） | 14 危険運転致死傷（飲酒無） | 15 危険運転致死傷（飲酒関連不詳） | | |
| 16 常習累犯窃盗 | 17 窃盗 | 18 強盗・致死傷 | 19 詐欺 | 20 横領 |
| 21 器物損壊 | | | | |
| 22 覚せい剤違反 | 23 銃刀法違反 | | | |
| 24 道路交通法違反（飲酒有） | 25 道路交通法違反（飲酒無） | 26 道路交通法違反（飲酒関連不詳） | | |
| 27 酩酊防止法 | 28 迷惑防止条例 | 29 その他（ ） | | |
- Q12 前回前科の刑名等
- | | | |
|------------------|-------------------|------------------|
| 0 なし | 1 懲役/禁錮（実刑・仮釈放あり） | 2 懲役/禁錮（実刑・満期釈放） |
| 3 懲役/禁錮（保護観察付猶予） | 4 懲役/禁錮（単純猶予） | 5 罰金/拘留/科料 |
| 9 不詳 | | |
- Q13 刑事施設入所度数（ ）回（注；本件入所を含む。不詳の場合は(99)と記す。）
- Q14 再犯期間（ ）年（ ）月（注；不詳の場合は(99)(99)，初犯の場合(88)(88)）
- Q15 過去の仮釈放取消し・保護観察付執行猶予取消し（0 なし 1 あり）
- Q16 教育程度
- | | | |
|-------------|---------|-----------------|
| 01 小学校中退・卒業 | 02 中学中退 | 03 中学卒業（義務教育修了） |
| 04 高校在学 | 05 高校中退 | 06 高校卒業 |
| 07 大学在学 | 08 大学中退 | 09 大学卒業・院修了 |
| 10 その他 | 11 不就学 | 99 不詳 |
- Q17 薬物使用経験（注；該当するすべての番号に○を付す。）
- （ 0 なし 1 覚せい剤 2 有機溶剤 3 大麻 4 その他の薬物）

受理時等の本人の状況等

Q18 受理時の心身の状況（注；該当するすべての番号に○を付す。）

- | | | | | | | | |
|---|-------------|---|------|---|--------------|---|----------|
| 1 | 知的障害 | 2 | 人格障害 | 3 | アルコールによる精神障害 | 4 | その他の精神障害 |
| 5 | アルコール乱用・依存症 | 6 | 身体疾患 | 7 | 身体障害 | 8 | 該当なし |

Q19-1 分類結果（1 A 2 B 3 非該当（処遇段階検討票適用））

-2 処遇段階（1 S 2 A 3 B 4 C 5 非該当（分類検討票適用））

Q20 問題飲酒以外の該当類型（注；該当するすべての番号に○を付す。）

- | | | | | | | | | | |
|----|---------|----|--------|----|-------|----|-------|----|----------|
| 01 | シンナー等乱用 | 02 | 覚せい剤事犯 | 03 | 暴力団関係 | 04 | 暴走族 | 05 | 性犯罪等 |
| 06 | 精神障害等 | 07 | 高齢対象者 | 08 | 無職等 | 09 | 家庭内暴力 | 10 | ギャンブル等依存 |

Q21 飲酒に関連した特別遵守事項・指示事項（注；該当するすべての番号に○を付す。）

- | | | | |
|---|-------------------|---|--------------|
| 1 | 飲酒しない（断酒） | 2 | 飲酒を慎む（飲酒の抑制） |
| 3 | 酒場等に入出入り禁止 | 4 | 医療機関受診 |
| 5 | 断酒会・AA・薬物等更生施設の活用 | | |
| 6 | その他（ | | ） |

保護観察の状況

Q22 問題飲酒の類型を認定した理由（注；該当するすべての番号に○を付す。）

- （1 本件が飲酒原因 2 過去に飲酒原因の犯罪・非行あり 3 現に飲酒による生活破綻等あり）

Q23 類型認定に係る犯罪・非行の内容／保護観察期間内の犯罪行為

（注；まず、本件時又は過去において、下記の「犯罪等の種類」の各項目について、該当する場合は、「①本件時・過去」の列の該当欄に○を付し、特に飲酒時の問題であると認められる場合は、◎を付してください。

次に、本調査時までの保護観察期間内に、下記の「犯罪等の種類」の各項目について、該当する場合は、「②本調査時まで」の列の該当欄に○を、飲酒時の問題は◎を付してください。）

犯罪等の種類	①本件時・過去	②本調査時まで
ア 違法な車両運転		
イ 家庭内での性的暴力（わいせつ行為を含む。）		
ウ 家庭外での性的暴力（わいせつ行為を含む。）		
エ 家庭内でのその他の暴力（傷害・暴行・殺人・器物損壊など）		
オ 家庭外でのその他の暴力（傷害・暴行・殺人・器物損壊など）		
カ 刃物を携行して家屋内・市街を徘徊		
キ 飲酒目的で金品酒類の窃盗／無銭飲食		
ク その他の窃盗		
ケ 覚せい剤に手を出した		
コ その他の犯罪・非行 ※主なもの一つだけ記して下さい→（		

Q24 その他の問題の変化

(注；下記の「その他の問題等」の各項目について、①本件時・過去、②本調査時の、それぞれにおいて、当該問題が認められるものについて、各該当欄に○を付してください。)

その他の問題等	①本件時・過去	②本調査時
ア アルコール乱用の有無		
イ 飲酒目的で浪費・借金		
ウ アルコールによる精神障害		
エ アルコールによる他の健康障害		
オ 過度のパチンコ・ギャンブル等		
カ 飲酒のため稼働できない		
キ 自殺企図		
ク 同居家族との不和		
ケ 飲酒による家庭内での粗暴な行為		
コ 飲酒による家庭外での粗暴な行為		
サ 飲酒に関連するその他の問題 ※主なもの1つ記す→ ()		

Q25-1 生活状況の変化

(注；下記の「生活状況」の各項目について、①本件時、②本調査時の、それぞれの時点において、各項目の選択肢の中から該当する番号を、①本件時、②本調査時の各該当欄に記載してください。
「ウ生活に要する収入源」は、該当するすべての番号を①及び②の各該当欄に記載してください。
なお、不詳の場合は9を記載します。)

生活状況	①本件時	②本調査時
ア 婚姻状況 (1 未婚 2 配偶者(内縁含む) 3 離別 4 死別)		
イ 居住状況 (1 定住 2 住所不定 3 ホームレス)		
ウ 生活に要する収入源 { 0 収入源なし 3 年金 6 借金 8 その他 (1 本人給与 4 本人の貯金 7 パチンコ・ギャンブルからの収入 9 不詳		

Q25-2 同居家族の変化

(注；①本件時、②本調査時の、それぞれの時点において、該当するすべての番号を、各該当欄に記載してください。)

同居家族の構成員等	①本件時	②本調査時
{ 0 単身 4 その他の親族 7 更生保護施設 1 親 5 友人・知人 8 社会福祉施設 2 配偶者(内縁含む) 6 その他の者 9 不詳)		

Q26 保護観察の指導・援護等

ア 期間内に、問題行動等に対処するために保護観察官が直接担当した時期の有無

(0 なし 1 あり)

イ 期間内に実施した指導援護等 (注 ; 調査時までの期間中に該当のものすべてに○をする。)

- | | | | |
|-----------|-----------|---------------|--------------|
| 01 飲酒指導 | 02 就労指導 | 03 交通関係指導 | 04 浪費・金銭管理指導 |
| 05 交友関係指導 | 06 質問調書録取 | 07 保護観察官の家庭訪問 | 08 家庭環境調整 |
| 09 援護等 | 10 その他 (| | |

ウ 自庁又は管内更生保護施設で独自に実施している処遇プログラム等への参加の有無

(0 なし 1 あり)

エ 上のウで、「あり」の場合、それは何ですか。下記のうち、該当するすべての番号に○を付してください。

- | | | | |
|----------------|---------|--------|------------|
| 1 酒害教育等 | 2 SST | 3 家族教室 | 4 コラージュ療法等 |
| 5 外部カウンセラー等の面談 | 6 その他 (| | |

Q27 社会資源の利用

保護観察期間内で、下記の社会資源の各項目について、保護観察官が助言調整した場合、「①助言等」の欄に○を付してください。対象者本人の利用があった場合、「②利用」欄に○を、対象者本人の利用はないが家族等の利用があった場合は、△を付してください。

社会資源の種類等	①助言等	②利用
ア 酒害者等のための自助グループ (断酒会, AA, DARC等) への参加		
イ アルコール等更生施設 (DARC等) への入所		
ウ 精神保健センター・保健所への相談		
エ 医療機関での相談・受診・入院		
オ 福祉からの援助 (生活保護, 障害者年金等, 社会福祉施設等入所)		
カ 更生保護施設への入所・通所		
キ その他 ()		

保護観察全体の中での現時点の評価

Q28 保護観察開始後の本人の保護観察の成績

(注 ; 保護観察の本調査時点までを顧みて、下記で最もふさわしいと判断される番号一つに○を付してください。)

- | | | |
|-------------|-------------|-------------------|
| 1 おおむね良好で推移 | 2 おおむね普通で推移 | 3 おおむね不良で推移 |
| 4 成績上昇 | 5 成績下降 | 6 成績が上昇したり下降したりした |
| 7 その他 (| | |

巻末資料6 お酒に関するアンケート（調査対象者記入用）

お酒（アルコール）に関するアンケート

法務総合研究所

- 1 このアンケートは、保護観察を受けている人が、お酒（ビール、日本酒、焼酎、ウィスキー、ワインなどのアルコール分を含む飲料）を飲むことに関して、どんなことを思ったり感じたりしているかなどについて、お尋ねするものです。

2 アンケートは、調査以外の目的で使用することはまったくありません（あなたの保護観察とまったく関係ありません）ので、ありのままに教えてください。

3 記入が終わったら、封筒に入れて封をした上で、保護司さん（更生保護施設入所者の場合は更生保護施設職員）に渡してください。

次のページから質問が続きます。下の「回答の仕方のれい」のように、質問文をよく読んで、あなたにあてはまる番号に○をつけてください。

回答の仕方のれい

- Q あなたは、今、結婚していますか。次の中から、一つだけ選んで、○をつけてください。
- 1 結婚している

② 結婚していない



たとえば、結婚していない人は、こちらの番号に○をつけてください。

では、質問をはじめます。

Q 1 あなたが、お酒を飲むようになったのは、およそ何歳のときでしたか（ほんの一口の試し飲みは含めません）。
() 歳

Q 2 あなたの父親又は母親は、大量にお酒を飲むことができましたか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

- 1 あった 2 なかった 3 わからない

Q 3 あなたの父親又は母親は、お酒に酔って暴力を振るうことができましたか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

- 1 あった 2 なかった 3 わからない

Q 4 あなたは、どんなときにお酒を飲みたいと思いますか。最もよくあてはまるものを3つまで選び、番号に○をつけてください。

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1 人と仲良くしたいとき | 2 気を大きくしたいとき |
| 3 ひまなとき | 4 嫌なことを忘れたいとき |
| 5 腹が立っているとき | 6 寂しいとき |
| 7 体がつらいとき | 8 覚せい剤などの薬物を我慢するため |
| 9 楽しみたいとき | 10 いつでも |
| 11 その他（具体的に： |) |

Q 5 あなたは、最近、お酒を飲んでいますか。

- 1 断酒している
2 量や回数を減らして飲んでいる
3 量や回数を気にせず飲んでいる

Q 6 あなたは、お酒の飲み方について、これからどのようにしたいと思いますか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

- 1 断酒したい
2 量や回数を減らして飲みたい
3 量や回数を気にせず飲みたい

Q7 (Q6の質問で「1 断酒したい」又は「2 量や回数を減らして飲みたい」に○をつけた方に尋ねます。) そう思うのはなぜですか。あてはまる番号のすべてに○をつけてください。

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| 1 事件を起こしたくないから | 2 友達を失いたくないから |
| 3 暴力を振るいたくないから | 4 借金をしたくないから |
| 5 仕事を失いたくないから | 6 住む場所を失いたくないから |
| 7 生活費に困りたくないから | 8 病気になりたくないから |
| 9 遵守事項(又は指示事項)で決まっているから | |
| 10 家族(内妻を含む)と一緒に暮らしたいから | |
| 11 ギャンブル(パチンコ・競馬など)をしたくないから | |
| 12 その他(具体的に:) | |

Q8 (Q6の質問で「3 量や回数を気にせず飲みたい」に○をつけた方に尋ねます。) そう思うのはなぜですか。あてはまる番号のすべてに○をつけてください。

- 1 お酒が好きだから
- 2 飲まないとストレスがたまるから
- 3 やめようと思えばいつでもやめられるから
- 4 覚せい剤などの薬物を我慢するため
- 5 付き合いで飲まなければならないから
- 6 人に迷惑を掛けなければ飲んでも構わないから
- 7 仕事をしていれば飲んでも構わないから
- 8 次はもう失敗しない自信があるから
- 9 その他(具体的に:)

Q9 あなたが、お酒をやめるためにこれまでにしたことはありますか。あてはまる番号のすべてに○をつけてください。

- 1 特になし
- 2 断酒会, AA, ダルクなどの酒害教育・ミーティングへの参加
- 3 刑務所などでの酒害教育・ミーティングへの参加
- 4 更生保護施設での酒害教育・ミーティングへの参加
- 5 保護観察所での酒害教育・ミーティングへの参加
- 6 病院, 診療所への通院
- 7 飲酒に代わる趣味やストレスをためない方法などを見つけること
- 8 その他(具体的に:)

Q10 (Q9の質問で2～8の番号に○をつけた方に尋ねます。) それを実行することになったきっかけは何ですか。あてはまる番号のすべてに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 刑務所などの職員にすすめられた | 2 保護観察官にすすめられた |
| 3 保護司にすすめられた | 4 更生保護施設職員にすすめられた |
| 5 家族・親族・知人にすすめられた | 6 自分で探した、又は、自発的に始めた |
| 7 その他(具体的に: |) |

Q11 (Q9の質問で2～8の番号に○をつけた方に尋ねます。) それを実行したことにより、あなたの飲酒にどのような変化がありましたか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

- | | | |
|---------|----------|-----------------|
| 1 変化はない | 2 断酒している | 3 お酒の量や飲む回数が減った |
|---------|----------|-----------------|

Q12 あなたは、お酒に関する遵守事項(又は指示事項)を守っていますか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

- | |
|-------------------------|
| 1 お酒に関する遵守事項(又は指示事項)はない |
| 2 守っている |
| 3 守りたいが、なかなか守れない |
| 4 守っていない |

Q13 あなたは、今回の保護観察になった事件当時、ふだんどのくらいの回数でお酒を飲んでいましたか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

- | | | |
|------------|------------|-----------|
| 1 ほとんど毎日 | 2 週に1, 2回 | 3 週に3, 4回 |
| 4 1か月に1～3回 | 5 数か月に1回程度 | 6 1年に1回程度 |
| 7 まったく飲まない | | |

Q14 あなたは、今回の保護観察になった事件当時、ふだん1回について、どんなお酒をどのくらいの量飲んでいましたか。よく飲んでいたお酒の番号に○をつけ、だいたい量を思い出し、□の中にあてはまる数字を書いてください。

(例1) 1回にビール中びん2本を飲む場合

① ビール 500ml(中びん)

2

 本

(例2) 1回に日本酒1合と焼酎水割り3杯をチャンポンする場合

② 日本酒 180ml(1合)

1

 合

③ 焼酎 100ml(コップ半分)

3

 杯

- | | | | | | |
|-------------------|--|--|--------------------|--|--|
| 1 ビール 500ml(中びん) | <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td></tr></table> 本 | | 2 日本酒 180ml(1合) | <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td></tr></table> 合 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 3 焼酎 100ml(コップ半分) | <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td></tr></table> 杯 | | 4 ウイスキー 30ml(シングル) | <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td></tr></table> 杯 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 5 ワイン 100ml(グラス) | <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td></tr></table> 杯 | | | | |
| | | | | | |

Q15 あなたは、今回の保護観察になった事件当時、朝や昼間からお酒を飲むことが、どのくらいの回数でありましたか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

- | | | | | | |
|---|----------|---|----------|---|---------|
| 1 | ほとんど毎日 | 2 | 週に1, 2回 | 3 | 週に3, 4回 |
| 4 | 1か月に1～3回 | 5 | 数か月に1回程度 | 6 | ほとんどない |

Q16 あなたが、今回の保護観察になった事件にお酒の影響があったかどうかについて尋ねます。どんな状態で事件を起こしたか、最もよくあてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

- 1 事件のとき、お酒を飲んでいなかった
- 2 事件のとき、お酒を飲んでいたが、事件とは関係ない
- 3 お酒を飲んで、車やバイクを運転した
- 4 お酒で気が大きくなっていたため、事件を起こした
- 5 お酒を飲みたかったため、事件を起こした
- 6 お酒で良いことと悪いことの区別ができなくなっていたため、事件を起こした
- 7 お酒で勢いをつけて、事件を起こした
- 8 その他（具体的に： _____）

Q17 あなたは、何らかの失敗をしたとき、お酒を言い訳にしたことがありますか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

- | | | | | | | | |
|---|--------|---|--------|---|------|---|--------|
| 1 | ほとんどない | 2 | ときどきある | 3 | よくある | 4 | いつもそうだ |
|---|--------|---|--------|---|------|---|--------|

Q18 あなたは、お酒を飲んで、次のようになったことがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 1 飲み出すとやめられなかった | 2 良いことと悪いことの区別ができなかった |
| 3 怒りっぽくなったり不機嫌になった | 4 気が大きくなった |
| 5 よく考えないで行動した | 6 自分の気持ちを素直に表現できた |
| 7 愉快的な気持ちになった | 8 気持ちが落ち込んだ |
| 9 記憶がなくなった | 10 眠ってしまった |
| 11 いつもの自分と変わらなかった | |
| 12 その他（具体的に： _____） | |

Q19 あなたは、次のような経験をしたことはありますか。あてはまる番号のすべてに○をつけてください。

- 1 お酒を飲んで車やバイクを運転した
- 2 お酒を飲んで車やバイクを運転していたときに、事故を起こした
- 3 お酒の飲み方について周りの人から非難又は注意され、腹が立った
- 4 お酒を飲んでいたときに口げんかになった
- 5 お酒を飲んでいたときに家族（内妻を含む）に暴力を振るった
- 6 お酒を飲んでいたときに家族以外の人に暴力を振るった
- 7 お酒が飲みたくて、お酒やお金を盗んだり、ただ飲みをしたりした
- 8 お酒を飲んでいたときにセクハラやちかんなどのわいせつな行為をした
- 9 お酒を飲んでいたときに覚せい剤を使用した
- 10 お酒がもとで家族（内妻を含む）と別れた
- 11 お酒がもとで友達を失った
- 12 お酒が原因で仕事を失ったり、もう少しで仕事を失いそうになった
- 13 お酒がもとで生活費が足りなくなった
- 14 お酒がもとで借金をした
- 15 お酒を飲んでいたときにギャンブル（パチンコ・競馬など）をした
- 16 お酒がもとで住む場所を失った
- 17 お酒がもとで病気（肝硬変、胃炎、糖尿病、高血圧症、アルコール中毒・依存症など）になり、1週間以上、ふだんの生活ができなかった
- 18 その他（具体的に： _____）

Q20 次の場合を考えてください。殺人を犯した人が、犯行時にお酒を飲んでいたために、物事の判断がしづらくなっていた場合、罪が重くなると思いますか、それとも軽くなると思いますか。あてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

- | | | |
|--------|-----------|----------|
| 1 重くなる | 2 やや重くなる | 3 やや軽くなる |
| 4 軽くなる | 5 どちらでもない | |

ご協力ありがとうございました。

() —

卷末資料 7

単純集計表（飲酒に関する調査票（保護観察所職員記入用））

調査時年齢(Q2)

区	分	人員	(構成比)
総	数	489	(100.0)
19 歳 以下		1	(0.2)
20 ～ 24 歳		20	(4.1)
25 ～ 29 歳		46	(9.4)
30 ～ 39 歳		111	(22.7)
40 ～ 49 歳		121	(24.7)
50 ～ 59 歳		124	(25.4)
60 ～ 64 歳		30	(6.1)
65 歳 以上		36	(7.4)

犯行時年齡 (Q 7)

区	分	人員	(構成比)
総	数	489	(100.0)
19 歳 以下		7	(1.4)
20 ～ 24 歳		45	(9.2)
25 ～ 29 歳		46	(9.4)
30 ～ 39 歳		113	(23.1)
40 ～ 49 歳		124	(25.4)
50 ～ 59 歳		101	(20.7)
60 ～ 64 歳		34	(7.0)
65 歳 以上		18	(3.7)
不詳		1	(0.2)

本件罪名（複数回答）（Q5）

区 総		分 数	人 員	(構 成比)
刑	法	犯人	489	(100.0)
殺強傷暴恐窃詐横盗強強公放公住器偽暴危危自自そ		人盜害行迫盜欺領等姦つ布火害等壊造法()有無有無有無犯犯法法法法法()無詳不両法犯	13	(2.7)
			22	(4.5)
			99	(20.2)
			22	(4.5)
	喝・脅		17	(3.5)
			93	(19.0)
			26	(5.3)
			10	(2.0)
	品讓受け		1	(0.2)
			11	(2.2)
	然制わいわせつ・文書頒		10	(2.0)
			1	(0.2)
	務居執行妨入		23	(4.7)
			23	(4.7)
			46	(9.4)
	物損		19	(3.9)
			12	(2.5)
	力運転致死致失他の別		12	(2.5)
			17	(3.5)
			2	(0.4)
			47	(9.6)
			7	(1.4)
			12	(2.5)
特			26	(5.3)
	せい刀剂取劇防福		6	(1.2)
	麻		2	(0.4)
			2	(0.4)
	春童		1	(0.2)
			1	(0.2)
	路交通法(飲酒有無)詳不両法犯		158	(32.3)
	道路交通法(飲酒有無)詳不両法犯		13	(2.7)
	道路交通法(飲酒有無)詳不両法犯		1	(0.2)
	道路交通法の送特別		12	(2.5)
	その他ののの特		7	(1.4)

本件刑期（Ｑ６）

区	分	人員	（構成比）
総	数	489	(100.0)
6	内	22	(4.5)
1	内	165	(33.7)
2	内	152	(31.1)
3	内	92	(18.8)
4	内	21	(4.3)
5	内	15	(3.1)
6	内	12	(2.5)
6	を 超 え る	10	(2.0)

保護処分歴（Ｑ８）

区	分	人員	（構成比）
総	数	489	(100.0)
あ	り	97	(19.8)
な	し	386	(78.9)
不	詳	6	(1.2)

前科総数（Ｑ９）

区	分	人員	（構成比）
総	数	489	(100.0)
前	し	130	(26.6)
1	回	91	(18.6)
2	回	86	(17.6)
3	回	58	(11.9)
4	回	39	(8.0)
5	上	81	(16.6)
不	詳	4	(0.8)

前回前科罪名（複数回答）（Ｑ11）

区	分	人員	（構成比）
総	数	355	(72.6)
刑	犯		
強	盗	1	(0.2)
傷	害	60	(12.3)
暴	行	20	(4.1)
恐	迫	8	(1.6)
喝	盗	53	(10.8)
・	欺	11	(2.2)
脅	領	4	(0.8)
	つ	2	(0.4)
強	布	1	(0.2)
制	火	1	(0.2)
わ	害	8	(1.6)
い	等	34	(7.0)
せ	入	12	(2.5)
つ	壊	2	(0.4)
・	造	4	(0.8)
文	法	2	(0.4)
書	危	13	(2.7)
領	険	2	(0.4)
布	運	2	(0.4)
火	転	23	(4.7)
害	過	1	(0.2)
等	失	10	(2.0)
入	致	9	(1.8)
等	死	3	(0.6)
損	傷	3	(0.6)
物	等	3	(0.6)
侵	飲	1	(0.2)
入	酒	101	(20.7)
等	有	22	(4.5)
壊	無	18	(3.7)
造	不	3	(0.6)
法	詳	14	(2.9)
刑	特		
法	別		
犯	銃		
法	覚		
犯	せ		
法	い		
犯	麻		
法	取		
犯	締		
法	劇		
犯	福		
法	祉		
犯	道		
法	路		
犯	交		
法	通		
犯	法		
犯	（		
犯	飲		
犯	酒		
犯	有		
犯	無		
犯	不		
犯	詳		
犯	運		
犯	送		
犯	車		
犯	両		
犯	法		
犯	特		
犯	別		
犯	法		

注 前科を有する者に限る。

前回前科刑名（Q12）

区	分	人員	（構成比）
総	数	355	（100.0）
懲役／禁錮（実刑・仮釈放あり）		30	（8.5）
懲役／禁錮（実刑・満期釈放）		12	（3.4）
懲役／禁錮（保護観察付猶予）		28	（7.9）
懲役／禁錮（単純猶予）		109	（30.7）
罰金／拘留／科料		175	（49.3）
不詳		1	（0.3）

注 前科を有する者に限る。

入所度数（Q13）

区	分	人員	（構成比）
総	数	355	（100.0）
なし		193	（54.4）
1	回	105	（29.6）
2	回	23	（6.5）
3	回	11	（3.1）
4	回	8	（2.3）
5 ～ 10	回	14	（3.9）
不詳		1	（0.3）

注 前科を有する者に限る。

再犯期間（Q14）

区	分	人員	（構成比）
総	数	355	（100.0）
1 年 以 内		99	（27.9）
2 年 以 内		46	（13.0）
3 年 以 内		31	（8.7）
4 年 以 内		35	（9.9）
5 年 以 内		37	（10.4）
6 年 以 内		15	（4.2）
6 年 を 超 え る		83	（23.4）
不詳		9	（2.5）

注 前科を有する者に限る。

過去の仮釈放取消し・保護観察付執行猶予取消し（Q15）

区	分	人員	（構成比）
総	数	355	（100.0）
あり		34	（9.6）
なし		318	（89.6）
不詳		3	（0.8）

注 前科を有する者に限る。

教育程度（Q16）

区	分	人員	（構成比）
総	数	489	（100.0）
小学校卒（中退含む）		7	（1.4）
中学校中退		5	（1.0）
中学校卒		192	（39.3）
高等学校中退		97	（19.8）
高等学校卒		152	（31.1）
大学在学		2	（0.4）
大学中退		12	（2.5）
大学卒・大学院修了		21	（4.3）
その他（不就学含む）		1	（0.2）

薬物使用経験（複数回答）（Q17）

区	分	人員	（構成比）
総	数	489	（100.0）
なし		418	（85.5）
覚せい剤		43	（8.8）
有機溶剤		31	（6.3）
大麻		8	（1.6）
その他の薬物		3	（0.6）

保護観察開始時の心身の状況（複数回答）（Q18）

区	分	人員	（構成比）
総	数	489	（100.0）
知的障害	5		（1.0）
人格障害	3		（0.6）
アルコールによる精神障害	7		（1.4）
その他の精神障害	20		（4.1）
アルコール乱用・依存症	90		（18.4）
身体疾患	50		（10.2）
身体障害	11		（2.2）
該当なし	333		（68.1）

分類・類型別処遇の状況（Q19）

区	分	人員	（構成比）
総	数	352	（100.0）
旧	A	76	（21.6）
旧	B	261	（74.1）
新	B	2	（0.6）
新	C	13	（3.7）

問題飲酒以外の類型区分（複数回答）（Q20）

区	分	人員	（構成比）
総	数	489	（100.0）
シナ一等乱用	3		（0.6）
覚せい剤事犯	10		（2.0）
暴力団関係	7		（1.4）
暴走族	1		（0.2）
性犯罪等	32		（6.5）
精神障害等	28		（5.7）
高齢	27		（5.5）
無職等	63		（12.9）
家庭内暴力	14		（2.9）
ギャンブル等依存	36		（7.4）

飲酒関連の特別遵守事項・指示事項（複数回答）（Q21）

区	分	人員	（構成比）
総	数	489	（100.0）
飲酒しない（断酒）	158		（32.3）
飲酒を慎む（飲酒の抑制）	232		（47.4）
酒場等に出入り禁止	1		（0.2）
医療機関受診	16		（3.3）
断酒会・A A・薬物等更生施設の活用	1		（0.2）
その他	3		（0.6）

類型認定の理由（複数回答）（Q22）

区	分	人員	（構成比）
総	数	489	（100.0）
本件が飲酒原因	412		（84.3）
過去に飲酒原因の犯罪・非行あり	168		（34.4）
現に飲酒による生活破綻等あり	76		（15.5）

類型認定に係る犯罪等（複数回答）（Q23）

犯 罪 ・ 非 行 の 内 容		本件時・過去	保護観察 期間中
総	数	489	489
違 法 な 車 両 運 転	◎ ○	213 32	5 4
家 庭 内 で の 性 的 暴 力	◎ ○	- -	- -
家 庭 外 で の 性 的 暴 力	◎ ○	24 8	1 -
家 庭 内 で の そ の 他 の 暴 力	◎ ○	40 11	4 1
家 庭 外 で の そ の 他 の 暴 力	◎ ○	139 27	8 2
刃物を携行して家屋内・市街を徘徊	◎ ○	23 10	3 2
飲 酒 目 的 で 金 品 酒 類	◎	39	1
窃 盗 ・ 無 銭 飲 食	○	14	-
そ の 他 の 窃 盗	◎ ○	34 50	1 4
覚 せ い 剤 に 手 を 出 し た	◎ ○	4 29	- 1
放 火	◎ ○	16 1	- 1
住 居 侵 入	◎ ○	10 3	1 -
そ の 他 の 犯 罪 ・ 非 行	◎ ○	11 22	- 2

注 「◎」は、特に飲酒時の問題であると認められる場合であり、「○」は、飲酒時とは認められない場合である。

その他の問題（複数回答）（Q24）

そ の 他 の 問 題 の 内 容		本件時・過去		保護観察期間中	
		人員	（構成比）	人員	（構成比）
総	数	489	(100.0)	489	(100.0)
ア ル コ ー ル 乱 用 の 有 無		141	(28.8)	37	(7.6)
飲 酒 目 的 で 浪 費 ・ 借 金		64	(13.1)	8	(1.6)
ア ル コ ー ル に よ る 精 神 障 害		24	(4.9)	11	(2.2)
ア ル コ ー ル に よ る そ の 他 の 健 康 阻 害		64	(13.1)	30	(6.1)
過 度 の パ チ ン コ ・ ギ ャ ン ブ ル 等		33	(6.7)	4	(0.8)
飲 酒 の た め 稼 働 で き な い		37	(7.6)	18	(3.7)
自 殺 企 図		9	(1.8)	4	(0.8)
同 居 家 族 と の 不 和		69	(14.1)	20	(4.1)
飲 酒 に よ る 家 庭 内 で の 粗 暴 な 行 為		50	(10.2)	13	(2.7)
飲 酒 に よ る 家 庭 外 で の 粗 暴 な 行 為		90	(18.4)	11	(2.2)
飲 酒 に 関 連 す る そ の 他 の 問 題		4	(0.8)	4	(0.8)

婚姻状況（Q25－１ ア）

区 分	本件時		本調査時	
	人員	（構成比）	人員	（構成比）
総	489	(100.0)	489	(100.0)
未 婚	212	(43.4)	201	(41.1)
配 偶 者 （ 内 縁 含 む ）	131	(26.8)	124	(25.4)
離 別	139	(28.4)	156	(31.9)
死 別	7	(1.4)	7	(1.4)
不 詳	-		1	(0.2)

居住状況（Q25－１ イ）

区	分	本件時		本調査時	
		人員	(構成比)	人員	(構成比)
総	数	489	(100.0)	489	(100.0)
定	住	452	(92.4)	483	(98.8)
住	定	26	(5.3)	5	(1.0)
ホ	ス	11	(2.2)	-	
不	詳	-		1	(0.2)

生活に要する収入源（複数回答）（Q25－１ ウ）

区	分	本件時		本調査時	
		人員	(構成比)	人員	(構成比)
総	数	489	(100.0)	489	(100.0)
収	入	47	(9.6)	9	(1.8)
本	与	296	(60.5)	331	(67.7)
生	護	49	(10.0)	68	(13.9)
年	金	25	(5.1)	28	(5.7)
本	金	10	(2.0)	9	(1.8)
親	助	65	(13.3)	73	(14.9)
借	金	20	(4.1)	5	(1.0)
パチンコ・ギャンブルからの収入		3	(0.6)	-	
そ	他	15	(3.1)	12	(2.5)
不	詳	15	(3.1)	4	(0.8)

同居者の状況（複数回答）（Q25－２）

区	分	本件時		本調査時	
		人員	(構成比)	人員	(構成比)
総	数	489	(100.0)	489	(100.0)
単	身	152	(31.1)	116	(23.7)
		173	(35.4)	176	(36.0)
配	親	123	(25.2)	116	(23.7)
子	縁	85	(17.4)	75	(15.3)
そ	／	58	(11.9)	51	(10.4)
友	の	12	(2.5)	9	(1.8)
そ	・	8	(1.6)	9	(1.8)
更	他	4	(0.8)	40	(8.2)
社	の	1	(0.2)	8	(1.6)
不	施	7	(1.4)	3	(0.6)

保護観察官が直接担当した時期の有無（Q26－ア）

区	分	人員	(構成比)
総	数	489	(100.0)
あ	り	57	(11.7)
な	し	431	(88.1)
無	回	1	(0.2)

保護観察期間中に実施した指導援護等（複数回答）（Q26-イ）

区	分	人員	（構成比）
総	数	489	(100.0)
飲 酒 指 導		288	(58.9)
就 労 指 導		164	(33.5)
交 通 関 係 指 導		93	(19.0)
浪 費 ・ 金 銭 管 理 指 導		99	(20.2)
交 友 関 係 指 導		18	(3.7)
質 問 調 査 録 取		28	(5.7)
保 護 観 察 官 の 家 庭 訪 問		42	(8.6)
家 庭 環 境 調 整		30	(6.1)
援 護 等		24	(4.9)
そ の 他		48	(9.8)

**自庁又は管内更生保護施設で独自に実施している
処遇プログラム等への参加の有無（Q26-ウ）**

区	分	人員	（構成比）
総	数	489	(100.0)
あ	り	18	(3.7)
な	し	467	(95.5)
無 回 答		4	(0.8)

**自庁又は管内更生保護施設で独自に実施している
処遇プログラム等の内容（複数回答）（Q26-エ）**

区	分	人員	（構成比）
総	数	18	(3.7)
酒 害 教 育 等		5	(1.0)
S S T		11	(2.2)
外 部 カ ウ ン セ ラ ー 等 の 面 談		1	(0.2)
そ の 他		4	(0.8)

社会資源の利用状況（複数回答）（Q27）

区	分	助 言 等	利 用	
			本人	家族等
酒 害 者 等 の た め の 自 助 グ ル ー プ （ 断 酒 会 ， AA ， ダ ル ク 等 ） へ の 参 加	37		18	-
ア ル コ ー ル 等 更 生 施 設 （ ダ ル ク 等 ） へ の 入 所	1		1	-
精 神 保 健 セ ン タ ー ・ 保 健 所 へ の 相 談	12		4	1
医 療 機 関 で の 相 談 ・ 受 診 ・ 入 院	49		60	1
生 活 保 護 ， 障 害 者 年 金 等 ， 社 会 福 祉 施 設 等 入 所	24		44	2
更 生 保 護 施 設 へ の 入 所 ・ 通 所	14		31	-
そ の 他	5		4	-

保護観察の成績（Q28）

区	分	人員	（構成比）
総	数	489	(100.0)
お お む ね 良 好 で 推 移		264	(54.0)
お お む ね 普 通 で 推 移		151	(30.9)
お お む ね 不 良 で 推 移		1	(0.2)
成 績 上 昇		22	(4.5)
成 績 下 降		8	(1.6)
成 績 が 上 昇 し た り 下 降 し た り し た の		38	(7.8)
そ の 他		4	(0.8)
不 詳		1	(0.2)

巻末資料 8

単純集計表（お酒に関するアンケート（調査対象者記入用））

Q 1 あなたが、お酒を飲むようになったのは、およそ何歳のときでしたか（ほんの一口の試し飲みは含めません）。

区	分	人員	(構成比)
総	数	435	(100.0)
14 歳 以	下	41	(9.4)
15	歳	29	(6.7)
16	歳	41	(9.4)
17	歳	24	(5.5)
18	歳	92	(21.1)
19	歳	39	(9.0)
20	歳	81	(18.6)
21 ~ 24	歳	54	(12.4)
25 ~ 29	歳	18	(4.1)
30 歳 以	上	11	(2.5)
無 回	答	12	(2.8)

Q 2 あなたの父親又は母親は、大量にお酒を飲むことがありましたか。

区	分	人員	(構成比)
総	数	435	(100.0)
あ	た	238	(54.7)
な	た	166	(38.2)
わ	い	28	(6.4)
無	答	3	(0.7)

Q 3 あなたの父親又は母親は、お酒に酔って暴力を振るうことがありましたか。

区	分	人員	(構成比)
総	数	435	(100.0)
あ	た	96	(22.1)
な	た	308	(70.8)
わ	い	27	(6.2)
無	答	4	(0.9)

Q 4 あなたは、どんなときにお酒を飲みたいと思いますか。（3つまでの複数回答）

区	分	人員	(構成比)
総	数	435	(100.0)
人	と	198	(45.5)
気	と	20	(4.6)
ひ	と	118	(27.1)
嫌	と	168	(38.6)
腹	と	57	(13.1)
寂	と	105	(24.1)
体	と	73	(16.8)
覚	と	1	(0.2)
楽	と	264	(60.7)
い	と	25	(5.7)
そ	他	49	(11.3)
無	答	6	(1.4)

Q 5 あなたは、最近、お酒を飲んでいますか。

区	分	人員	(構成比)
総	数	435	(100.0)
断 酒 し て い る		184	(42.3)
量 や 回 数 を 減 ら し て 飲 ん で い る		212	(48.7)
量 や 回 数 を 気 に せ ず 飲 ん で い る		36	(8.3)
無 回 答		3	(0.7)

Q 6 あなたは、お酒の飲み方について、これからどのようにしたいと思いますか。

区	分	人員	(構成比)
総	数	435	(100.0)
断 酒 し た い		150	(34.5)
量 や 回 数 を 減 ら し て 飲 み た い		255	(58.6)
量 や 回 数 を 気 に せ ず 飲 み た い		26	(6.0)
無 回 答		4	(0.9)

Q 7 (Q 6の質問で「1 断酒したい」又は「2 量や回数を減らして飲みたい」に○をつけた方に尋ねます。) そう思うのはなぜですか。(複数回答)

区	分	人員	(構成比)
総	数	405	(100.0)
事 件 を 起 こ し た く な い か ら		190	(46.9)
友 達 を 失 い た く な い か ら		69	(17.0)
暴 力 を 振 る い た く な い か ら		52	(12.8)
借 金 を し た く な い か ら		53	(13.1)
仕 事 を 失 い た く な い か ら		95	(23.5)
住 む 場 所 を 失 い た く な い か ら		41	(10.1)
生 活 費 に 困 り た く な い か ら		112	(27.7)
病 気 に な り た く な い か ら		182	(44.9)
遵 守 事 項 (又 は 指 示 事 項) で 決 ま っ て い る か ら		122	(30.1)
家 族 (内 妻 を 含 む) と 一 緒 に 暮 ら し た い か ら		63	(15.6)
ギャンブル (パチンコ・競馬など) を し た く な い か ら		15	(3.7)
そ の 他		44	(10.9)
無 回 答		5	(1.2)

Q 8 (Q 6の質問で「3 量や回数を気にせず飲みたい」に○をつけた方に尋ねます。) と思うのはなぜですか。(複数回答)

区	分	人員	(構成比)
総	数	26	(100.0)
お 酒 が 好 き だ か ら		12	(46.2)
飲まないとストレスがたまるから		5	(19.2)
やめようと思えばいつでも		6	(23.1)
やめられなければならない		12	(46.2)
付き合いで飲まなければなら		12	(46.2)
人に迷惑を掛けなければなら		12	(46.2)
飲んで構わないから		5	(19.2)
仕事をしたいから		7	(26.9)
飲んでも構わないから		7	(26.9)
次はもう失敗しないから		1	(3.8)
自信があるから			
その	他		

Q 9 あなたが、お酒をやめるためにこれまでにしたことはありますか。(複数回答)

区	分	人員	(構成比)
総	数	435	(100.0)
特 に な し		227	(52.2)
断酒会，AA，ダルクなどの		50	(11.5)
酒害教育・ミーティングへの参加		33	(7.6)
刑務所などでの酒害教育・		8	(1.8)
ミーティングへの参加		7	(1.6)
更生保護施設での酒害教育・		69	(15.9)
ミーティングへの参加		98	(22.5)
保護観察所での酒害教育・		25	(5.7)
ミーティングへの参加		15	(3.4)
病院，診療所への通院			
飲酒に代わる趣味やストレスを			
ためない方法などを見つけること			
その	他		
無 回 答			

Q10 (Q9の質問で2～8の番号に○をつけた方に尋ねます。) それを
実行することになったきっかけは何ですか。(複数回答)

区	分	人員	(構成比)
総	数	193	(100.0)
刑務所などの職員にすすめられた		25	(13.0)
保護観察官にすすめられた		22	(11.4)
保護司にすすめられた		27	(14.0)
更生保護施設職員にすすめられた		11	(5.7)
家族・親族・知人にすすめられた		52	(26.9)
自分で探した,又は,自発的に始めた		95	(49.2)
その他		23	(11.9)
無	回	11	(5.7)

Q11 (Q9の質問で2～8の番号に○をつけた方に尋ねます。) それを
実行したことにより,あなたの飲酒にどのような変化がありましたか。

区	分	人員	(構成比)
総	数	193	(100.0)
変化はない	い	17	(8.8)
断酒して	る	81	(42.0)
お酒の量や飲む回数が減った		85	(44.0)
無	回	10	(5.2)

Q12 あなたは,お酒に関する遵守事項(又は指示事項)を守っていますか。

区	分	人員	(構成比)
総	数	435	(100.0)
な	い	44	(10.1)
守	る	296	(68.0)
守りたいが,なかなか守れない		73	(16.8)
守	い	8	(1.8)
無	回	14	(3.2)

Q13 あなたは,今回の保護観察になった事件当時,ふだんどのくらいの
回数でお酒を飲んでいましたか。

区	分	人員	(構成比)
総	数	435	(100.0)
ほとんど毎日		226	(52.0)
週に1,2回		63	(14.5)
週に3,4回		91	(20.9)
1か月1～3回		32	(7.4)
数か月1回程度		6	(1.4)
1年に1回程度		1	(0.2)
1年未満		12	(2.8)
無	回	4	(0.9)

Q14 あなたは、今回の保護観察になった事件当時、ふだん1回について、どんなお酒をどのくらいの量飲んでいましたか。

酒の種類（複数回答）

区	分	人員	（構成比）
総	数	435	(100.0)
ビール	数	311	(71.5)
日本酒	数	86	(19.8)
焼酎	数	279	(64.1)
ウイスキー	数	46	(10.6)
ワイン	数	14	(3.2)

酒の量

区	分	人員	（構成比）
総	数	435	(100.0)
20単位以上	数	79	(18.2)
10単位以上	数	130	(29.9)
6単位以上	数	113	(26.0)
2単位以上	数	86	(19.8)
2単位未満	数	27	(6.2)

Q15 あなたは、今回の保護観察になった事件当時、朝や昼間からお酒を飲むことが、どのくらいの回数でありましたか。

区	分	人員	（構成比）
総	数	435	(100.0)
毎日	数	56	(12.9)
週に1回	数	74	(17.0)
週に3回	数	46	(10.6)
1か月1回	数	49	(11.3)
数か月1回	数	39	(9.0)
ほとんどない	数	163	(37.5)
無回答	数	8	(1.8)

Q16 あなたが、今回の保護観察になった事件にお酒の影響があったかどうかについて尋ねます。どんな状態で事件を起こしましたか。

区	分	人員	（構成比）
総	数	435	(100.0)
事件のとき、お酒を飲んでいなかった	数	46	(10.6)
事件のとき、お酒を飲んでいたが、事件とは関係ない	数	45	(10.3)
お酒を飲んで、車やバイクを運転した	数	139	(32.0)
お酒で気が大きくなっていたため、事件を起こした	数	84	(19.3)
お酒を飲みたかったため、事件を起こした	数	14	(3.2)
お酒で善悪の区別ができなくなっていたため、事件を起こした	数	64	(14.7)
お酒で勢いをつけて、事件を起こした	数	20	(4.6)
その他の	数	17	(3.9)
無回答	数	6	(1.4)

Q17 あなたは、何らかの失敗をしたとき、お酒を言い訳にしたことがありますか。

区	分	人員	(構成比)
総	数	435	(100.0)
ほとんどのとき	いる	264	(60.7)
よく	ある	130	(29.9)
い	る	27	(6.2)
無	だ	7	(1.6)
	答	7	(1.6)

Q18 あなたは、お酒を飲んで、次のようになったことがありますか。(複数回答)

区	分	人員	(構成比)
総	数	435	(100.0)
飲み出すとやめられなかった		162	(37.2)
良いことと悪いことの区別が できなかつた		91	(20.9)
怒りっぽくなったり不機嫌になった		91	(20.9)
気が大きくなつた		227	(52.2)
よく考えないで行動した		159	(36.6)
自分の気持ちを素直に表現できた		100	(23.0)
愉快的気持ちになった		196	(45.1)
気持ちが落ち込んだ		26	(6.0)
記憶がなくなつた		153	(35.2)
眠ってしまつた		151	(34.7)
いつもの自分と変わらなかった		66	(15.2)
その他		8	(1.8)
無回答		6	(1.4)

Q19 あなたは、次のような経験をしたことはありますか。（複数回答）

区	分	人員	（構成比）
総	数	435	（100.0）
お酒を飲んで車やバイクを運転した		292	（67.1）
お酒を飲んで車やバイクを運転していたときに、事故を起こした		144	（33.1）
お酒の飲み方について周りの人から非難又は注意され、腹が立った		80	（18.4）
お酒を飲んでいたときに口げんかになった		204	（46.9）
お酒を飲んでいたときに家族（内妻を含む）に暴力を振るった		69	（15.9）
お酒を飲んでいたときに家族以外の人に暴力を振るった		116	（26.7）
お酒が飲みたくて、お酒やお金を盗んだり、ただ飲みをしたりした		38	（8.7）
お酒を飲んでいたときにセクハラやちかんなどのおいせつな行為をした		21	（4.8）
お酒を飲んでいたときに覚せい剤を使用した		17	（3.9）
お酒がもとで家族（内妻を含む）と別れ		41	（9.4）
お酒がもとで友達を失った		47	（10.8）
お酒が原因で仕事を失ったり、もう少しで仕事を失いそうになった		91	（20.9）
お酒がもとで生活費が足りなくなった		79	（18.2）
お酒がもとで借金をした		56	（12.9）
お酒を飲んでいたときにギャンブル（パチンコ・競馬など）をした		59	（13.6）
お酒がもとで住む場所を失った		29	（6.7）
お酒がもとで病気（肝硬変、胃炎、糖尿病、高血圧症、アルコール中毒・依存症など）になり、1週間以上、ふだんの生活ができなかった		97	（22.3）
その他		9	（2.1）
無回答		22	（5.1）

Q20 次の場合を考えてください。殺人を犯した人が、犯行時にお酒を飲んでいたために、物事の判断がしづらくなっていた場合、罪が重くなると思いますが、それとも軽くなると思いますが。

区	分	人員	（構成比）
総	数	435	（100.0）
重くなら	る	168	（38.6）
やや重くなら	る	68	（15.6）
やや軽くな	る	30	（6.9）
軽くなる	る	8	（1.8）
どちらでもない	い	142	（32.6）
無回答	答	19	（4.4）

巻末資料9 罪名等の定義

罪名等の定義については、以下のとおり、特に注記のない限り、平成21年版犯罪白書の用例による。

1 罪名等の定義

(1) **「刑法犯」** 特に注記のない限り、刑法（明治40年法律第45号）及び次の特別法に規定する罪をいう。

①爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号） ②決闘罪に関する件（明治22年法律第34号） ③印紙犯罪処罰法（明治42年法律第39号） ④暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号） ⑤盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和5年法律第9号） ⑥航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年法律第68号） ⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和45年法律第142号） ⑧航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年法律第87号） ⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和53年法律第48号） ⑩組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）

(2) **「自動車運転過失致死傷・業過」** 自動車運転過失致死傷、業務上過失致死傷及び重過失致死傷をいう。

(3) **「自動車運転過失致死傷等」** 自動車運転過失致死傷・業過のうち、道路上の交通事故に係るものをいう。

(4) **「一般刑法犯」** 刑法犯全体から自動車運転過失致死傷等を除いたものをいう。

(5) **「特別法犯」** 前記（1）の刑法犯以外の罪をいう。

(6) **刑法犯の基本罪名には、特に掲げる場合を除いて、次の罪を含む。**

①未遂 ②予備 ③教唆及び幫助 ④強盗致死傷等の結果的加重犯 ⑤業務、目的、身分等による刑法上の加重軽減類型（自動車運転過失致死傷・業過を除く。）
⑥盗犯等の防止及び処分に関する法律による加重類型

(7) **次に掲げる刑法犯の罪名には、括弧内の罪名を含む。**

①殺人（自殺関与・同意殺人） ②強盗（強盗殺人・強盗強姦） ③強盗致死（強盗殺人） ④傷害（現場助勢） ⑤脅迫（強要） ⑥公務執行妨害（封印等破棄等）
⑦偽造（文書等の各偽造・公正証書原本不実記載等及び同行使）

[注]

(1) 警察庁の統計による場合、「刑法犯」は、印紙犯罪処罰法違反及び人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律違反を含まず、火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和47年法律第17号）違反、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和62年法律第103号）違反、サリン等による人身被害の防止に関する

る法律（平成7年法律第78号）違反，公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）違反及び公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成14年法律第67号）違反を含む。

（2）警察庁の統計による場合，「暴行」及び「脅迫」は暴力行為等処罰に関する法律1条及び1条の3に規定する加重類型を，「傷害」は同法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を，それぞれ含む。

（3）警察庁の統計による場合，「器物損壊」は，信書隠匿並びに暴力行為等処罰に関する法律1条及び1条の3に規定する加重類型を含む。

（4）警察庁の統計による場合，「自動車運転過失致死傷等」は，道路上の交通事故に係る過失致死傷を含む。

2 用語の定義

「入所受刑者」 裁判が確定し，その執行を受けるため，各年中に新たに入所するなどした受刑者をいい，矯正統計年報における「新受刑者」に相当する。

3 特別法の略称

[略称]

[法令名]

銃刀法……………銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）（銃砲刀剣類等所持取締令（昭和25年政令第334号）を含む。）

暴力行為等処罰法……………暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）

麻薬取締法……………麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）

酩酊防止法……………酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）